様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

7　年　6月　17日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者

住　所　千葉県流山市東初石2-132-2

氏　名　医療法人社団　曙会　流山中央病院
　理事長　国吉　昇
　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　04-7154-5741

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団　曙会　流山中央病院
事業場の所在地	千葉県流山市東初石2-132-2
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療・福祉　　中分類：医療業
②事業の規模	１５６床
③従業員数	５４９名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所：流山中央病院 ↓ 収集運搬業者(委託) ↓ 中間処理業者(委託) ↓ 最終処分業者(委託)

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.6.11 収受

(日本工業規格　A列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

院内医療安全組織図（別紙資料参照）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　令和6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排　出　量	54.3　t	t
	（これまでに実施した取組） ・ディスポ製品の使用削減 ・廃棄物分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排　出　量	53　t	t
	（今後実施する予定の取組） ・リサイクル可能品は率先導入 ・上記取り組み内容を今後も徹底する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鋭利物、固形物 ・一般廃棄物・廃プラスチック類との分別
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記分別の徹底

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（　令和6　年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（今後実施する予定の取組）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（　令和6　年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（今後実施する予定の取組　）			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　令和6　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　令和6　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	54.3　t	t
優良認定処理業者への処理委託量	54.3　t	t
再生利用業者への処理委託量	9.3　t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣は、出来る限り再生利用を要望する
・環境負担の少ない製品の積極的な導入

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	53 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	53 t	t
再生利用業者への処理委託量	8 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
・職員に対する分別意識の向上展開
・委託業者に対しては定期的に処理量確認の実施
・率先したリサイクル製品の導入

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（　令和6　年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	54.3 t

（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェスト導入済み。

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

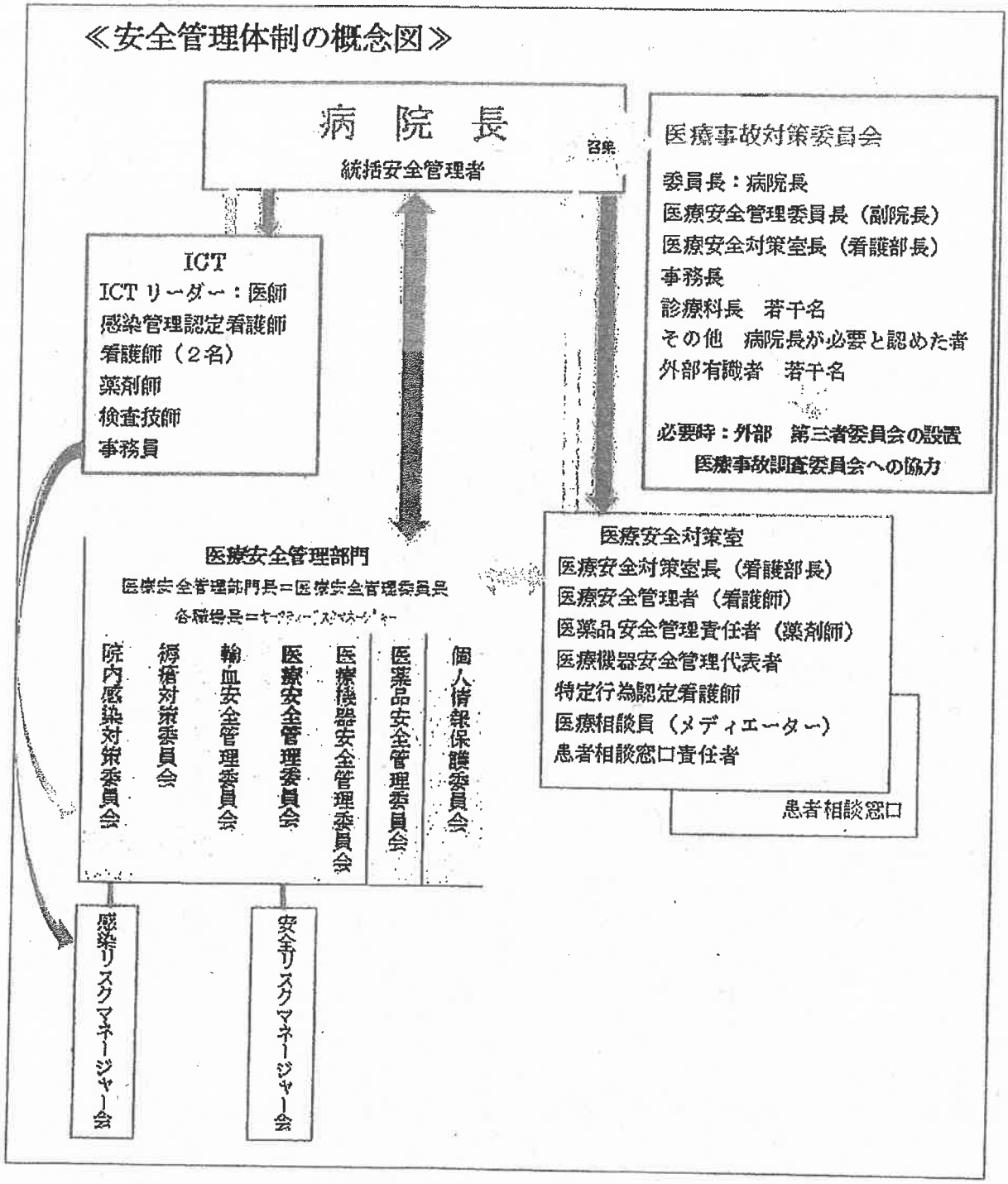
6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

Ⅰ－３　医療安全管理を統括する組織の全体図



＜医療安全対策マニュアルより＞

平成25年9月改訂
平成27年7月改訂
平成28年12月改訂
平成30年4月改訂

第６条　院内感染対策委員会（以下「委員会」）は全ての職員に対して組織的な対応と教育、啓発活動を行う。

１．委員会の構成

各職場長を構成員として組織する。

１）感染対策委員長（医師）
２）看護部長
３）事務長
４）外来責任者
５）各病棟責任者
６）滅菌・中材部門（手術室責任者）
７）医事課責任者
８）薬剤科責任者
９）リハビリ科責任者
１０）放射線科責任者
１１）検査科責任者
１２）栄養科責任者
１３）ＭＥ責任者
１４）地域連携室責任者
１５）総務課責任者
１６）感染管理認定看護師

２．委員会の開催

定期開催は第３火曜日として、必要に応じて臨時開催する。

３．委員会の協議事項

１）院内感染対策と予防に関すること
２）院内感染症発生時の対策に関すること
３）感染症患者への対応に関すること
４）院内清潔環境保持に関すること
５）抗菌薬、消毒薬の使用に関すること
６）職員の教育、指導に関すること
７）その他、院内感染対策に関すること

４．臨時感染委員会の開催

アウトブレイク時臨時に開催する。

構成は委員会構成員に加え、理事長、ＩＣＴ医師、担当医師が出席する。

第７条　職員に対する研修

院内感染対策の基本的な考え方、具体的な方策について周知徹底を図る。

１）入職時の初期研修をオリエンテーションと各部署内で必ず行う

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月17日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒270-0114
住 所　千葉県流山市東初石2-132-2
氏 名　医療法人社団 曙会 流山中央病院
理事長 国吉 昇
電話番号　04-7154-5783

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団曙会 流山中央病院
事業場の所在地	千葉県流山市東初石2-132-2
事業の種類	大分類:医療・福祉　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	54.3 t	全処理委託量	54.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	54,3
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	9,3
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　55.67	t
	前年度　54.3	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

令和元年6月から電子マニフェストを導入し、継続中。

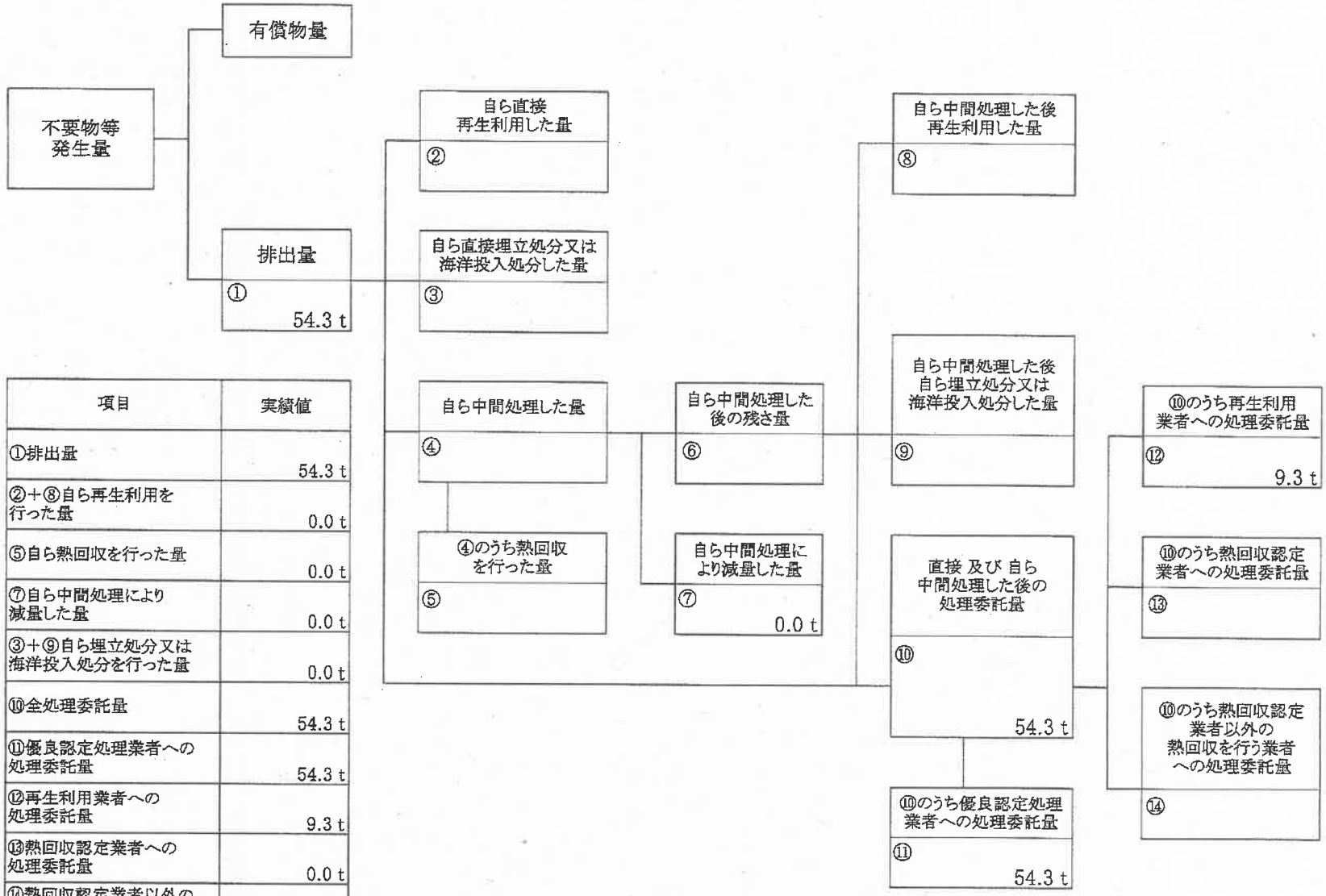
※事務処理欄

千葉県 流山出張所 R7.6.17 収受

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	54.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	54.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	54.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	9.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒289-2511

住　所　千葉県旭市イの1326番地

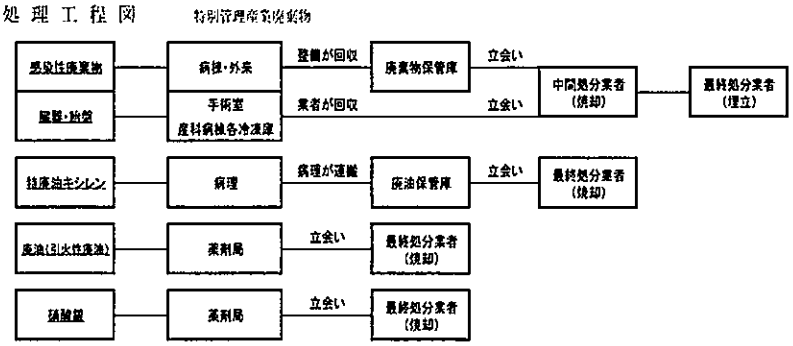
氏　名　地方独立行政法人
総合病院国保旭中央病院
理事長　吉田 象二

電話番号　0479-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人　総合病院国保旭中央病院
事業場の所在地	千葉県旭市イの1326番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

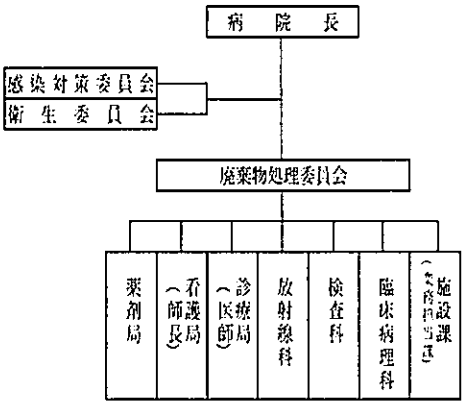
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	医療業　　病床数　989床
③従業員数	職員数　2,169名　（日々雇用含む）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格　A列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

管理組織責任者	所属　副院長	職　医師
廃棄物担当組織名	組織名　廃棄物処理委員会	廃棄物担当組織人数　１７人
処理計画組織規定	名　称	旭中央病院廃棄物処理委員会
	概　要	・院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護師長を副委員長、廃棄物排出部・科及び業務担当課の長をもって委員会を構成 ・委員会開催時の内容は病院長に報告 ・委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う
	情報管理方法	・具体的事項は業務担当課長が状況指導 ・感染対策委員会、看護師長会のメンバーを委員とし排出部署・各委員会等との連携を容易にしている



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
排　出　量	564.913　t	2.278　t

（これまでに実施した取組）

排出量については患者数に左右されており、年間を通してみなければわからない部分がある。再生容器（エコペール）等の使用で環境保護に取り組んでいる。また、院内ラウンドを実施し、廃棄・分別が適切に行われているかを委員会にて確認している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
排　出　量	593.158　t	2.391　t

（今後実施する予定の取組）

感染予防のために使われる使い捨ての手袋やガウンなどの廃棄物を削減することは難しい。また、患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もあるが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+５％までに抑えられるように努力していきます。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
全処理委託量	564.913 t	2.278 t
優良認定処理業者への処理委託量	504.203 t	2.278 t
再生利用業者への処理委託量	60.71 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再委託契約の締結等を設定

	②計画	【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	キシレン
全処理委託量		593.158 t	2.391 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き再生利用業者への委託検討

【前年度（令和６年度）実績】

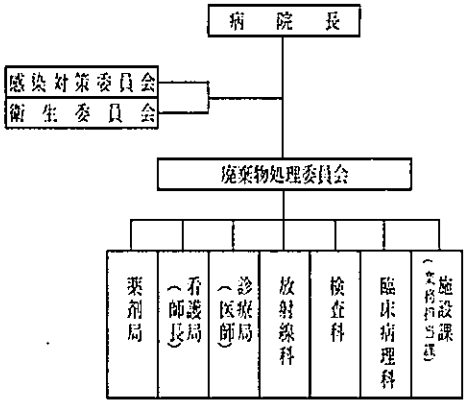
特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	567.191 t

電子情報処理組織の使用に関する事項	（今後実施する予定の取組等） 電子マニフェスト導入済。
※事務処理欄	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

管理組織責任者	所属　副院長	職　医師
廃棄物担当組織名	組織名　廃棄物処理委員会	廃棄物担当組織人数　１７人
処理計画組織規定	名称	旭中央病院廃棄物処理委員会
	概要	・院内感染対策委員長を委員長、感染対策室看護師長を副委員長、廃棄物排出部・科及び業務担当課の長をもって委員会を構成 ・委員会開催時の内容は病院長に報告 ・委員会にて廃棄物処理マニュアルの確認、部署ラウンドを実施し、必要部署・関係者等へ指導・連絡を行う
	情報管理方法	・具体的事項は業務担当課長が統制指導 ・感染対策委員会、看護師長会のメンバーを委員とし排出部署・各委員会等との連携を容易にしている



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
排　出　量	0　t	0.025　t

（これまでに実施した取組）

排出量については患者数に左右されており、年間を通してみなければわからない部分がある。再生容器（エコペール）等の使用で環境保護に取り組んでいる。また、院内ラウンドを実施し、廃棄・分別が適切に行われているかを委員会にて確認している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
排　出　量	0.02　t	0.025　t

（今後実施する予定の取組）

感染予防のために使われる使い捨ての手袋やガウンなどの廃棄物を削減することは難しい。また、患者数及び治療内容によって変化するため、排出抑制には難しい面もあるが、引き続き環境保護に重点を置き、前年度よりも増加を+５％までに抑えられるように努力していきます。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

容器・袋等の色分けをし、ハザードマークを付け、一目でわかるように分別を行っています。容器周辺の床にトラテープでゾーニングしています。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

委員会でのラウンドだけでなく、部署でのラウンド実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
全処理委託量	0 t	0.025 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	0.025 t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

業者選定条件として1日当たりの焼却炉の処理能力や不測の事態に備えて再委託契約の締結等を設定

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	硝酸銀	ヒ素
全処理委託量	0.2 t	0.025 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き再生利用業者への委託検討

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	0.025 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェスト導入済。

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒289-2511
住 所　千葉県旭市イの1326番地
氏 名　地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
理事長 吉田 象二
電話番号 0479-63-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院
事業場の所在地	千葉県旭市イの1326番地
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	447.235 t	全処理委託量	447.235 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	425.909t
	前 年 度	567.216t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

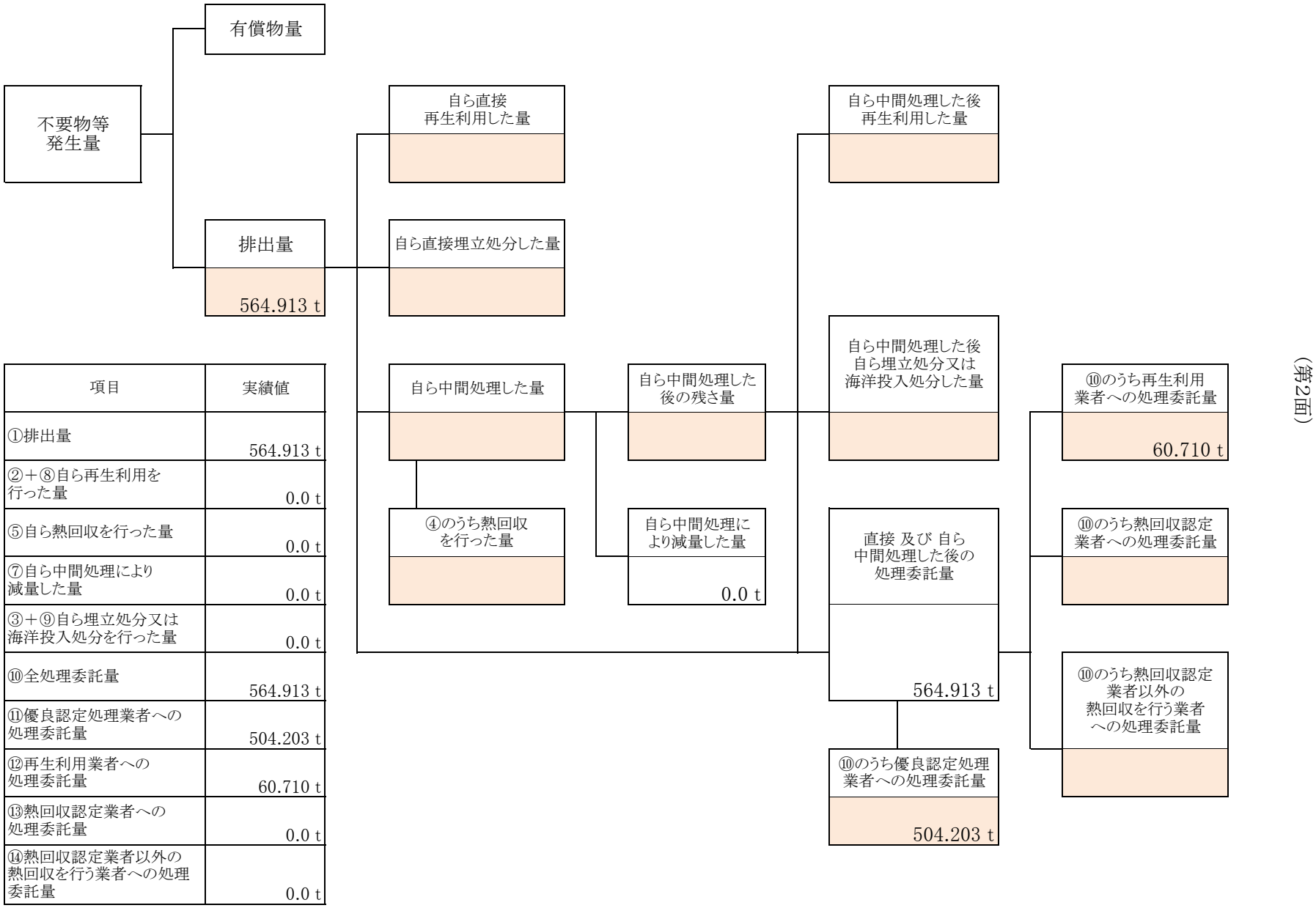
電子マニフェスト導入済

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）

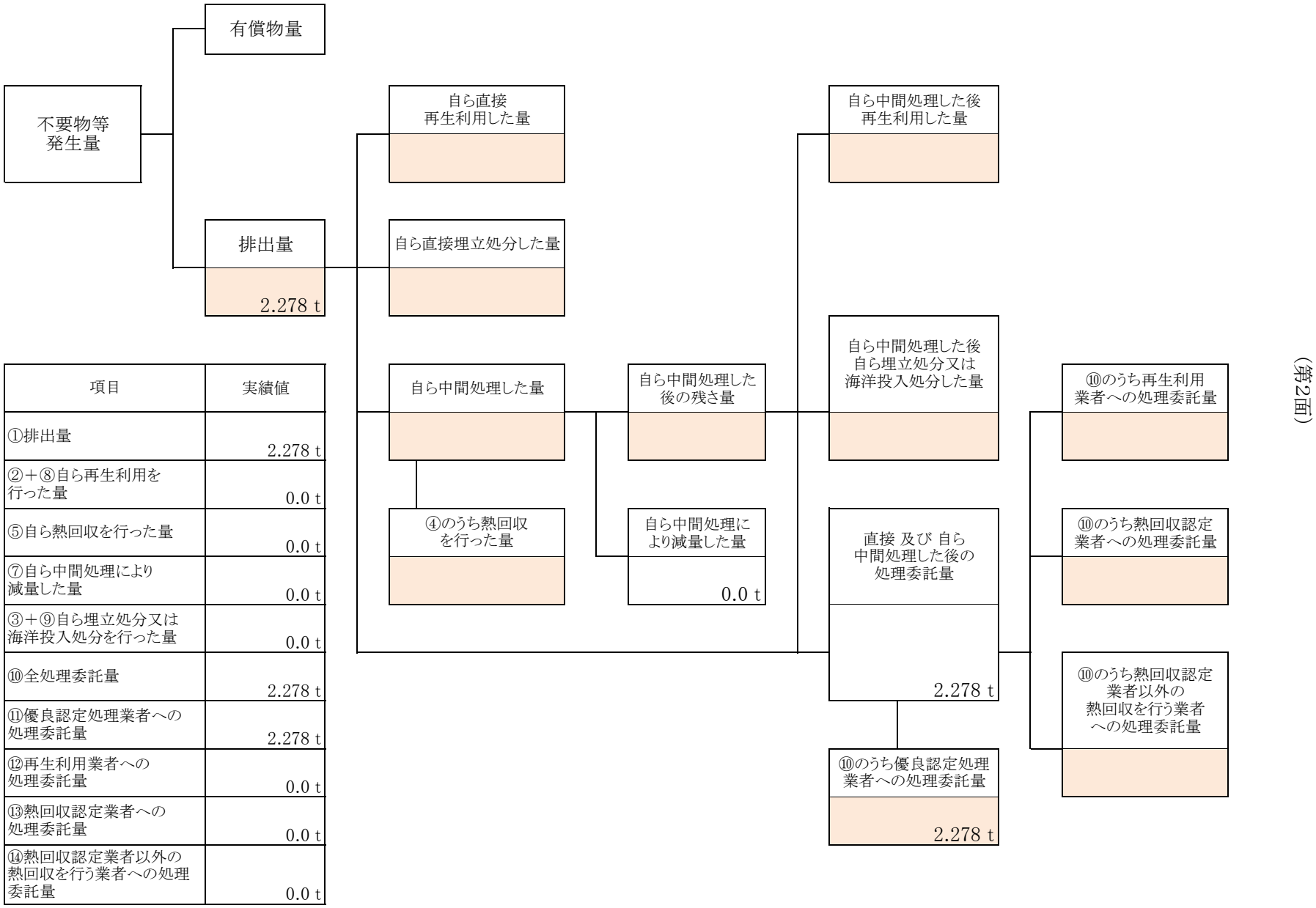


項目	実績値
①排出量	564.913 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	564.913 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	504.203 t
⑫再生利用業者への処理委託量	60.710 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：キシレン）

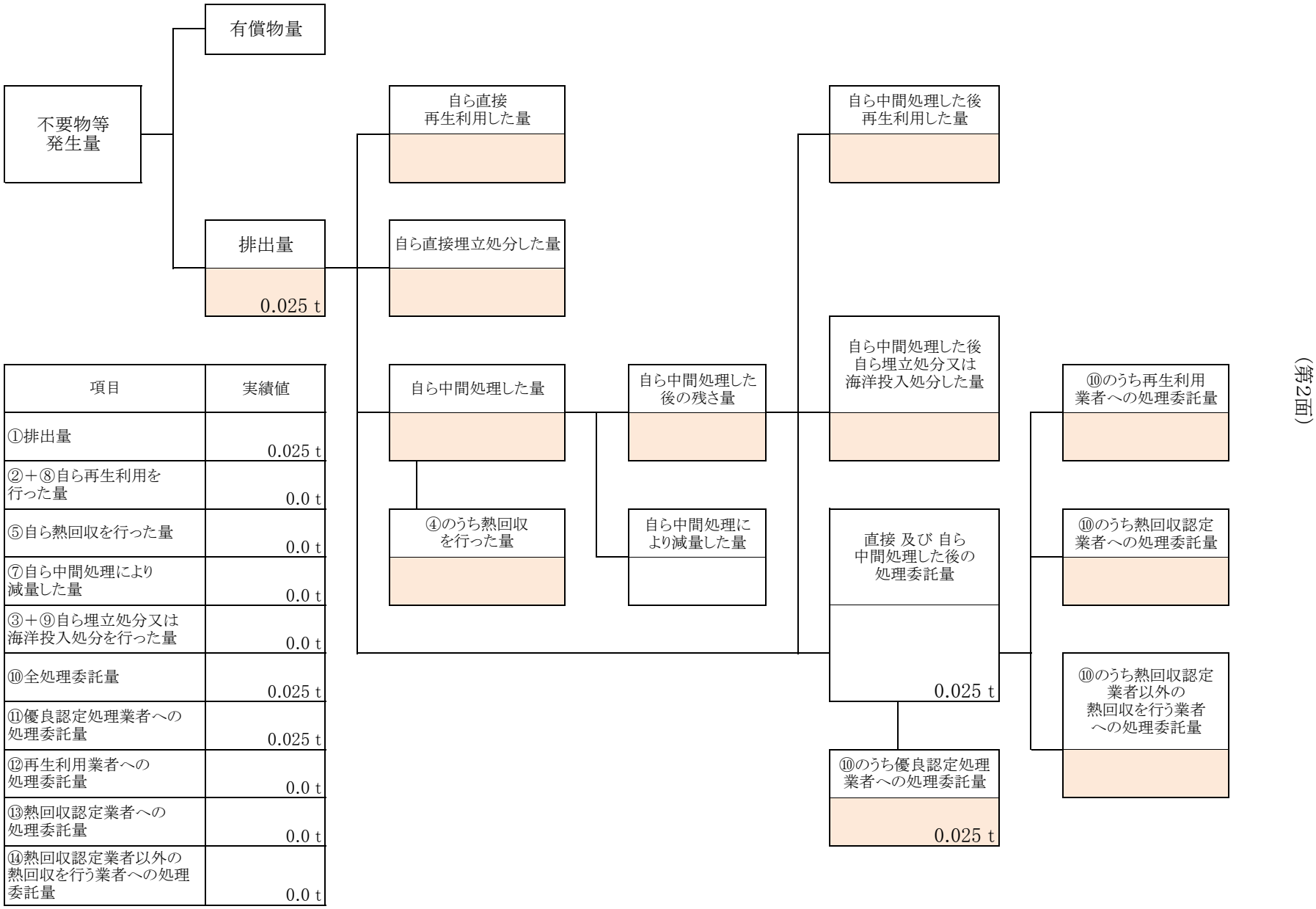


項目	実績値
①排出量	2.278 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	2.278 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.278 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：トリセノックス（ヒ素））

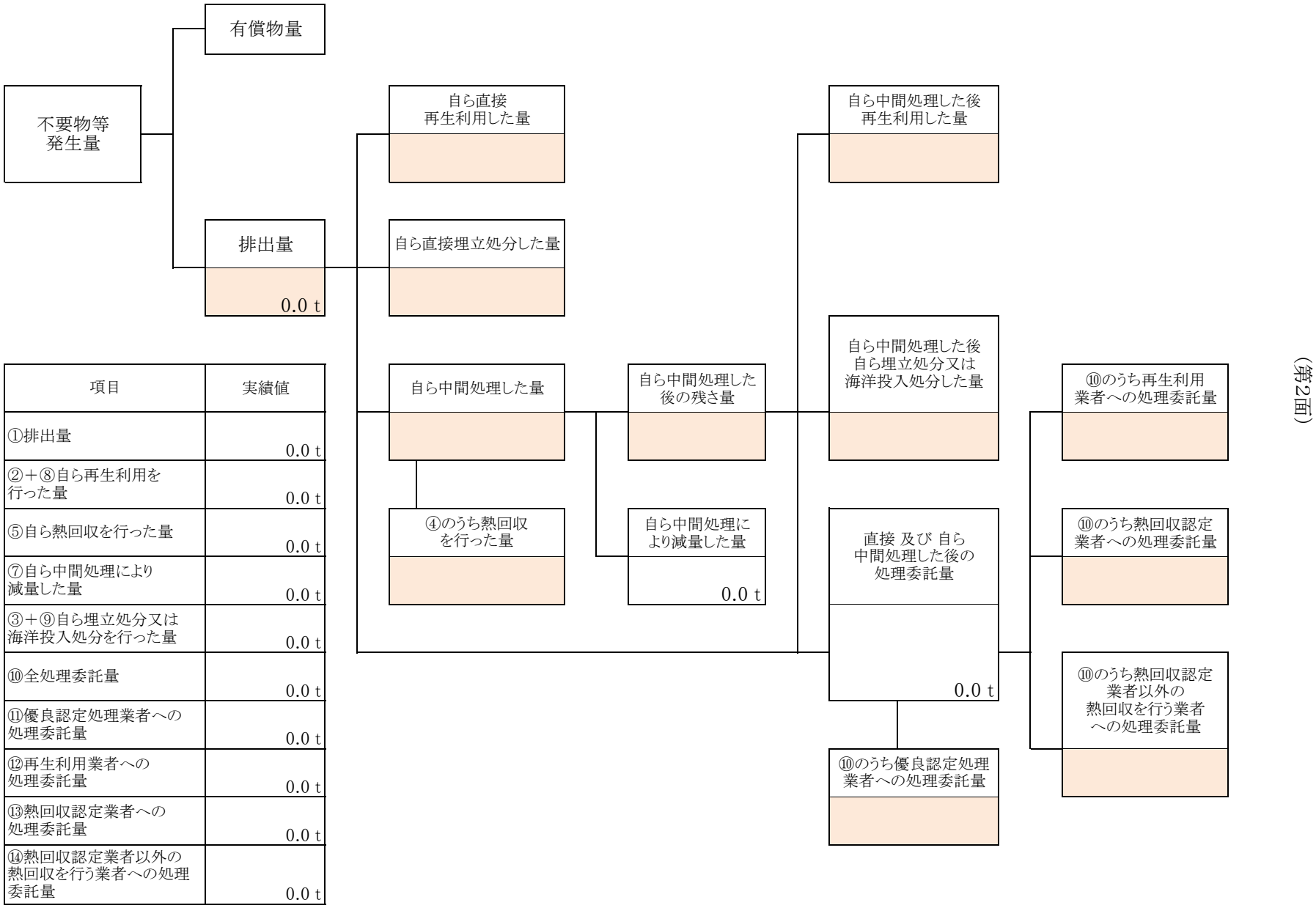


項目	実績値
①排出量	0.025 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.025 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.025 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**硝酸銀**）



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

（第３面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　4月　22日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒270-1177

住　所　千葉県我孫子市柴崎1300

氏　名　医療法人社団聖仁会　我孫子聖仁会病院
理事長　杉山　雅英
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　04-7181-1100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団聖仁会　我孫子聖仁会病院
事業場の所在地	千葉県我孫子市柴崎1300
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数：168床
③従業員数	250名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為→感染性産業廃棄物→委託処理（中間処理・焼却） ↓ 委託処理（最終処分）

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

処理計画総括責任者　病院長
処理計画作成部署　総務課

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	114.822　　t	t

（これまでに実施した取組）
感染対策として防護服等を使用するので感染性廃棄物は増えたが、出来る限り無駄
には使用しないよう取り組んでいた。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	103.339　　t	t

（今後実施する予定の取組）
院内感染が数度発生したため、防護服の使用量が増えてしまった。今後は感染対策を強化より強化し、院内感染を抑えて、感染製廃棄物の排出量削減に取り組みたい。
今後も感染対策を取りながら10%の排出量削減を目指していく。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
非感染性廃棄物と感染性廃棄物が混入しないように、ゴミ箱とゴミ袋の種類を分け、
分別するようにしている。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（これまでに実施した取組）
再生利用が困難な廃棄物の為、取り組みが出来ません。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（今後実施する予定の取組）
同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（これまでに実施した取組）
廃棄物の性質上、自らの処理が困難なため外部に処理委託している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	t

（今後実施する予定の取組 ）
委託先の中間施設が「熱回収施設」（焼却・発電・売電施設）である為継続して処理
を委託する事により熱回収達成を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
該当せず。（外部委託による中間処理後の燃え殻は最終処分場処理）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
同上

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	114.822 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	114.822 t	t

（これまでに実施した取組）
委託先の中間処理施設が「熱回収施設」（焼却・発電・売電施設）であるため
継続して処理を委託する事により熱回収達成を図る。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全　処　理　委　託　量</td><td>103.339　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処　理　委　託　量</td><td>0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処　理　委　託　量</td><td>0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理　委　託　量</td><td>0　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委　託　量</td><td>103.339　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
委託先の中間処理施設が「熱回収施設」（焼却・発電・売電施設）であるため
継続して処理を委託する事により熱回収達成を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">114.822　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストの導入により処理状況が把握しやすくなった事で、排出量削減に
取り組む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 4 月 22日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒270-1177
住 所　千葉県我孫子市柴崎1300
氏 名　医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院
理事長 杉山 雅英
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　04-7181-1100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団聖仁会 我孫子聖仁会病院
事業場の所在地	千葉県我孫子市柴崎1300
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	96.0 t	全処理委託量	96.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	96.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	107.0 t
	前 年 度	114.8 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

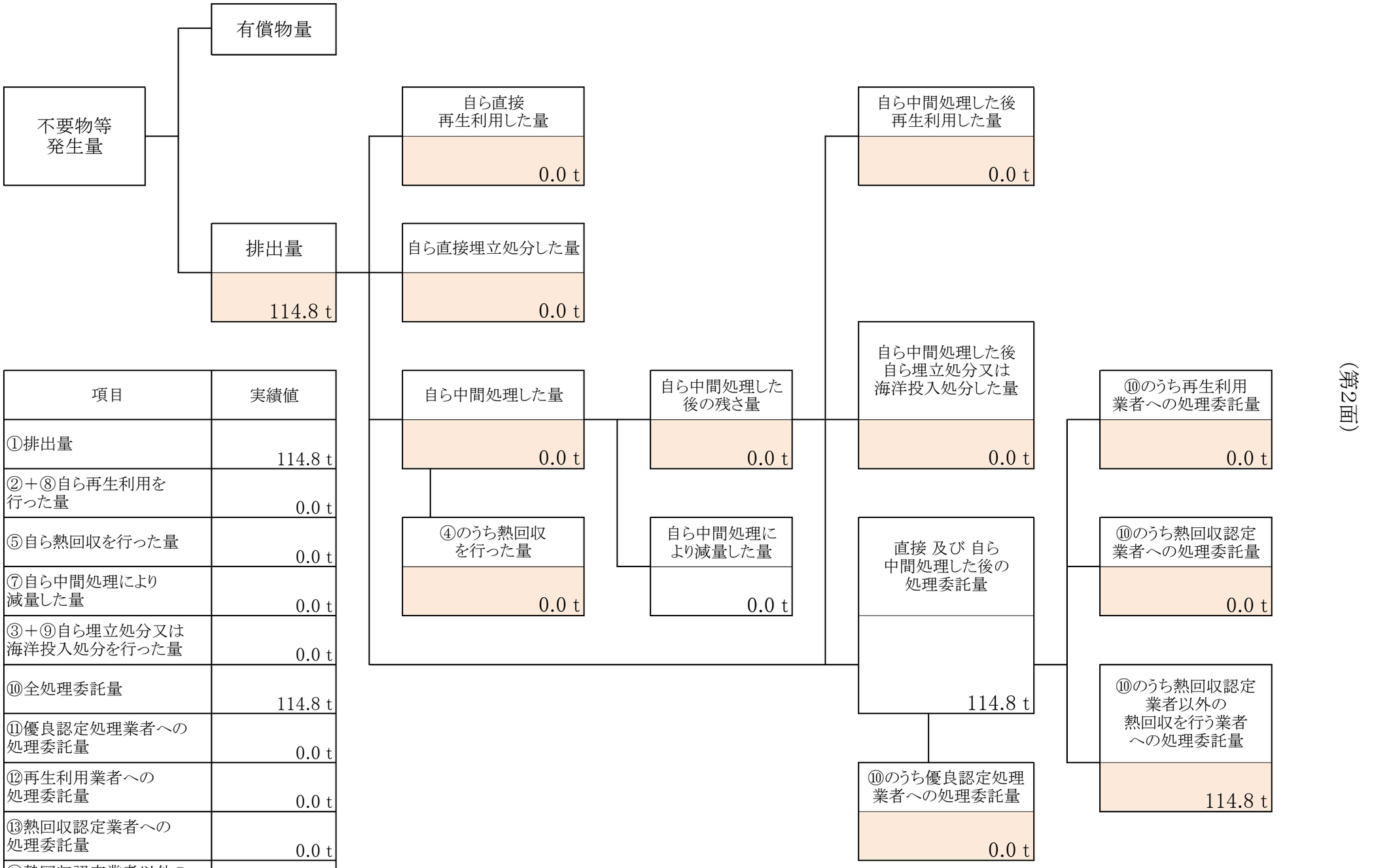
電子マニフェストを確認し、感染対策で防護服使用量等の参考にした。

※事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）



項目	実績値
①排出量	114.8 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	114.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	114.8 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年５月１３日

都道府県知事
千葉県知事　熊谷　俊人　殿

提出者
住　所　千葉県我孫子市我孫子１８５１－１
氏　名　医療法人社団太公会　我孫子東邦病院
理事長　藤尾　圭
電話番号　04-7182-8166

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団太公会　我孫子東邦病院
事業場の所在地	千葉県我孫子市我孫子１８５１－１
計画期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

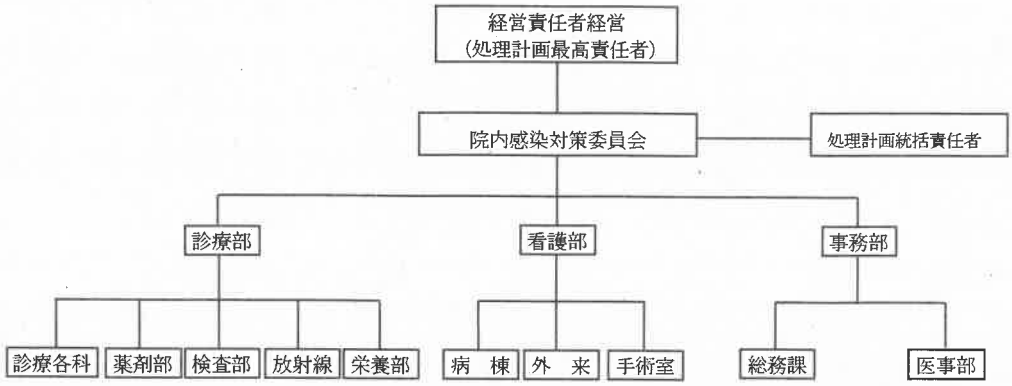
①事業の種類	大分類：医療、福祉　　中分類：医療業
②事業の規模	病床数：１４０床
③従業員数	約１８０人（医療従事者＋非医療従事者）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	診療行為→医療材料の廃棄物（感染性産業廃棄物）→委託処理（中間処理　焼却）→ばいじん（キレート処理）→委託処理（最終処理　埋立）

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.5.13 収受

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①　現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排　　出　　量	57.7ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
製品自体を変更する事により廃棄物の排出を抑制できるような製品に変更した。これにより排出量を抑制することができた。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排　　出　　量	60.0ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）
１日使用量を抑制できる製品を検討し排出量の抑制が行えるように努力する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性産業廃棄物は院内感染防止の観点より分別は行っていない。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性産業廃棄物は院内感染防止の観点より分別は行っていない。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	57.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処理現場の視察を行った。		

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>60.0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
感染性産業廃棄物は中間処理にて焼却処理が行われる熱回収率の高い認定を受けた業者への委託を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">57.7ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
２０２０年２月２１日付加入契約成立。
同年３月２３日より運用開始。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和７年５月１３日

都道府県知事
千葉県知事　熊谷　俊人　殿

提出者
住　所　千葉県我孫子市我孫子１８５１－１
氏　名　医療法人社団太公会　我孫子東邦病院
理事長　藤尾　圭
電話番号　０４－７１８２－８１６６

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第11項の規定に基づき、令和６年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団太公会　我孫子東邦病院
事業場の所在地	千葉県我孫子市我孫子１８５１－１
事業の種類	大分類：医療、福祉　　中分類：医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	60.0ｔ	全処理委託量	60.0ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	再生利用業者への処理委託量	ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	63.0ｔ
	前年度	57.7ｔ

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
２０２０年２月２１日付で加入契約成立。
同年３月２３日より運用開始。

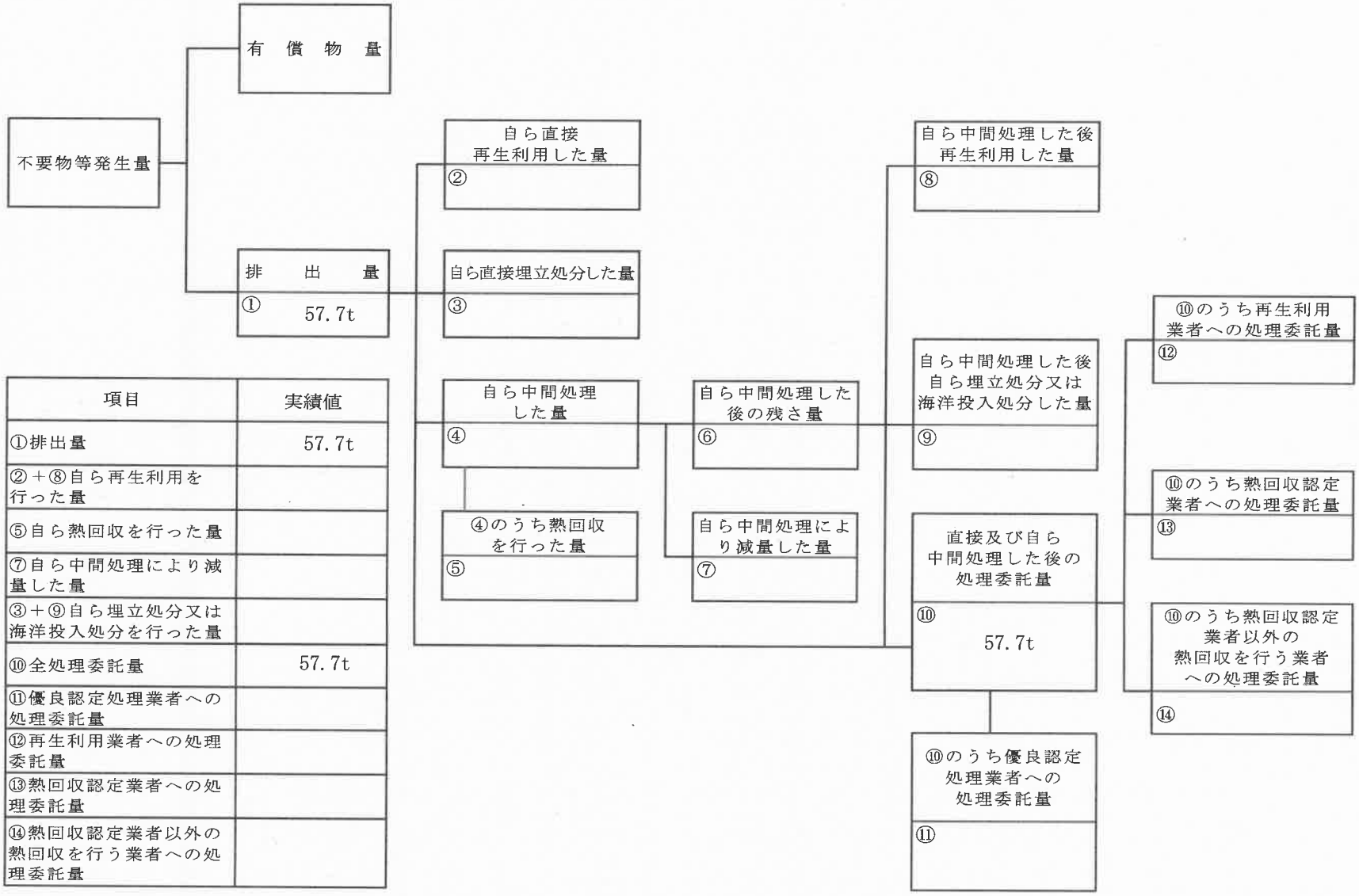
※事務処理欄	

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.5.13 収受

（日本工業規格　A列４番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性産業廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	57.7t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	57.7t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年10月14日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒296-0124

住　所　千葉県鴨川市大幡1222番地1

氏　名　社会福祉法人　太陽会
理事長　亀田信介
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　04-7098-3700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人　太陽会　安房地域医療センター
事業場の所在地	千葉県館山市山本1155番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P一医療，福祉
②事業の規模	149床
③従業員数	613人（医療従事者：514人　非医療従事者：99人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙　処理工程参照

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙　管理体制参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排　出　量	101.3　t	0.072　t

（これまでに実施した取組）
医療廃棄物適正処理委員会等での報告を基に各部署の状況を確認し、見直しに取り組んでいる。
また、排出量及び分別方法を確認した上で改善点がないか検討し、減量化に取り組んでいる。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排　出　量	100　t	0.070　t

（今後実施する予定の取組）
引き続き、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別について、関係部署にたいして周知徹底を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
排出部署において、処理マニュアルに基づく分別を徹底している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
引き続き、排出部署において、分別を徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量	101.3 t	0.072 t
優良認定処理業者への処理委託量	101.3 t	0.072 t
再生利用業者への処理委託量	t	0.072 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	101.3 t	t

（これまでに実施した取組）

廃棄物の減量化及び再資源化を図る優良認定業者に処理を委託している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量	100 t	0.07 t
優良認定処理業者への処理委託量	100 t	0.07 t
再生利用業者への処理委託量	t	0.07 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	100 t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き、優良認定業者に処理を委託する。

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	112.81 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）
令和2年4月1日より電子マニフェストを利用開始。

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

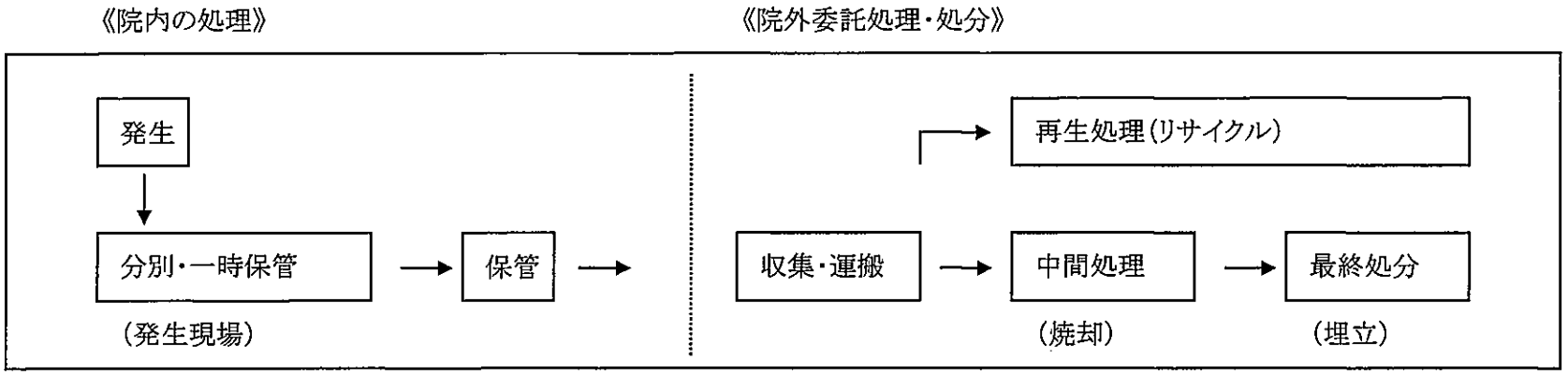
7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

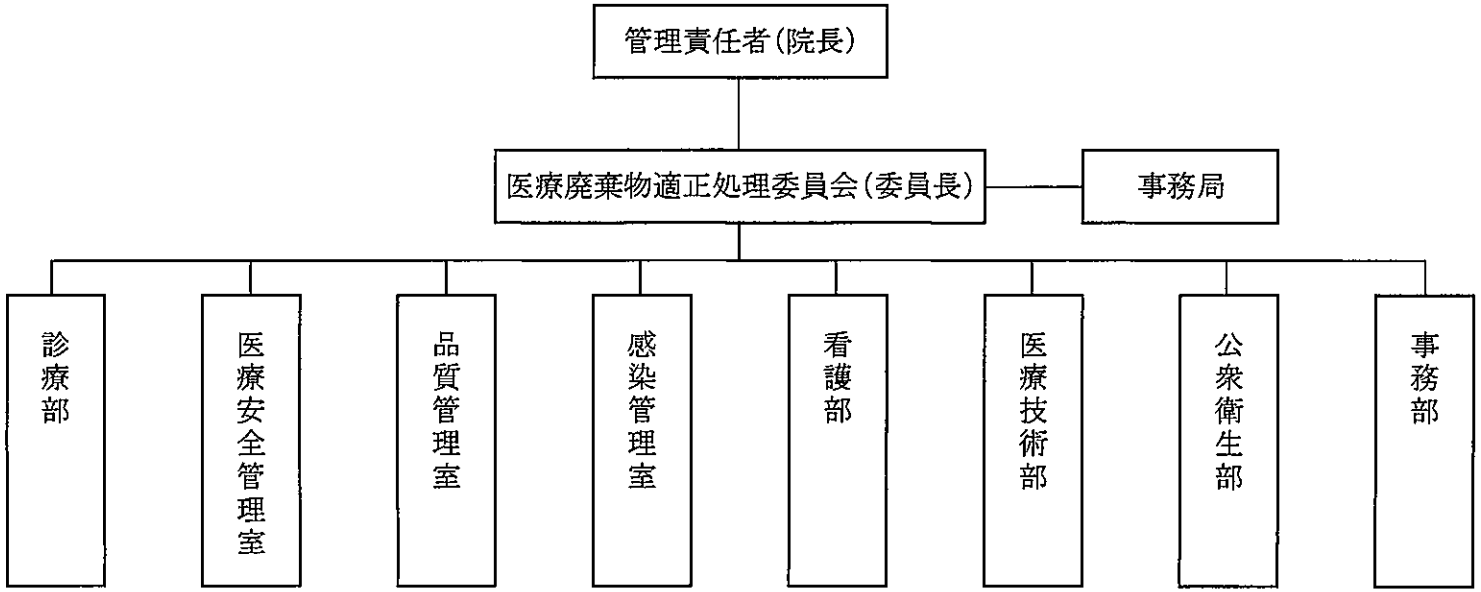
9　※欄は記入しないこと。

別紙

処理工程


《院内の処理》
《院外委託処理・処分》
発生
分別・一時保管
保管
(発生現場)
再生処理(リサイクル)
収集・運搬
中間処理
最終処分
(焼却)
(埋立)

管理体制


管理責任者(院長)
医療廃棄物適正処理委員会(委員長)
事務局
診療部
医療安全管理室
品質管理室
感染管理室
看護部
医療技術部
公衆衛生部
事務部

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月6日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　272-8513

住　所　千葉県市川市菅野5-11-13

法人名　東京歯科大学市川総合病院

代表者　菅　貞郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-322-0151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京歯科大学市川総合病院
事業場の所在地	千葉県市川市菅野5-11-13
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療、福祉　　中分類：　医療業
②事業の規模	病床数：511床
③従業員数	1,261名（医療従事者1,074名、非医療従事者187名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物排出工程（別図１）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

廃棄物委員会組織図（別図２）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排出量	292.74 t	0.44 t

（これまでに実施した取組）

医療廃棄物委員会による厳正な管理と、ICTの定期的なラウンドにより、感染性廃棄物の分別及び排出について、適切な指導を行った。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排出量	293 t	0.44 t

（今後実施する予定の取組）

院内自主検査（5Sラウンド）を定期的に行うなどの取り組みによって、廃棄物の分別をより一層徹底していく。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

医療廃棄物については「固形状の物」と「鋭利な物」とに分類し、固形状の物は専用の段ボール箱に、鋭利な物はプラスチック製ペールを使用し、区分している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

廃棄物の種類ごとの分別を徹底するとともに、廃棄物の減量に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

該当なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

該当なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

該当なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

該当なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

該当なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

該当なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量		292.74 t	0.44 t
	優良認定処理業者への処理委託量	292.74 t	0.44 t
	再生利用業者への処理委託量	46.19 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

廃棄物処理法、その他の法令を遵守できる事業者を選定している。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油（引火性）</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>293 t</td><td>0.44 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>293 t</td><td>0.44 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>66.99 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
委託事業者に対し、処理状況の定期的な確認を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 293.18 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
既に、電子マニフェストを導入済みです。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

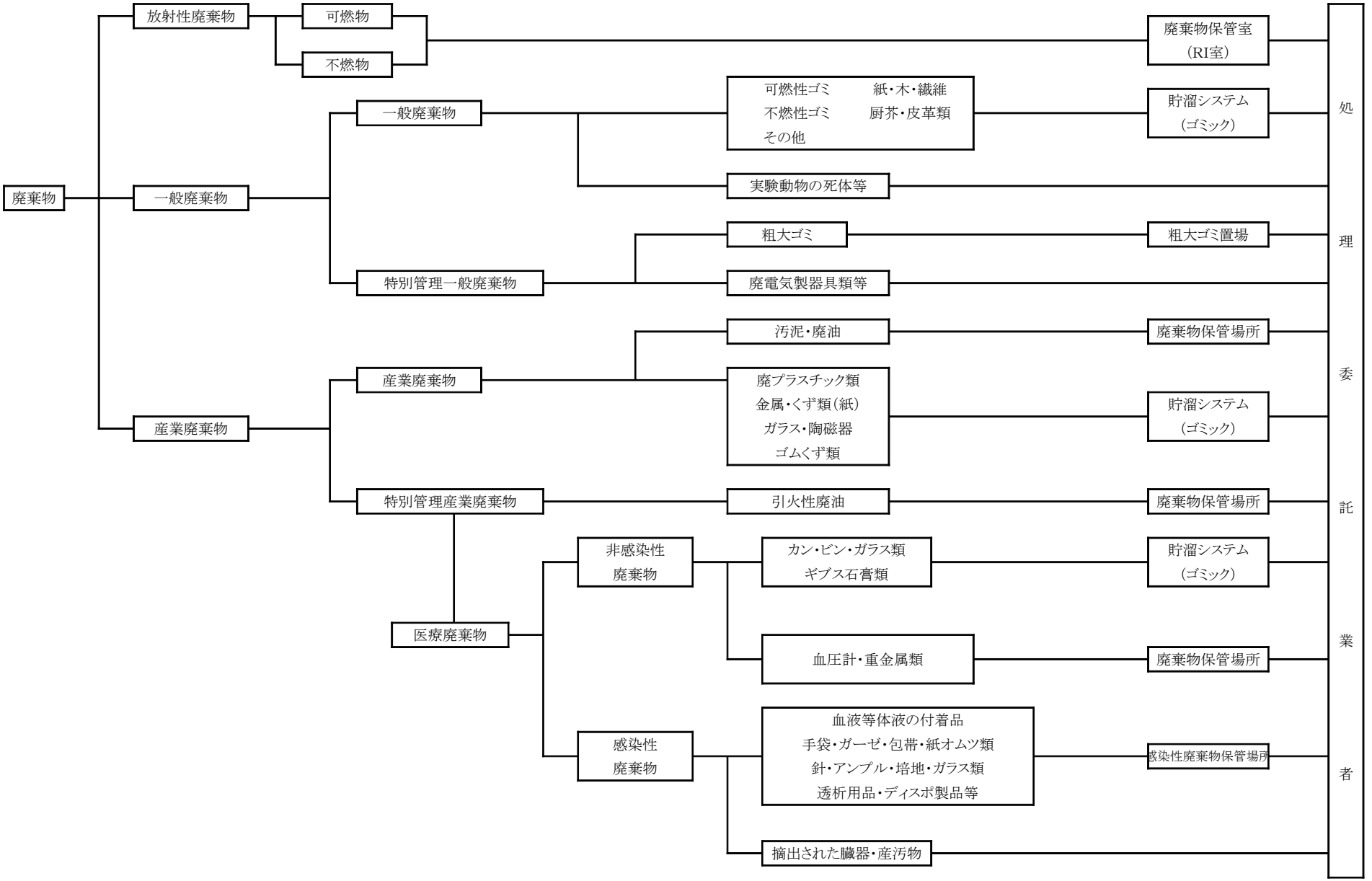
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

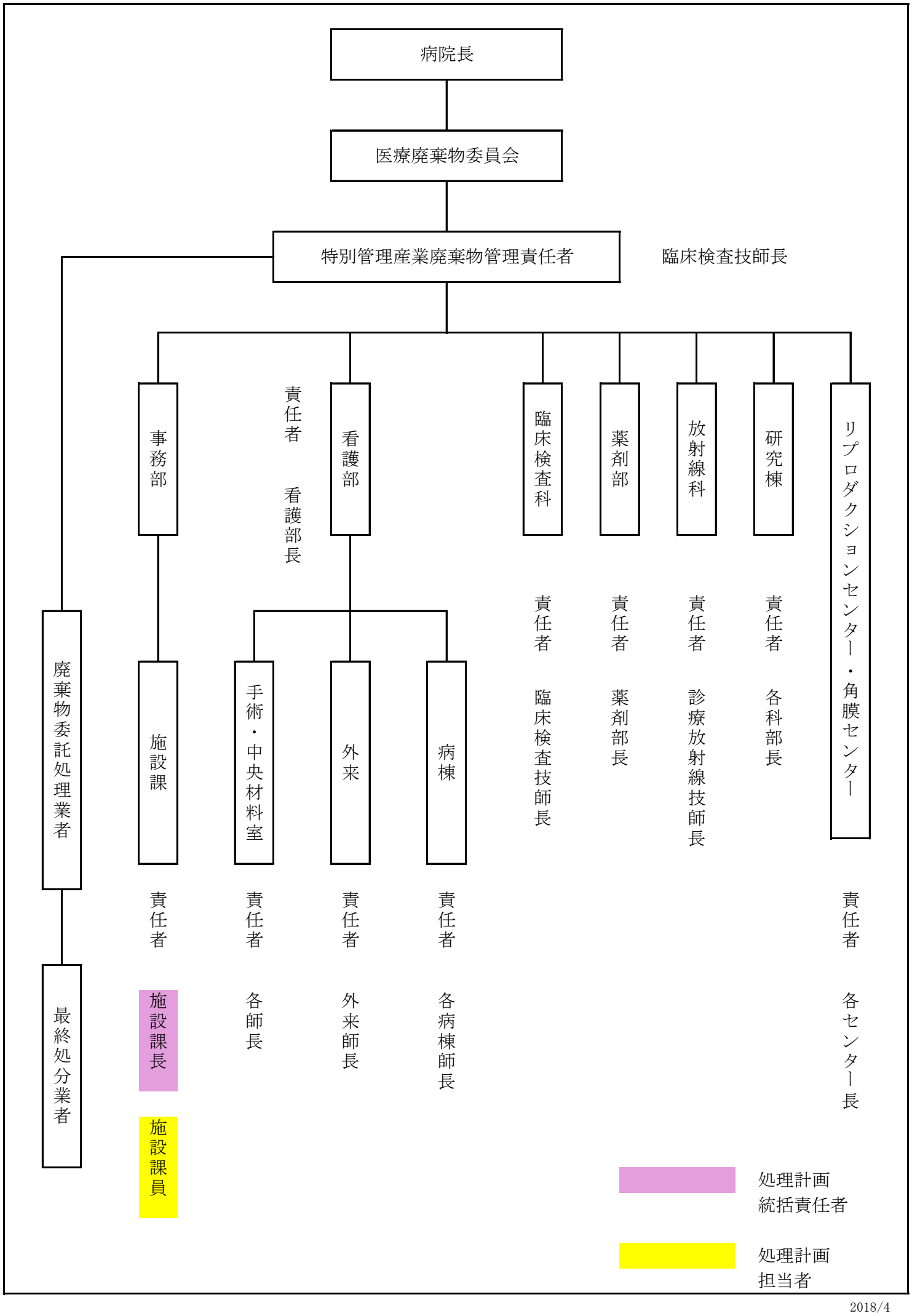
廃 棄 物 処 理 フ ロ ー チ ャ ー ト

別図1



医療廃棄物の管理及び処理に関する組織図

別図2



2018/4

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月6日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　272-8513

住所　千葉県市川市菅野5-11-13

法人名 東京歯科大学市川総合病院

代表者 菅 貞郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-322-0151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京歯科大学市川総合病院
事業場の所在地	千葉県市川市菅野5-11-13
事業の種類	大分類　医療、福祉　中分類 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	290.5 t	全処理委託量	290.5 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	290.5 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	66.99 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	282.04 t
	前年度(令和6年度)	293.18 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

既に電子マニフェストを導入済みです。

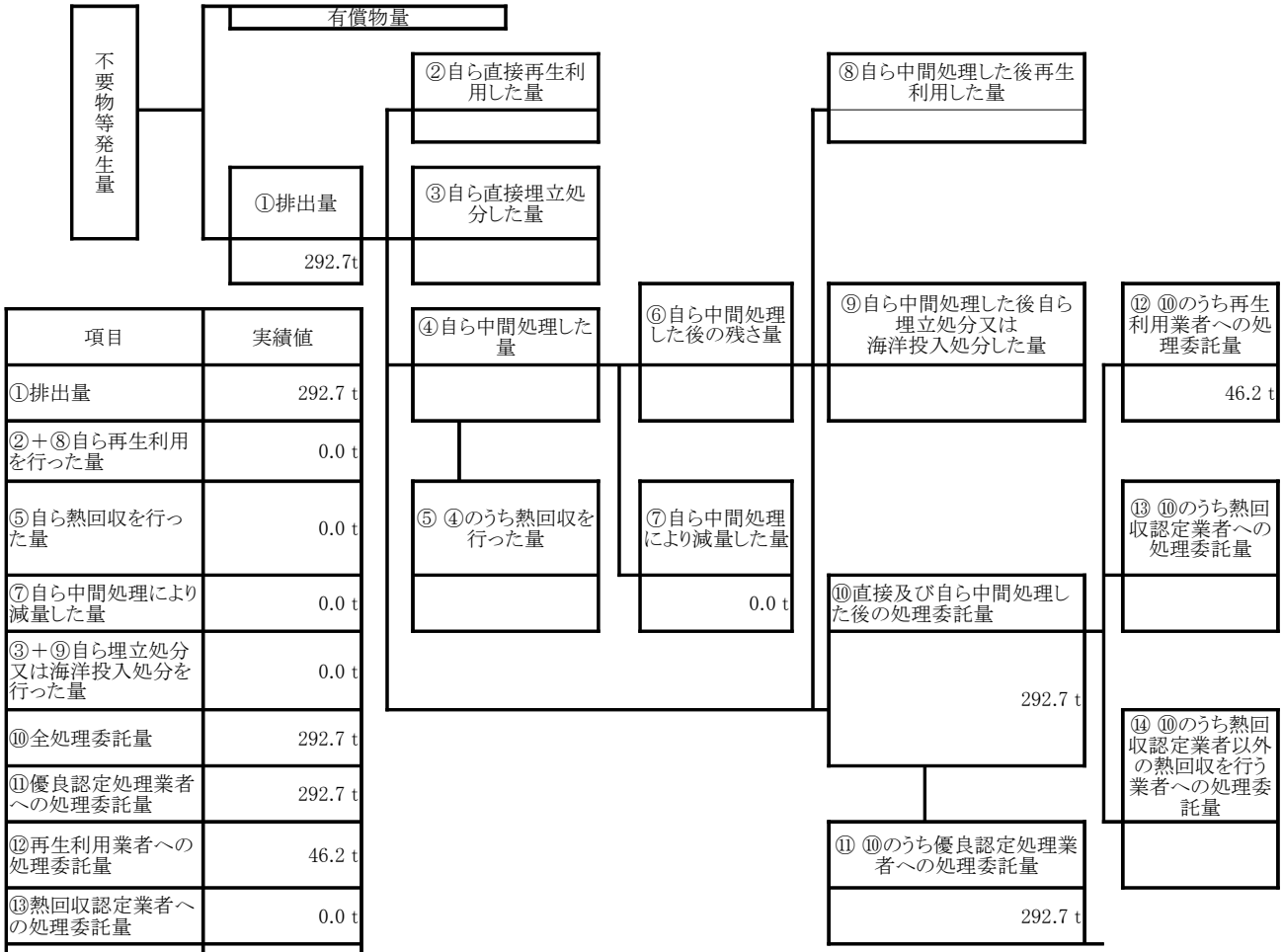
(日本産業規格　A列4番)

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

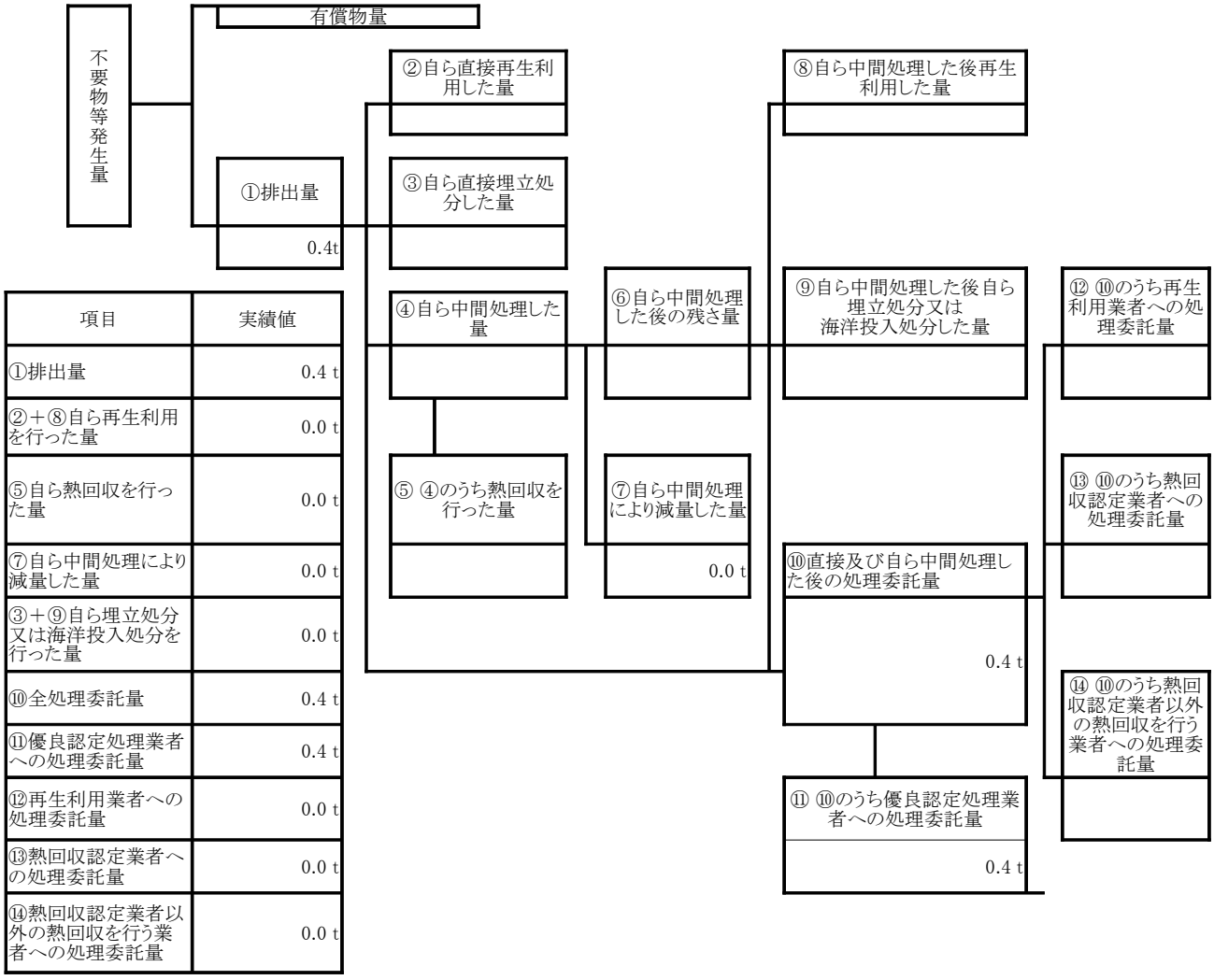
（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	292.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	292.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	292.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	46.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　廃油（引火性）　）



項目	実績値
①排出量	0.4 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年 6月 25日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒　１１３－８４２１

住　所　東京都文京区本郷２－１－１

氏　名　学校法人順天堂　理事長　小川秀興

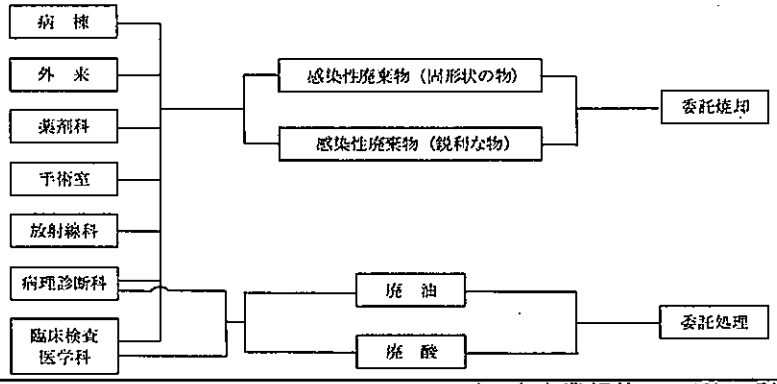
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０３－３８１３－３１１１（大代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	順天堂大学医学部附属浦安病院
事業場の所在地	千葉県浦安市富岡２－１－１
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

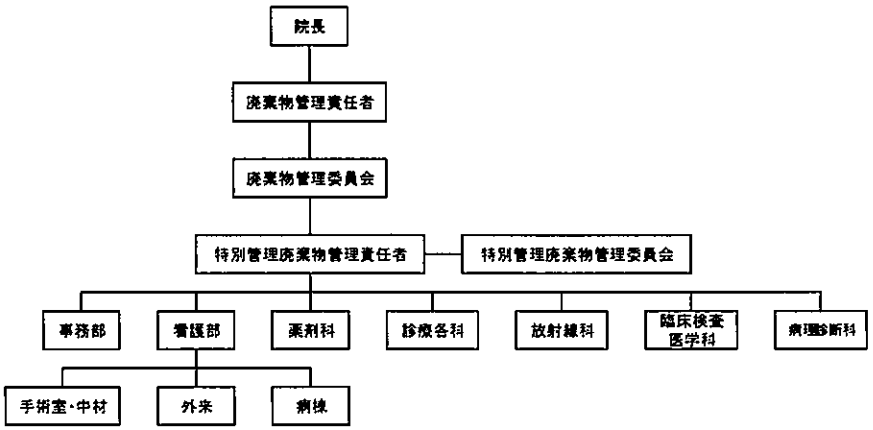
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数：785床
③従業員数	1,920人（医療従事者　1,722人、非医療従事者　198人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　A列４番）

（第２面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排　　出　　量	t	t

（これまでに実施した取組）

委員会や新規採用職員オリエンテーションにて、特別管理産業廃棄物と一般廃棄物の分別に対する意識付けを行っている。
また、分別例や注意点を記載した「廃棄物分類表」を作成、各部署に配布・掲示し、周知している。
院内で使用しているメディペール容器について、再生原料を使用した「エコペール」を採用し、環境保護に取り組んでいる。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排　　出　　量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物と一般産業廃棄物の分別を徹底して実施する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

感染性廃棄物について、「鋭利な物」はメディペール容器を用い、「鋭利な物以外」は専用の段ボール箱を用いている。廃液は種類別にポリタンクに分別している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

定期的にラウンドを実施し、適正な分別廃棄の実施状況を確認していく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
当院として、特別管理産業廃棄物の再生利用は行っていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
現時点で、特別管理産業廃棄物の再生利用は検討していない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
当院として、特別管理産業廃棄物の中間処理は行っていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組 ）
現時点で、特別管理産業廃棄物の中間処理の実施は検討していない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
当院にて、埋立処分を実施した実績はない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
今後も、埋立処分を実施する予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）
優良認定処理業者へ処理を委託している。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
引き続き、適正な処理を行う処理業者へ委託していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>666.58 t</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストを導入済みです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		排　出　量	660.54 t	6.0005 t	0.0401 t	0.0016 t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		排　出　量	654.00 t	5.40 t	0.03 t	0.00 t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
	全処理委託量	660.54 t	6.0005 t	0.0401 t	0.0016 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	660.54 t	6.0005 t	0.0401 t	0.0016 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	82.32 t	6.0005 t	0.0401 t	0.0016 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	352.15 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	特定有害（廃酸）				
	全処理委託量	654.00 t	5.40 t	0.03 t	0.00 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	654.00 t	5.40 t	0.03 t	0.00 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	85.00 t	5.40 t	0.03 t	0.00 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	360.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 25日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒113－8421
住 所　東京都文京区本郷2－1－1
氏 名　学校法人順天堂 理事長 小川秀興
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 03-3813-3111（大代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	順天堂大学医学部附属浦安病院
事業場の所在地	千葉県浦安市富岡2－1－1
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	646.82 t	全処理委託量	646.82 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	優良認定処理業者への処理委託量	265.02 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	再生利用業者への処理委託量	55.02 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	400.00 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	650.12 t
	前年度	666.58 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

電子マニフェストを導入し、運用中

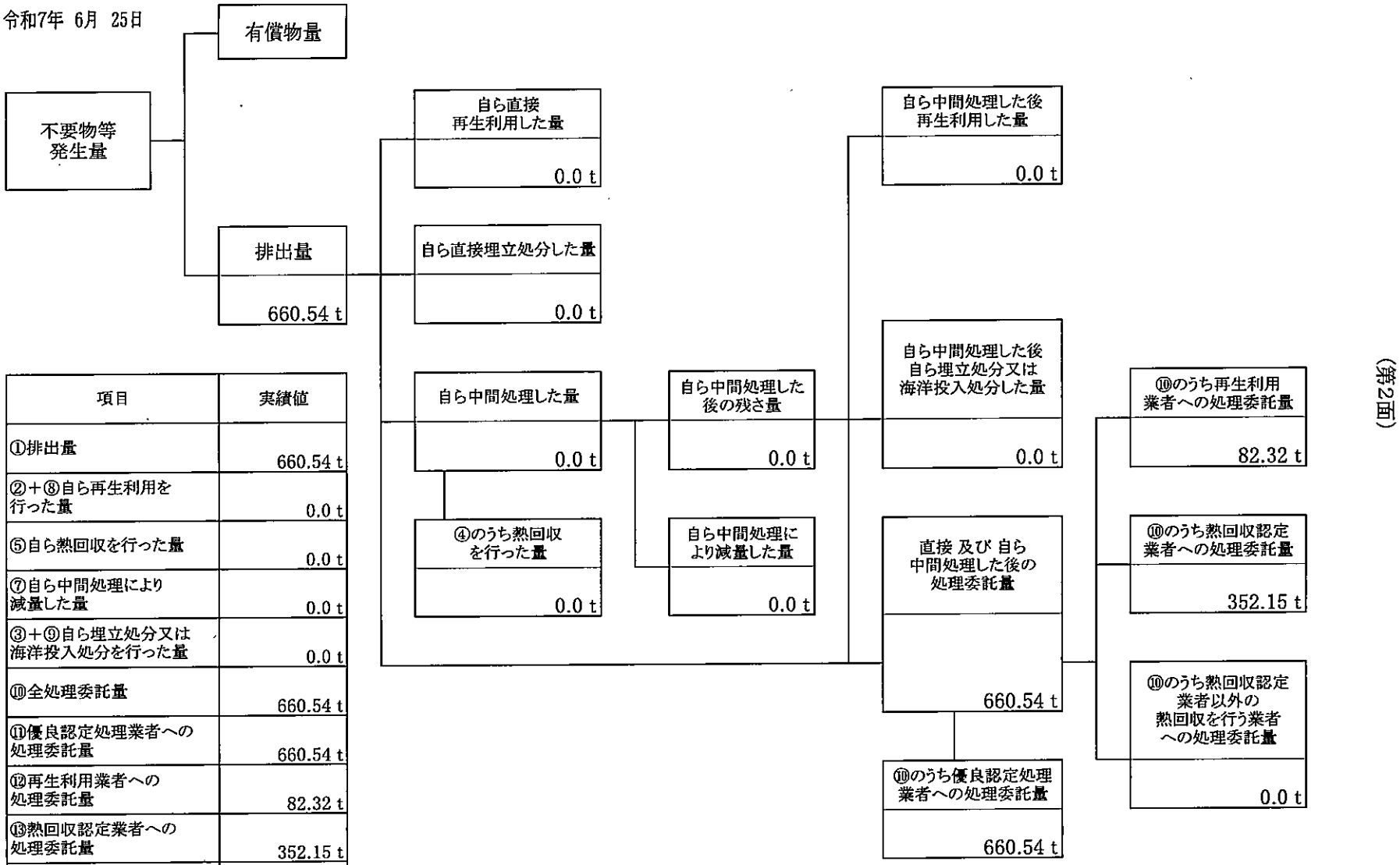
※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）

令和7年 6月 25日



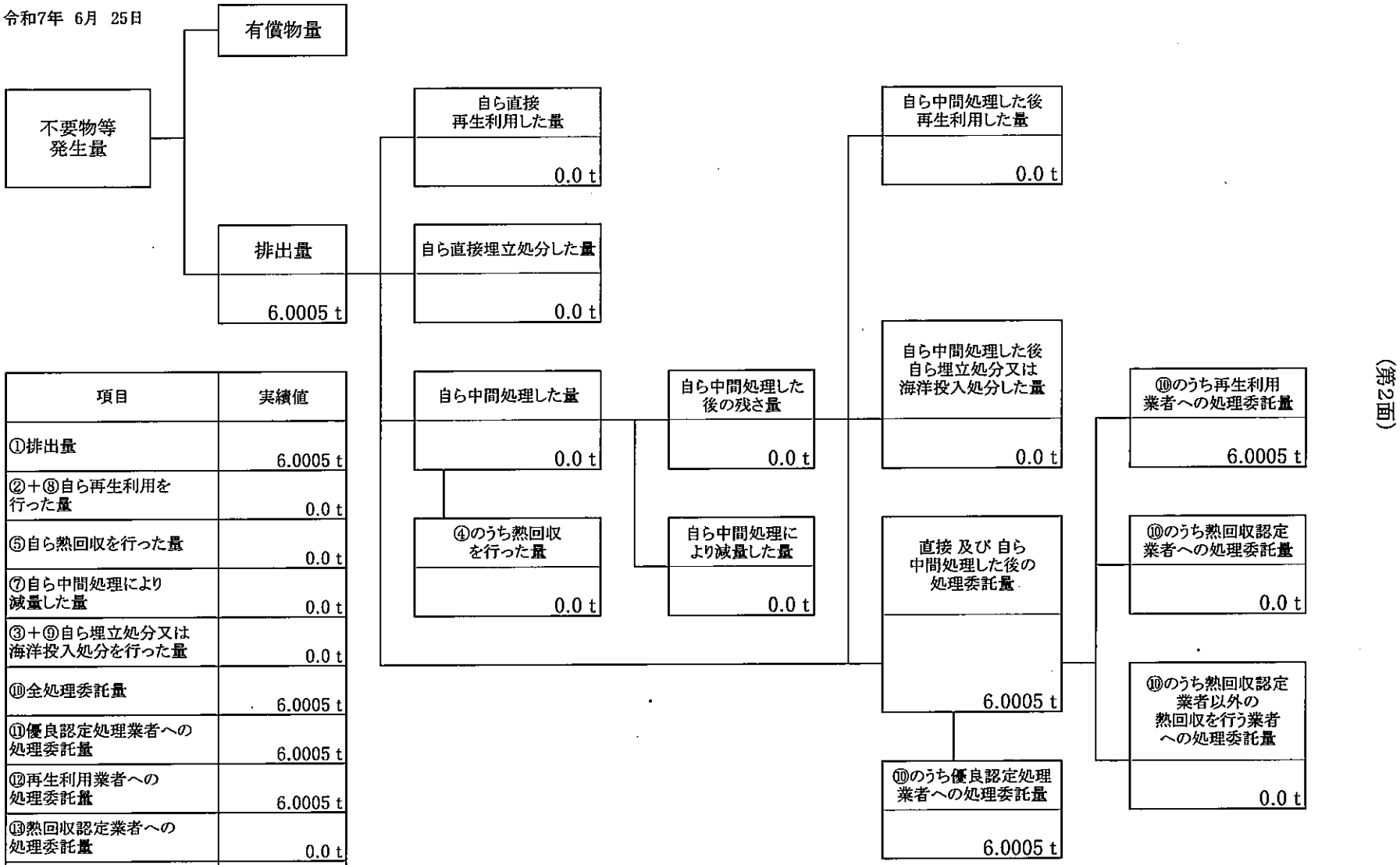
項目	実績値
①排出量	660.54 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	660.54 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	660.54 t
⑫再生利用業者への処理委託量	82.32 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	352.15 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　引火性廃油　）

令和7年 6月 25日



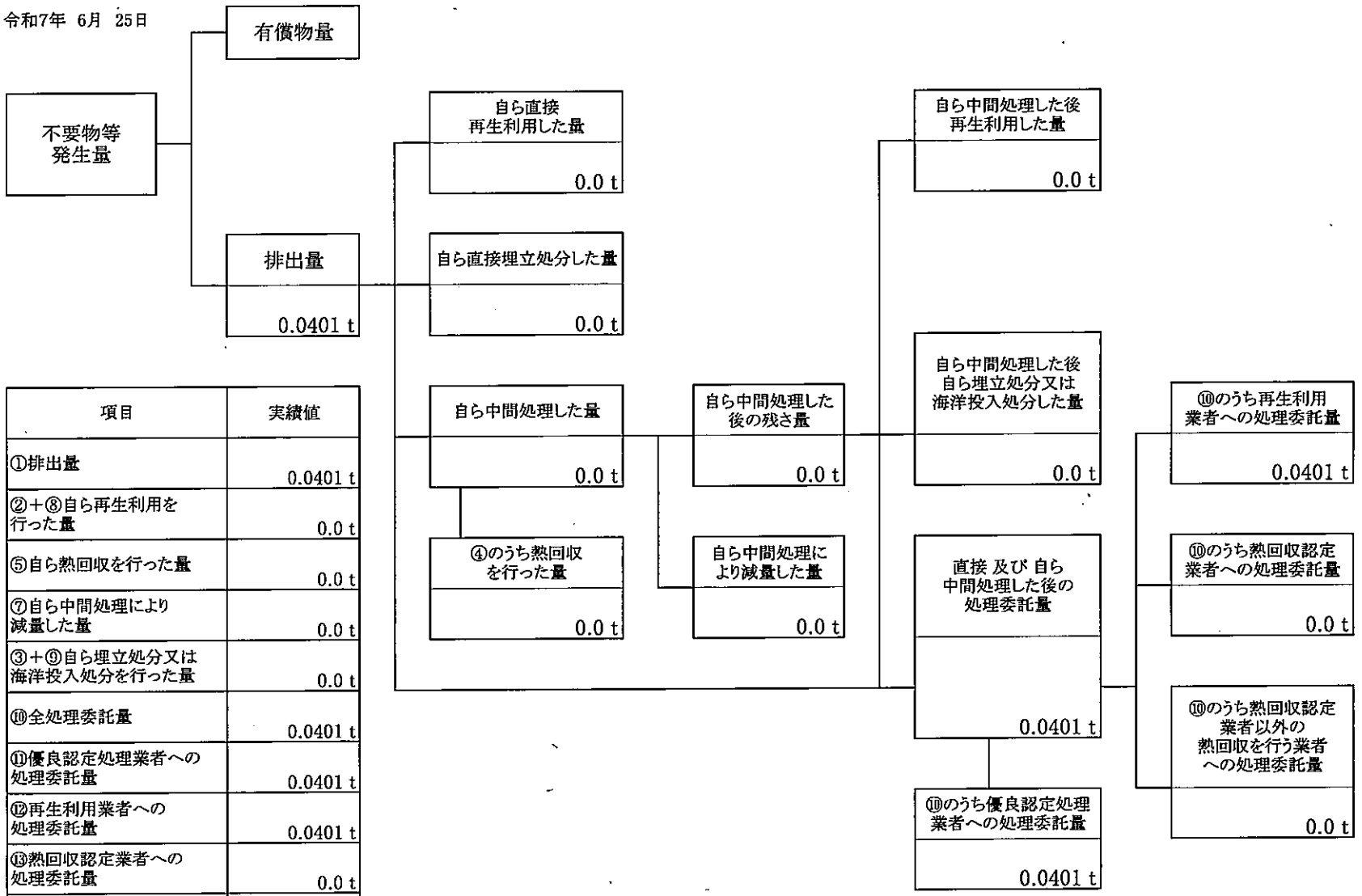
項目	実績値
①排出量	6.0005 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	6.0005 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	6.0005 t
⑫再生利用業者への処理委託量	6.0005 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　pH2.0以下の廃酸　　）

令和7年 6月 25日



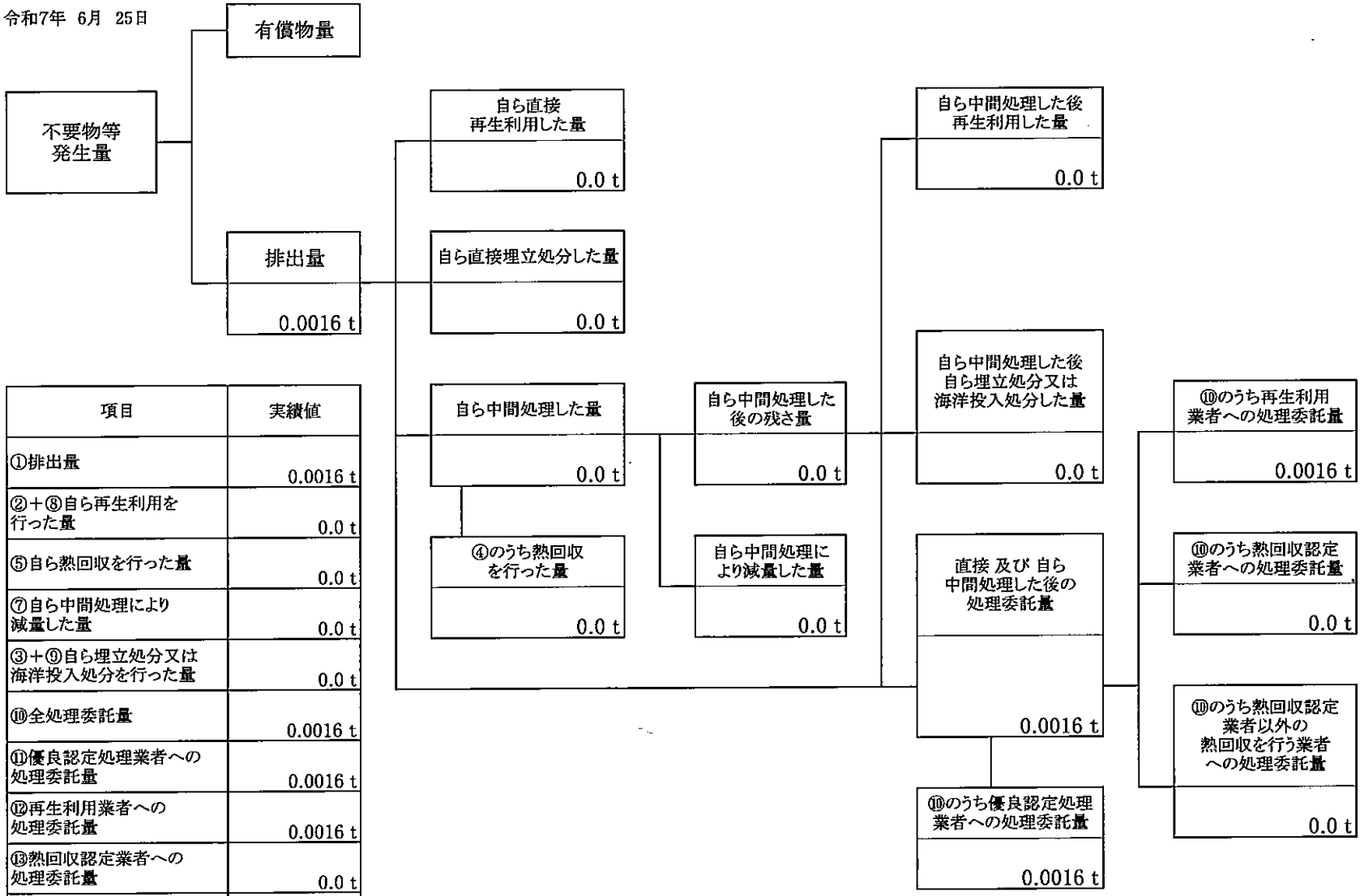
項目	実績値
①排出量	0.0401 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0401 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0401 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0401 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　特定有害（廃酸）　）

令和7年 6月 25日



項目	実績値
①排出量	0.0016 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0016 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0016 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0016 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月19日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　270-0005

住　所　千葉県松戸市大谷口133-1

法人名　医療法人社団清志会　大倉記念病院

代表者　小西 真理

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-341-5711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団清志会　大倉記念病院
事業場の所在地	千葉県松戸市大谷口133-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：　医療・福祉　　中分類：
②事業の規模	病床　147　床
③従業員数	130　名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	《　医療行為　》 ↓ [　感染性廃棄物の発生　] ↓　業務委託 収集運搬業者　→　中間処理業者　→　最終処分業者

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

病院事務長
《　統括責任　》　―　（　連携・相談　）―　処理計画統括責任者
《　計画策定・運用管理　》

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	70.1 t	t
	（これまでに実施した取組） 前年度同様に感染対策等の施策により感染性廃棄物の排出量はほぼ横ばいの状態となっている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	68 t	t
	（今後実施する予定の取組） 安全、衛生を確保しながら感染性廃棄物の抑制を目指す。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 紙おむつの取扱いについては感染性廃棄物として一般のゴミとは分けて衛生面での保全を図っている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き現行どおりで対応する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	70.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70.1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定業者への委託。		

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>68 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
廃棄物の減量と感染対策の両立を目指し衛生環境の保全をはかる。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 70.1 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニュフェストを導入済。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月19日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　270-0005

住所 千葉県松戸市大谷口133-1

法人名 医療法人社団清志会　大倉記念病院

代表者 小西 真理

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-341-5711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団清志会　大倉記念病院
事業場の所在地	千葉県松戸市大谷口133-1
事業の種類	大分類　医療・福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	66 t	全処理委託量	66 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	70.15 t
	前年度（令和6年度）	70.1 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
電子マニュフェストを導入済。

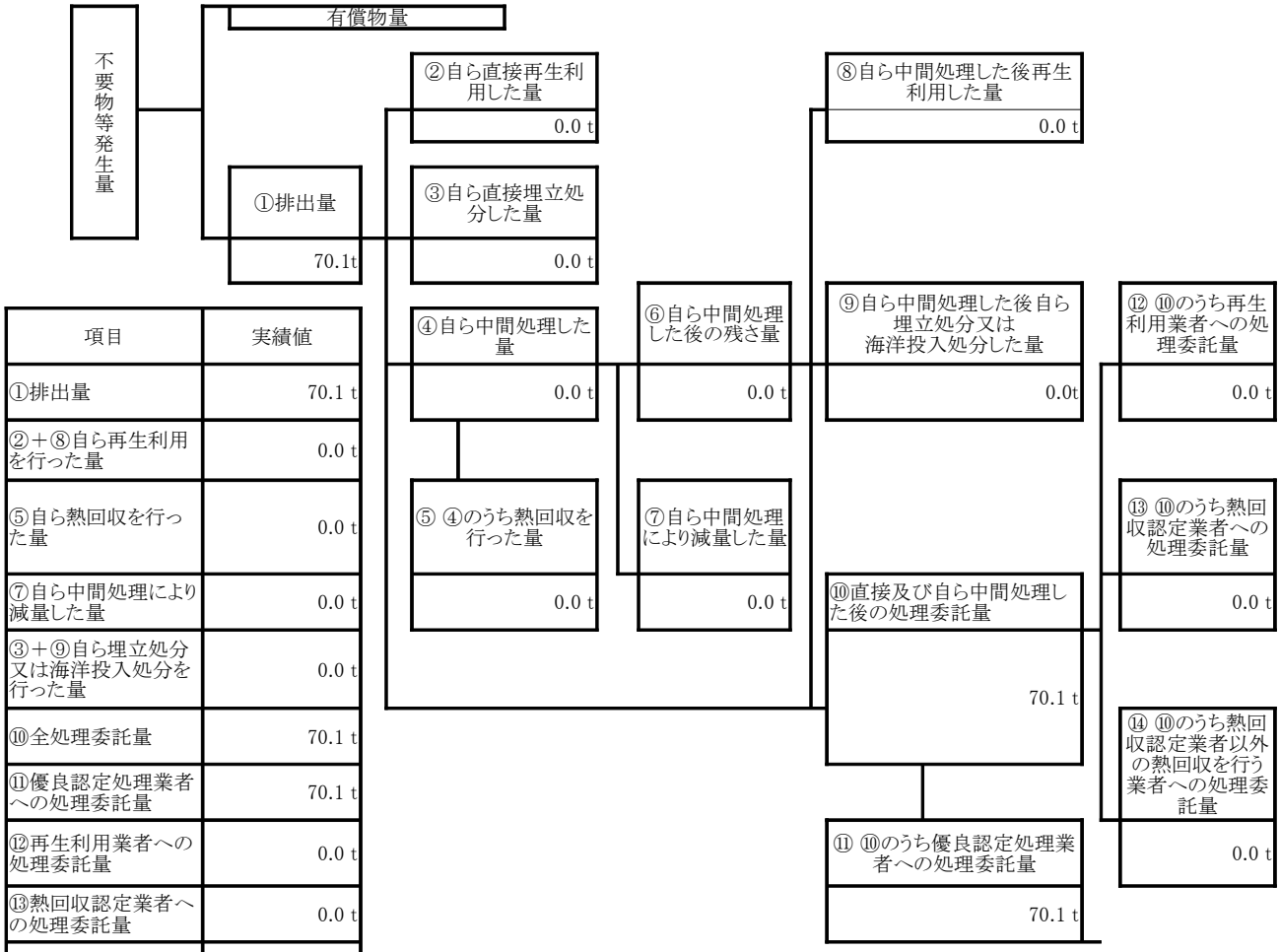
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類: **感染性廃棄物** ）



項目	実績値
①排出量	70.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	70.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	70.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年４月１日

都道府県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者
住　所　千葉県松戸市金ケ作302
氏　名　医療法人明柳会　恩田第二病院
院長　恩田　優子
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　047（387）3761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人明柳会　恩田第二病院
事業場の所在地	千葉県松戸市金ケ作302
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

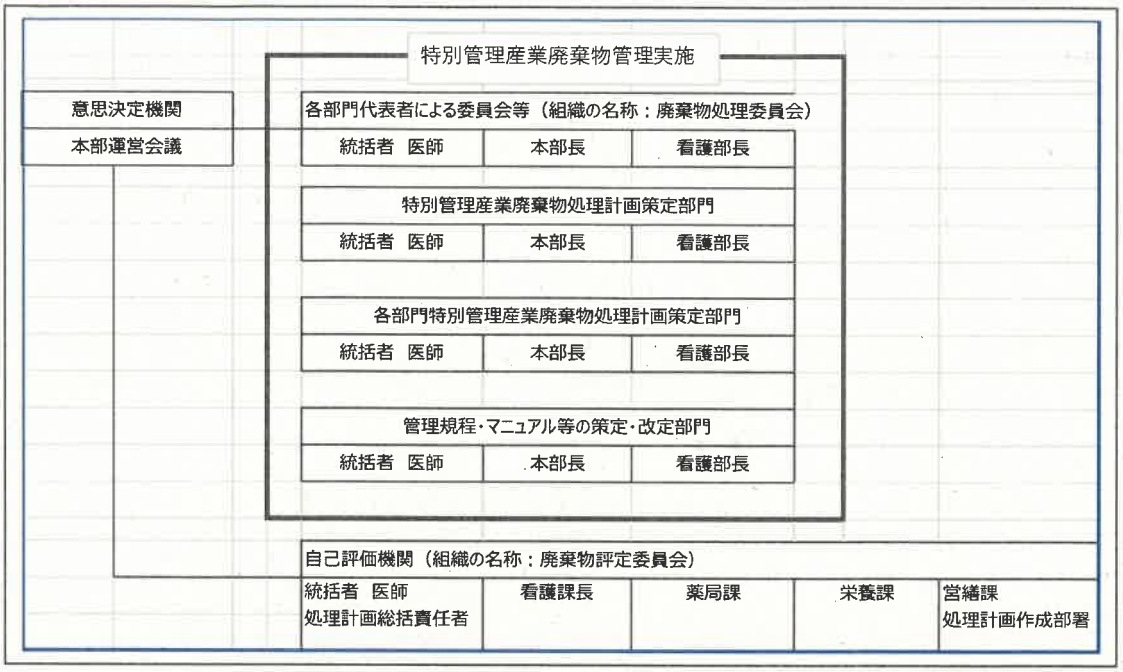
①事業の種類	大分類：医療福祉、中分類：医療業
②事業の規模	３０８床
③従業員数	１９２名（医療従事者：１４１名、非医療従事者：５１名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	外来診察→感染性産業廃棄物（血液付着物）→中間処理焼却（委託業者）→最終処分再生利用（委託業者） 病棟治療→感染性産業廃棄物（血液付着物）→中間処理焼却（委託業者）→最終処分再生利用（委託業者） 病棟治療→感染性産業廃棄物（使用済紙オムツ）→中間処理焼却（委託業者）→最終処分再生利用（委託業者）

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.4.23 収受

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排　出　量	１０３．６ｔ	t
	（これまでに実施した取組） 患者様に対して必要最小限の使用を説明		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排　出　量	１１０．０ｔ	t
	（今後実施する予定の取組） 病院職員に対し、特別管理産業廃棄物排出の取扱いについて指導する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃紙オムツは専用段ボール箱にて梱包し保管する。 注射器、メス、血液付着ガーゼ等は専用ポリ容器に梱包すると共に専用置場にて保管する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
自らの再生利用の実績なし。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も計画なし。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
自らの中間処理の実績なし。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も計画なし。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="2">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
自らの埋立処分の実績なし。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も計画なし。</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">① 現状</td><td colspan="2">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>１０３．６ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>１０３．６ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
委託業者に最大限の再生資源化を要望している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>１１０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>１１０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
現状維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>１０３．６ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
電子情報処理組織を使用中</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和７年４月１日

都道府県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者
住　所　千葉県松戸市金ケ作302
氏　名　医療法人明柳会　恩田第二病院
院長　恩田　優子
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　047（387）3761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第11項の規定に基づき、令和６年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人明柳会　恩田第二病院
事業場の所在地	千葉県松戸市金ケ作302
事業の種類	大分類：医療福祉、中分類：医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	１１０．０ｔ	全処理委託量	１１０．０ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	１１０．０ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	再生利用業者への処理委託量	ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　１１１．０ｔ 前年度　１０３．６ｔ
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組） 電子マニフェスト使用中	

※事務処理欄	

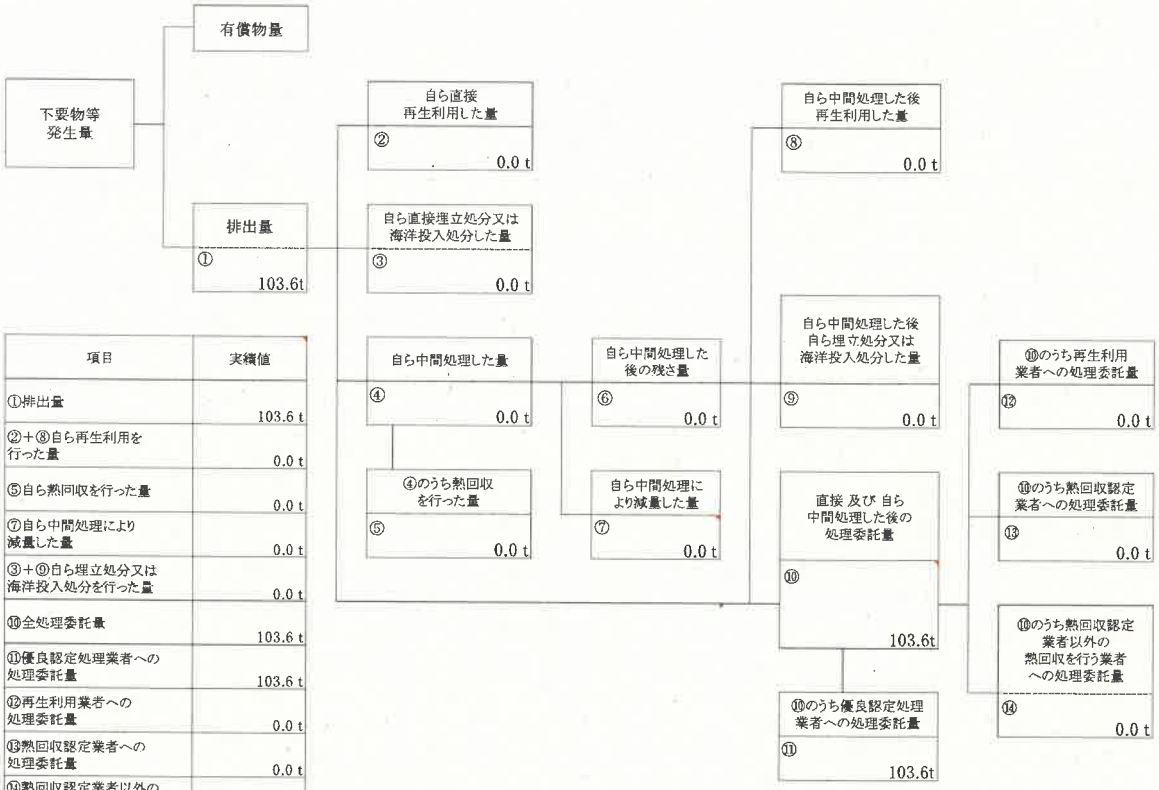
千葉県 -7.4.23 収受

（日本工業規格　A列４番）

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	103.6 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	103.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	103.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者 〒289-0332

住　所　千葉県香取市南原地新田438番地1

氏　名　地方独立行政法人香取おみがわ医療センター

理事長　寺野　彰

電話番号　0478-82-3161

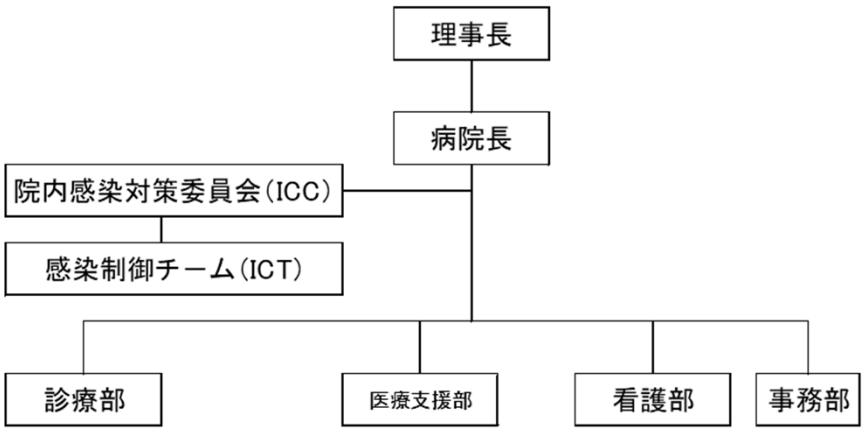
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
事業場の所在地	千葉県香取市南原地新田438番地1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	１００床
③従業員数	２２５人(令和７年４月１日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	香取おみがわ医療センター ↓ 収集運搬業者（委託） ↓ 中間処理業者（委託） ↓ 最終処分業者（委託）

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	50.1　　t	t

（これまでに実施した取組）
・職員の意識啓蒙
・分別廃棄の徹底
・医療事故防止、感染防止に支障のないように抑制に努めている

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	49　　t	t

（今後実施する予定の取組）
・新人職員の研修を含めた職員意識の啓蒙
・分別廃棄の徹底と継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・感染性（小型、鋭利なもの、固形状可燃物、液状泥状）
・非感染性（プラスチック、紙おむつ）

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・分別をさらに徹底し継続させる

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	50.1 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	50.1 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・優良認定業者に委託済

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6"></td><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>49 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>49 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・引き続き優良認定業者に委託</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>50.1 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
令和７年４月より電子マニュフェストを導入した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒289-0332
住 所　千葉県香取市南原地新田438番地1
氏 名　地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
理事長 寺野 彰
電話番号　0478-82-3161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
事業場の所在地	千葉県香取市南原地新田438番地1
事業の種類	大分類:医療・福祉　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49.0 t	全処理委託量	49.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	49.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	10.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　50.3	t
	前年度　50.1	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

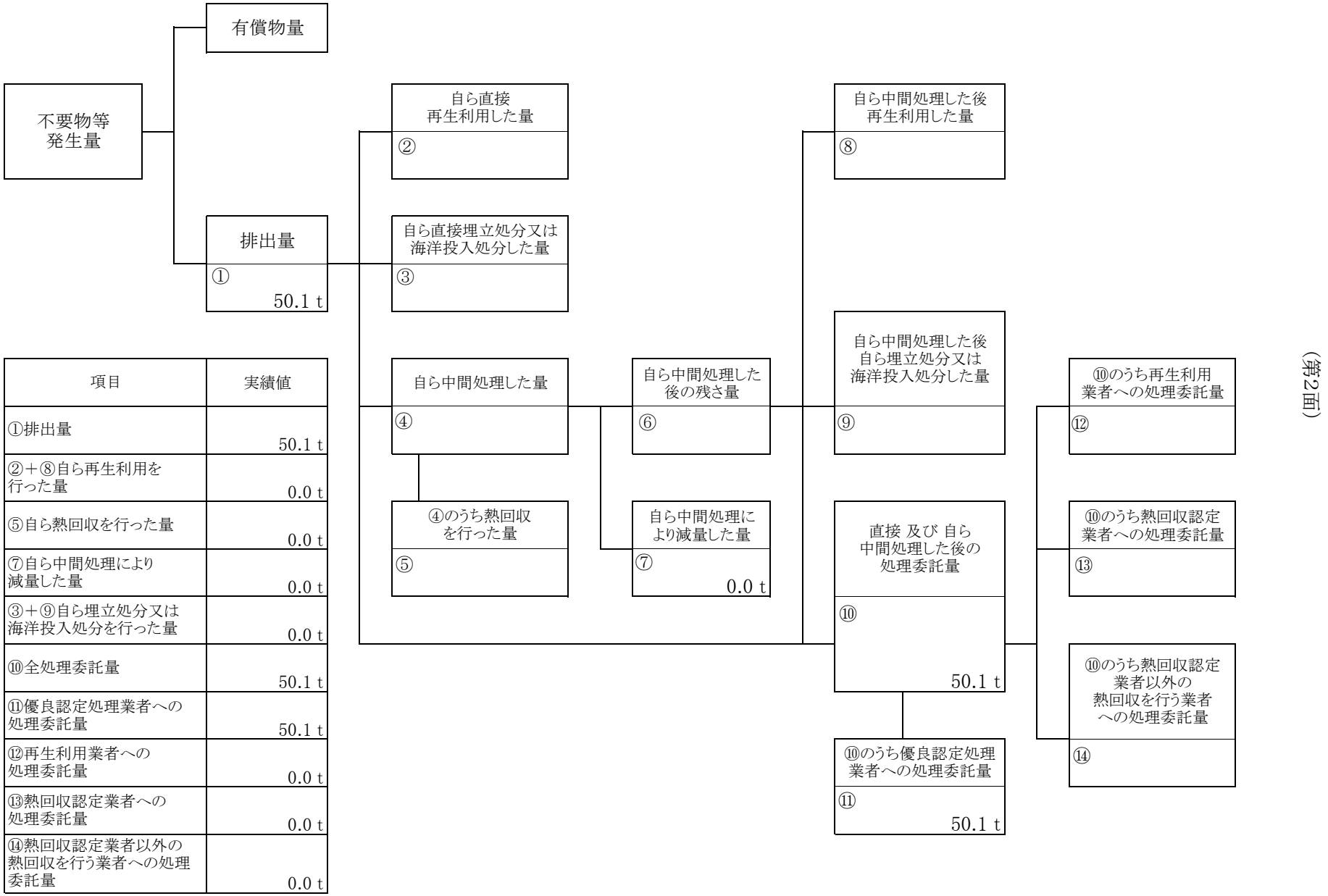
電子マニフェスト導入中。

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	50.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	50.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	50.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月13日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒296-8602

住　所　千葉県鴨川市東町929番地

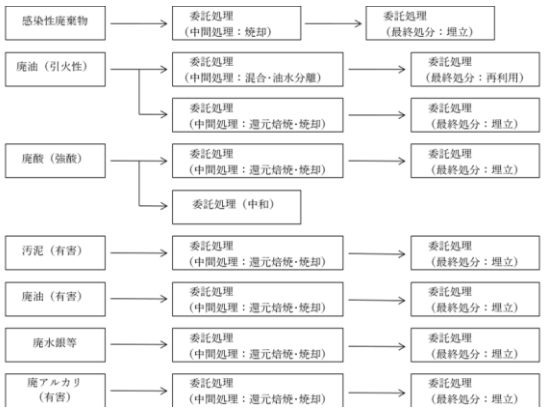
氏　名　医療法人鉄蕉会　亀田総合病院
理事長　亀田　隆明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　04-7092-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人鉄蕉会　亀田総合病院
事業場の所在地	千葉県鴨川市東町929番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

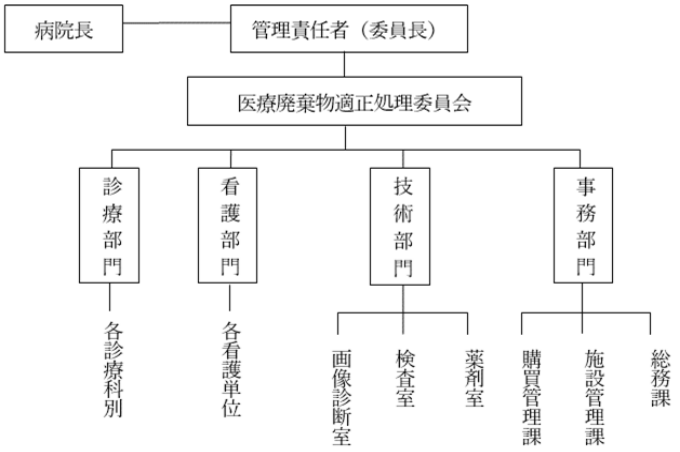
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	917 床（一般：865床　精神：52床）
③従業員数	2,632 人（医療従事者：2,028 人 非医療従事者：604 人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排　　出　　量	538.986 t	3.837 t

（これまでに実施した取組）

各部署では、会議等で廃棄物排出に関する報告を行い、現状分析と改善策の検討を定期的に実施しています。具体的には、排出量の削減や分別方法の最適化に向けた取り組みを進めています。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排　　出　　量	500 t	3 t

（今後実施する予定の取組）

院内外の研修会へ積極的に参加し、減量化・再資源化に関する最新情報を収集します。並行して、各部署における製品の排出状況を詳細に分析し、適切な分別方法の周知と徹底を図りながら、排出量を必要最低限に抑えるための改善策を実行します。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

各部門で発生する廃棄物の詳細な状況を把握し、感染性廃棄物とその他の廃棄物をより細かく分類するための計画を推進しています。これにより、廃棄物処理の安全性と効率性を向上させます。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

感染性廃棄物と非感染性廃棄物の区分を徹底するとともに、使い捨て製品の使用量に関するデータを収集・分析し、排出量削減のための具体的な対策を実施しています。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量		538.986 t	3.837 t
	優良認定処理業者への処理委託量	538.986 t	3.837 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	3.837 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	538.986 t	0 t

（これまでに実施した取組）

廃棄物の管理基準を統一した上で、廃棄物の減量化、無害化、再資源化に特に力を入れている事業者を選定し、業務を委託しています。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量		500ｔ	3ｔ
	優良認定処理業者への処理委託量	500ｔ	3ｔ
	再生利用業者への処理委託量	0ｔ	3ｔ
	認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	500ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）

廃棄物の減量化、無害化、再資源化を含む環境保全への取り組みを、現在以上に積極的に推進している事業者を精査し、委託先の見直しを検討しています。

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	542.893 ｔ

（今後実施する予定の取組等）

データに基づく廃棄物管理は電子マニフェストで効率化されましたが、感染予防のための使い捨て製品の削減は困難です。そこで、感染性廃棄物容器に焦点を当て、その使用量管理と削減を徹底的に行います。

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		排　出　量	0.001　t	0　t	0　t	0.06　t	0.009　t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		排　出　量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
全処理委託量	0.001 t	0 t	0 t	0.06 t	0.009 t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.001 t	0 t	0 t	0.06 t	0.009 t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.001 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃水銀等	廃アルカリ（有害）			
全処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月13日

千葉県知事　　熊谷　俊人　　殿

提出者　　〒296-8602
住　所　千葉県鴨川市東町 929番地
氏　名　医療法人鉄蕉会　亀田総合病院
理事長　亀田　隆明
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 04-7092-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和６年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人鉄蕉会　亀田総合病院
事業場の所在地	千葉県鴨川市東町 929番地
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	503.1t	全処理委託量	503.1t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	503.1t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	3t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	500t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	546.205t
	前年度	542.893t

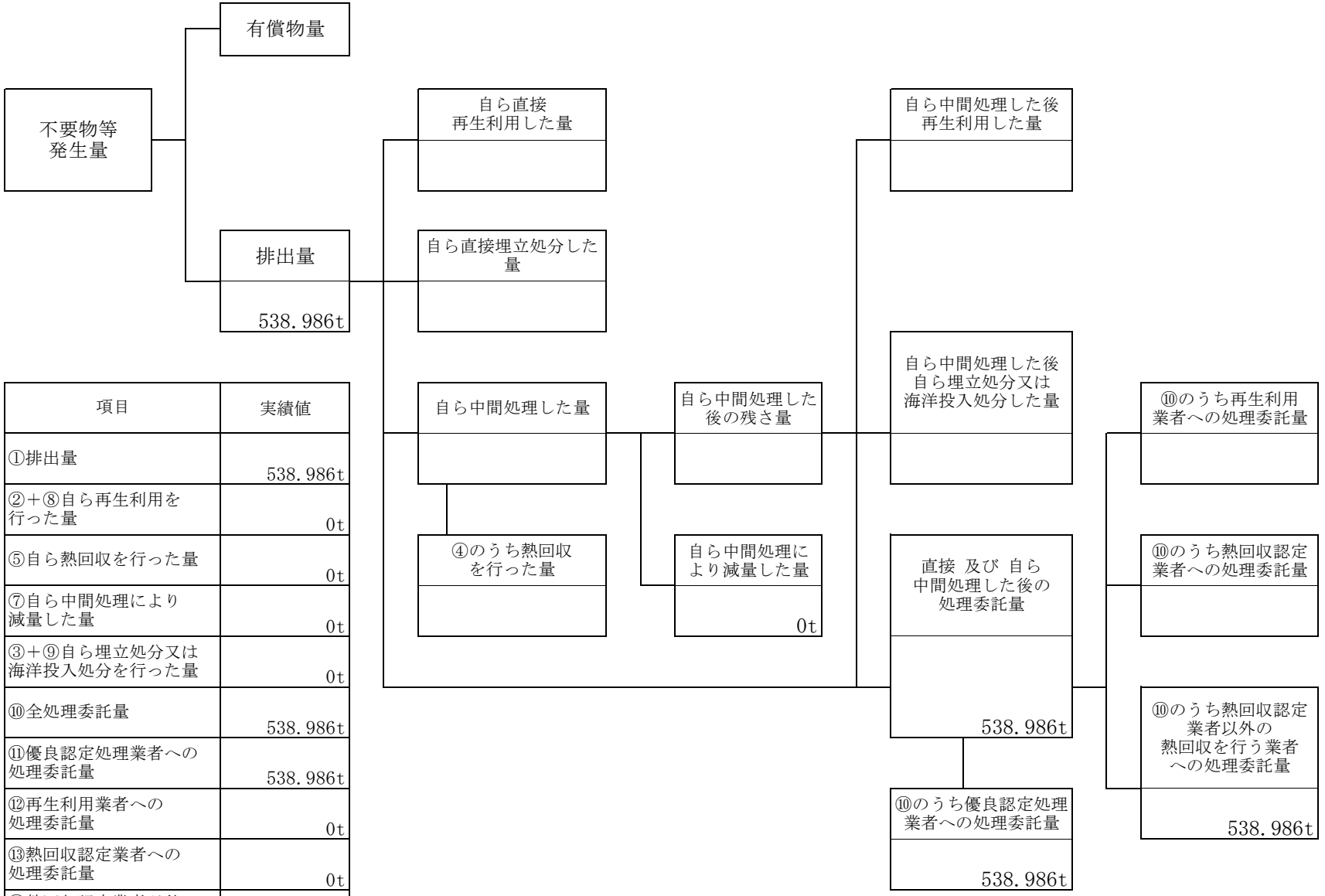
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
電子マニフェストの活用により、廃棄物の排出量をデータとして容易に把握でき、その結果、廃棄物容器の必要数を過不足なく管理できるようになりました。

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**感染性廃棄物**　）

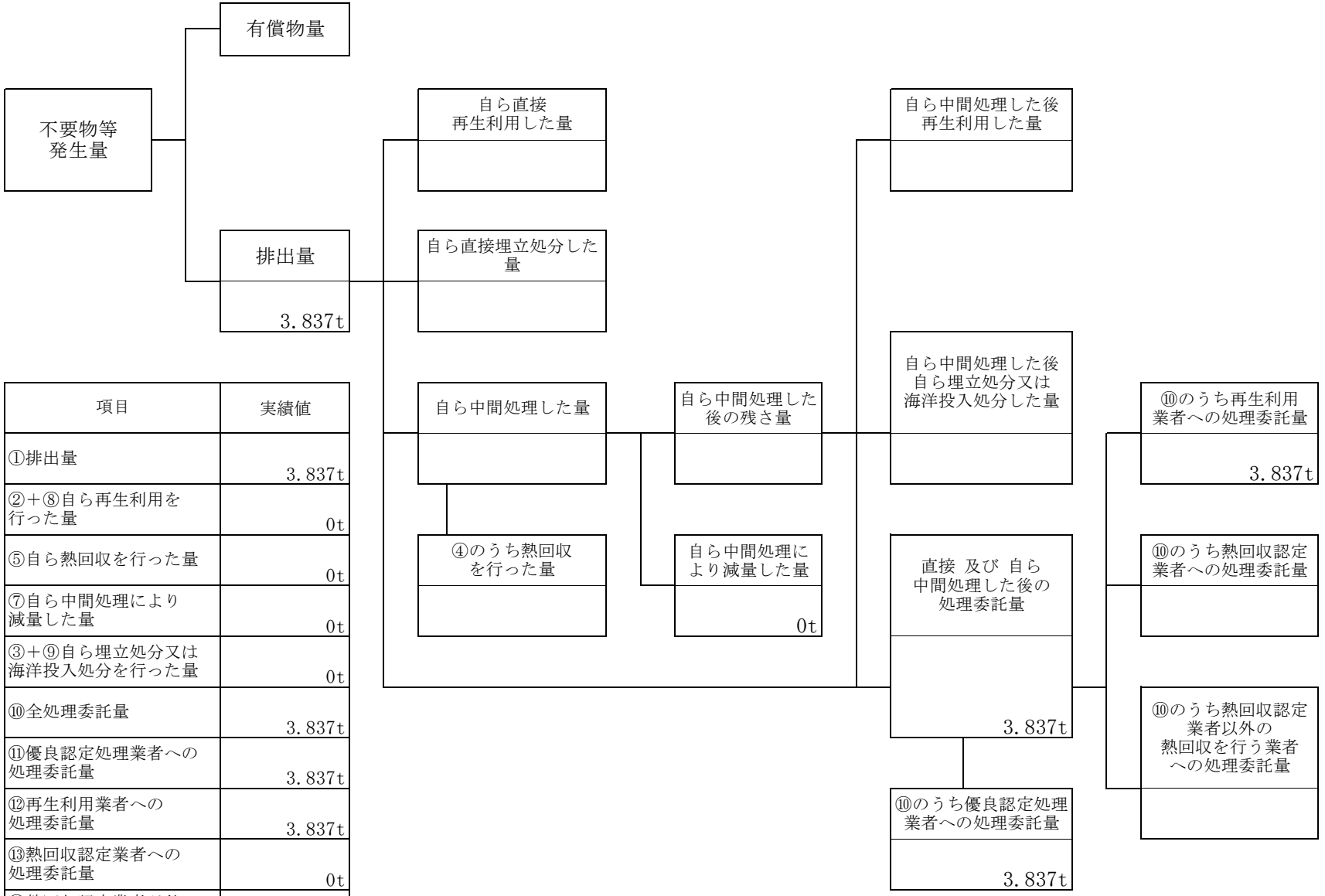


項目	実績値
①排出量	538.986t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	538.986t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	538.986t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	538.986t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**廃油（引火性）**　）

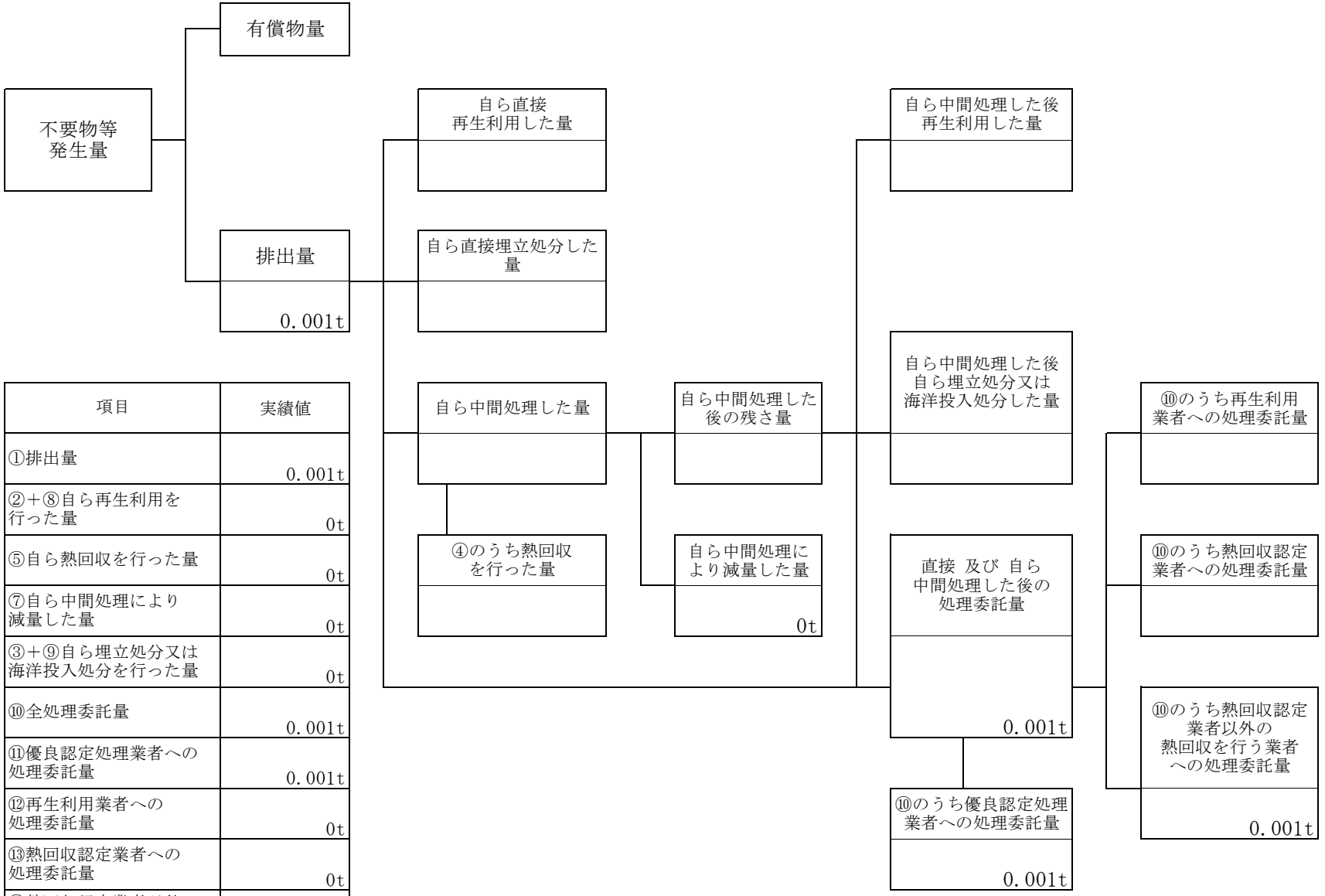


項目	実績値
①排出量	3.837t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	3.837t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.837t
⑫再生利用業者への処理委託量	3.837t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**廃酸（強酸）**　）

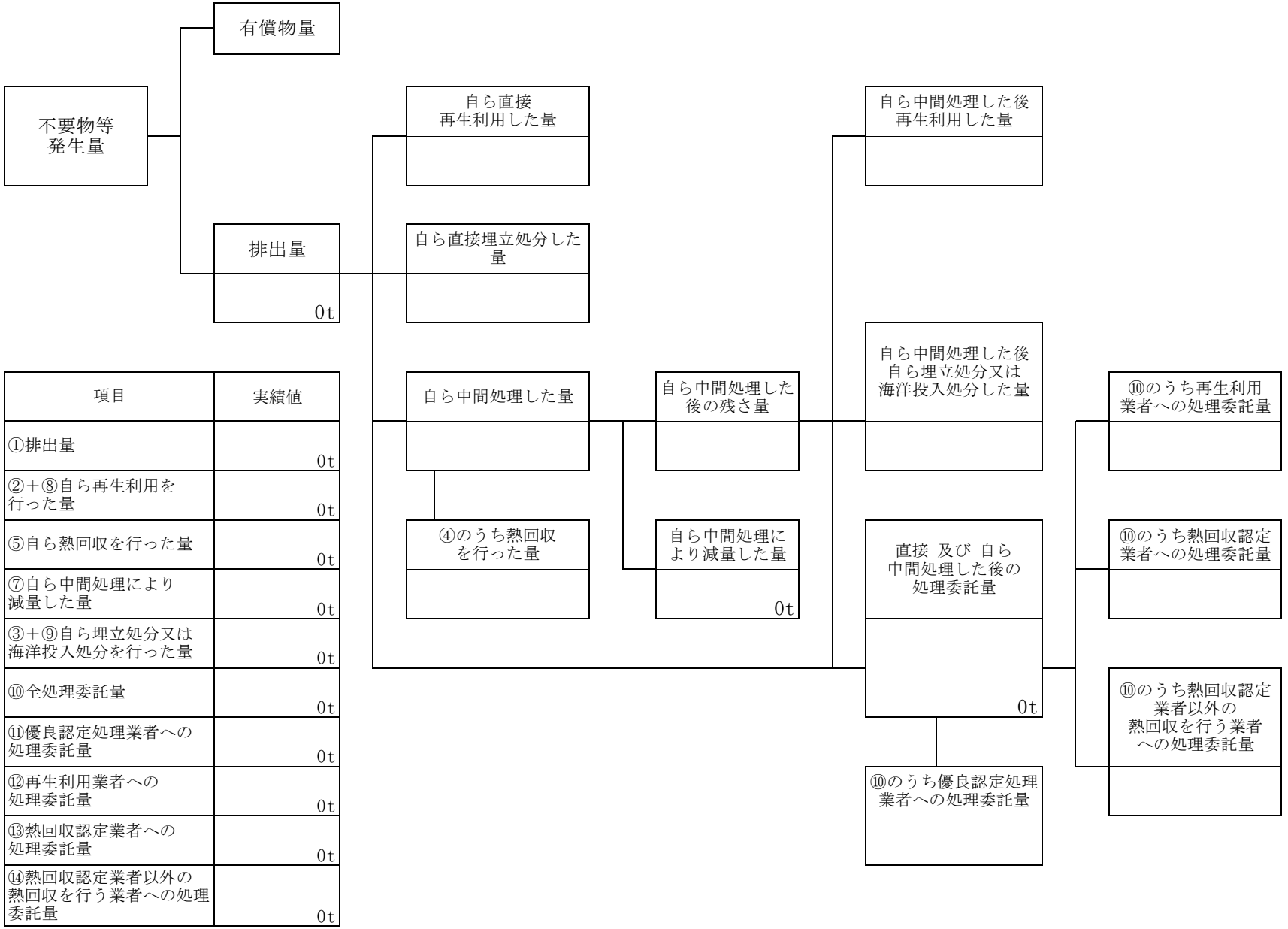


項目	実績値
①排出量	0.001t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.001t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.001t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.001t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**汚泥（有害）**　）

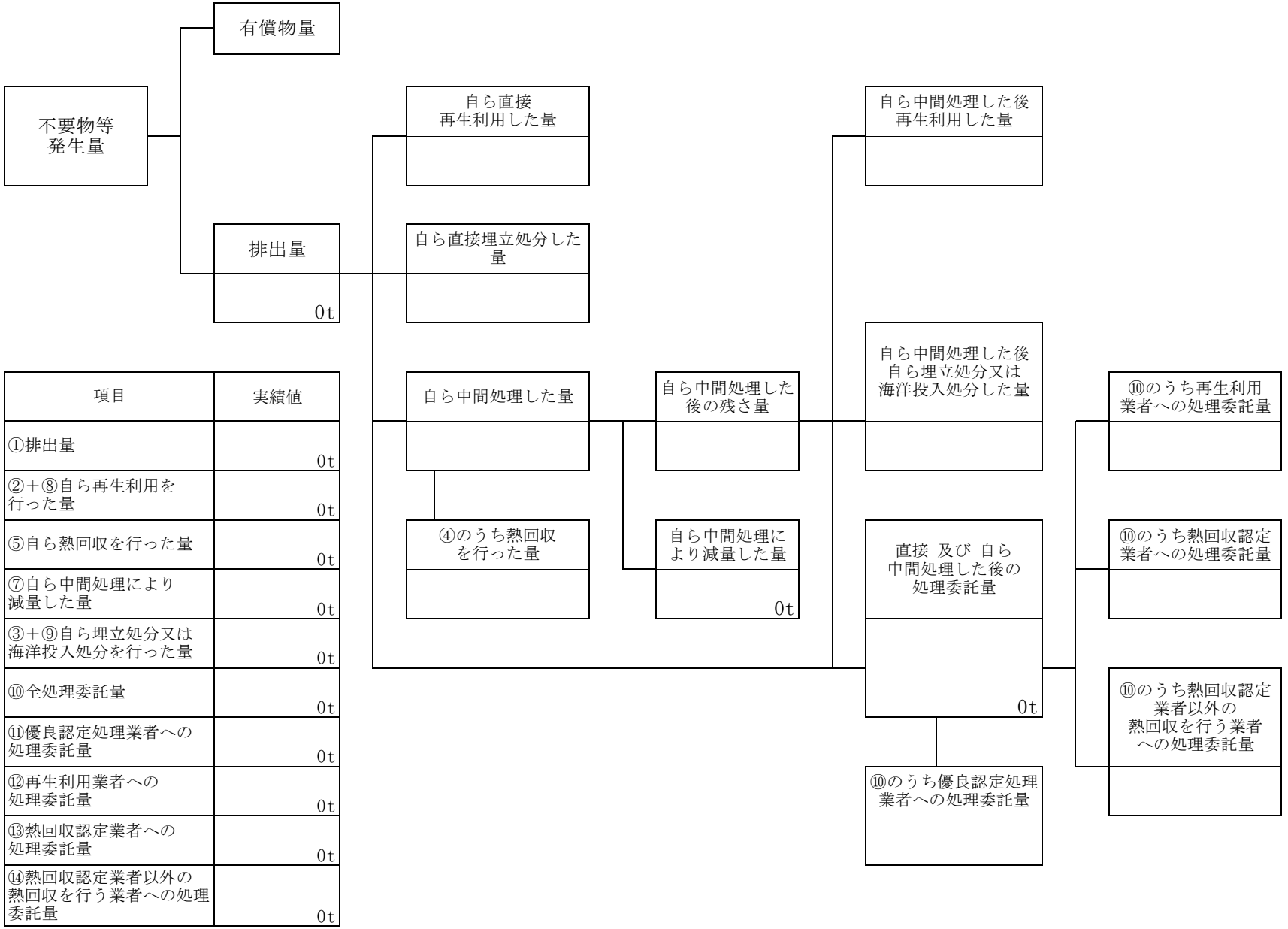


項目	実績値
①排出量	0t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**廃油（有害）**　）

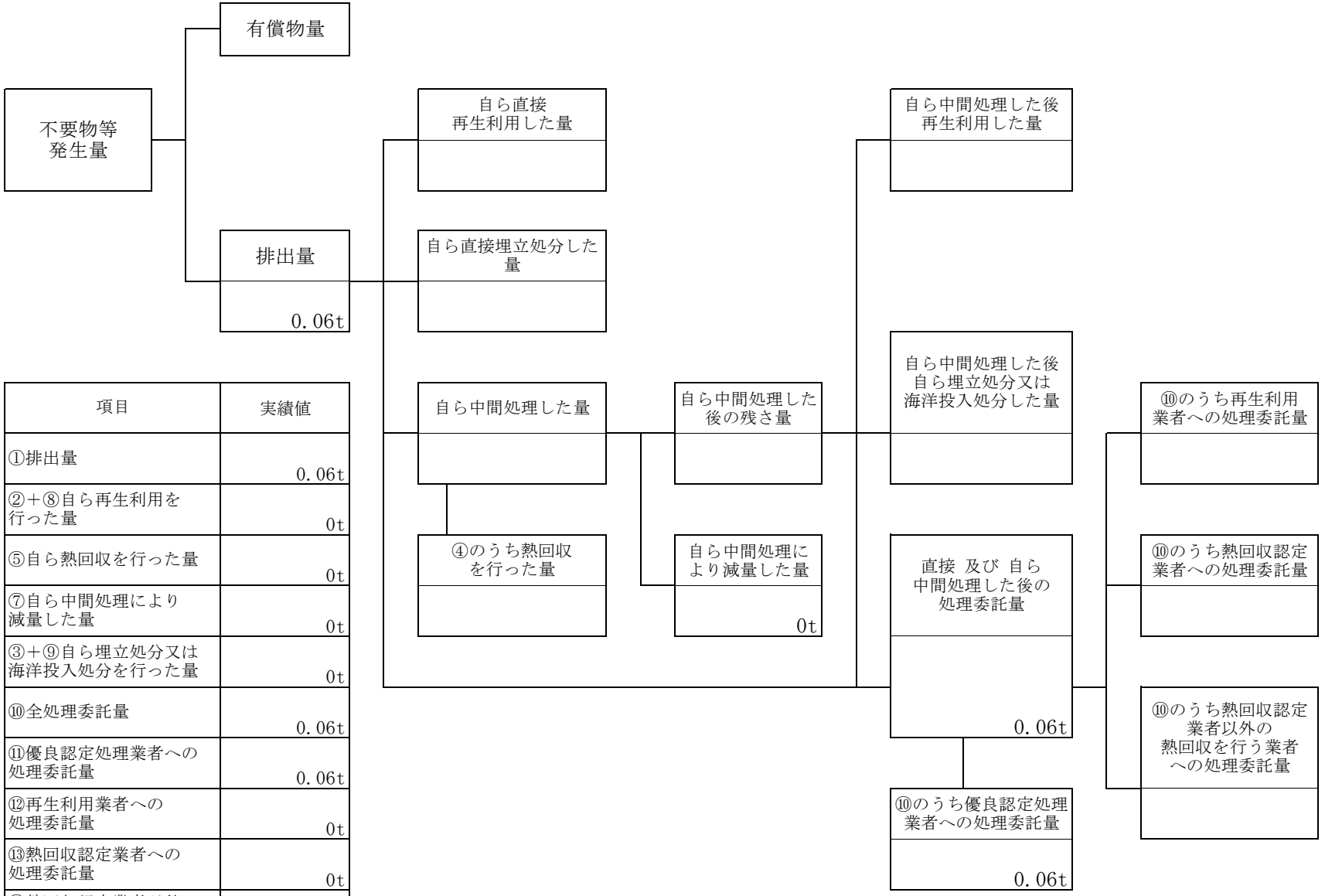


項目	実績値
①排出量	0t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**廃水銀等**　）

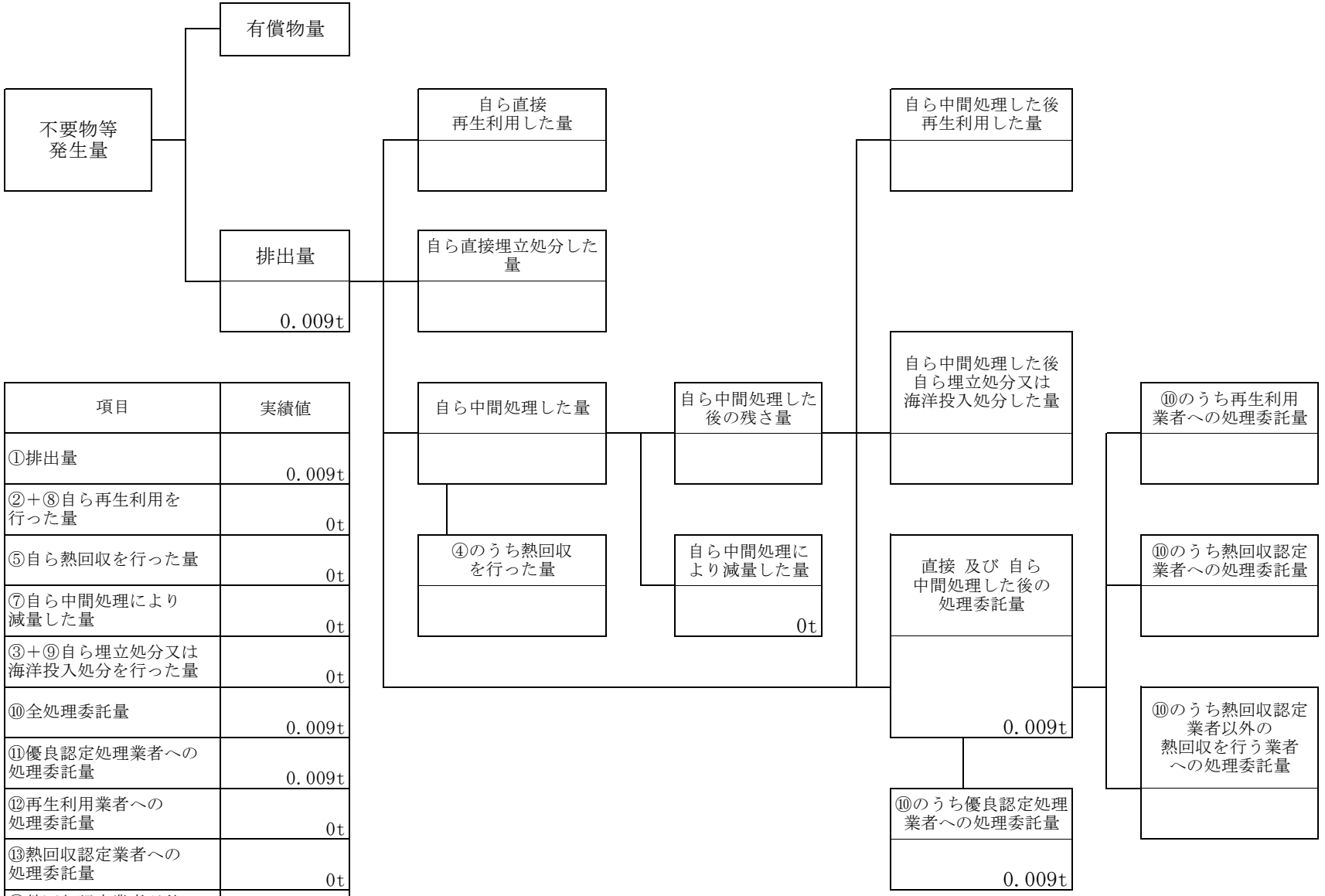


項目	実績値
①排出量	0.06t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.06t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.06t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**廃アルカリ（有害）**　）

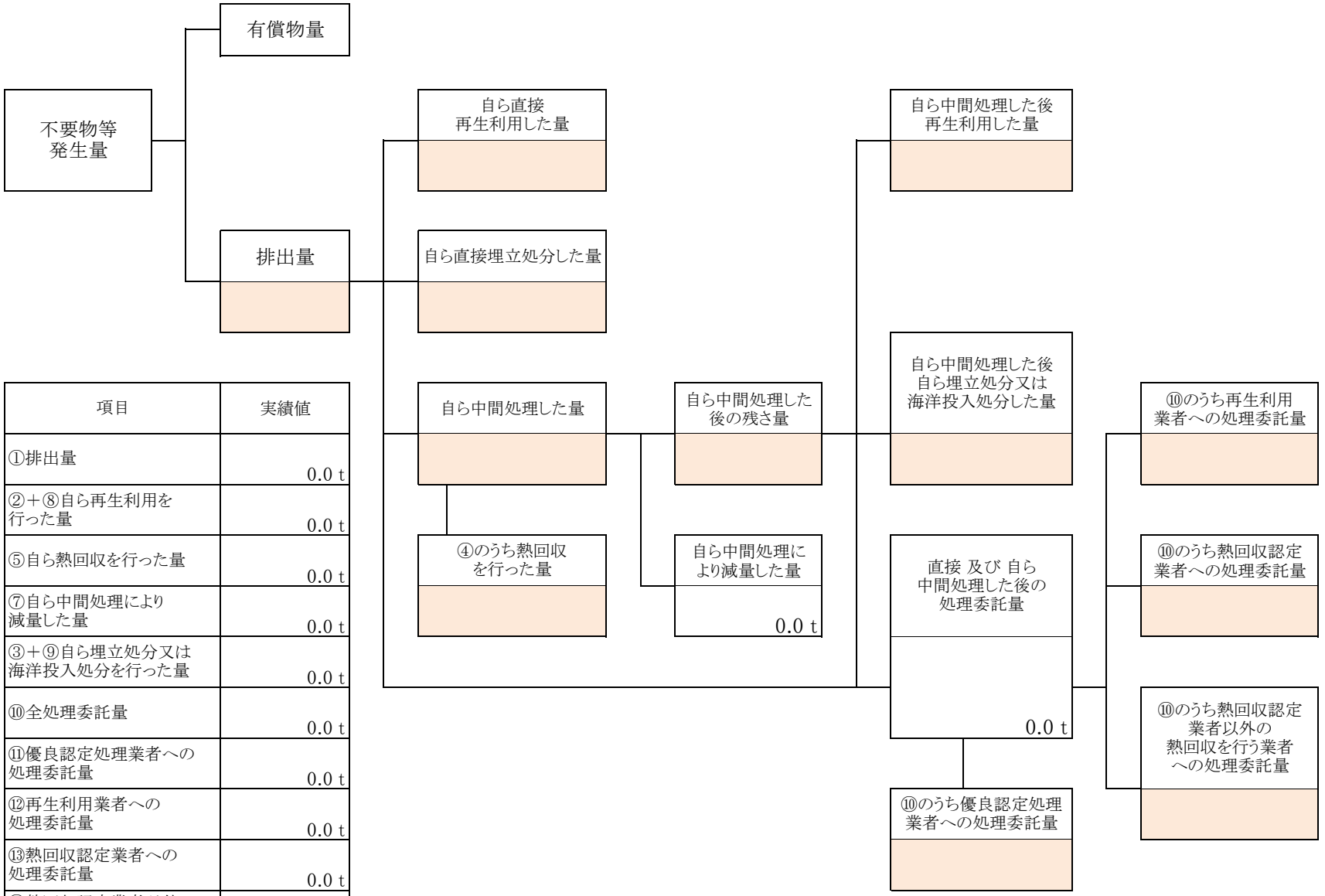


項目	実績値
①排出量	0.009t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	0.009t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.009t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第２面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　）

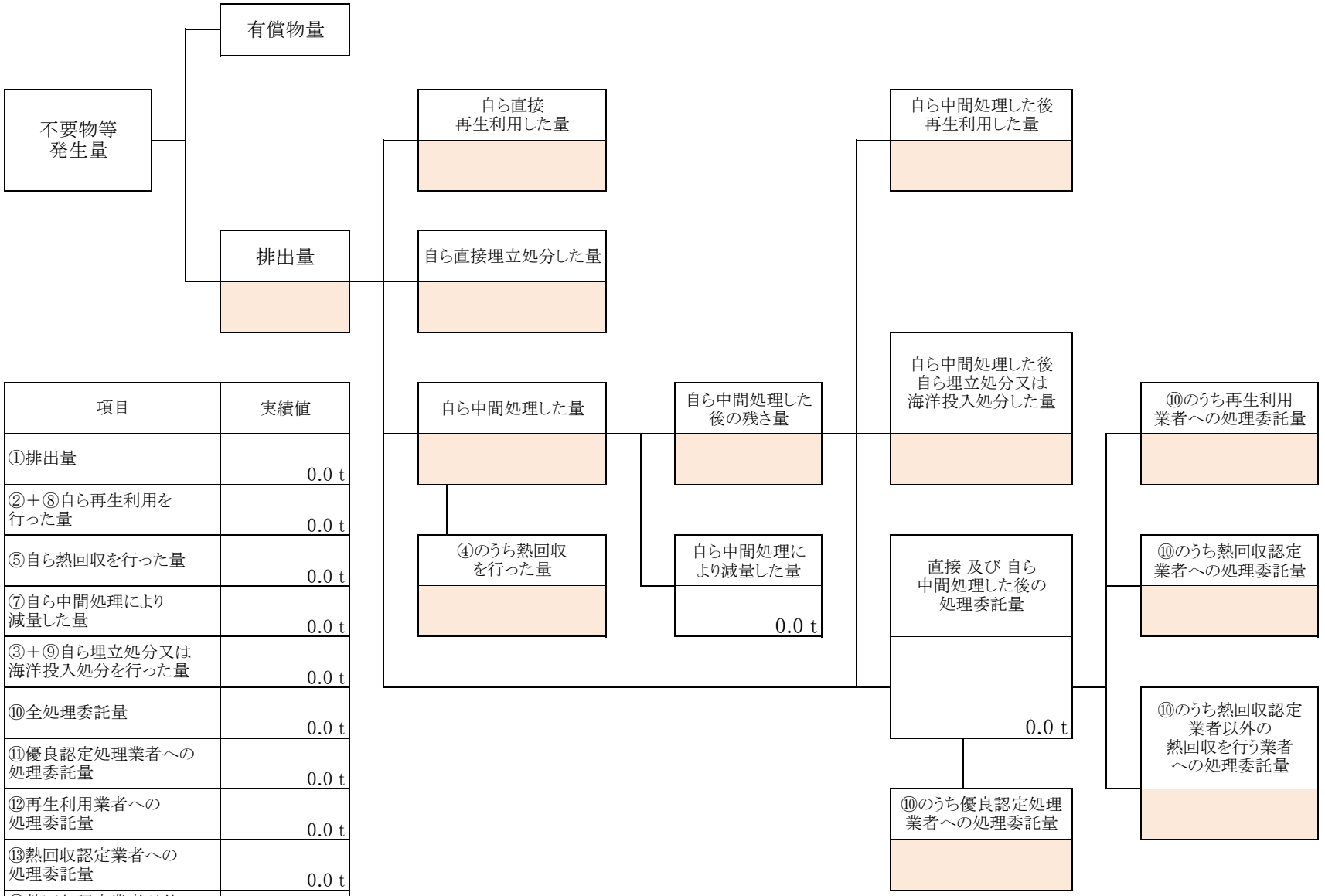


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　）

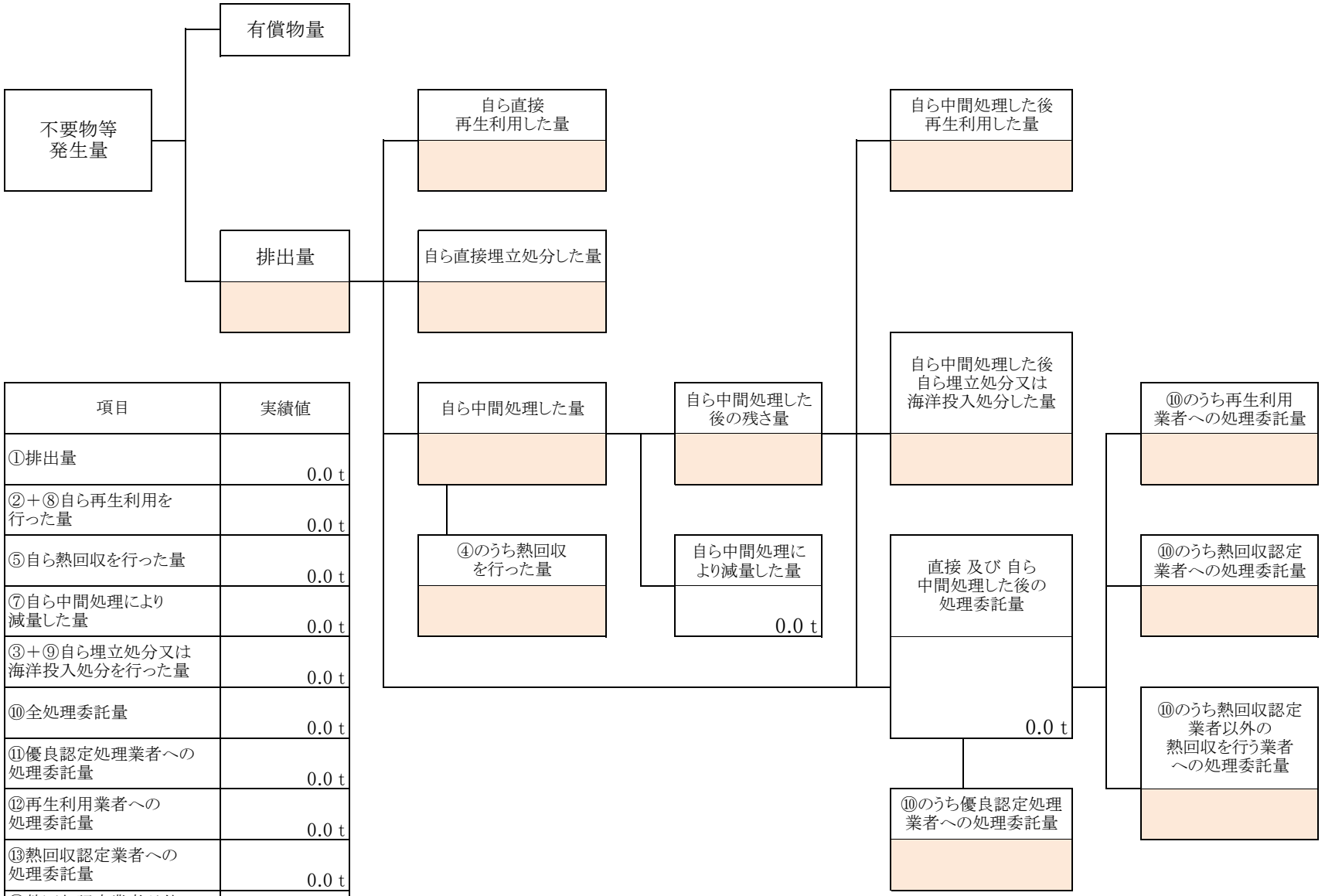


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　）



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年５月８日

千葉県知事　　殿

提出者
住　所　千葉県野田市宮崎１００番地
氏　名　キッコーマン総合病院
代表者　三上　繁
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　04-7123-5911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キッコーマン総合病院
事業場の所在地	千葉県野田市宮崎１００番地
計画期間	令和 7/ 4/ 1 ～ 令和 8/ 3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数　129 床
③従業員数	350 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①　外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物発生） ②　外来やナースステーション等、関係者以外の方が　触れない場所で一時保管（できるだけ短く） ③　感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④　収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理。 ⑤　最終処分は、溶融ｽﾗｸﾞやｱｰｸｻﾝﾄﾞなどの路盤改良材として利用、または管理型埋立。

(日本工業規格　A列４番)

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.5.-9 収受

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

特別管理産業廃棄物管理責任者
↓
管轄行政機関 ← 廃棄物担当者 → 清掃担当者
↓
各医療現場担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 令和　6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
排　　出　　量	62.463 t	

（これまでに実施した取組）
分別の徹底（勉強会）、ディスポ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
排　　出　　量	59.340 t	

（今後実施する予定の取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　6 年度）実績		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（ 令和　6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	

（これまでに実施した取組）

特に無し

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	

（今後実施する予定の取組）

特に無し

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（ 令和　6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
全処理委託量	62.463 t	
優良認定処理業者への処理委託量	62.463 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	61.751 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.712 t	

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。
また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託も心掛けた。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>59.340 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>59.340 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>58.663 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0.676 t</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱回収利用の出来る処理業者へ委託量を可能範囲で推奨をする</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（ 令和　6 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)</td><td colspan="2">62.463 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
すでに実施しているため今後も継続していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 5 月 8 日

千葉県知事　　殿

提出者
住　所　千葉県野田市宮崎１００番地
氏　名　キッコーマン総合病院
代表者　三上　繁
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　04-7123-5911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和　6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	キッコーマン総合病院
事業場の所在地	千葉県野田市宮崎１００番地
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6/ 4/ 1 ～ 令和 7/ 3/31

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	53.594ｔ	全処理委託量	53.594 ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	53.594 ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	再生利用業者への処理委託量	0 ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	53.594 ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	56.415 ｔ
	前年度	62.463 ｔ

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
すでに実施しているため、今後も継続していく。

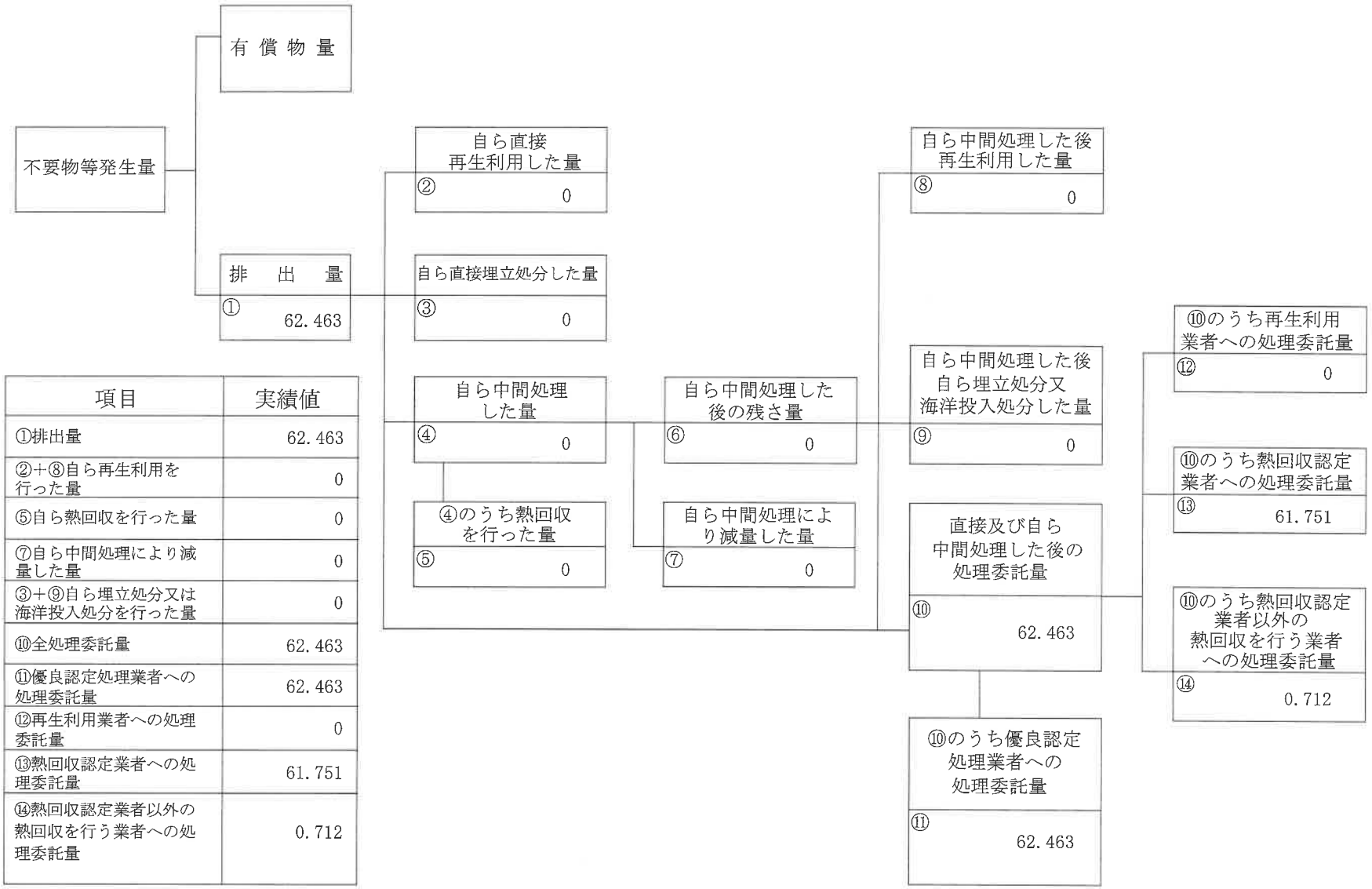
※事務処理欄

（日本工業規格　A列４番）

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.5.-9 収受

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：感染性　　）



項目	実績値
①排出量	62.463
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	62.463
⑪優良認定処理業者への処理委託量	62.463
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	61.751
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.712

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　299-1144

住　所　千葉県君津市東坂田四丁目7番20号

法人名　医療法人新都市医療研究会「君津」会

代表者　池田　重雄

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0439-52-2366

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	玄々堂君津病院
事業場の所在地	千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療、福祉　　中分類：
②事業の規模	入院病床160床
③従業員数	医療従事者391人　非医療従事者79人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）の通り

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（管理体制）の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	133.5 t	t

（これまでに実施した取組）

産業廃棄物の処分コストを意識することにより感染性廃棄物の排出抑制に取り組んでいる。また、セット化された診療材料や医薬品を使用することにより廃棄物の排出抑制に取り組んでいる。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	133 t	t

（今後実施する予定の取組）

引き続き、廃棄物の処分コストを意識するよう努める。また、診療材料や医薬品の無駄な使用を減らし、廃棄物の排出抑制に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が主であり、二次感染防止の為、特別産業廃棄物の分別は困難である。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状の通り、感染性廃棄物の分別は困難であるが、無駄な使用を控え減量に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 医療現場より排出される産業廃棄物は感染性産業廃棄物が殆どである為、感染の危険性を考え再利用ができないのが現状である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 現状の通り感染性廃棄物は再利用ができない為、再利用は計画していない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が殆どであり、自ら行う中間処理では十分な処理が行えない。また、大変な経費が掛かる為、中間処理を行えないのが現状である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 現状の通り、医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物が殆どであり、自ら行う中間処理では十分な処理が行えず大変な経費が掛かる為、自ら行う中間処理は計画していない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物であり、十分な処理が必要である為、自ら行う埋立処分はできない。委託業者による焼却・埋立処分を行っている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

現状の通り、医療現場より排出される産業廃棄物は感染性廃棄物であり、十分な処理を行う必要がある為、自ら行う埋立処分は出来ない。
今後も委託業者による焼却・埋立処分を予定している。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	
全処理委託量		133.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	133.5 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

感染の危険性から再利用できない廃棄物である為、資源として利用するには処理業者による熱回収が有効と考えている。今後も熱回収することのできる処理業者と契約を継続したい。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>133 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>133 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
今後も認定熱回収することのできる業者との契約を継続する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 133.5 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
令和元年12月より電子マニフェスト導入。
今後も継続して電子マニフェストを活用していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

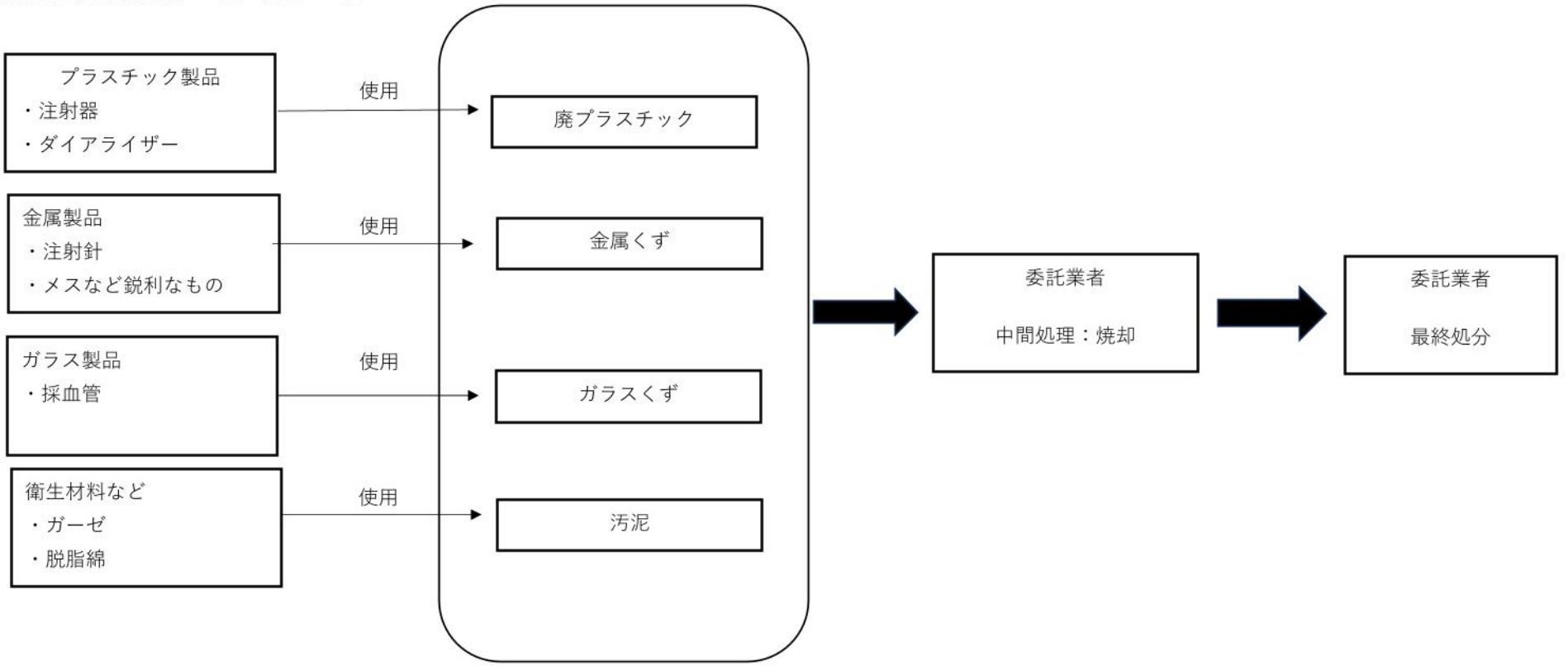
７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

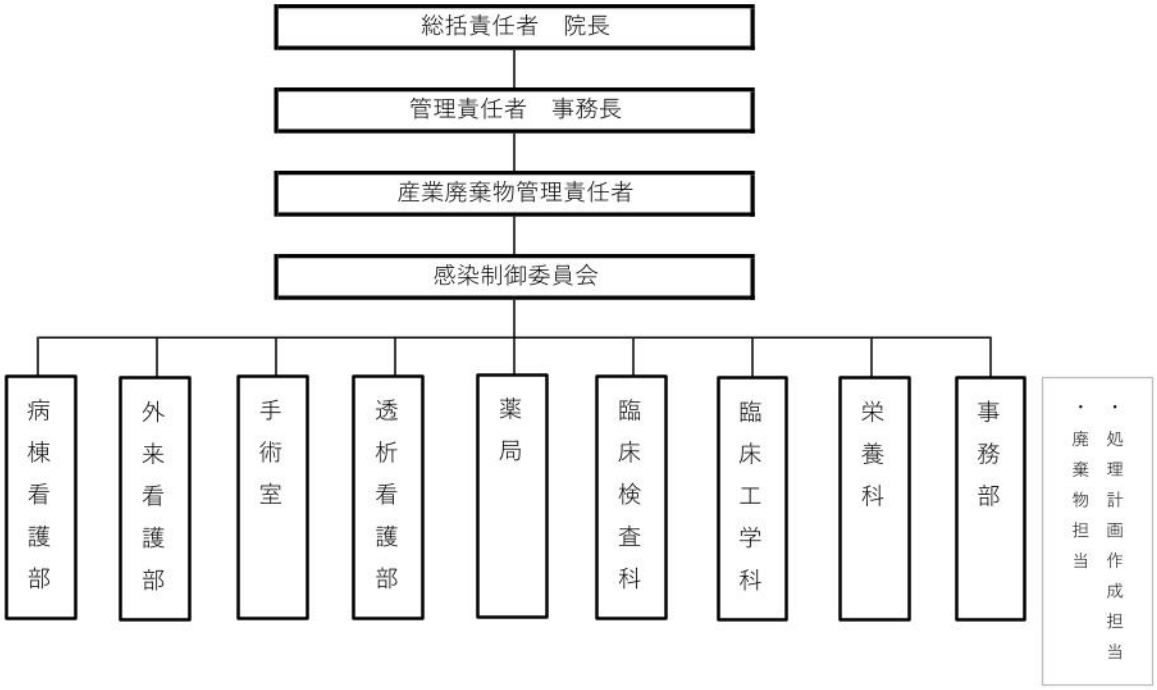
別紙（処理工程）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項（第１面）

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙（管理体制）


総括責任者　院長
管理責任者　事務長
産業廃棄物管理責任者
感染制御委員会
病棟看護部
外来看護部
手術室
透析看護部
薬局
臨床検査科
臨床工学科
栄養科
事務部
・処理計画作成担当
・廃棄物担当

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　299-1144

住所 千葉県君津市東坂田四丁目7番20号

法人名 医療法人新都市医療研究会「君津」会

代表者 池田 重雄

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0439-52-2366

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	玄々堂君津病院
事業場の所在地	千葉県君津市東坂田四丁目7番20号
事業の種類	大分類　医療、福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	133 t	全処理委託量	133 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	133 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	135.2 t
	前年度（令和6年度）	133.5 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
令和元年12月より電子マニフェスト導入済。

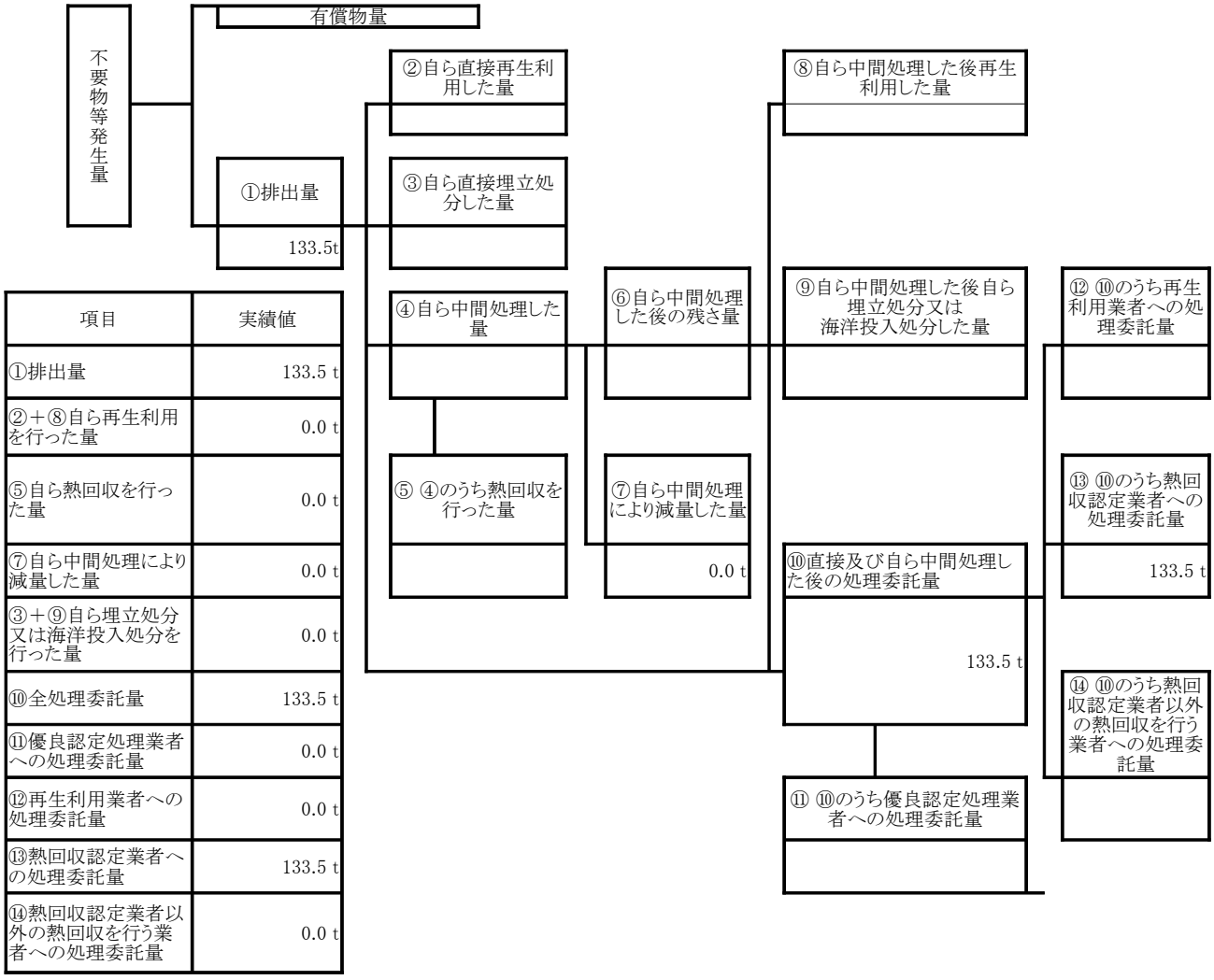
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	133.5 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	133.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	133.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　292-8535

住　所　木更津市桜井１０１０番地

法人名　君津中央病院企業団

代表者　田中 正

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0438-36-1071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国保直営総合病院　君津中央病院
事業場の所在地	千葉県木更津市桜井1010番地
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：　医療,福祉　　中分類：
②事業の規模	病床数660床
③従業員数	1,531人（医療従事者1,292人、非医療従事者239人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排出量	235.23 t	1.86 t

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物は、医療安全・院内感染防止対策の目的から、使い捨て製品を使用することが多く、感染性廃棄物の総排出量は増加傾向にある。そのため、通常の産業廃棄物との分別を徹底することで、特別管理産業廃棄物としての排出量を抑制している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
排出量	235 t	1.8 t

（今後実施する予定の取組）

引き続き、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別について、関係職員に対し周知徹底を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

分別表を廃棄場所に掲示する等の取り組みにより、分別を徹底している。また、専用の保管・回収容器に保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

上記の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

これまでに再生利用を行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

引き続き再生利用を行う予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

これまでに中間処理を行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

引き続き中間処理を行う予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

これまでに埋立処分を行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

引き続き埋立処分を行う予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性）
全処理委託量		235.23 ｔ	1.86 ｔ
	優良認定処理業者への処理委託量	235.23 ｔ	1.86 ｔ
	再生利用業者への処理委託量	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者への処理委託量	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

優良認定処理業者へ処理を委託した。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃油（引火性）</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>235 t</td><td>1.8 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>235 t</td><td>1.8 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
引き続き優良認定処理業者へ処理を委託する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）　237.09 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
令和２年４月１日導入済み</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

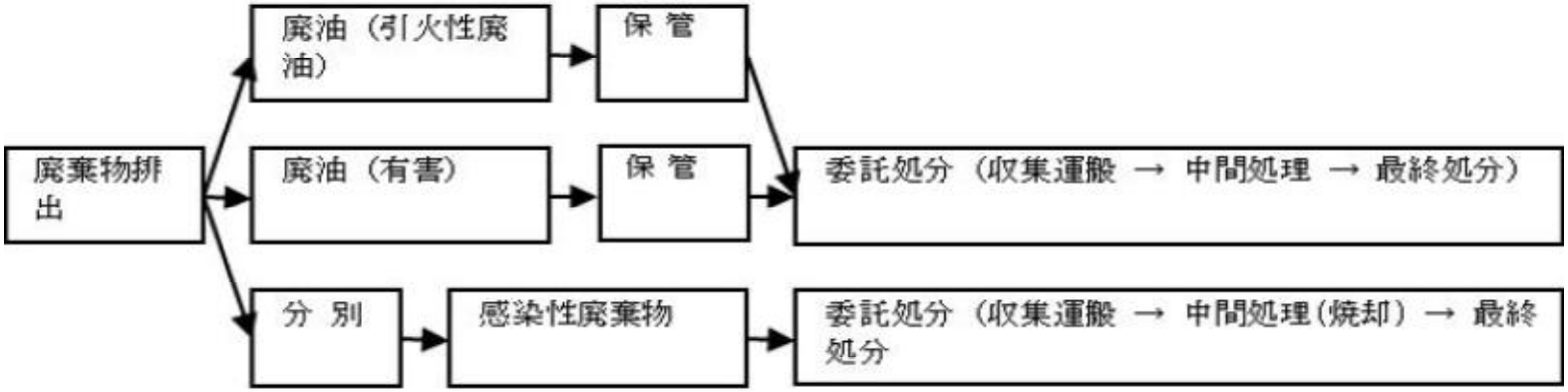
４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

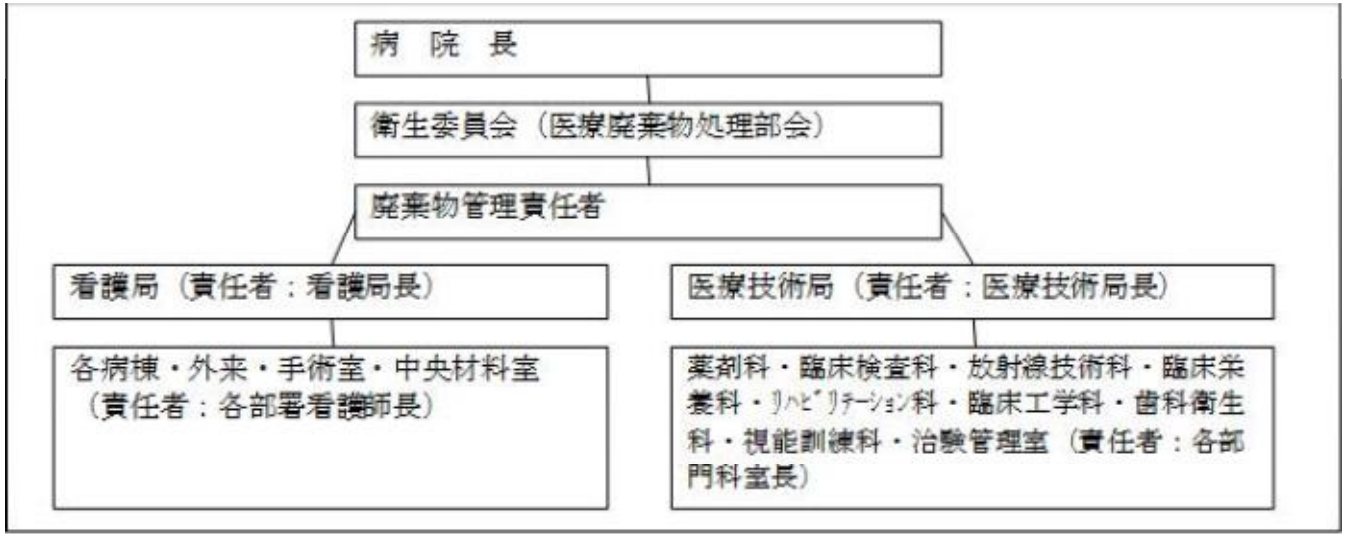
５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。


廃棄物排出
廃油（引火性廃油）
保 管
廃油（有害）
保 管
分 別
感染性廃棄物
委託処分（収集運搬 → 中間処理 → 最終処分）
委託処分（収集運搬 → 中間処理(焼却) → 最終処分


病　院　長
衛生委員会（医療廃棄物処理部会）
廃棄物管理責任者
看護局（責任者：看護局長）
医療技術局（責任者：医療技術局長）
各病棟・外来・手術室・中央材料室
（責任者：各部署看護師長）
薬剤科・臨床検査科・放射線技術科・臨床栄養科・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科・臨床工学科・歯科衛生科・視能訓練科・治験管理室（責任者：各部門科室長）

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　292-8535

住所 木更津市桜井1010番地

法人名 君津中央病院企業団

代表者 田中 正

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0438-36-1071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国保直営総合病院　君津中央病院
事業場の所在地	千葉県木更津市桜井1010番地
事業の種類	大分類　医療,福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	233.9 t	全処理委託量	233.9 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	233.9 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	234.7 t
	前年度（令和6年度）	237.1 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
令和2年4月１日より電子マニフェストの利用を開始した。

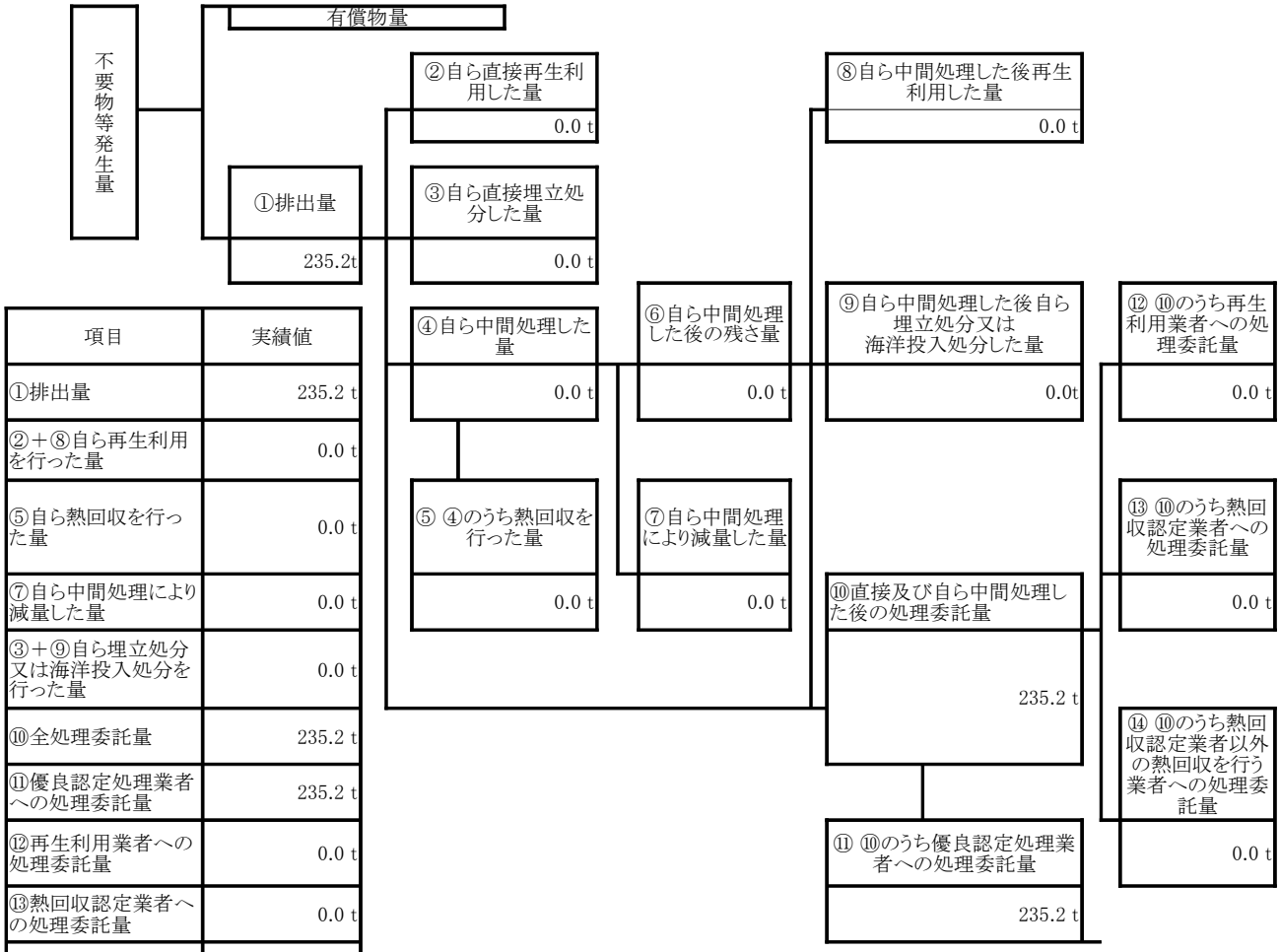
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

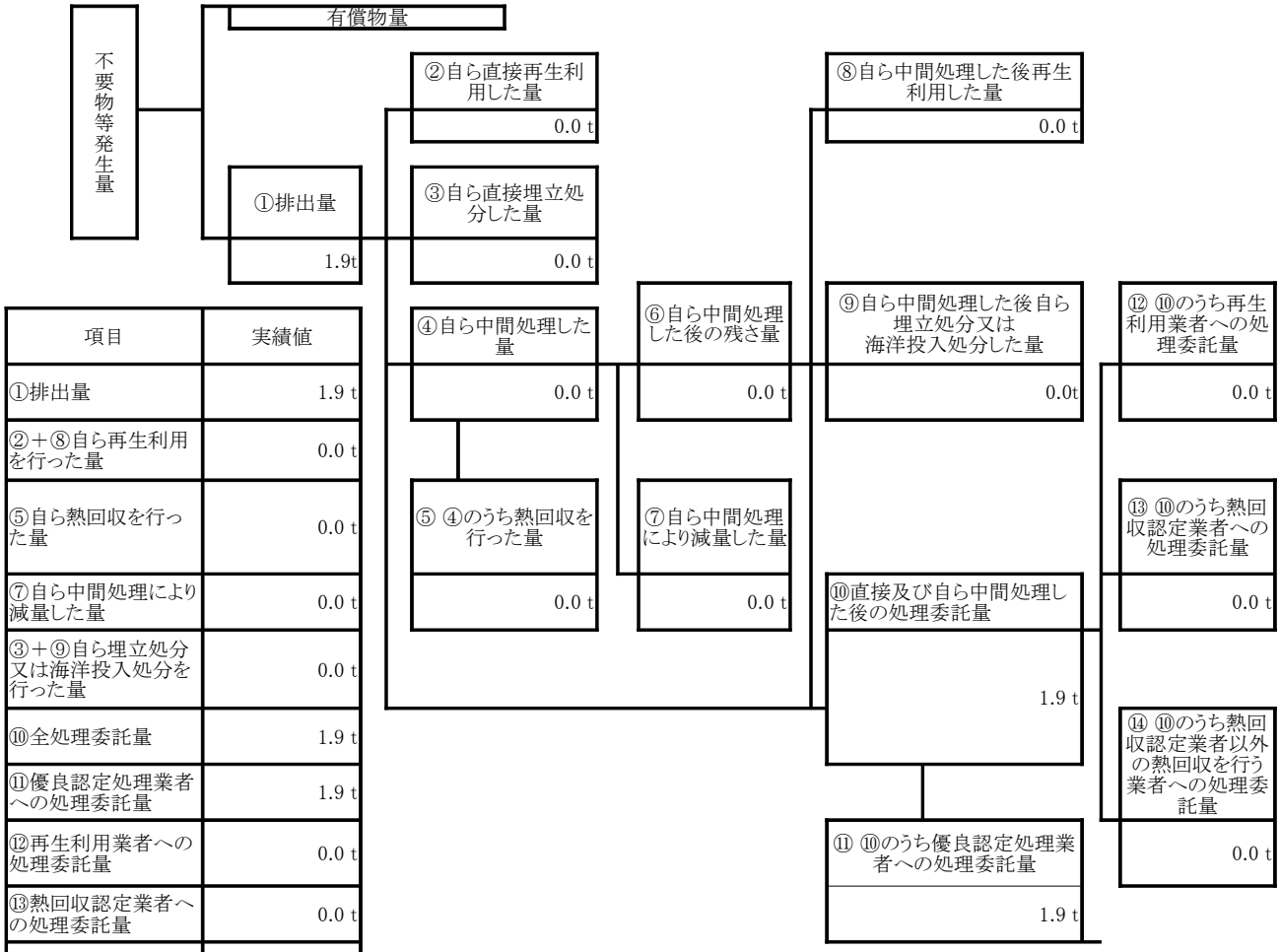
（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	235.2 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	235.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	235.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　廃油（引火性）　）



項目	実績値
①排出量	1.9 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月30日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　270-0161

住　所　千葉県流山市鰭ケ崎1-1

法人名　医療法人社団協友会

代表者　石塚 朋樹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　04-7159-1611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団協友会　千葉愛友会記念病院
事業場の所在地	千葉県流山市鰭ヶ崎1-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療,福祉　　中分類：　医療業
②事業の規模	２６１床
③従業員数	５１６名（常勤：４５６名　非常勤：６０名）　Ｒ７．４現在
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所：千葉愛友会記念病院 ↓ 収集運搬業者(委託) ↓ 中間処理業者(委託)

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

処理計画統括責任者　→　事務部　→　総務課
→　看護部　→　2A病棟、2B病棟、3A病棟、3B病棟、3C病棟、手術室、外来
→　診療協力部　→　リハビリテーション科、検査科、ME科、薬剤科、放射線科

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	66.82 t	t

（これまでに実施した取組）

・分別の徹底（おむつ専用廃棄場所）。
・おむつを一般産業廃棄物にて処分。（感染性を除く）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	65 t	t

（今後実施する予定の取組）

・上記内容を今後も継続。
・リサイクルできる器具は率先して導入。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・鋭利物と固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・鋭利物と固形物
・一般廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	
全処理委託量		66.82 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	66.82 t	t
	再生利用業者への処理委託量	16.67 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。
・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。
・環境負担の少ない製品を積極的に導入。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱い

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>65 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>65 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>15 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続。
・職員の環境意識向上。
・分別の徹底。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 66.82 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストを導入済みです。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月30日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　270-0161

住所 千葉県流山市鰭ケ崎1-1

法人名 医療法人社団協友会

代表者 石塚 朋樹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7159-1611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団協友会　千葉愛友会記念病院
事業場の所在地	千葉県流山市鰭ヶ崎1-1
事業の種類	大分類　医療,福祉　中分類 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	66 t	全処理委託量	66 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	66 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	11 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	67.3 t
	前年度（令和6年度）	66.8 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
電子マニフェスト導入済み。

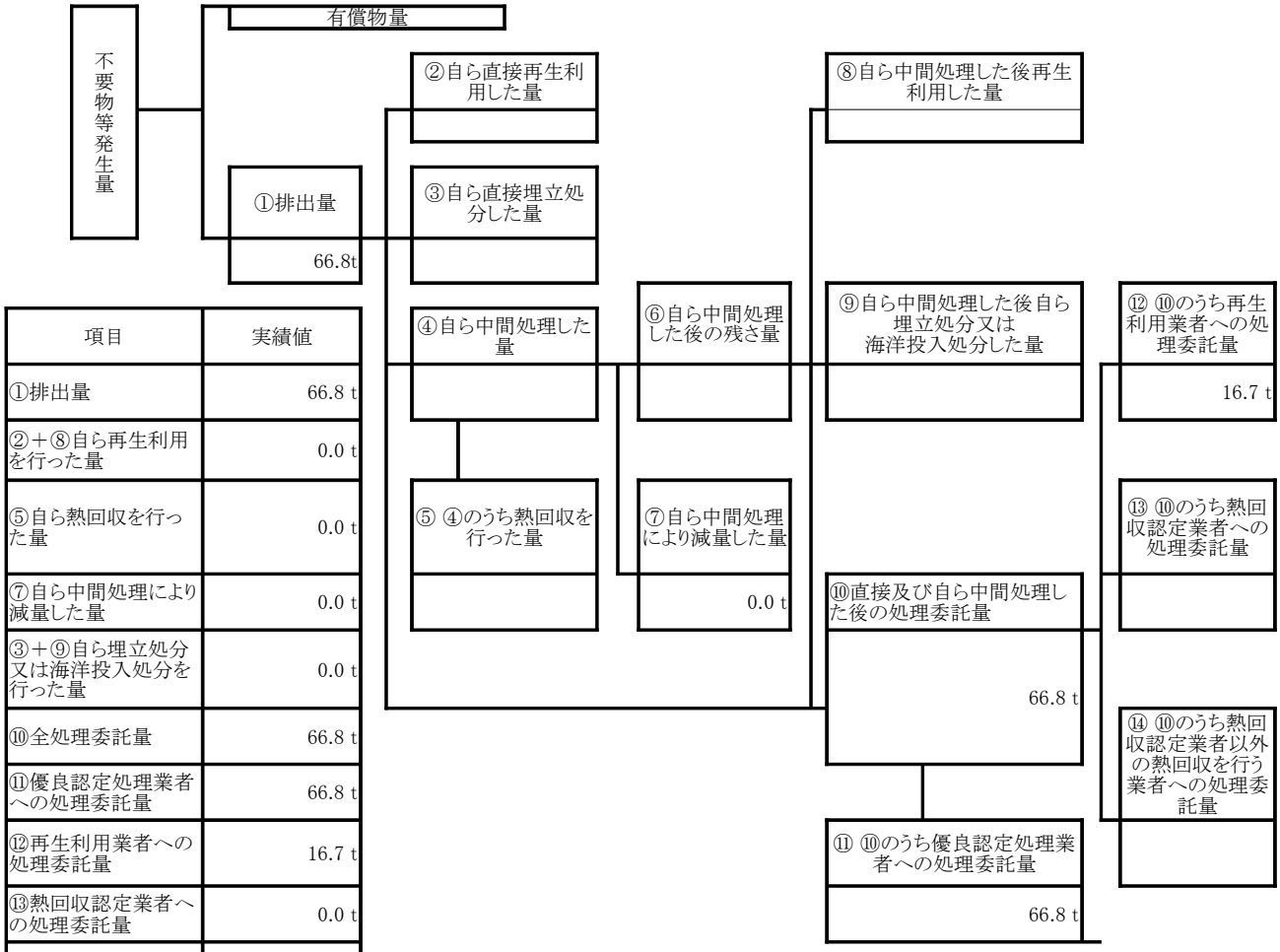
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

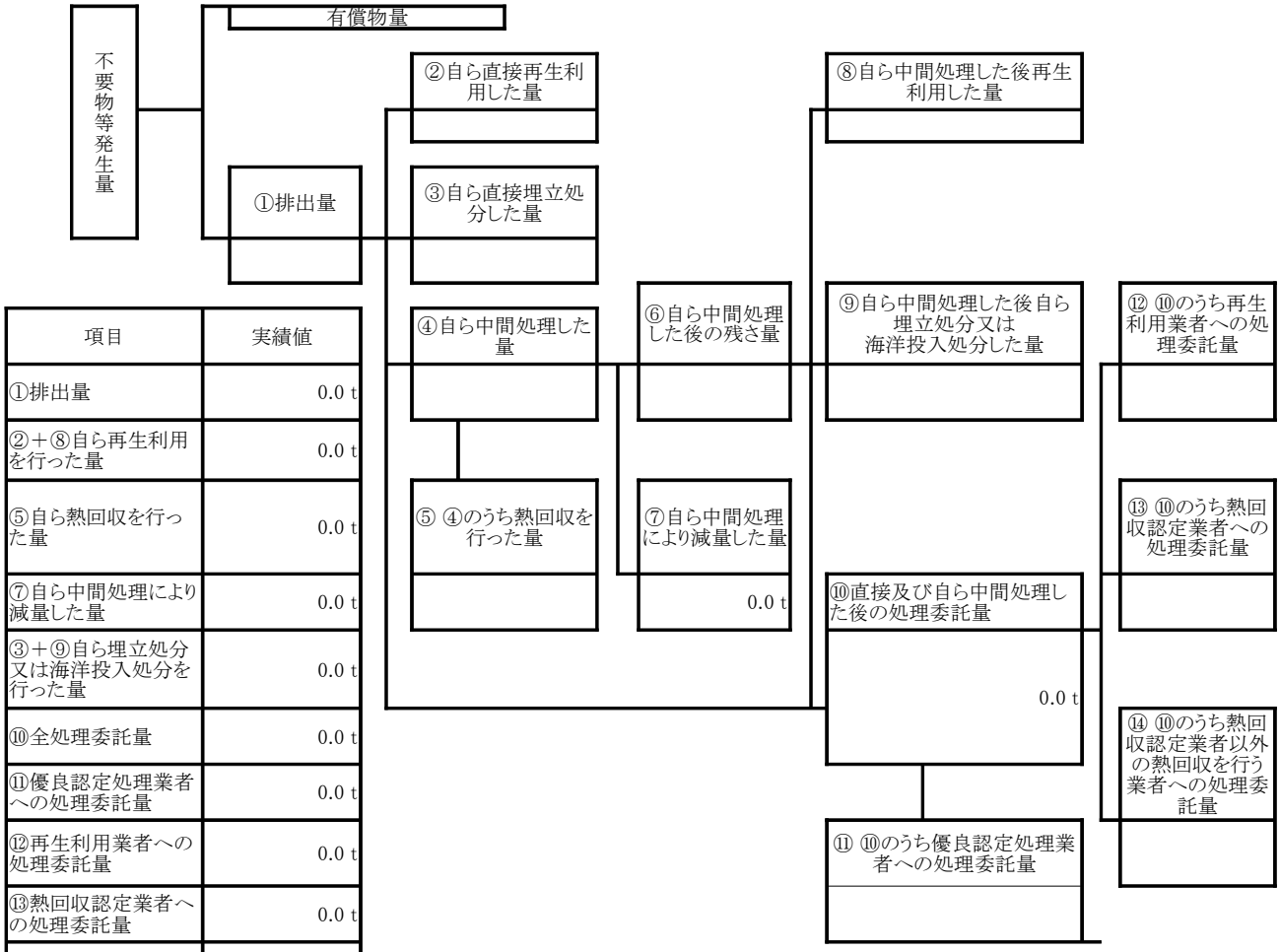


項目	実績値
①排出量	66.8 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	66.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	66.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	16.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

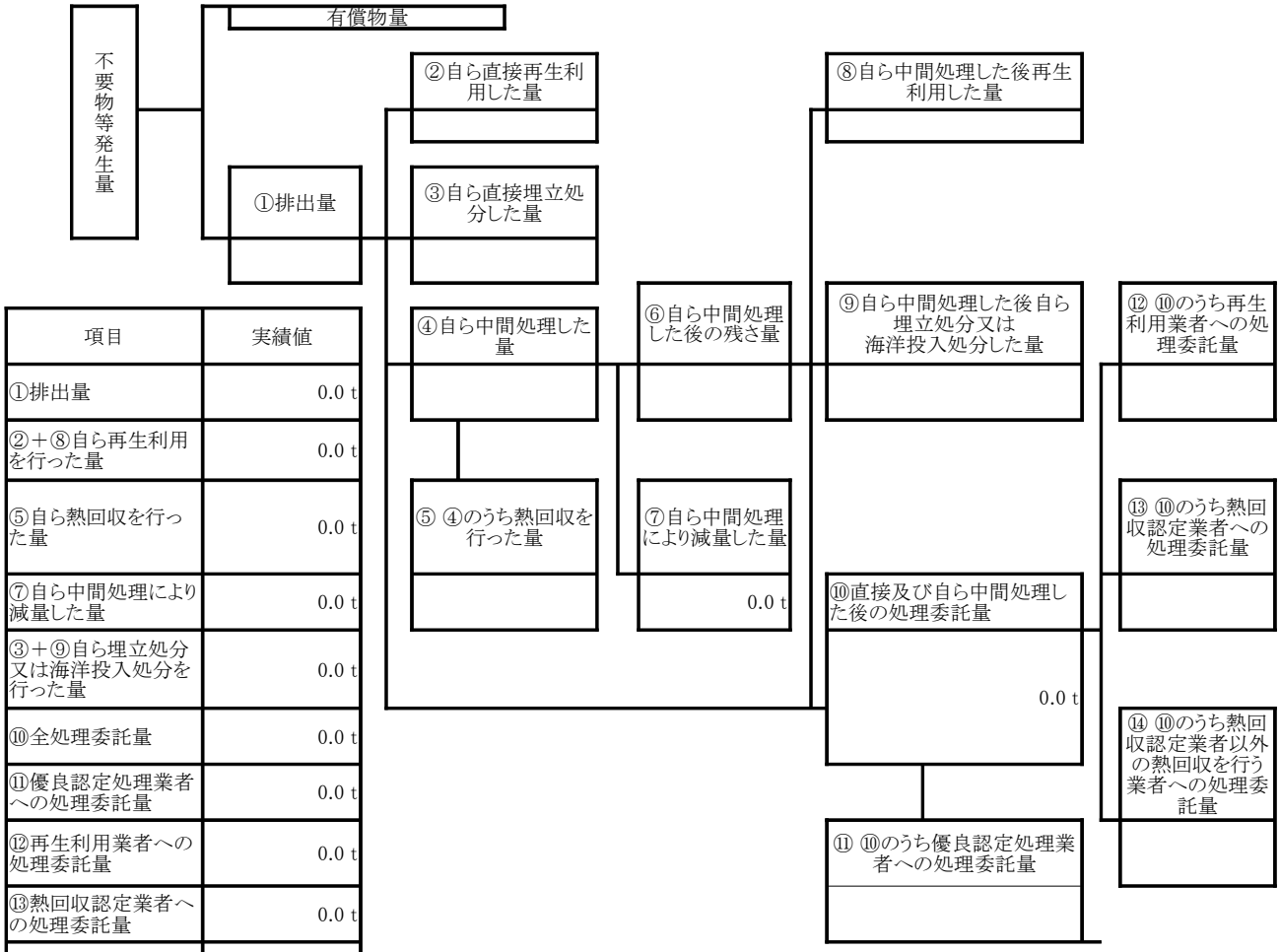


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.3

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



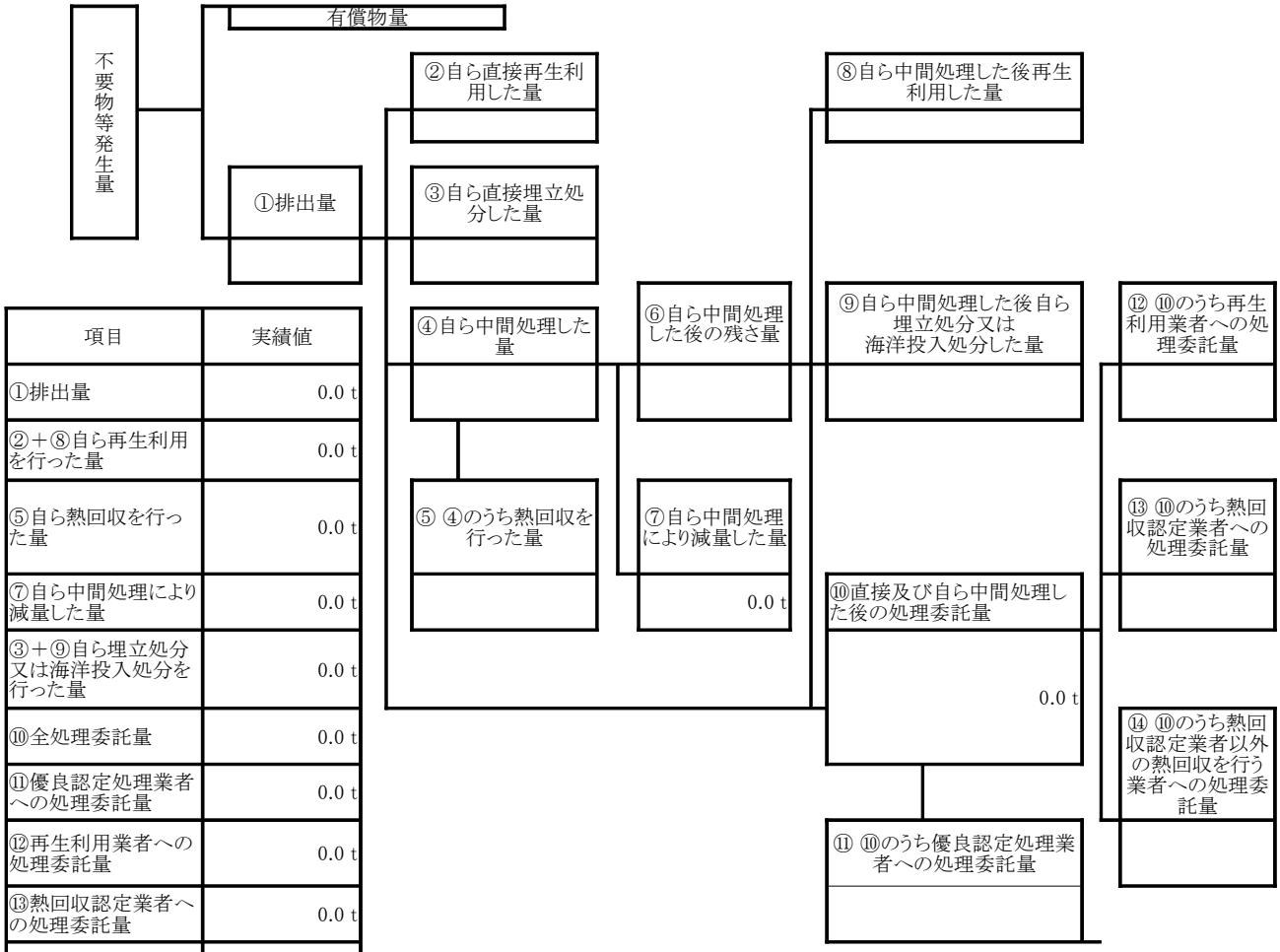
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.4

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



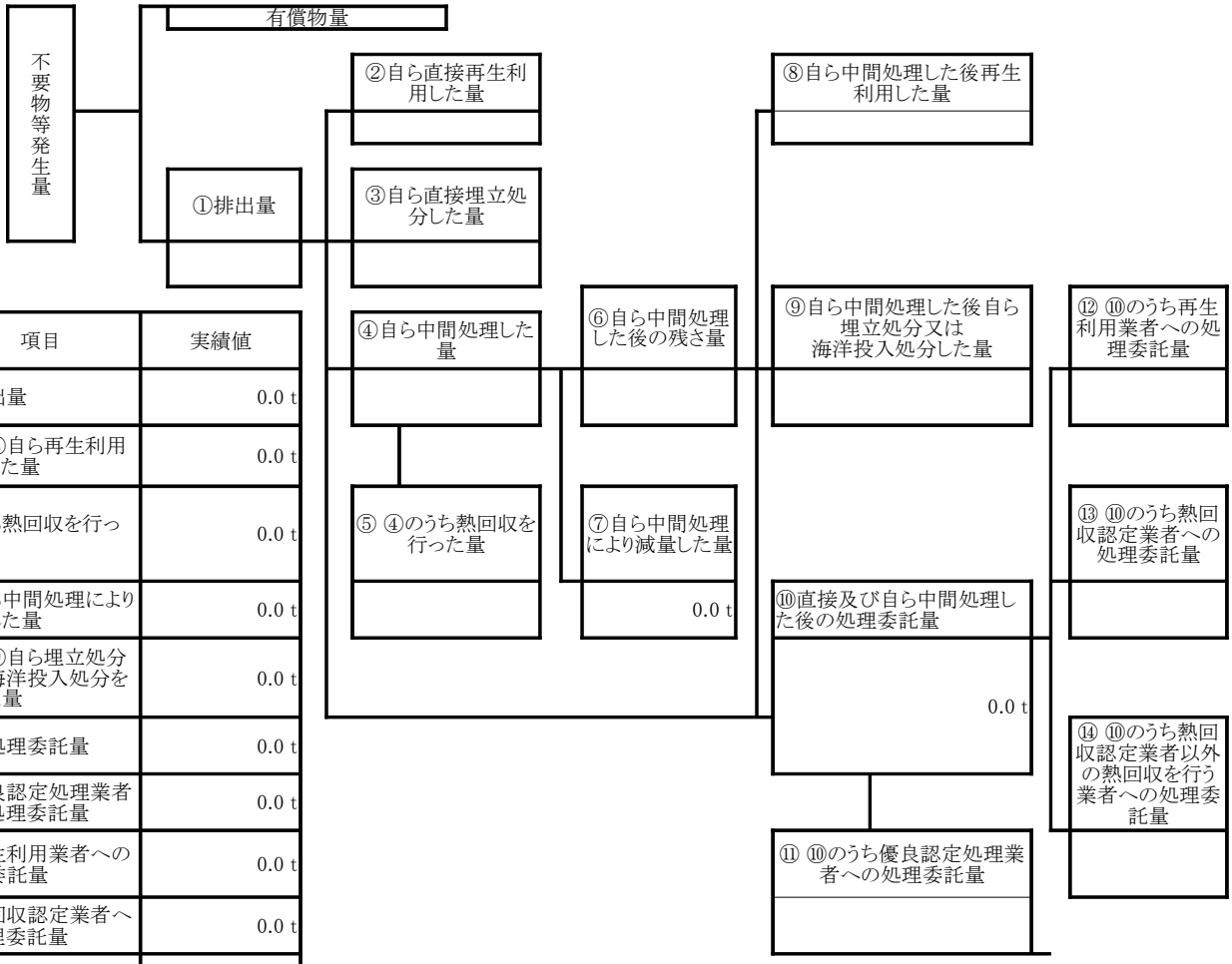
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.5

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



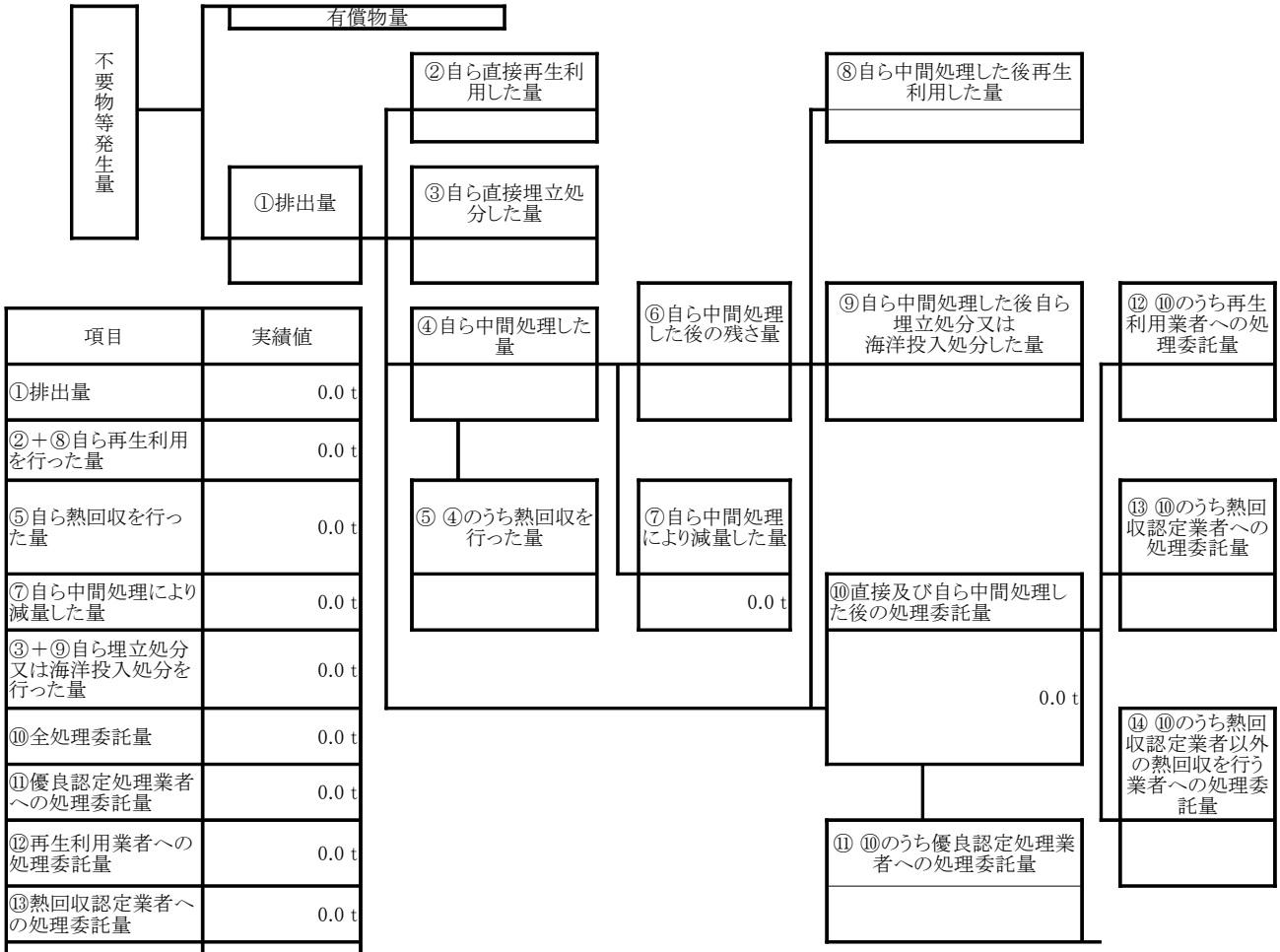
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.6

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

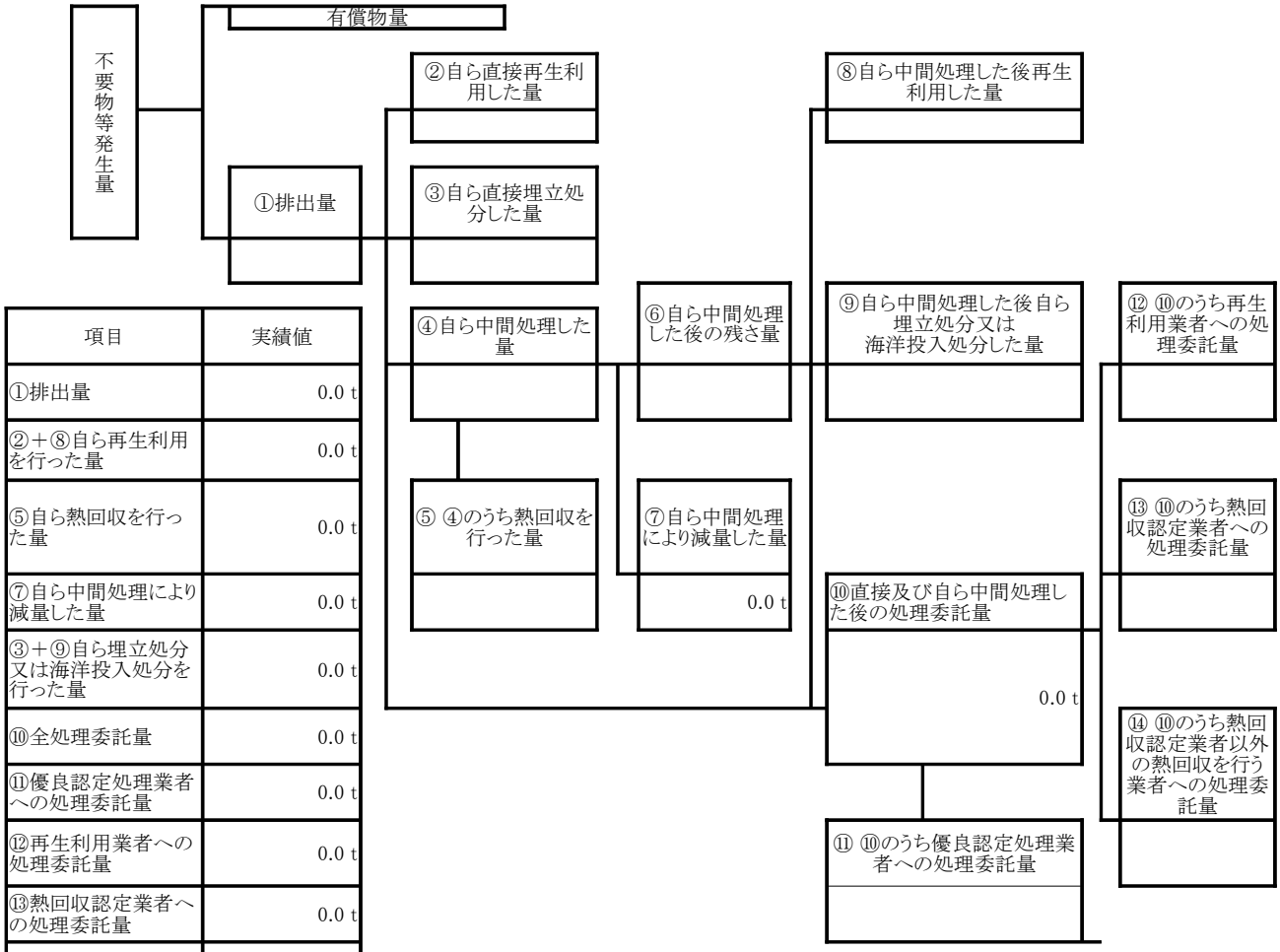


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.7

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

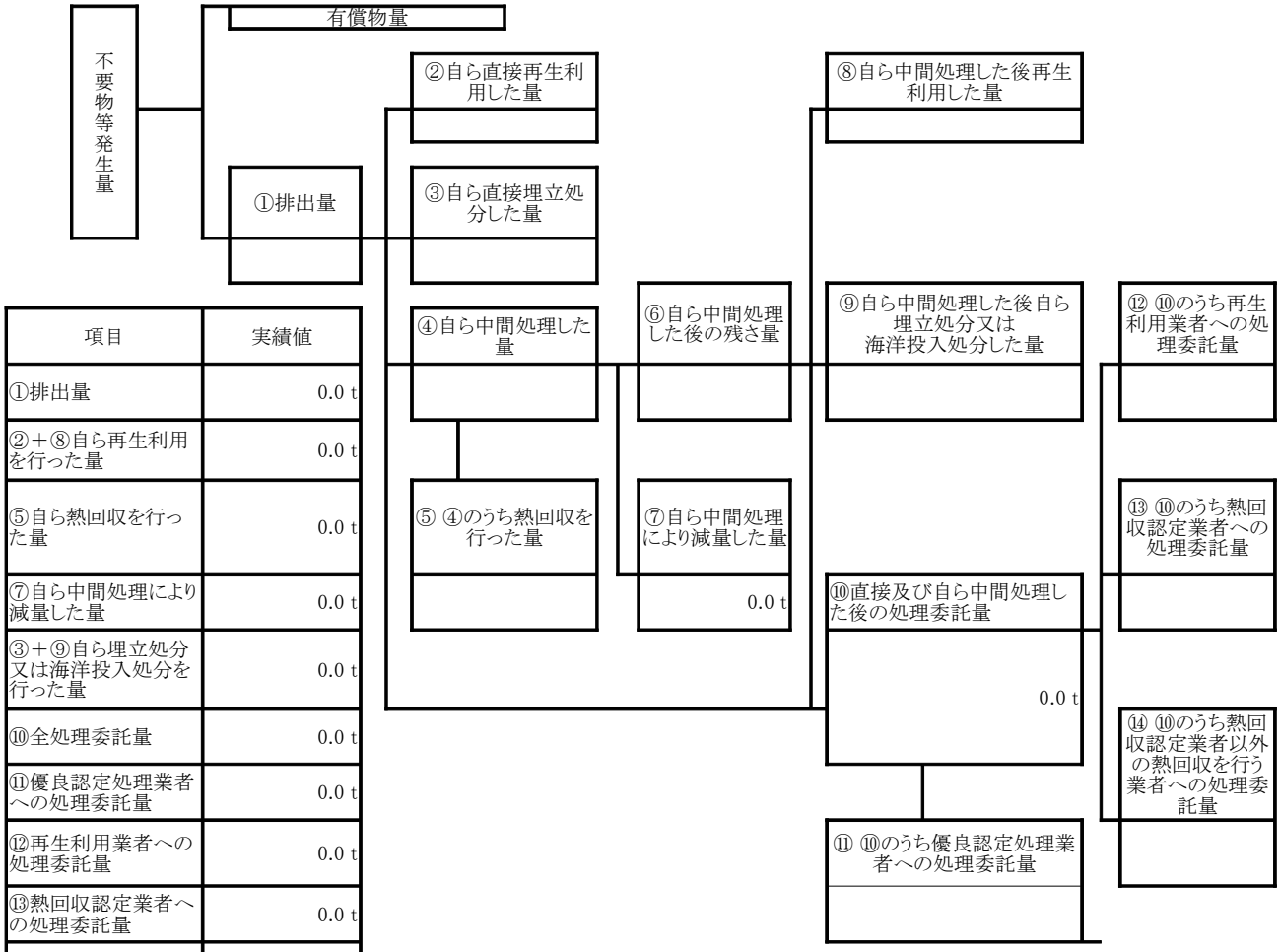


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.8

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

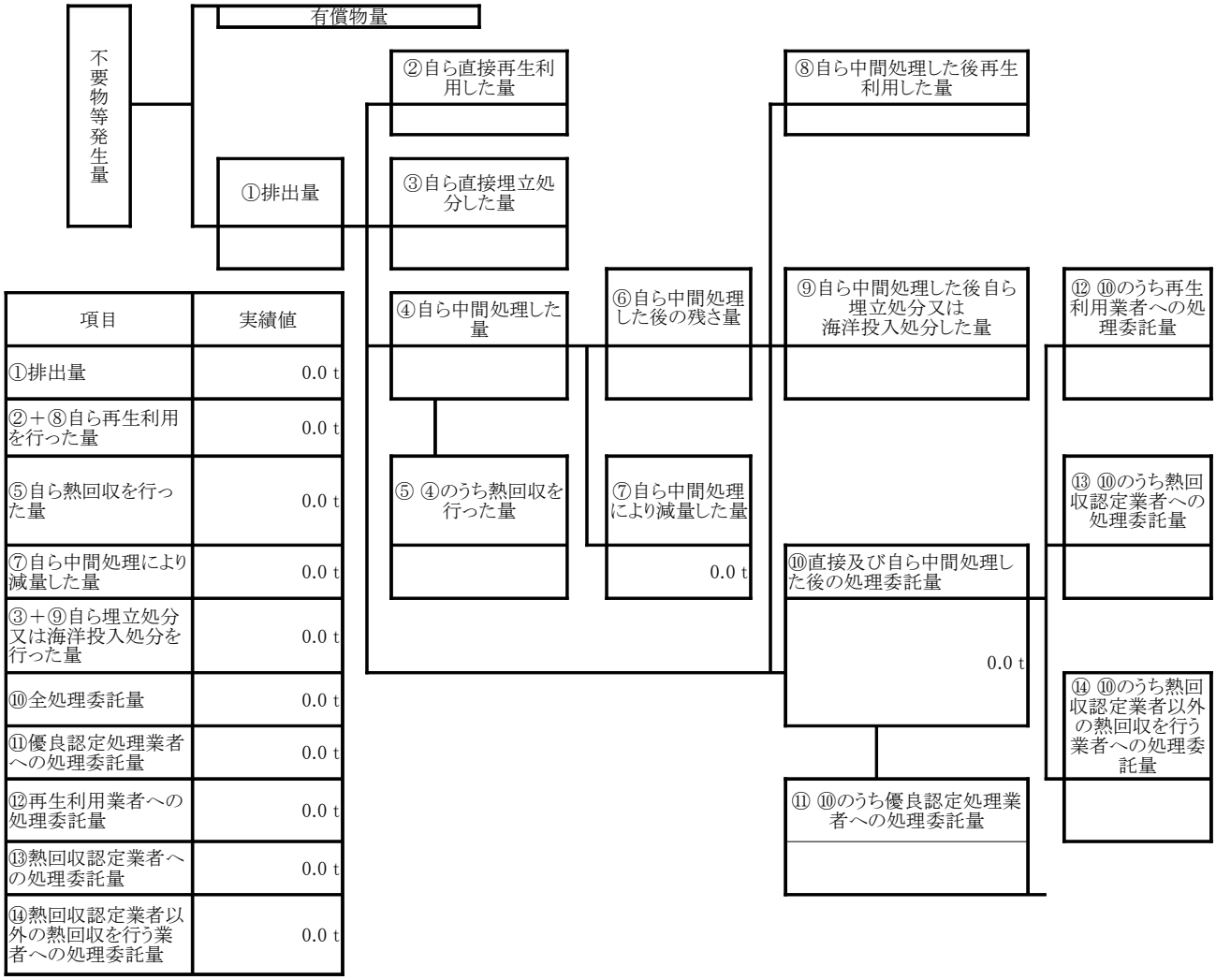


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.9

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

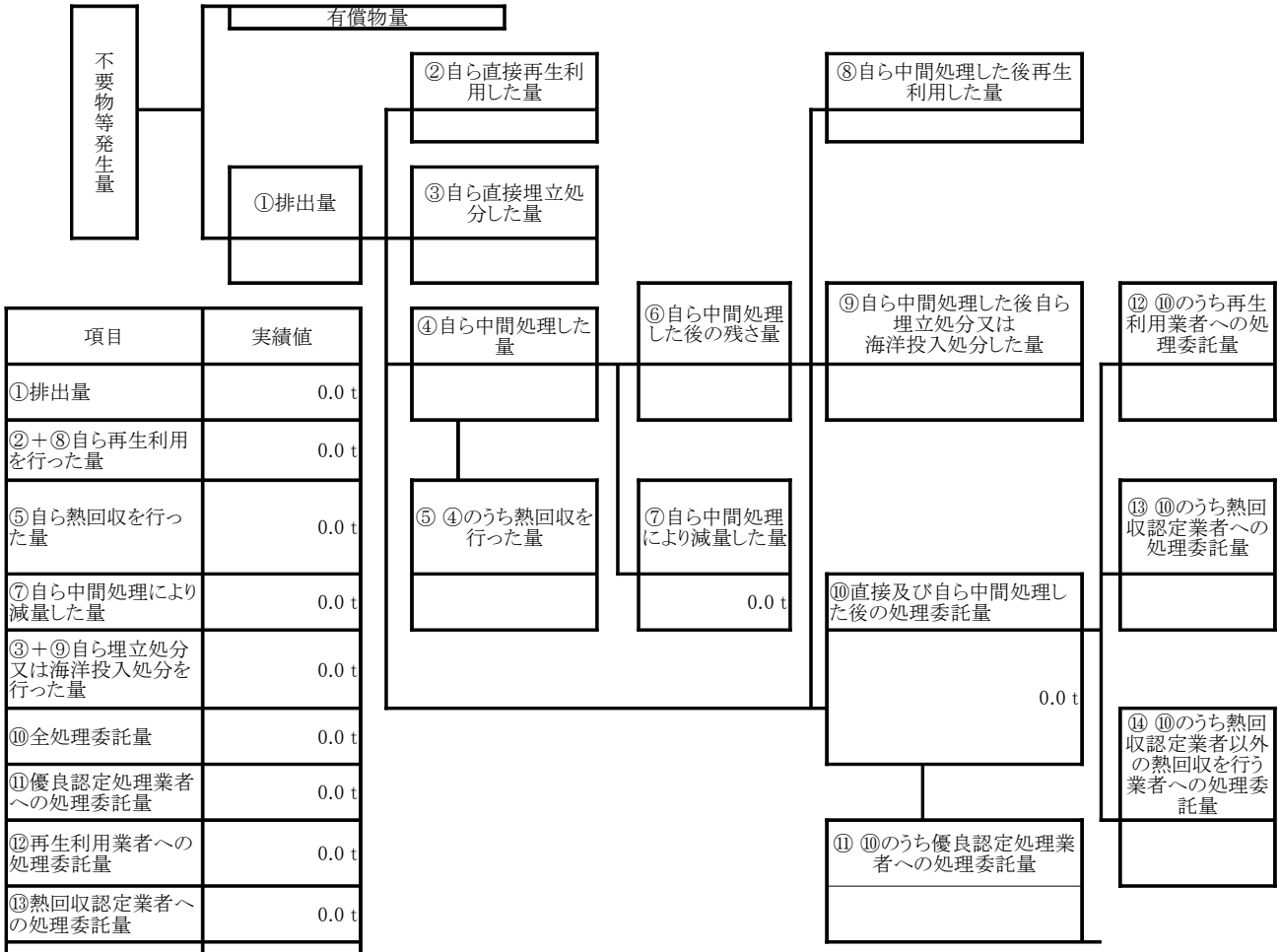


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.10

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

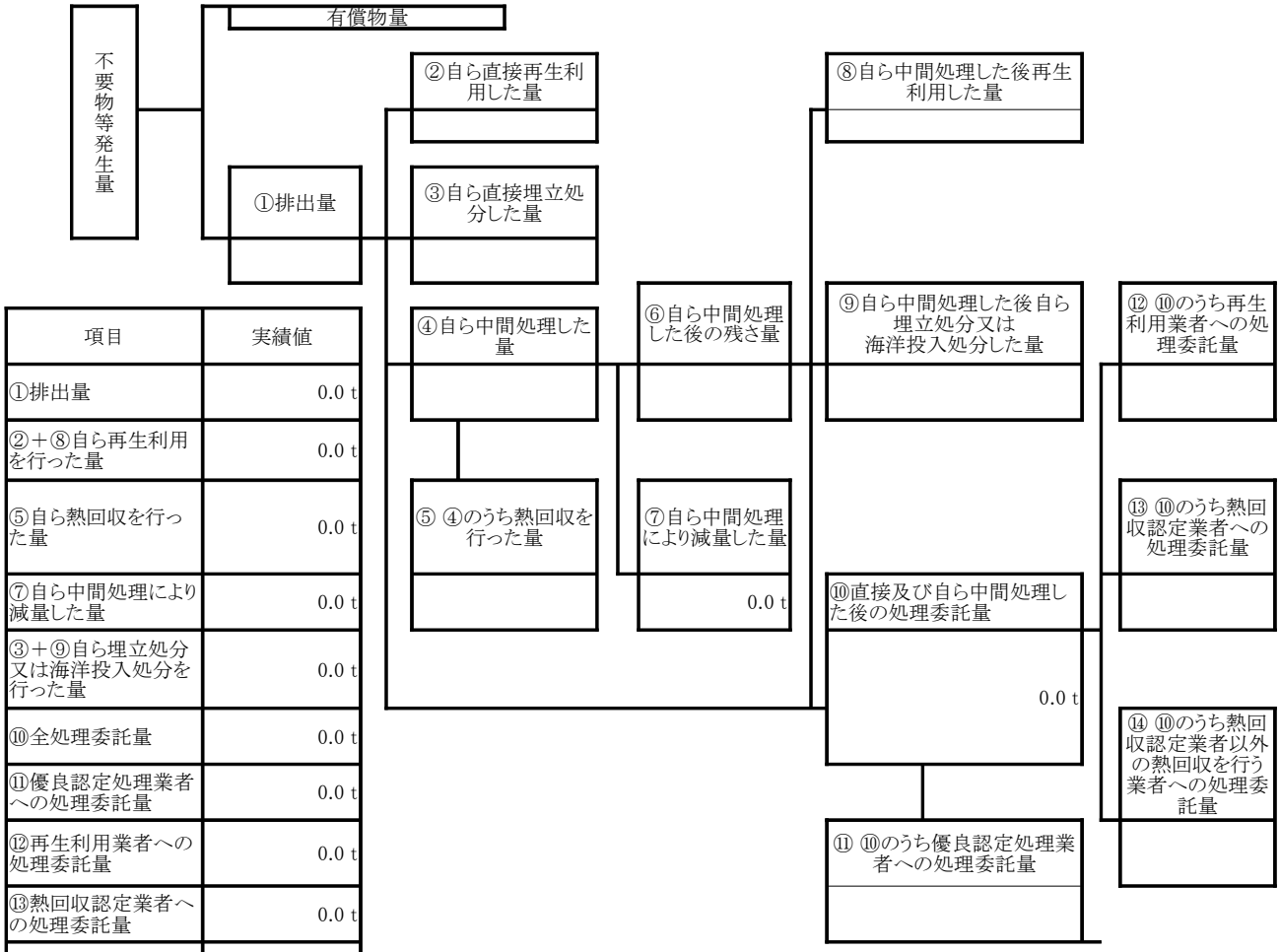


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.11

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

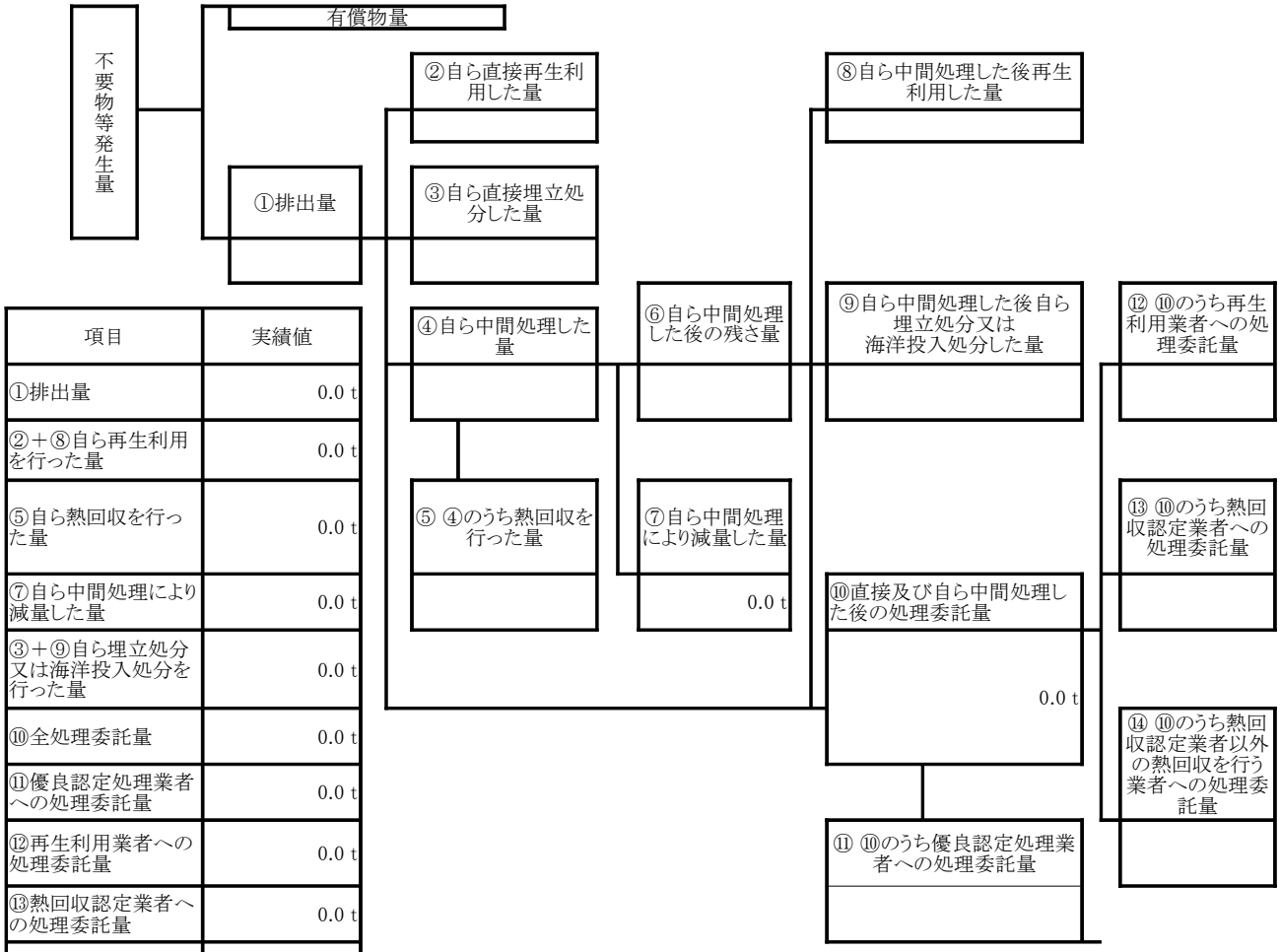


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.12

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

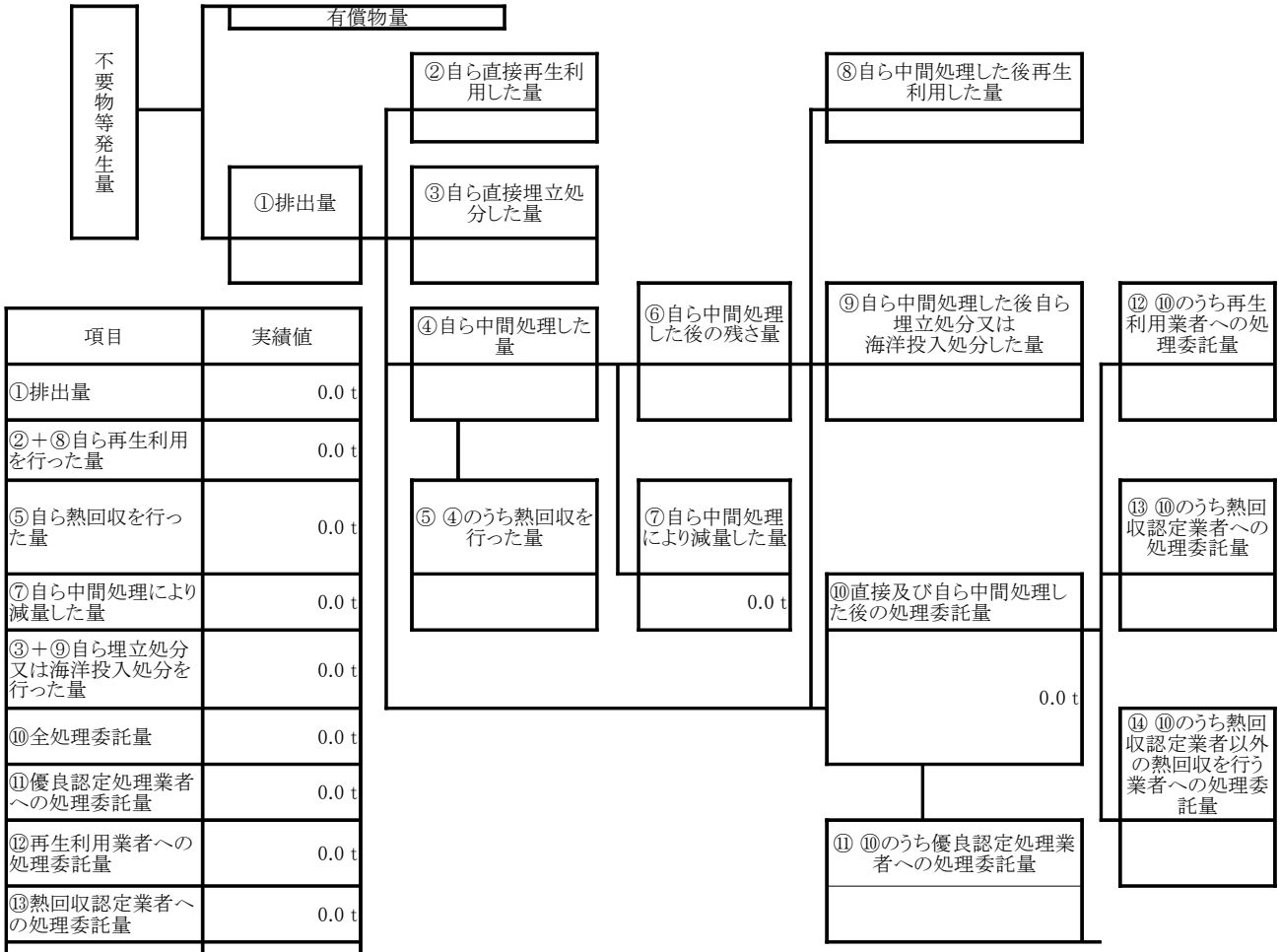


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.13

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



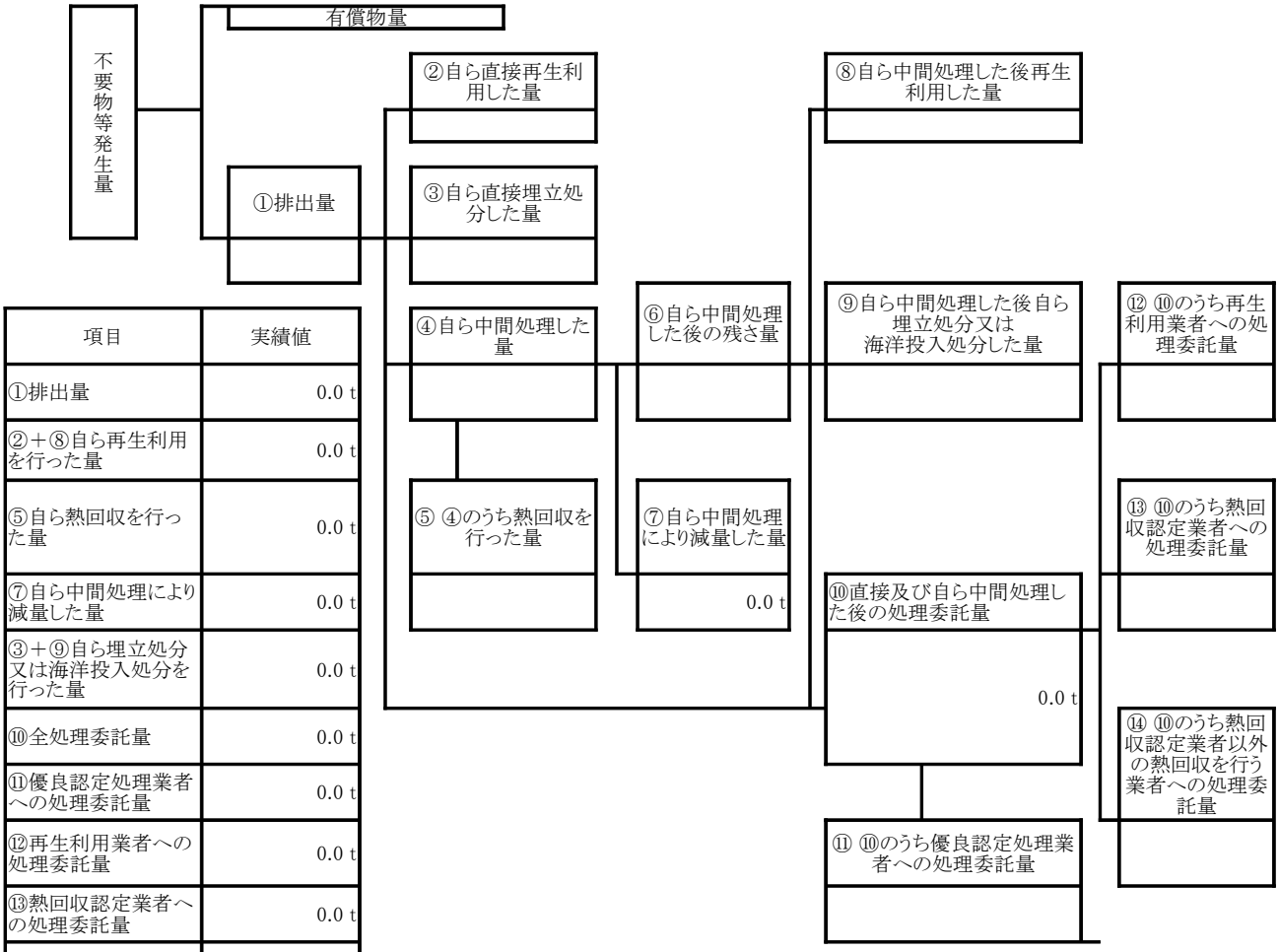
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.14

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

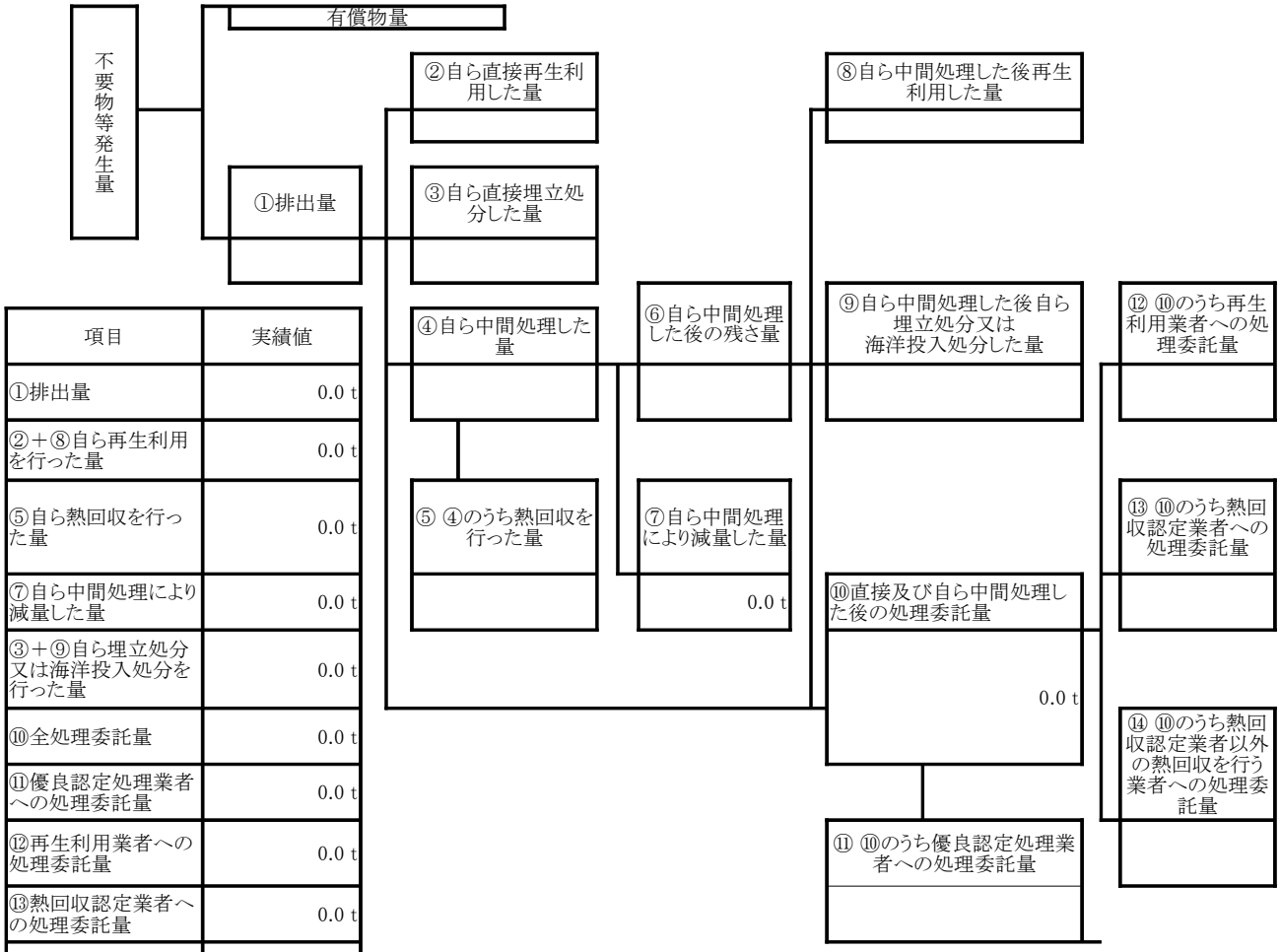


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.15

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



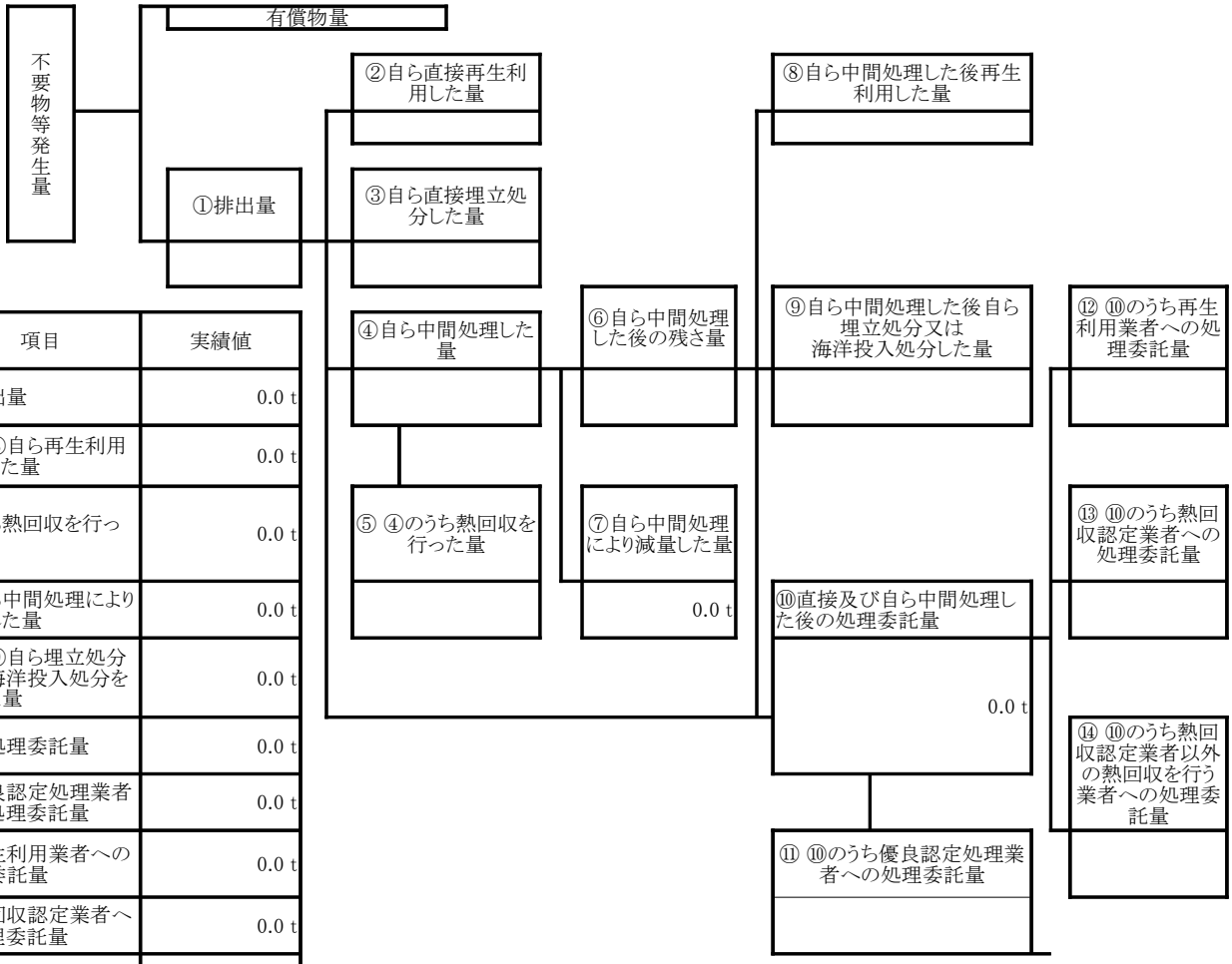
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.16

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



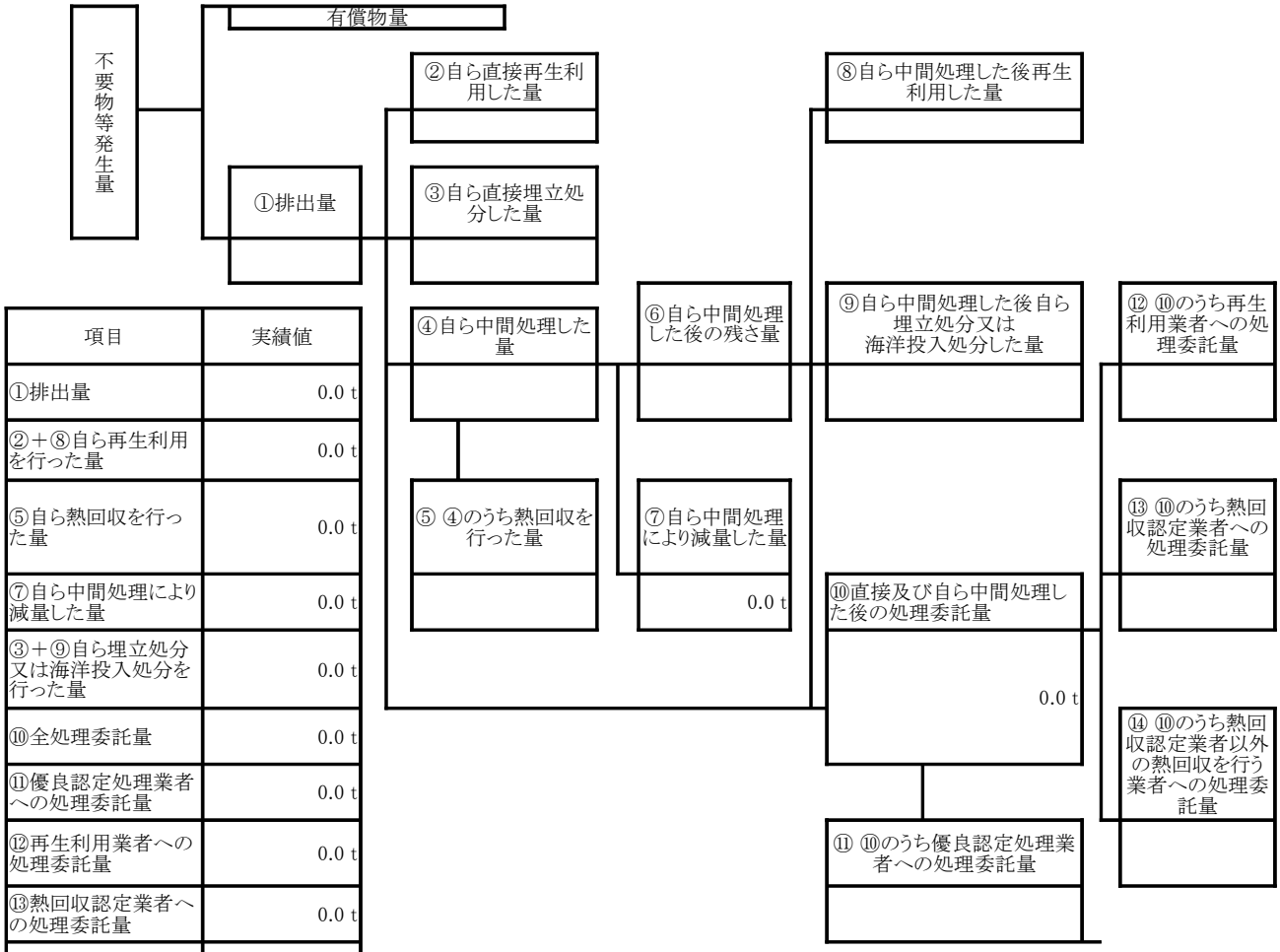
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.17

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

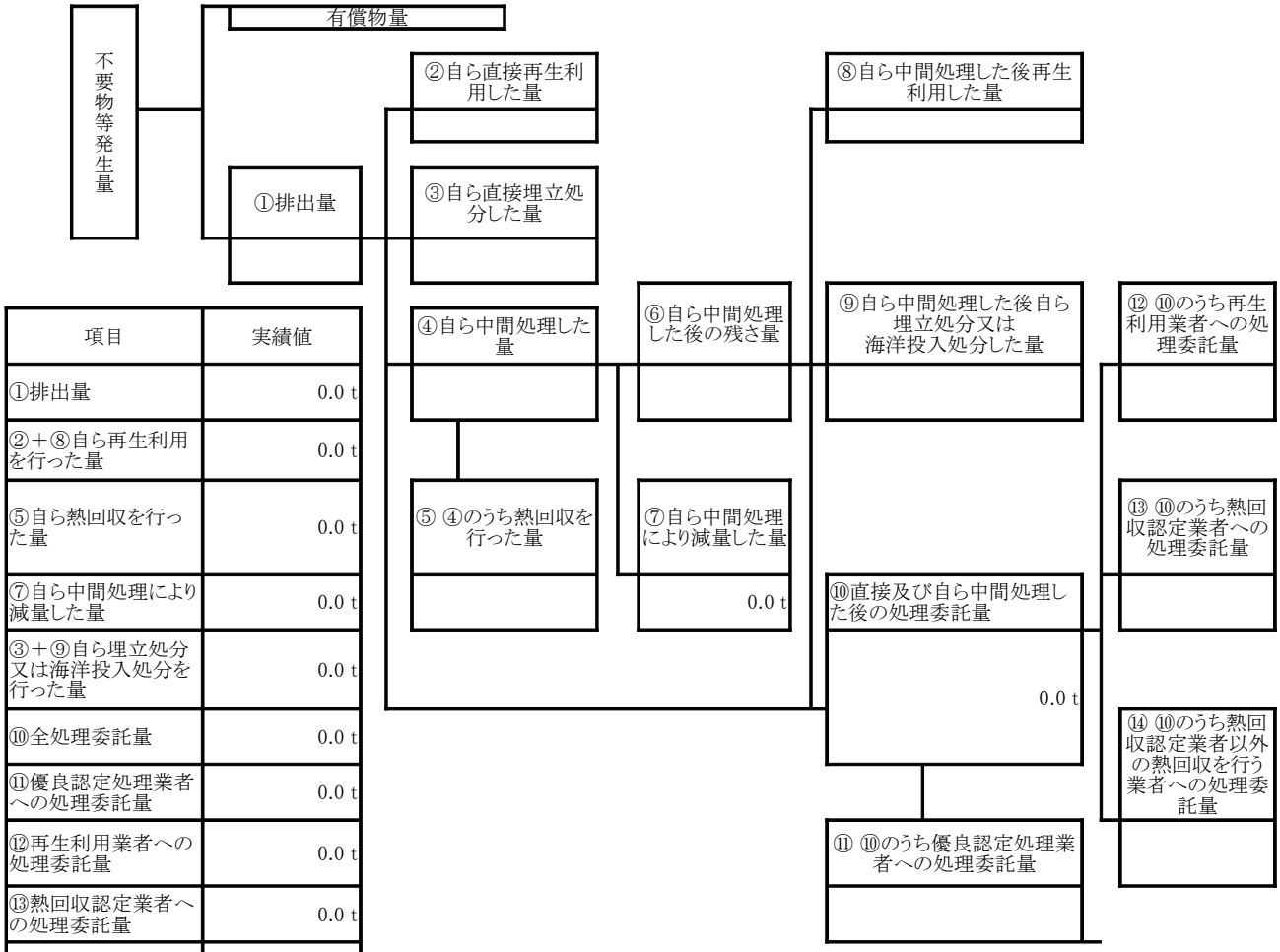


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.18

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

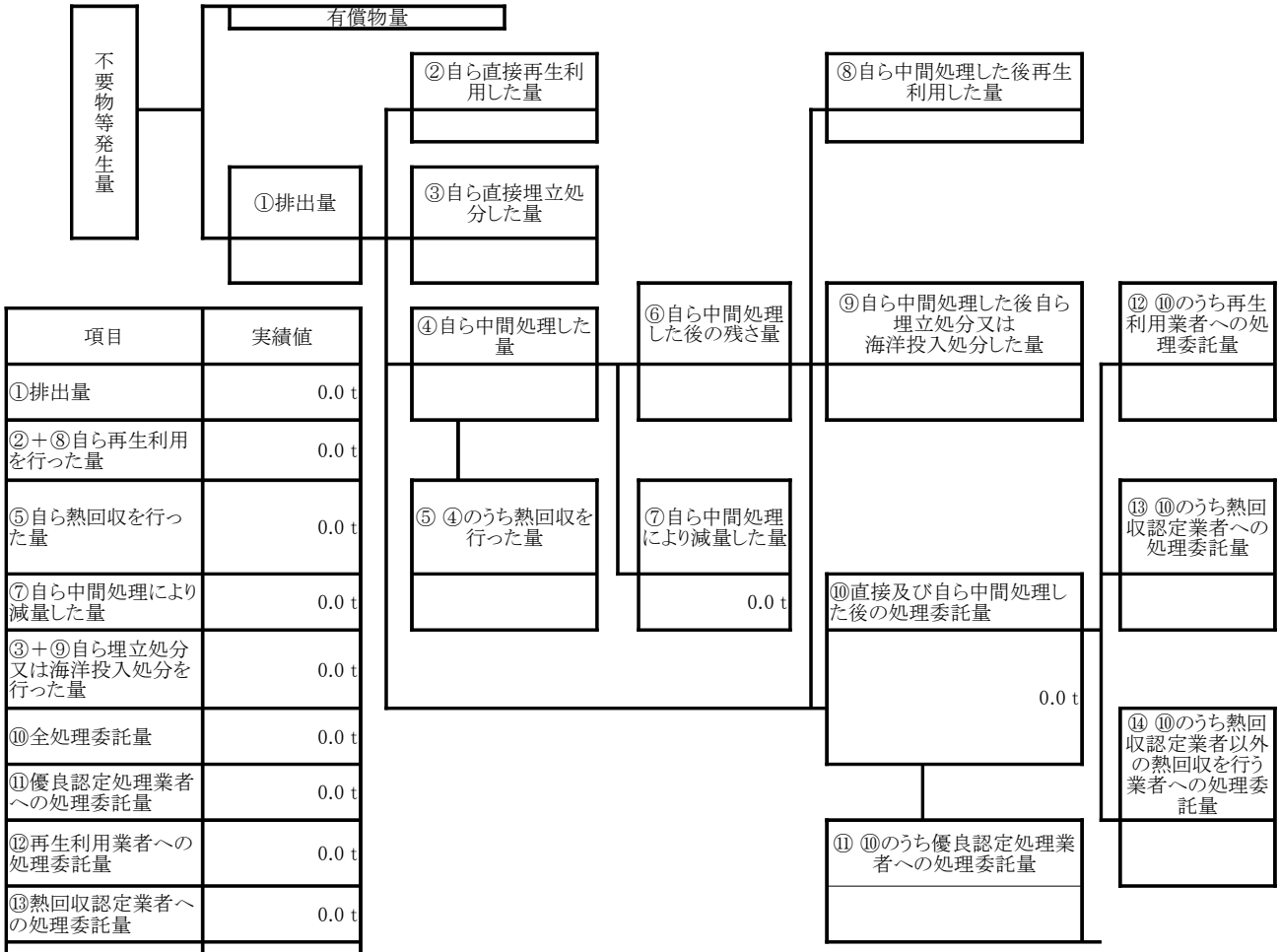


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.19

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

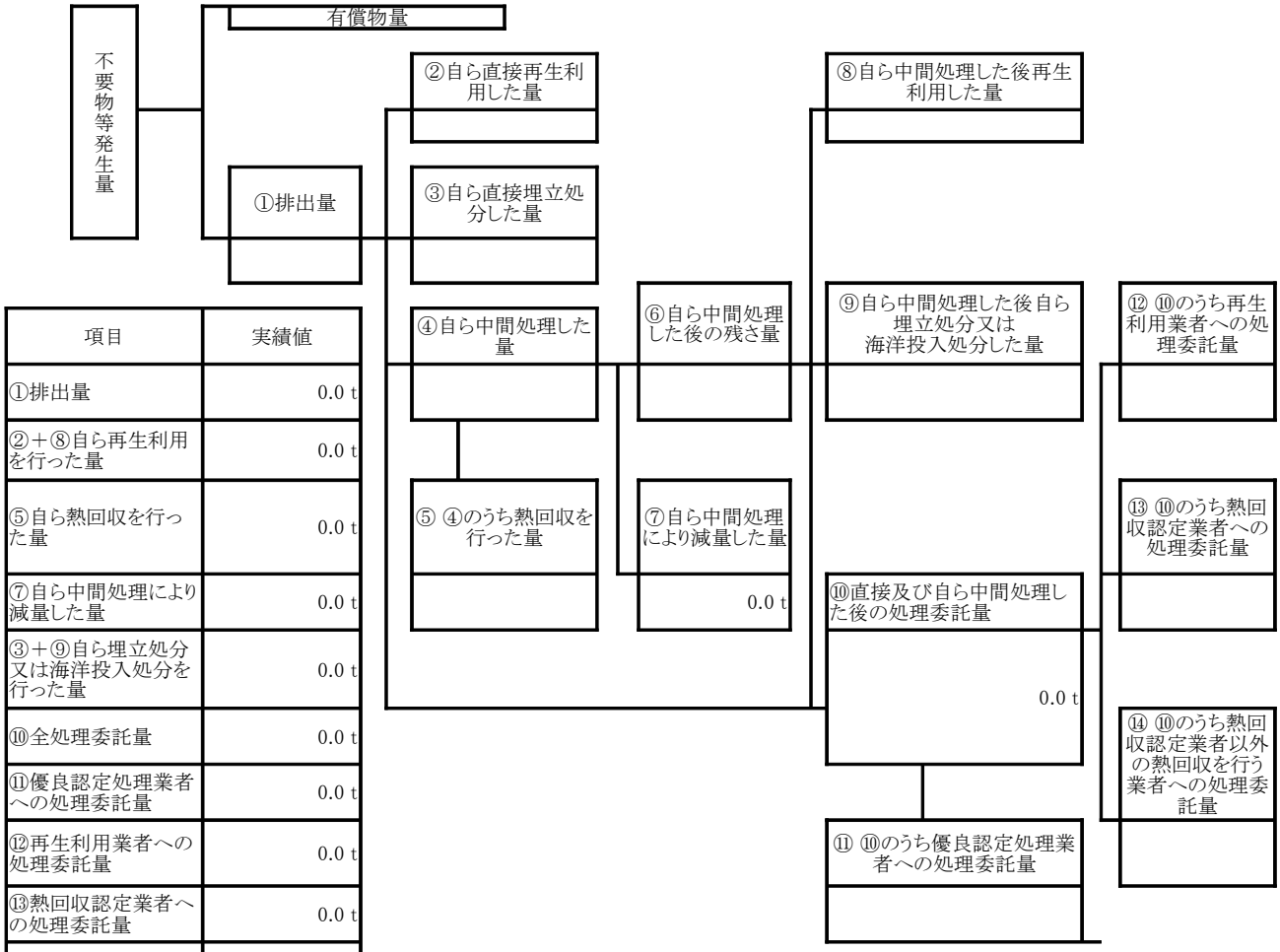


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.20

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月15日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　276-0015

住　所　千葉県八千代市米本1808番地

法人名　一般社団法人巨樹の会

代表者　鶴崎 直邦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-488-1555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般社団法人巨樹の会　八千代リハビリテーション病院
事業場の所在地	千葉県八千代市米本1808番地
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：　医療、福祉　　中分類：
②事業の規模	病床数　240床
③従業員数	501
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1　外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物発生） 2　外来やスタッフステーション等、関係者以外の方が触れない場所で一時保管（できるだけ短く） 3　感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 4　収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

特別管理産業廃棄物管理責任者
↓
管轄行政機関　←　廃棄物担当者　→　清掃担当者
↓
各医療現場担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
排出量	66.15 t	t

（これまでに実施した取組）

分別の徹底（勉強会）、ディスポ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
排出量	62.84 t	t

（今後実施する予定の取組）

分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

特になし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特になし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃	
全処理委託量		66.15 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	66.15 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	30.85 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	31.72 t	t

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。
また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>62.84 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>62.84 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>29.3 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>30.13 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱回収利用のできる処理業者へ委託量を可能範囲で推移をする</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）　66.15 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
すでに実施しているため今後も継続していく</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月15日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　276-0015

住所 千葉県八千代市米本1808番地

法人名 一般社団法人巨樹の会

代表者 鶴崎 直邦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-488-1555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院
事業場の所在地	千葉県八千代市米本1808番地
事業の種類	大分類　医療、福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	60.28 t	全処理委託量	60.28 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	41.76 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	15.18 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	18.89 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	63.45 t
	前年度（令和6年度）	66.15 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
すでに実施しているため、今後も継続していく

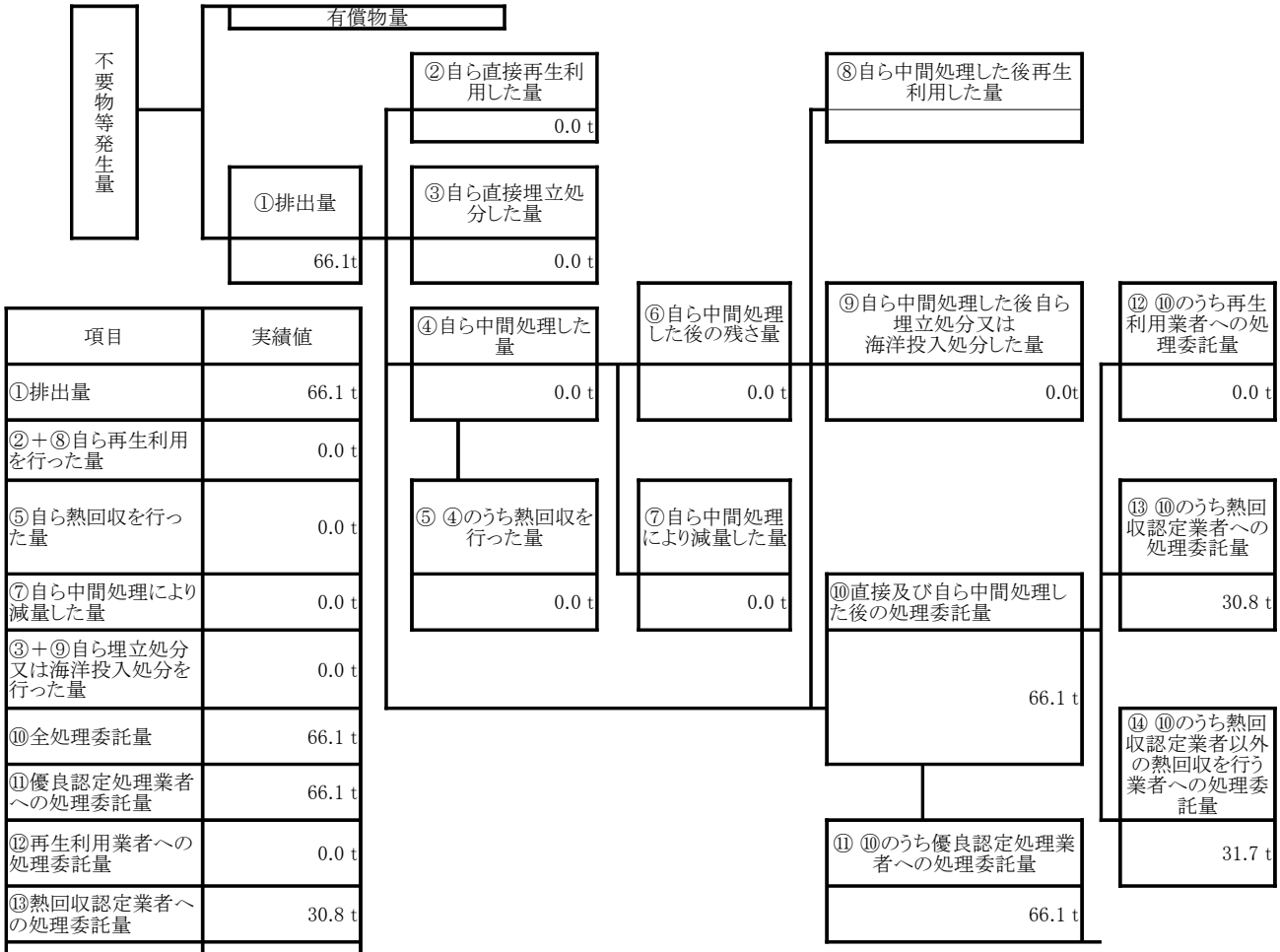
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性**　）



項目	実績値
①排出量	66.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	66.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	66.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	30.8 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	31.7 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月16日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒284-0003

住　所　千葉県四街道市鹿渡934-5

氏　名　独立行政法人国立病院機構下志津病院
院長　鬼頭　浩之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　043-422-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構下志津病院
事業場の所在地	千葉県四街道市鹿渡934-5
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

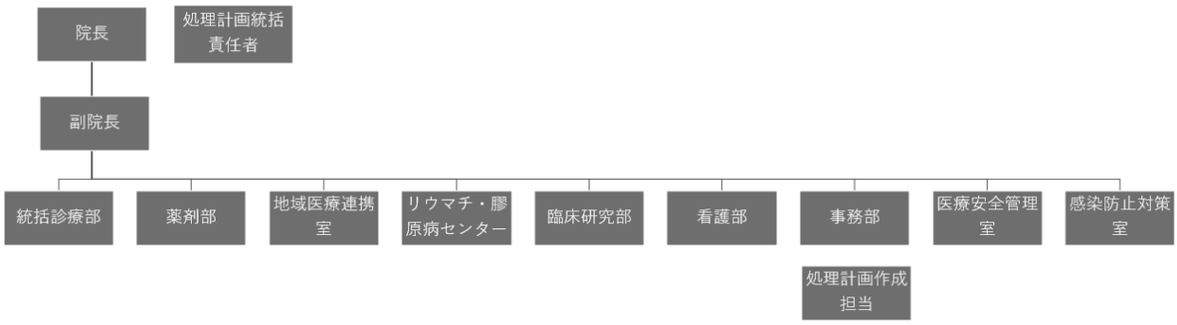
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	360床
③従業員数	503人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所　下志津病院 収集・運搬　委託業者 ↓ 中間処理場　委託業者　焼却 ↓ 最終処分場　委託業者　埋立 委託業者　溶解処理 委託業者　焼却・造粒

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	91.2　　t	t

（これまでに実施した取組）
適切な処理・分別

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	91.2　　t	t

（今後実施する予定の取組）
効率的な処理・分別をすることで減量を目指す。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
注射針・ガラス類・廃プラスチック類・紙おむつ

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
注射針・ガラス類・廃プラスチック類・紙おむつ

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	91.2 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	91.2 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

適切な処理・分別

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全　処　理　委　託　量</td><td>91.2　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>91.2　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
効率的な処理・分別をすることで減量を目指す。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>91.2　t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
令和２年４月より電子マニュフェストを導入している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月16日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒284-0003
住 所　千葉県四街道市鹿渡934-5
氏 名　独立行政法人国立病院機構下志津病院
院長　鬼頭 浩之
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　043-422-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構下志津病院
事業場の所在地	千葉県四街道市鹿渡934-5
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	94.3 t	全処理委託量	94.3 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	94.3 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	94.3 t
	前年度	91.2 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

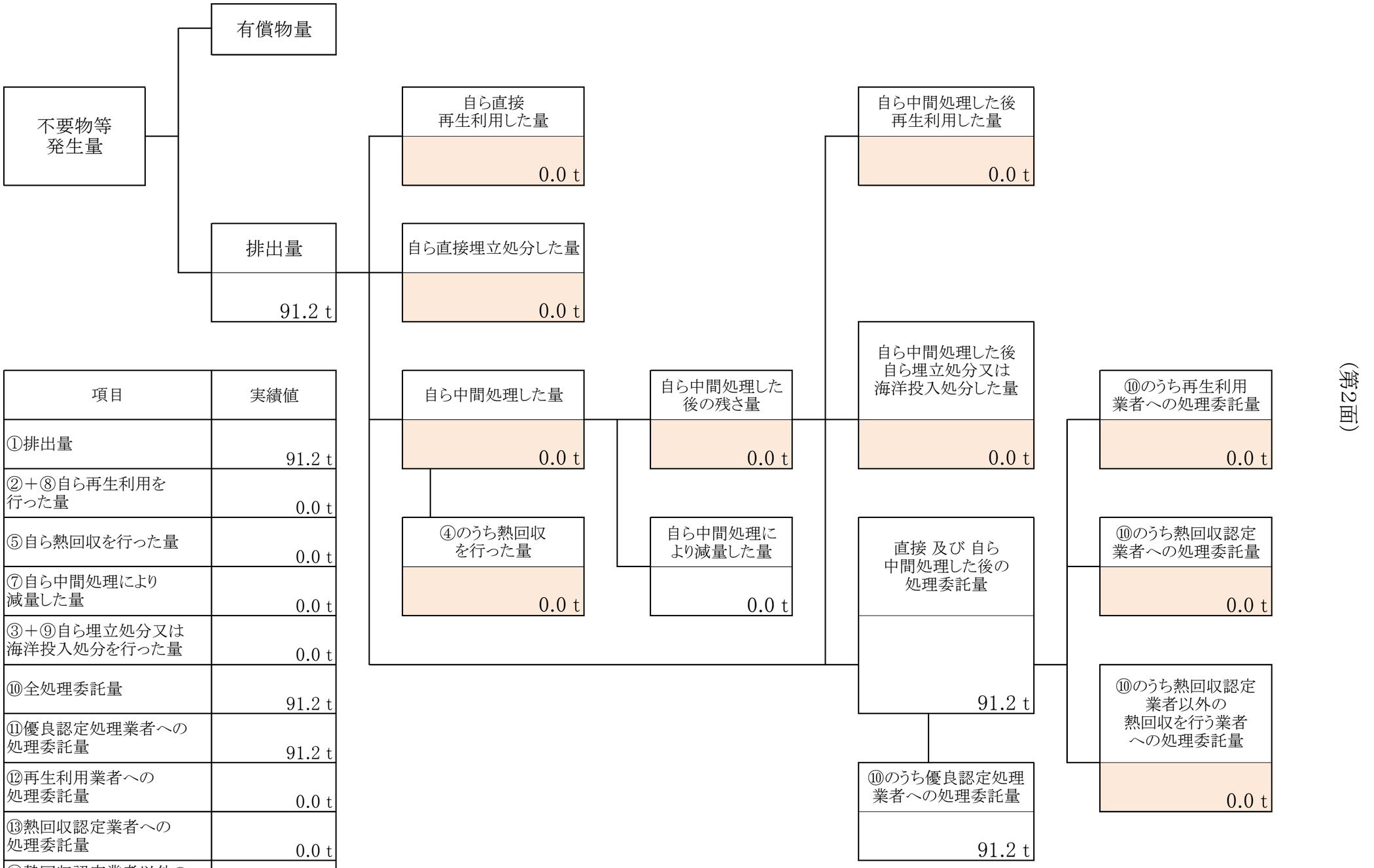
令和2年4月より電子マニュフェストを導入し、運用している。

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）



項目	実績値
①排出量	91.2 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	91.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	91.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年　６月　２７日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒290-0056

住　所　千葉県市原市五井5155

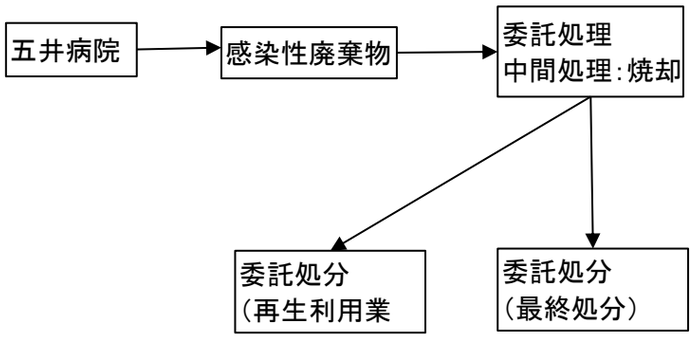
氏　名　医療法人芙蓉会　五井病院
　　理事長　　川越　一男
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0436-25-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人芙蓉会　五井病院
事業場の所在地	千葉県市原市五井5155
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	214床
③従業員数	３３０名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
※院内組織図参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　　出　　量	101.439　　t	t
	（これまでに実施した取組） ・患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じ廃棄される物品の分別を徹底する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　　出　　量	100　　t	t
	（今後実施する予定の取組） ・上記内容を今後も継続。 ・リサイクルできる器具等を積極的に導入。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鋭利物と固形物。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鋭利物と固形物。 ・一般廃棄物及び産業廃棄物類の混入を限りなく防ぐ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t

（これまでに実施した取組）
・感染性廃棄物という特殊な廃棄物のため、再生利用について行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t

（今後実施する予定の取組）
・今後についても再生利用の予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
・自ら施設は設置していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組 ）
・今後も施設を設置する予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t

（これまでに実施した取組）
・感染性廃棄物の直接埋立は、妥当な処理ではないので行ってはいない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t

（今後実施する予定の取組）
・今後もない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	101.439 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	101.439 t	t
再生利用業者への処理委託量	3.502 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
・中間処理後の残渣については、できる限り再生利用を要望。
・専用の回収容器については再利用が不可能なので、リサイクル容器の利用を推進している。
・環境負荷の少ない製品を積極的に導入。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取り扱い。

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	100 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	100 t	t
		再生利用業者への処理委託量	5 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組） ・職員の環境的意識の向上。 ・分別を徹底していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	101.439 t	
		（今後実施する予定の取組等） 電子マニュフェスト導入済		
※事務処理欄				

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

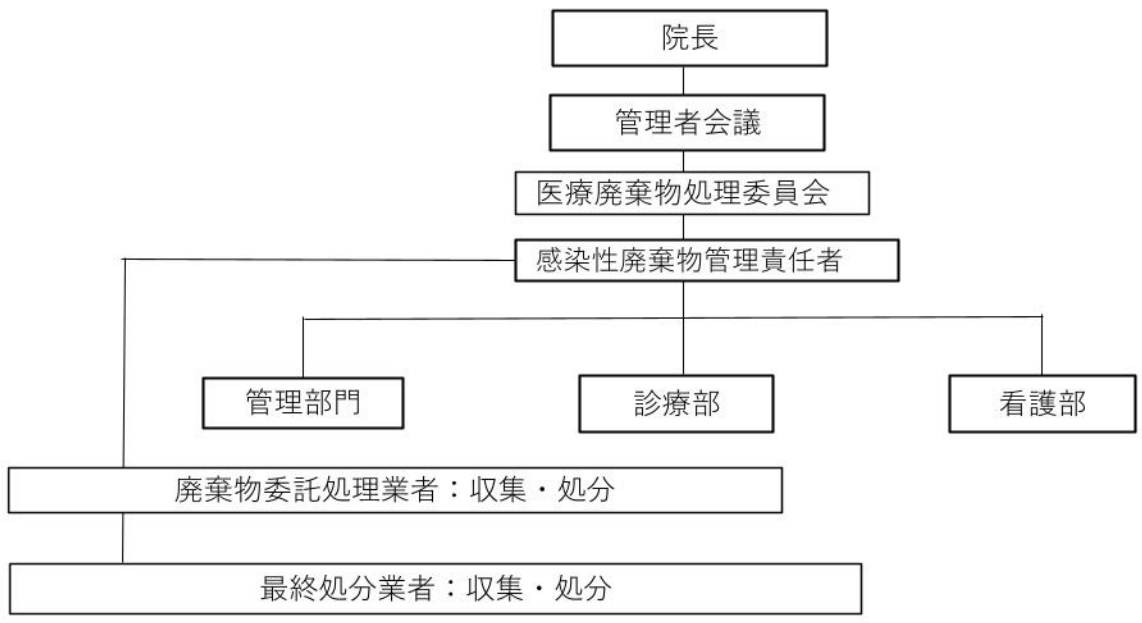
９　※欄は記入しないこと。

廃棄物管理組織・体制

（別紙２）

<table>
<tr><td>管理組織責任者</td><td colspan="2">所属　　医師</td><td colspan="2">職　　院長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">廃棄物担当組織名</td><td>組織名</td><td>医療廃棄物処理委員会</td><td colspan="2">廃棄物担当組織人数　　１３人</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3">0436-25-5151</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処理計画組織規定</td><td>名　　称</td><td colspan="3">医療廃棄物処理委員会</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="3">経営責任者　院長
処理計画総括責任者　臨床検査技師
処理計画作成機関　医療廃棄物処理委員会
処理計画への関与　処理計画を作成する
権限　医療廃棄物処理に関する院内管理、指導
責任範囲　医療廃棄物処理に関する計画、実行、管理</td></tr>
<tr><td>情報管理方法</td><td colspan="3">（廃棄物処理実態の把握方法）
院内管理回診、委託業者に処理状況を定期的に確認。
（保管・委託に関する情報管理）
保管記録、委託業者からの情報の管理を行う。</td></tr>
</table>

産業廃棄物対策組織図



備考１．　処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画総括責任者、処理計画作成機関、処理計画への関与、権限、責任範囲等を明確にする。

備考２．　処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　7年　6月27日

千葉県知事　熊谷　俊人　　殿

提出者　〒290-0056
住　所　千葉県市原市五井5155
氏　名　医療法人芙蓉会　五井病院
理事長　川越　一男
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　0436-25-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人芙蓉会　五井病院
事業場の所在地	千葉県市原市五井5155
事業の種類	P－医療、福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	97.0ｔ	全処理委託量	97.0ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	97.0ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0ｔ	再生利用業者への処理委託量	5.0ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　97.39　ｔ 前年度　101.439　ｔ	

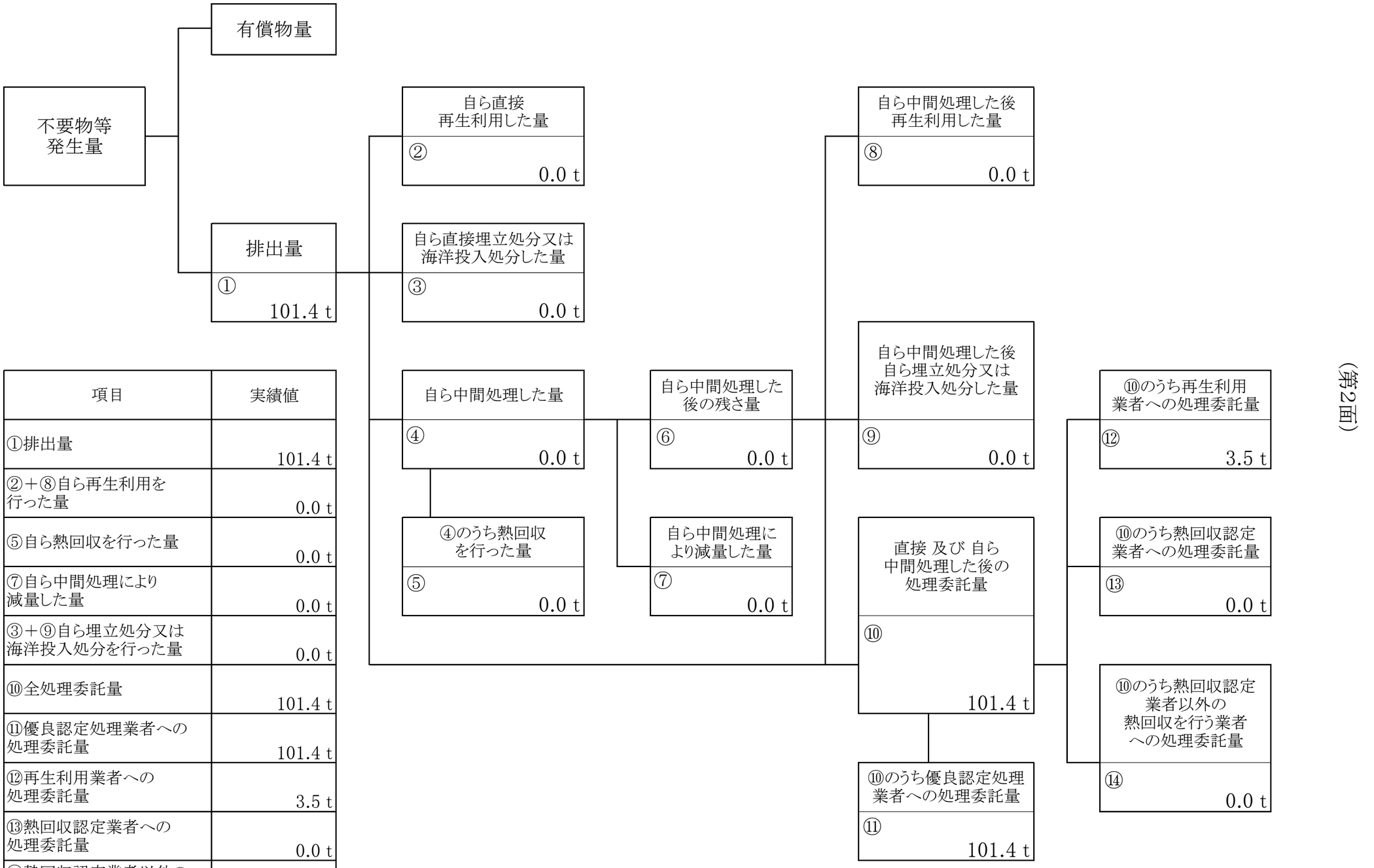
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	101.4 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	101.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	101.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	3.5 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　272-8516

住　所　千葉県市川市国府台1-7-1

法人名　国立健康危機管理研究機構　国立国府台医療センター

代表者　青柳 信嘉

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-372-3501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立健康危機管理研究機構　国立国府台医療センター
事業場の所在地	千葉県市川市国府台1-7-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療,福祉　　中分類：
②事業の規模	335床
③従業員数	６４４人（医療従事者　５２７人　／　非医療従事者　１１７人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排出量	95.74 t	1.07 t

（これまでに実施した取組）

産業廃棄物処理の見直しを図ったと同時に、効率的な運用を意識し、産業廃棄物排出抑制に努めた。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排出量	95 t	1 t

（今後実施する予定の取組）

引き続き、産業廃棄物処理の見直しを図る。また、掲示などを用いて職員の意識向上を図り、更に産業廃棄物の排出を抑制できるよう努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	引火性廃油
全処理委託量		95.74 t	1.07 t
	優良認定処理業者への処理委託量	95.74 t	1.07 t
	再生利用業者への処理委託量	15.36 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

焼却灰のリサイクル(溶融及び焼成)を行った。

<table>
<tr><td colspan="2">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6"></td><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>95 t</td><td>1 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>95 t</td><td>1 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>15 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
引き続き、焼却灰のリサイクル(溶融及び焼成)を行い、更に、リサイクル率を向上できるように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 96.81 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
2019年10月1日より、電子マニフェストを導入しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

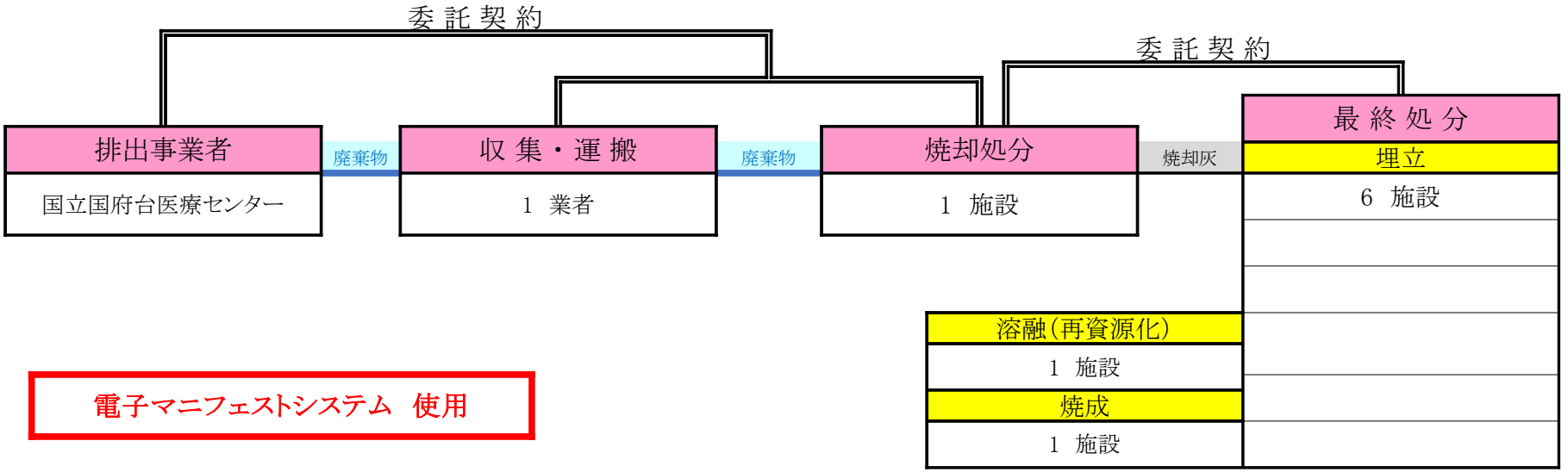
５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

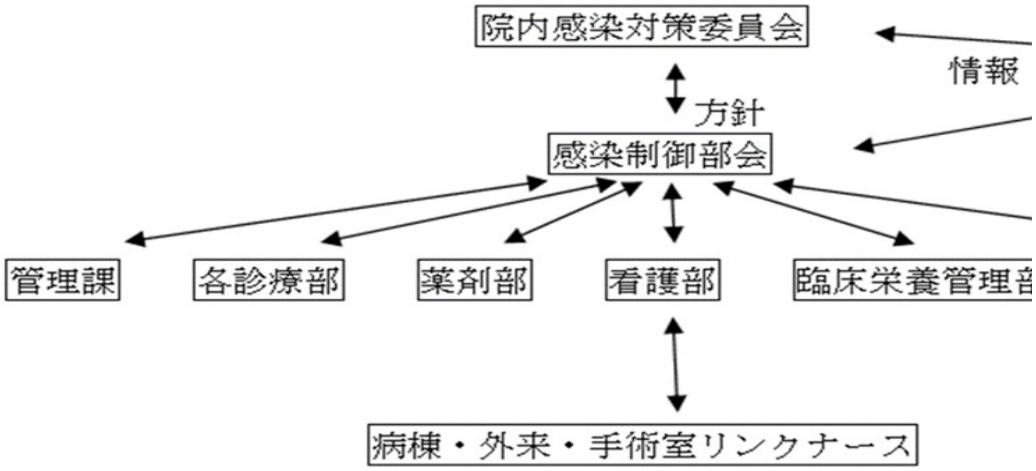
７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

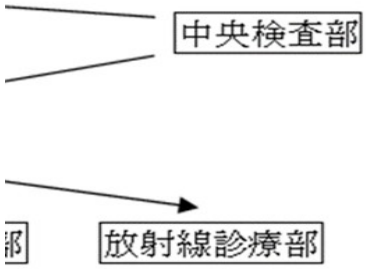
８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

感染性廃棄物のフローの概要



管理体制図


院内感染対策委員会
情報
方針
感染制御部会
管理課
各診療部
薬剤部
看護部
臨床栄養管理部
病棟・外来・手術室リンクナース


中央検査部
部
放射線診療部

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　272-8516

住所 千葉県市川市国府台1-7-1

法人名 国立健康危機管理研究機構 国立国府台医療センター

代表者 青柳 信嘉

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-372-3501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	国立健康危機管理研究機構 国立国府台医療センター
事業場の所在地	千葉県市川市国府台1－7－1
事業の種類	大分類　医療,福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	91.4 t	全処理委託量	91.4 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	91.4 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	15 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	92.92 t
	前年度（令和6年度）	96.81 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

・電子マニフェスト導入済です。

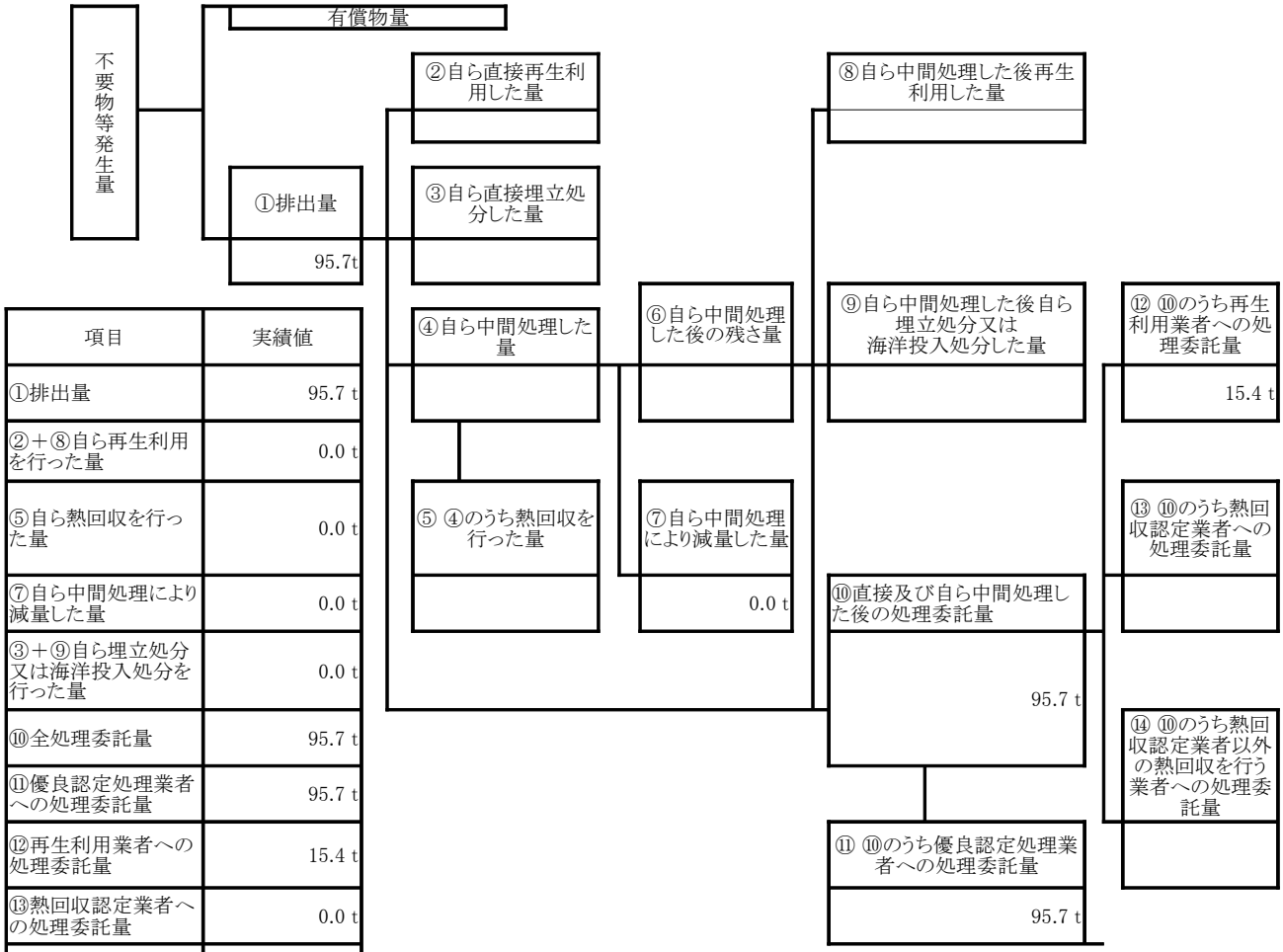
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

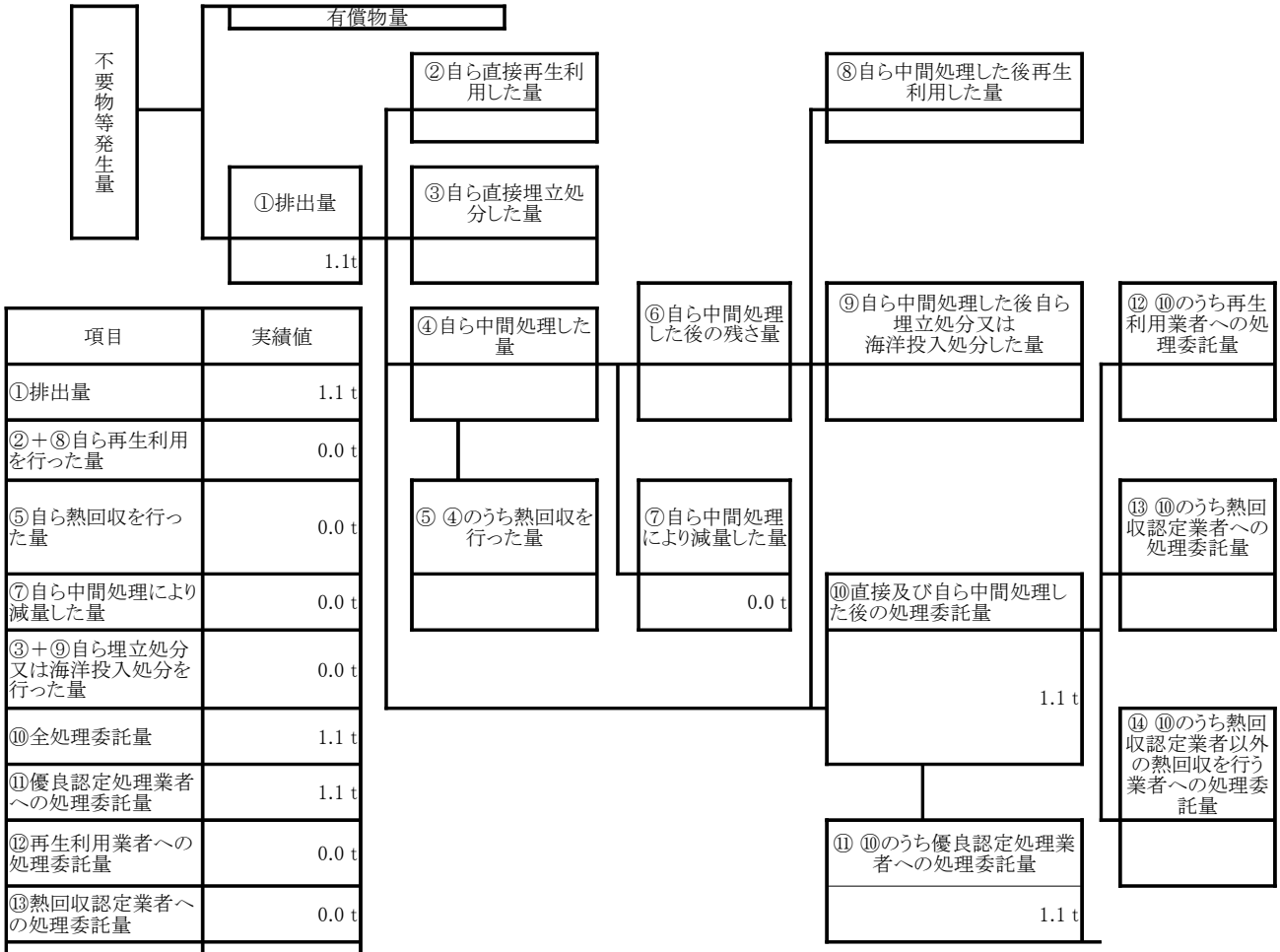
（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	95.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	95.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	95.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	15.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　廃油（引火性）　）



項目	実績値
①排出量	1.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　6月　30日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒285-0025

住　所　千葉県佐倉市鏑木町３２０

氏　名　公益財団法人日産厚生会　佐倉厚生園病院

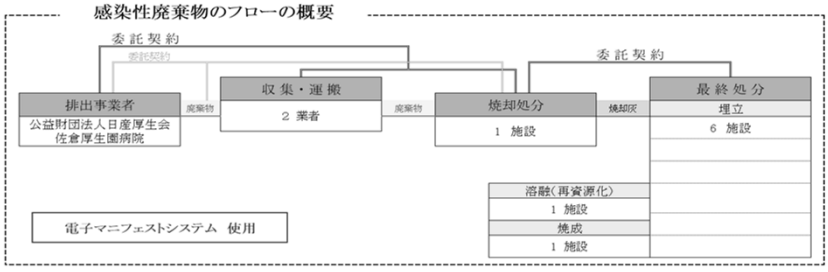
院　長　　長尾　建樹

電話番号　043-484-2161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益財団法人日産厚生会　佐倉厚生園病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市鏑木町３２０
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

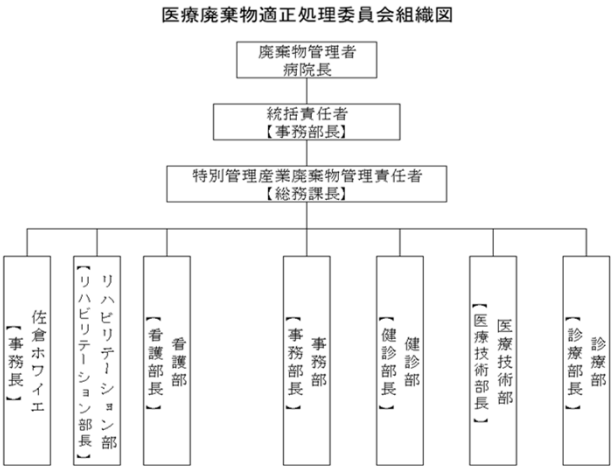
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	181床+80床
③従業員数	370名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 資料１別添

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	128.4　　t	t

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、使用上の安全性重視の観点から器具類のディスポーザブルははずせない。安全性、効率性を考慮し、特別管理産業廃棄物を単純に減らすのが困難な為、特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	125　　t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。

患者感染症の検査を徹底し、種別に応じて器具を用いる。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物の分類

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物の分類

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	128.4 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	25 t	t
再生利用業者への処理委託量	25 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣の一部を、リサイクルをしている最終処分場へ依頼する。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全処理委託量</td><td>125 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>25 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>25 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続。
・分別を徹底していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">128.4 t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
・平成３１年４月より電子情報処理組織（ＪＷネット）使用。
今後も継続して使用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6 月 30 日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒285-0025
住 所　千葉県佐倉市鏑木町320
氏 名　公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院
院 長　長尾 建樹
電話番号　043－481－2161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公益財団法人日産厚生会 佐倉厚生園病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市鏑木町320
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	110.0 t	全処理委託量	110.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	110.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	25.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	129.5 t
	前 年 度	110.0 t

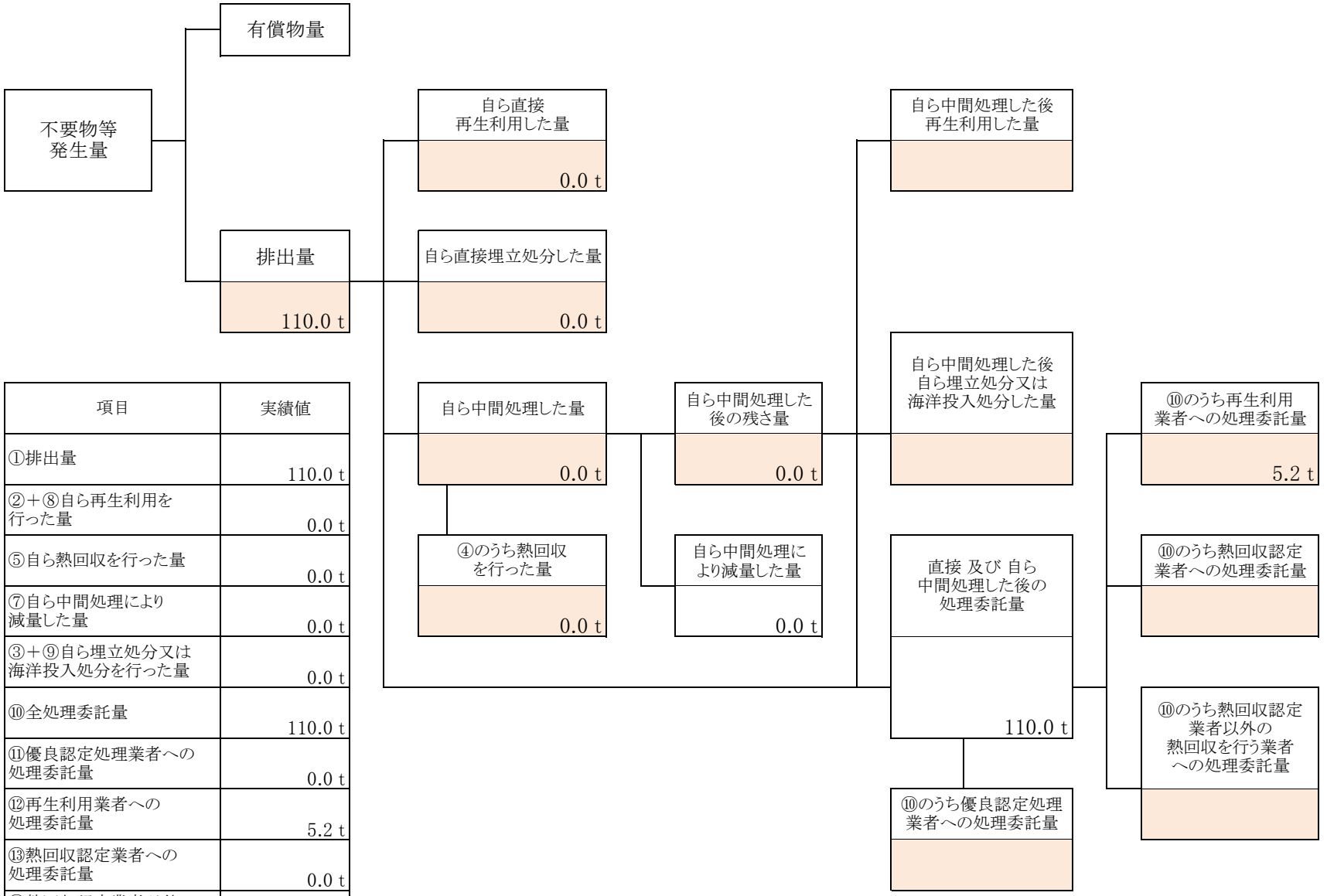
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類: **感染性廃棄物** ）



項目	実績値
①排出量	110.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	110.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	5.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 8 日

千葉県知事　　殿



提出者
住　所　千葉県佐倉市栄町20-4
氏　名　医療法人社団　愛信会
　　佐倉中央病院
代表者　岩淵　康雄
　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　043-486-1311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団愛信会　佐倉中央病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市栄町20-4
計画期間	令和 7/ 4/ 1 ～ 令和 8/ 3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数　　96 床
③従業員数	194 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①　外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物発生） ②　外来やナースステーション等、関係者以外の方が　触れない場所で一時保管（できるだけ短く） ③　感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④　収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理。 ⑤　最終処分は、溶融ｽﾗｸﾞやｱｰｸｻﾝﾄﾞなどの路盤改良材として利用、または管理型埋立。

(日本工業規格　A列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

特別管理産業廃棄物管理責任者
↓
管轄行政機関 ← 廃棄物担当者 → 清掃担当者
↓
各医療現場担当者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
排　出　量	79.718 t	

（これまでに実施した取組）
分別の徹底（勉強会）、ディスポ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
排　出　量	75.732 t	

（今後実施する予定の取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和　6 年度）実績		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（これまでに実施した取組） 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（ 令和　6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	

（これまでに実施した取組）

特に無し

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	

（今後実施する予定の取組）

特に無し

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（ 令和　6 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
全処理委託量	79.718 t	
優良認定処理業者への処理委託量	79.718 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	39.290 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。
また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託も心掛けた。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>75.732 t</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>75.732 t</td><td></td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>37.325 t</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td></td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱回収利用の出来る処理業者へ委託量を可能範囲で推奨をする
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>
【前年度（ 令和　6 年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）</td><td>79.718 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
すでに実施しているため今後も継続していく。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 5 月 8 日

千葉県知事　　殿



提出者
住　所　千葉県佐倉市栄町20-4
氏　名　医療法人社団　愛信会
　　佐倉中央病院
代表者　岩淵　康雄
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　043-486-1311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和　6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団愛信会　佐倉中央病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市栄町20-4
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6/ 4/ 1 ～ 令和 7/ 3/31

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	78.721 t	全処理委託量	78.721 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	78.721 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	40.204 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

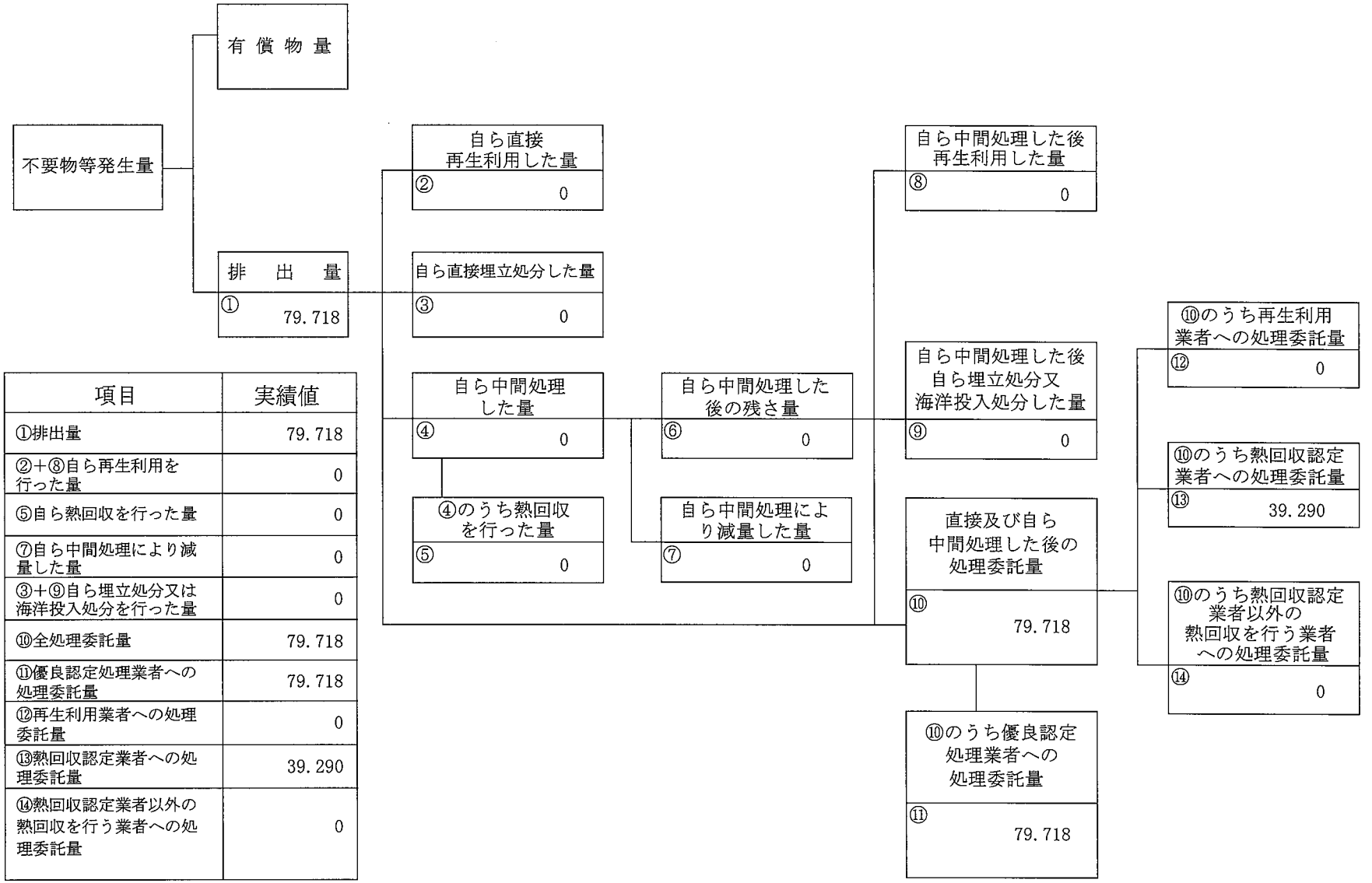
特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	82.864 t
	前年度	79.718 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
すでに実施しているため、今後も継続していく。

※事務処理欄

（日本工業規格　Ａ列４番）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類：感染性　　）



項目	実績値
①排出量	79.718
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	79.718
⑪優良認定処理業者への処理委託量	79.718
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	39.290
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月19日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒286-0041

住　所　千葉県千葉市美浜区打瀬1-1-5

氏　名　医療法人社団　誠仁会

理事長　正井　基之

電話番号　043-271-2200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団　誠仁会　みはま成田クリニック
事業場の所在地	千葉県成田市飯田町129-1
計画期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	18床
③従業員数	98名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者：医療法人社団　誠仁会　みはま成田クリニック ↓ 中間処理場：委託業者【焼却】 ↓ 最終処分場：委託業者【管理型　埋立】 最終処理　：委託業者【溶融リサイクル・焼成リサイクル】

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

管理責任者　　院長

適正処理委院　事務部副課長
看護部科長
ＣＥ部科長
管理栄養士

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	62.441 t	t

（これまでに実施した取組）
・ディスポ製品の使用制限及び選定方法の見直し。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	62 t	t

（今後実施する予定の取組）
・上記内容を今後も継続。
・リサイクルできる器具を率先して導入。
・特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別の徹底。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・鋭利物と固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・鋭利物と固形物
・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を限りなく防ぐ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・医療施設から排出される感染性廃棄物という特殊性を鑑み再生利用を行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も再生利用の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・医療施設から排出される廃棄物の性質上、危険性が高く、安全上、自ら中間処理を行うのが困難な為、処理施設を設置していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組 ） ・今後も設置する予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・感染性廃棄物の埋め立て処理は、廃棄物の性質上妥当ではないと　判断するので、行っていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

・今後も実施予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	62.441 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	62.441 t	t
再生利用業者への処理委託量	12.763 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣ついて、可能な限りの再生利用化を要望している。
・安全上、廃棄物を回収するプラスチック容器の再利用は難しい為、可能な限り、リサイクル原料を使用した容器の導入を推進している。
・環境負荷の少ない製品を積極的に導入している。

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>62 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>62 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>13 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続。
・職員の環境意識の向上。
・分別を徹底していく。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>62.441 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
・電子情報処理組織の使用については、ＪＷネットにて平成３１年４月より運用開始</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 19日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者
住 所　千葉県千葉市美浜区打瀬1－1－5
氏 名　医療法人社団 誠仁会
理事長 正井 基之
電話番号 043-271-2200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団 誠仁会 みはま成田クリニック
事業場の所在地	千葉県成田市飯田町90-1
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	64.0 t	全処理委託量	64.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	64.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	14.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	66.575 t
	前年度	62.441 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

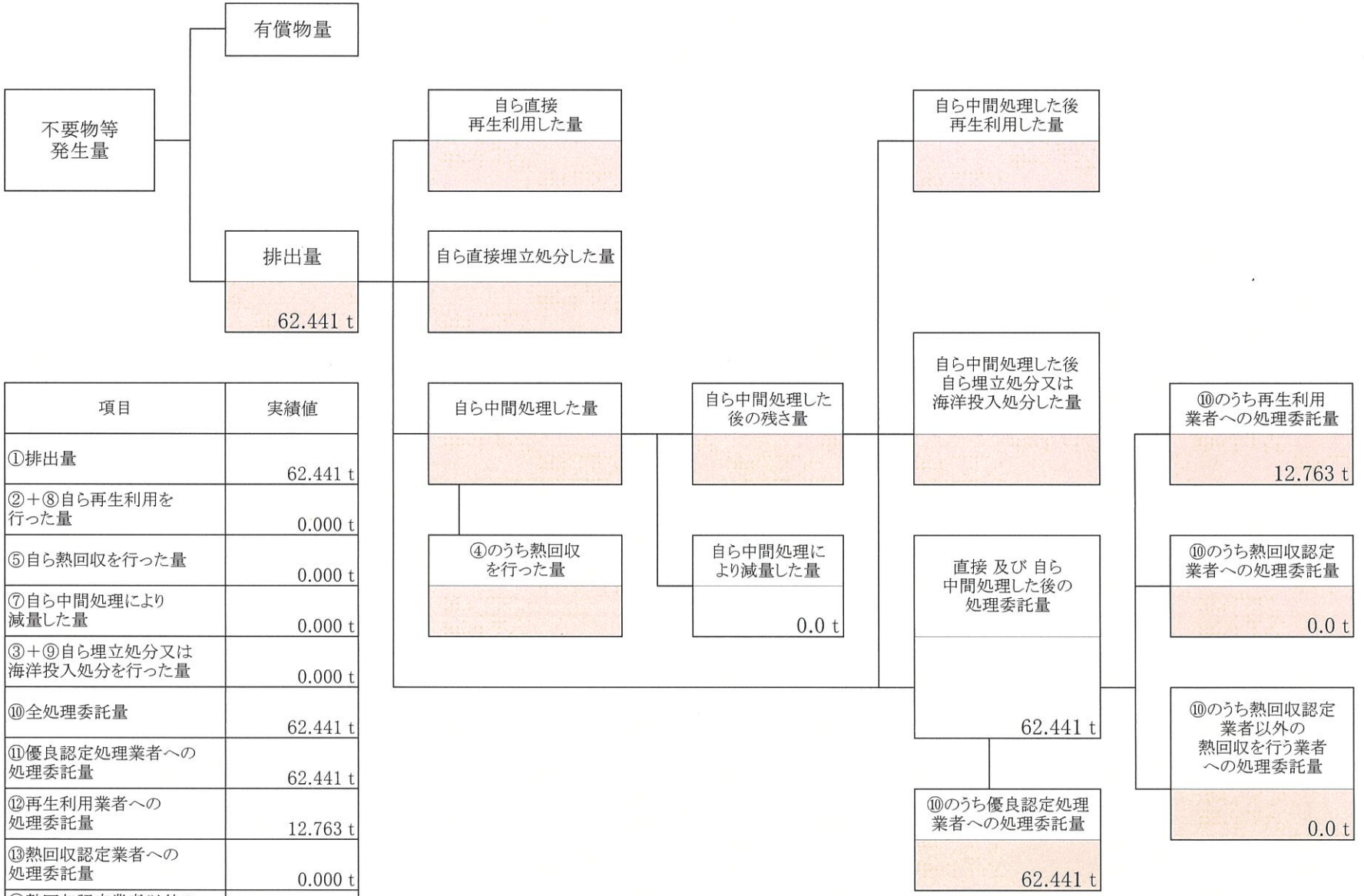
2019年4月1日より電子情報処理組織（JWネット）使用を開始。今後も継続して使用していく。

※事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：感染性廃棄物）



項目	実績値
①排出量	62.441 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	62.441 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	62.441 t
⑫再生利用業者への処理委託量	12.763 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2)　②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3)　③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5)　⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6)　⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7)　⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8)　⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9)　⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10)　⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11)　⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12)　⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13)　⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14)　⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　６月　２６日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者〒285-0825

住　所　千葉県佐倉市江原台2-36-2

氏　名　社会福祉法人　聖隷福祉事業団
聖隷佐倉市民病院
院長　鈴木　理志

電話番号　043-486-1151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人　聖隷福祉事業団　聖隷佐倉市民病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市江原台2-36-2
計画期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	３９９床
③従業員数	８１３名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(1)　「感染性廃棄物処理フロー図」　参照

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（2）　「医療廃棄物の取扱いに関する院内組織図」　参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　出　量	166,945 t	t
	（これまでに実施した取組） ・廃棄物の分別を徹底する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　出　量	172 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・廃棄物の分別の徹底を図り、減量に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鋭利物と固形物
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・鋭利物と固形物

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	166.945ｔ	ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	166.945ｔ	ｔ
再生利用業者への処理委託量	32.69ｔ	ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	11.822ｔ	ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣等で、できる限り再生利用化を要望。
・感染性廃棄物を入れるプラスチック容器は、安全上リサイクルが不可能な為、できる限りリサイクルプラスチックを使用した容器（エコペール）の使用を推進。
・環境負荷の少ない製品を積極的に導入。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全　処　理　委　託　量</td><td>172 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処　理　委　託　量</td><td>172 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処　理　委　託　量</td><td>35 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理　委　託　量</td><td>13 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委　託　量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容を継続し、職員の環境意識の向上に努め分別を徹底していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>166,945　t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
平成31年3月28日より電子マニフェストを導入した。
今後も継続して使用する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

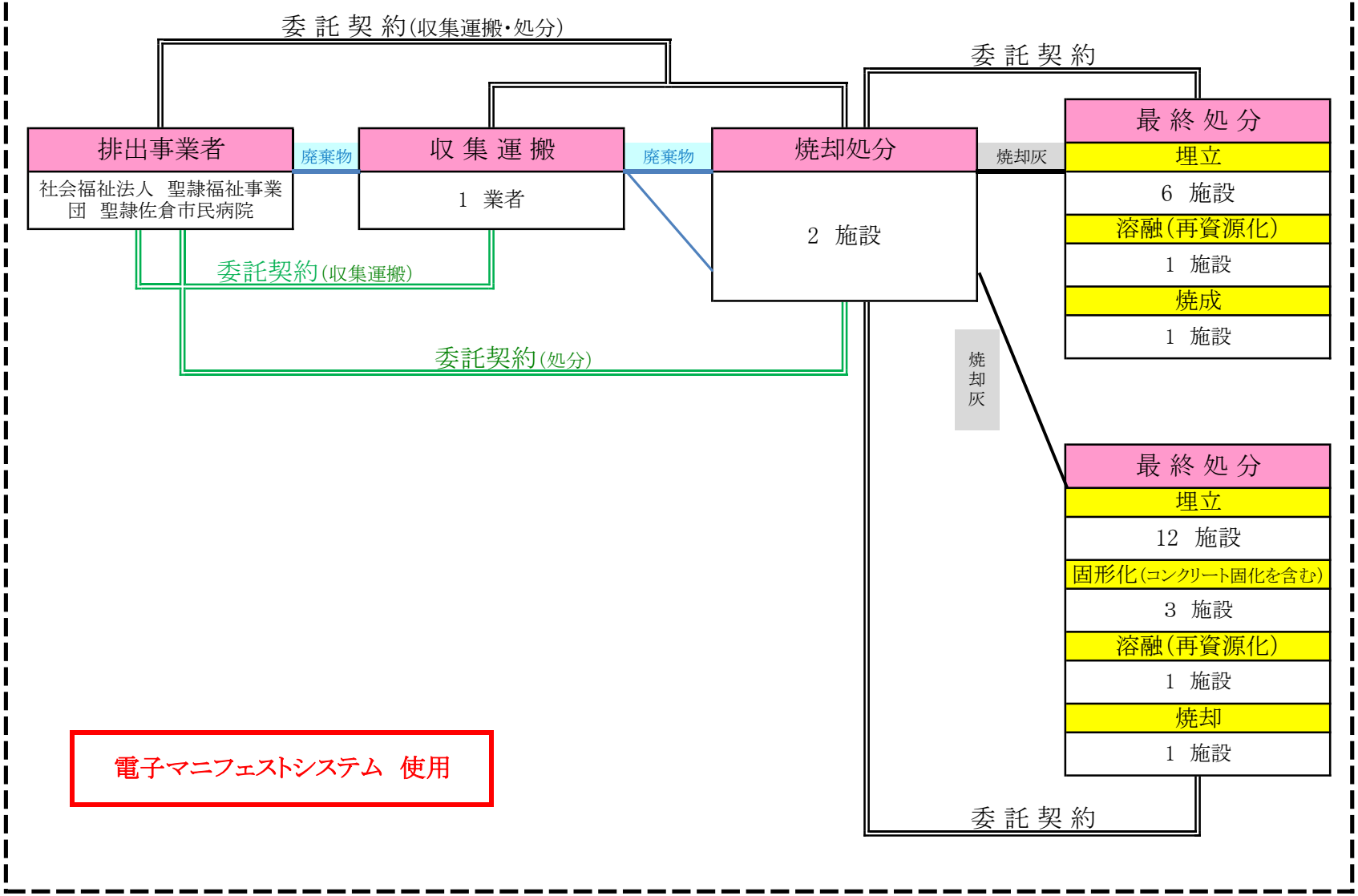
７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

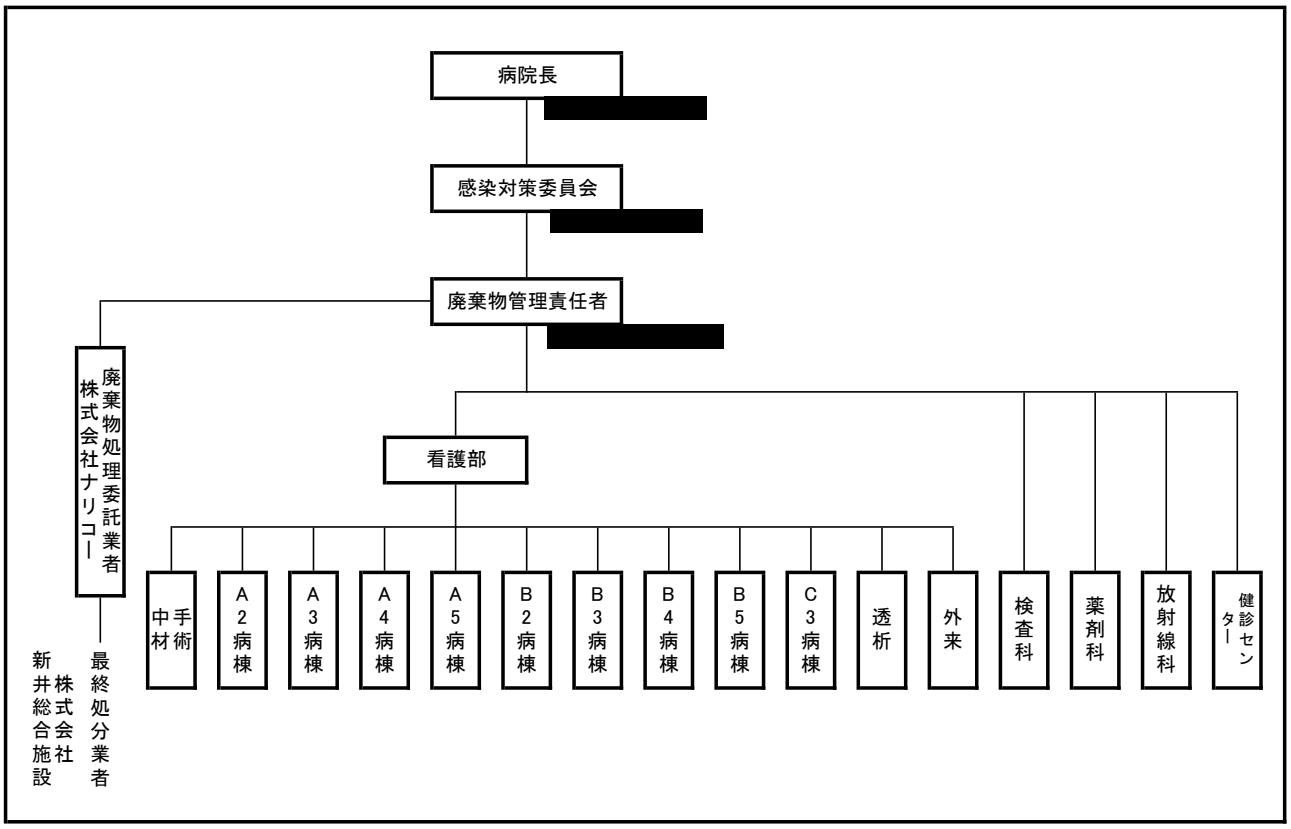
９　※欄は記入しないこと。

別紙(1)

感染性廃棄物のフローの概要



医療廃棄物の取扱いに関する院内組織図　　別紙(2)



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6 月 26日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者
住 所　千葉県佐倉市江原台2-36-2
氏 名　社会福祉法人 聖隷福祉事業団
聖隷佐倉市民病院　院長　鈴木 理志
電話番号 043-486-1151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷佐倉市民病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市江原台2-36-2
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	170t	全処理委託量	170t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	170t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	38t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	172.948t
	前 年 度	166.945t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

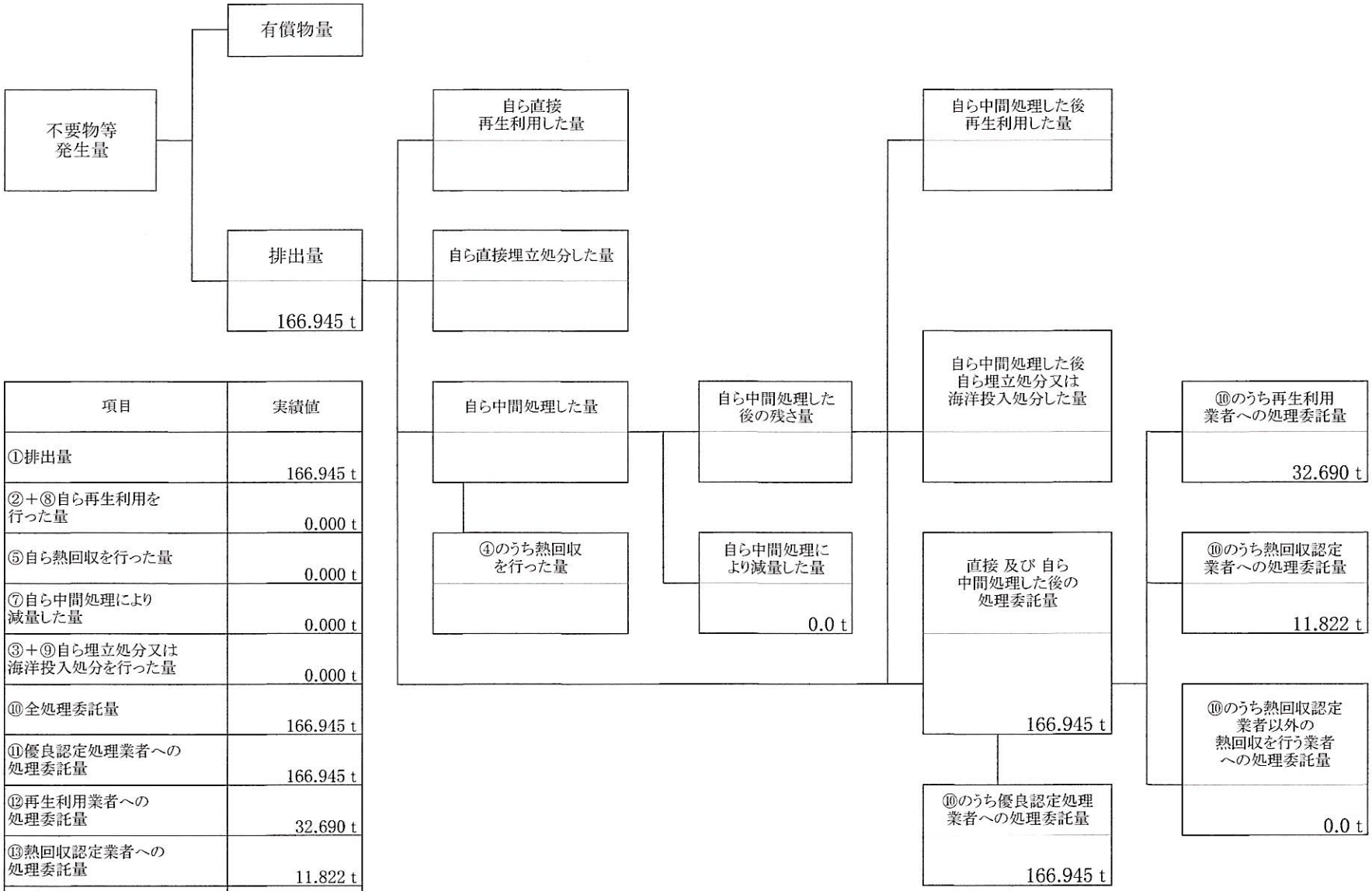
2019年4月1日より電子情報処理組織（JWネット）使用を開始。今後も継続して使用していく。

※事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　感染性廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	166.945 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	166.945 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	166.945 t
⑫再生利用業者への処理委託量	32.690 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	11.822 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月2日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒278-0022

住　所　千葉県野田市山崎2702

氏　名　医療法人社団全生会　江戸川病院
理事長　小池　健

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　04-7124-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団全生会　江戸川病院
事業場の所在地	千葉県野田市山崎2702
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数：445床
③従業員数	230人（医療従事者：210人、非医療従事者：20人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病院保管庫　→　直接委託業者回収　→　委託中間処理（焼却）→　委託最終処分（埋立）

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.6.-2 収受

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

病院長　→　廃棄物委員会　→　廃棄物管理責任者（事務長）　→　看護部責任者（部長）
→　放射線部責任者（診療放射線技師）　→　栄養部責任者（管理栄養士）　→　薬剤部責任者（部長）　［処理計画統括責任者：病院長］　［処理計画作成担当者：事務長］

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	100.684　t	t

（これまでに実施した取組）
適正使用による減量化の実施と減量化に向けた教育を定期的に実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	110　t	t

（今後実施する予定の取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき減量化計画は困難。病床稼働または感染性クラスター発生状況により増減する。減量化に対し適正使用を指導する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき取組は未実施

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき取組は未実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己再生利用は未実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己再生利用はできない

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己中間処理は未実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組 ）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己中間処理はできない

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己埋立処分は未実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
医療行為に伴う感染性産業廃棄物につき自己埋立処分はできない

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	100.684 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	100.684 t	t
再生利用業者への処理委託量	3.458 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
適切な有料認定業者に委託する

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	110 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	110 t	t
		再生利用業者への処理委託量	4 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組） 委託業者への聞き取り、書類のチェック及び待機的な現場視察		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和６年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	100.684 t	
		（今後実施する予定の取組等） 電子マニュフェストを使用しております		
※事務処理欄				

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6 月2日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒278-0022
住 所　千葉県野田市山崎2702
氏 名　医療法人社団全生会 江戸川病院
理事長 小池 健
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　04－7124－5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団 全生会　江戸川病院
事業場の所在地	千葉県野田市山崎2702
事業の種類	P-医療、福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	98.0 t	全処理委託量	98.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	98.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	2.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	88.112t
	前 年 度	100.684t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

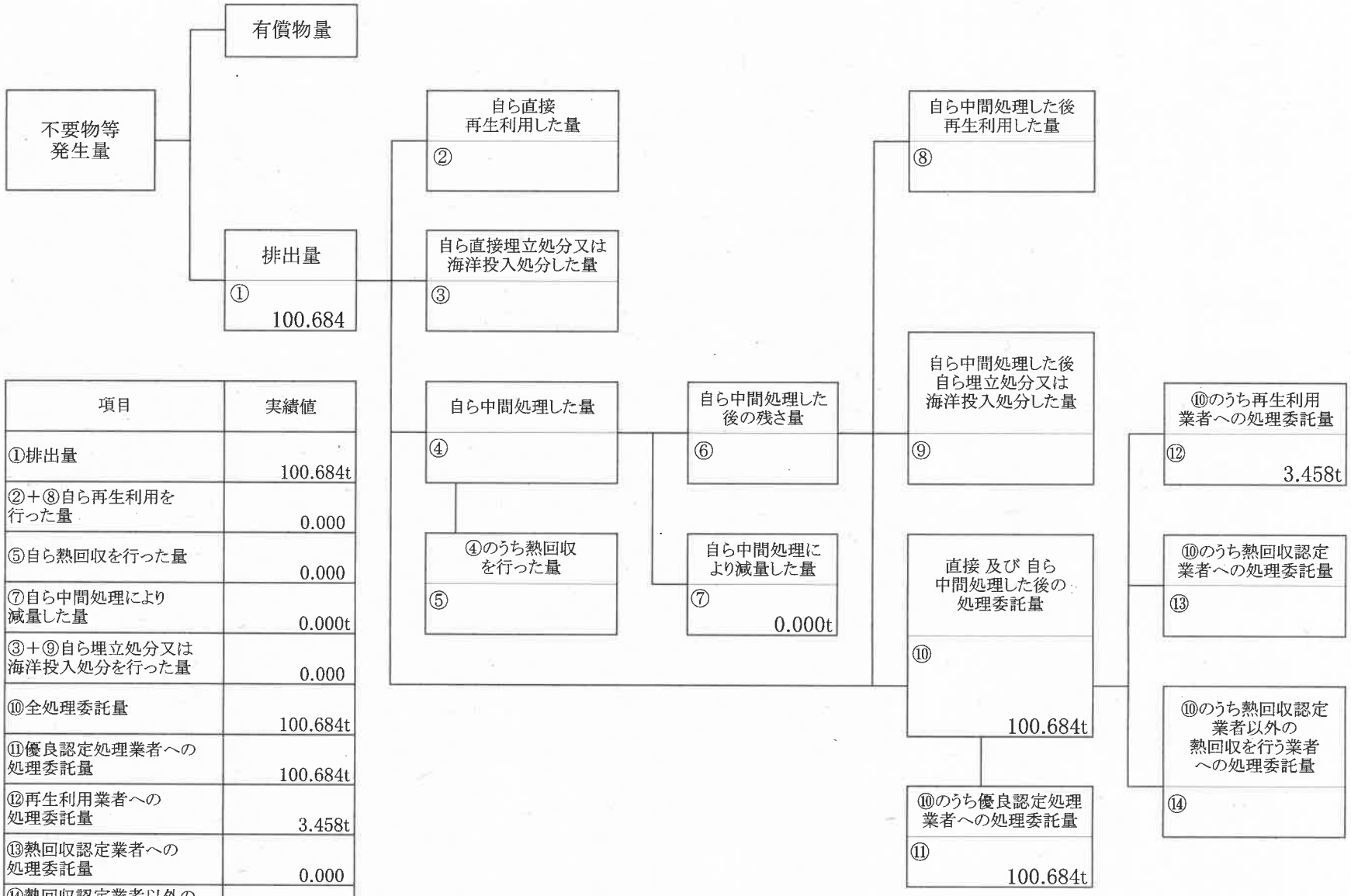
電子マニュフェストを使用しております

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　**感染性産業廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	100.684t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.000
⑤自ら熱回収を行った量	0.000
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000
⑩全処理委託量	100.684t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	100.684t
⑫再生利用業者への処理委託量	3.458t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　294-0045

住　所　千葉県館山市北条520-1

法人名　医療法人徳洲会　館山病院

代表者　理事長　東上　震一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0470-22-1122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　館山病院
事業場の所在地	千葉県館山市北条520.-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療・福祉　中分類：　医療業
②事業の規模	208床
③従業員数	300名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→収集運搬→焼却祖分→最終処分（埋立・再資源化・焼成）

（日本産業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

特官産業廃棄物管理組織図

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	64.38 t	t

（これまでに実施した取組）

ディスポ製品の使用制限及び選定方法の見直し
リサイクルできる器具を率先して導入
廃棄物分別の徹底

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	60 t	t

（今後実施する予定の取組）

ディスポ製品の使用制限及び選定方法の見直し
リサイクルできる器具を率先して導入
廃棄物分別の徹底

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物
一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物
一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
再生利用について行ったことがない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も再生利用を行う予定はない</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
処理はしていない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後の処理の予定はない</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

直接埋立処理は行ってない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

今後も予定はない

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	
全処理委託量		64.38 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	64.38 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.35 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。
・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。
・環境負担の少ない製品を積極的に導入。
・職員の環境意識向上。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>60 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>60 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>2 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。
・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。
・環境負担の少ない製品を積極的に導入。
・職員の環境意識向上。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考
１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。
２　当該年度の６月30日までに提出すること。
３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
７　※欄は記入しないこと。

医療廃棄物・医療ガス安全管理委員会

委員長	病院長
副委員長	施設･営繕課
監督責任者 （診療担当）	病院長
監督責任者 （日常点検）	看護部長
監督責任者 （日常点検）	事務長
実施責任者 （日常点検）	３東病棟 ３西病棟 ４東病棟 ４西病棟 外来 臨床工学技士 検査室 薬剤部長
実施責任者 （安全点検）	施設･営繕課
書記	施設･営繕課

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月4日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　294-0045

住所 千葉県館山市北条520-1

法人名 医療法人徳洲会 館山病院

代表者 理事長 東上 震一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0470-22-1122

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人徳洲会 館山病院
事業場の所在地	千葉県館山市北条520.-1
事業の種類	大分類　医療・福祉　中分類 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	85 t	全処理委託量	85 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	85 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	89.87 t
	前年度(令和6年度)	64.38 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)
2020年2月より電子マニュフェストを導入した。

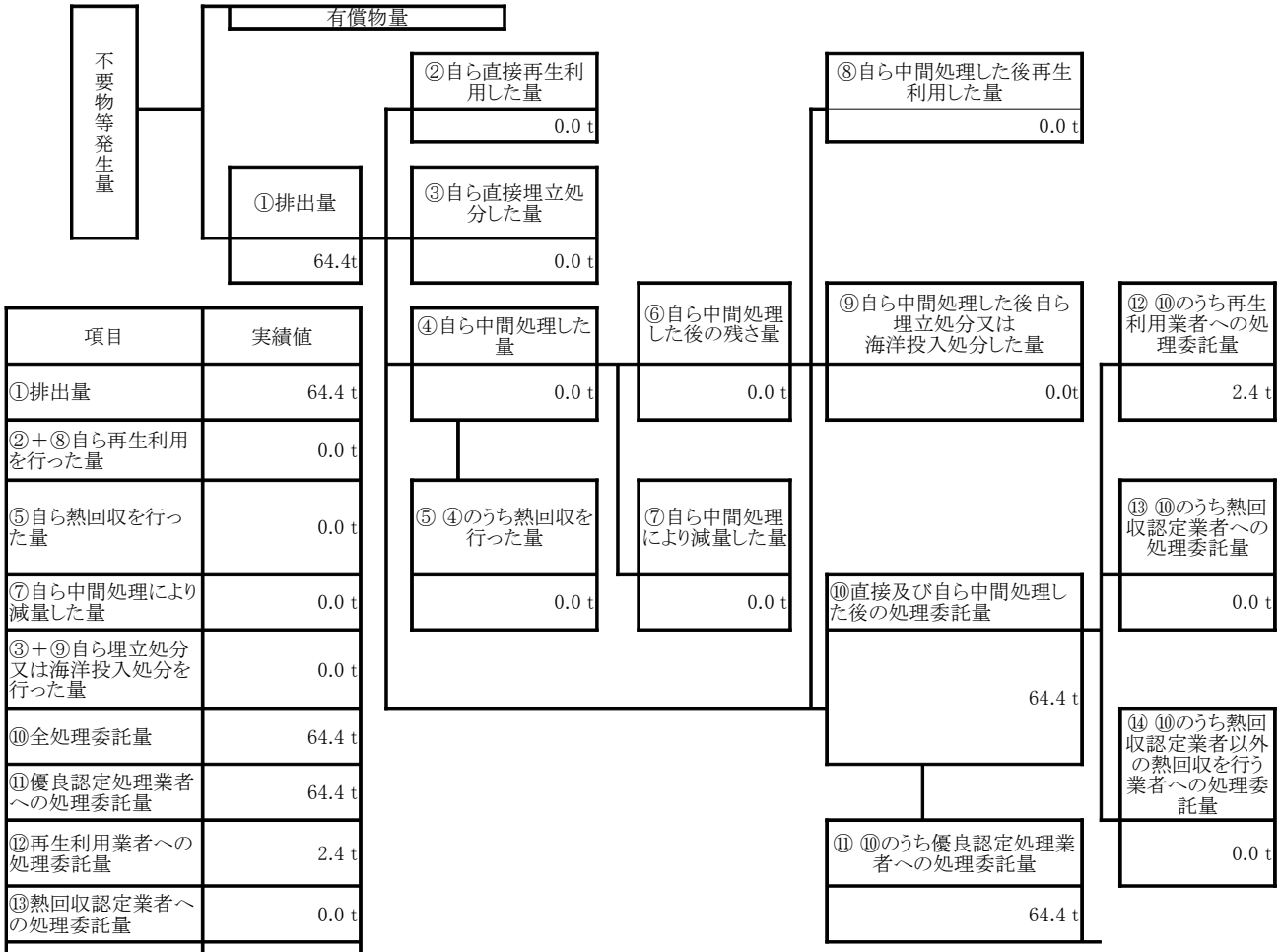
(日本産業規格　A列4番)

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	64.4 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	64.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	64.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	2.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月19日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒２９０－０５１２

住　所　千葉県市原市鶴舞５７５番地

氏　名　千葉県循環器病センター
病院長　中村精岳

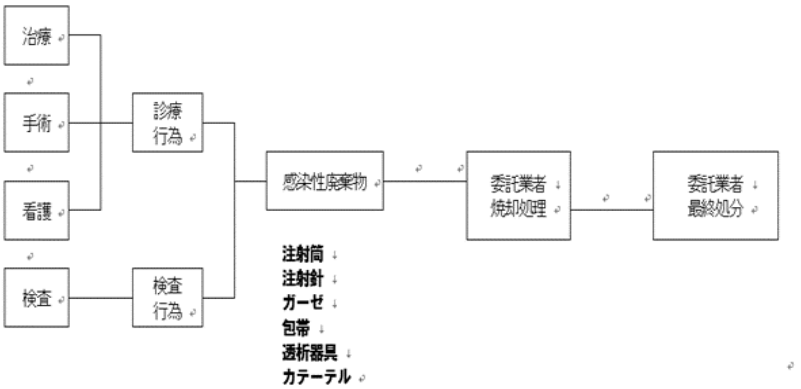
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　０４３６－８８－３１１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	千葉県循環器病センター
事業場の所在地	千葉県市原市鶴舞５７５番地
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

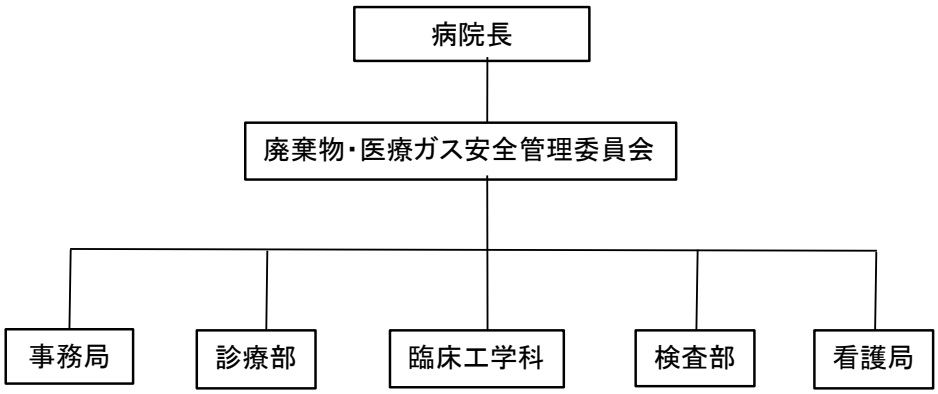
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	２２０床（運用病床数１６５床）
③従業員数	５３５人（医療従事者４８０人、非医療従事者５５人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	82.539　　t	t

（これまでに実施した取組）
分別の徹底

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	80　　t	t

（今後実施する予定の取組）
　引き続き一般廃棄物として処理可能なものに関しては、正しく分別を行うことにより、廃棄量の縮減に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性廃棄物を、他の廃棄物と混同することのないよう分別している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
引き続き、感染性廃棄物の適切な分別を図っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組 ） なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
なし

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	82.539 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	82.539 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
仕様書による平均水準を達成可能な処理業者に対して、委託を行った。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>80 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>80 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
処理状況の把握に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>82.539 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
令和２年４月１日引き渡し分から、電子マニフェストによる対応に移行済。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月19日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒290－0512
住 所　千葉県市原市鶴舞575番地
氏 名　千葉県循環器病センター
病院長　中村 精岳
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0436－88－3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉県循環器病センター
事業場の所在地	千葉県市原市鶴舞575番地
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	90.0 t	全処理委託量	90.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	90.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　92.665	t
	前年度　82.539	t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

令和2年度から電子マニフェストの使用を開始済み

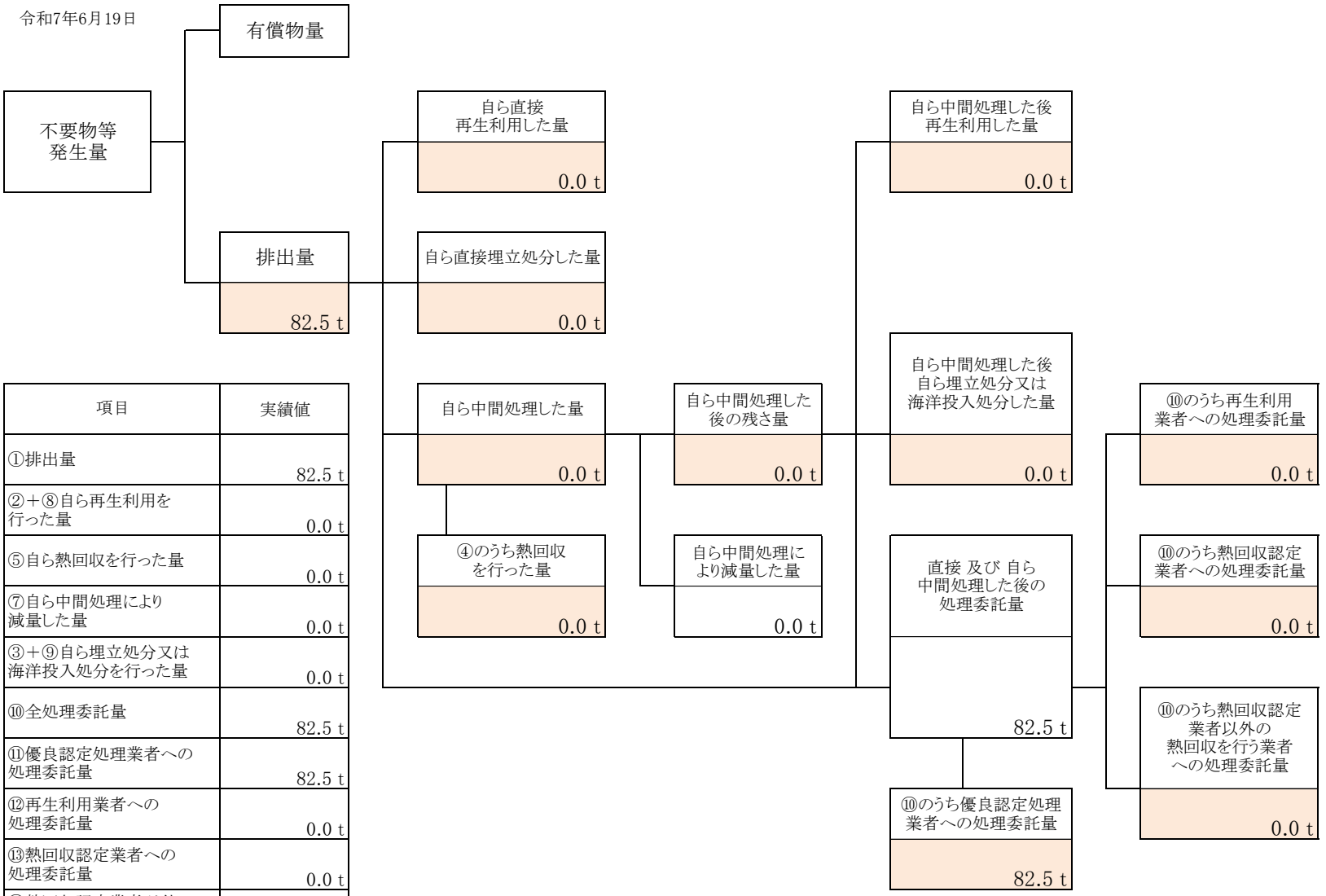
※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）

令和7年6月19日



項目	実績値
①排出量	82.5 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	82.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	82.5 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月8日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　270-2251

住　所　千葉県松戸市金ケ作107-1

法人名　医療法人 徳洲会 千葉西総合病院

代表者　東上 震一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-384-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 徳洲会 千葉西総合病院
事業場の所在地	千葉県松戸市金ケ作107-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療/福祉　　中分類：　医療業
②事業の規模	病床:680床
③従業員数	1624人(医療従事者:1300名　医療従事者:324名)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(処理工程)

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙(管理体制)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排出量	514.5 t	t

（これまでに実施した取組）
・一般廃棄物の混入防止の徹底
・医療廃棄物、一般廃棄物処理マニュアルに従い廃棄物の適正処理

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）
現状の取り組みの継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性廃棄物分別表に基づいてのチェックと指導の徹底

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
現状の取り組みの継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
廃棄物処理に関して再資源化の促進を依頼</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>513.5 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
現状の取り組みの継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 514.5 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニュフェスト導入済み</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

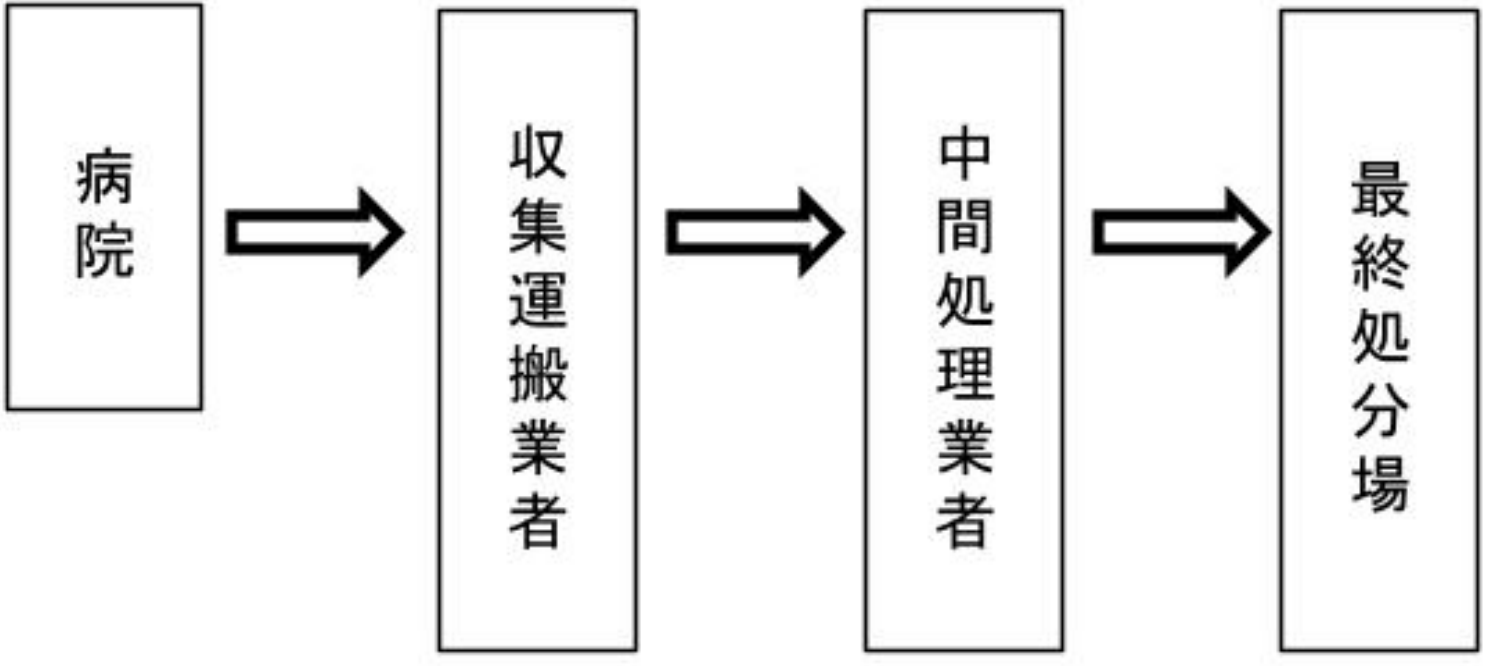
４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

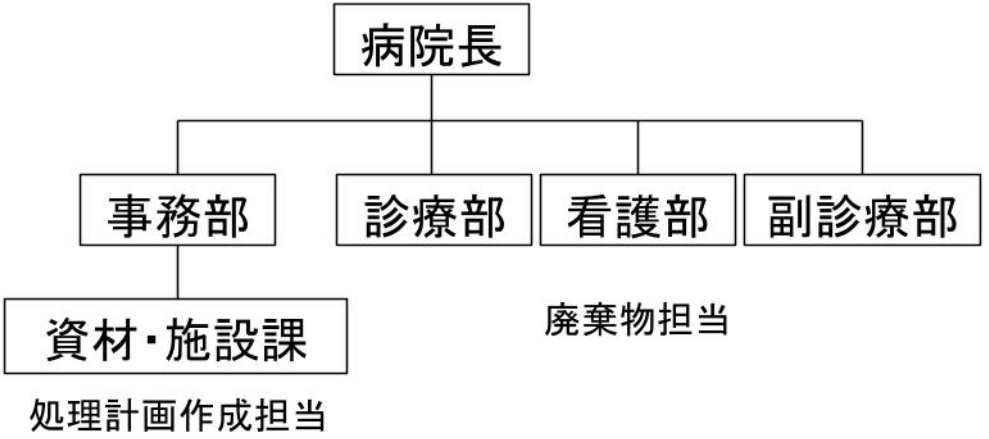
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。


病院
収集運搬業者
中間処理業者
最終処分場

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		排　出　量	511.0　t	2.2　t	1.1　t	0.2　t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		排　出　量	510.0　t	2.2　t	1.1　t	0.2　t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の種類	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	0　t	0　t	0　t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
	全処理委託量	511.0 t	2.2 t	1.1 t	0.2 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	296.4 t	2.2 t	1.1 t	0.2 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	214.6 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸(有害)	廃油(引火性)	廃油(有害)				
	全処理委託量	510.0 t	2.2 t	1.1 t	0.2 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	296.0 t	2.2 t	1.1 t	0.2 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	214.0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月8日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　270-2251

住所 千葉県松戸市金ケ作107-1

法人名 医療法人 徳洲会 千葉西総合病院

代表者 東上 震一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-384-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人 徳洲会 千葉西総合病院
事業場の所在地	千葉県松戸市金ケ作107-1
事業の種類	大分類　医療/福祉　中分類 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	531.7 t	全処理委託量	531.7 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	246.7 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	285 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	531.9 t
	前年度(令和6年度)	514.5 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

電子マニュフェスト導入済み

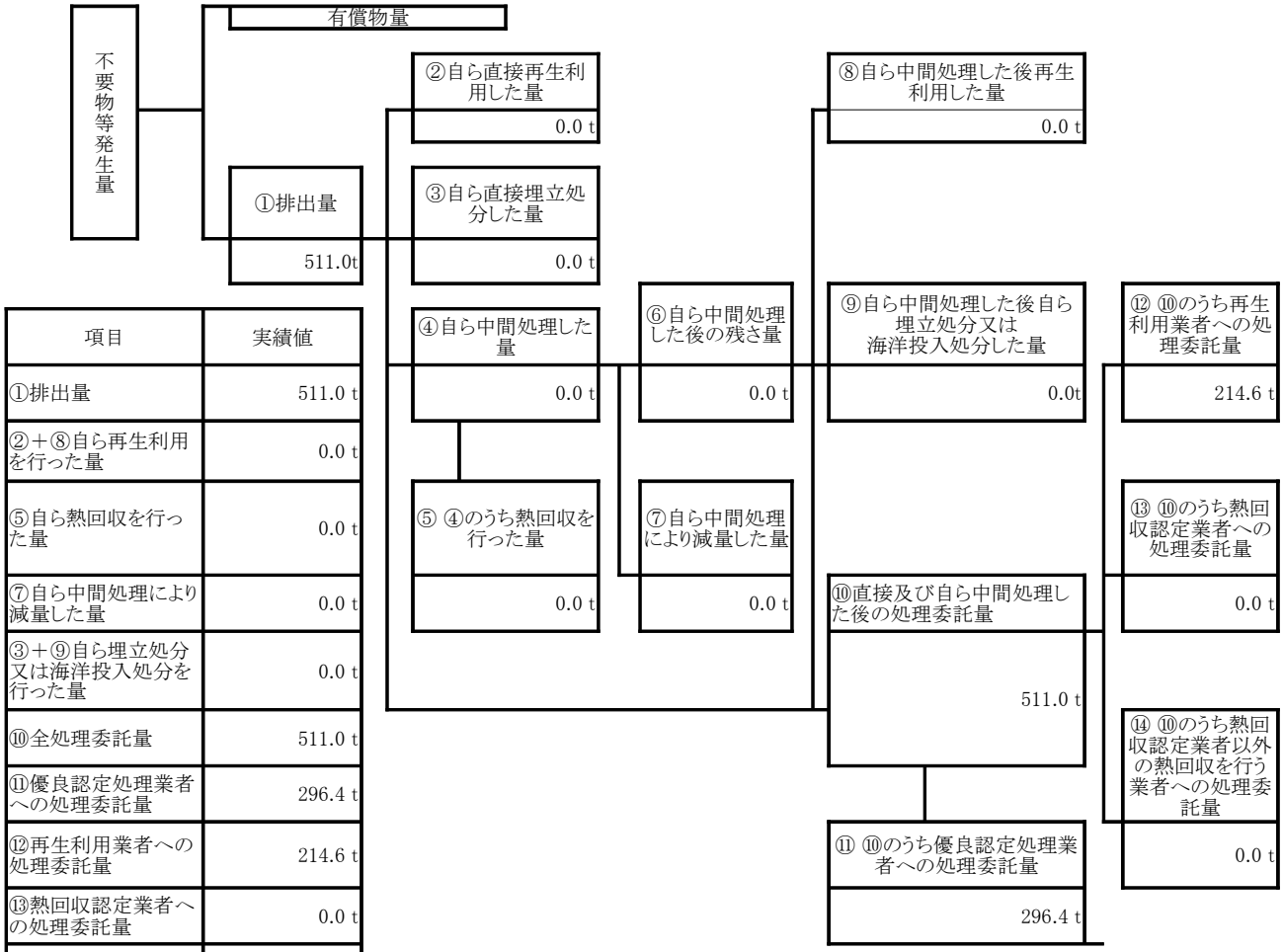
(日本産業規格　A列4番)

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



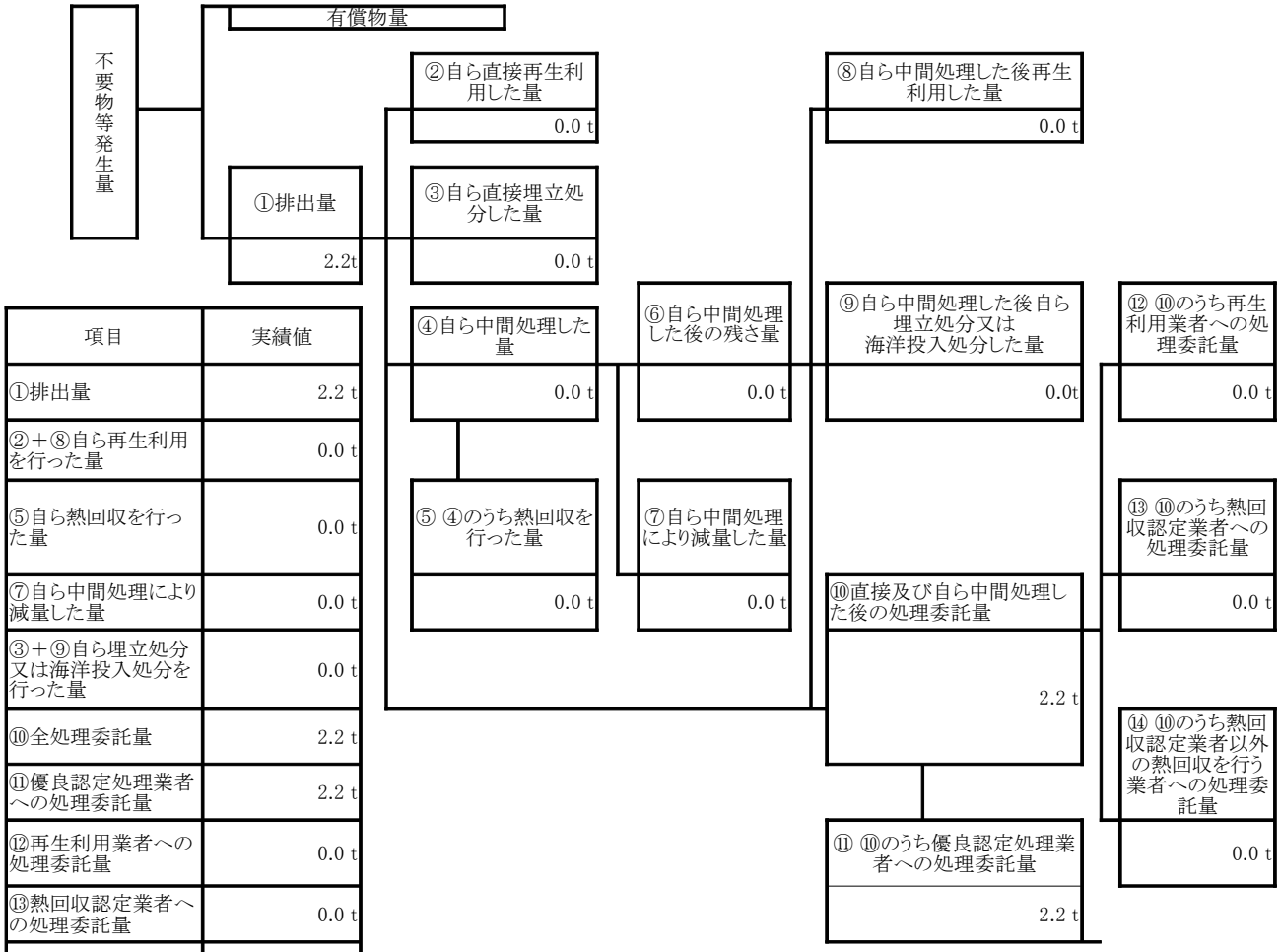
項目	実績値
①排出量	511.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	511.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	296.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	214.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　廃酸(有害)　）



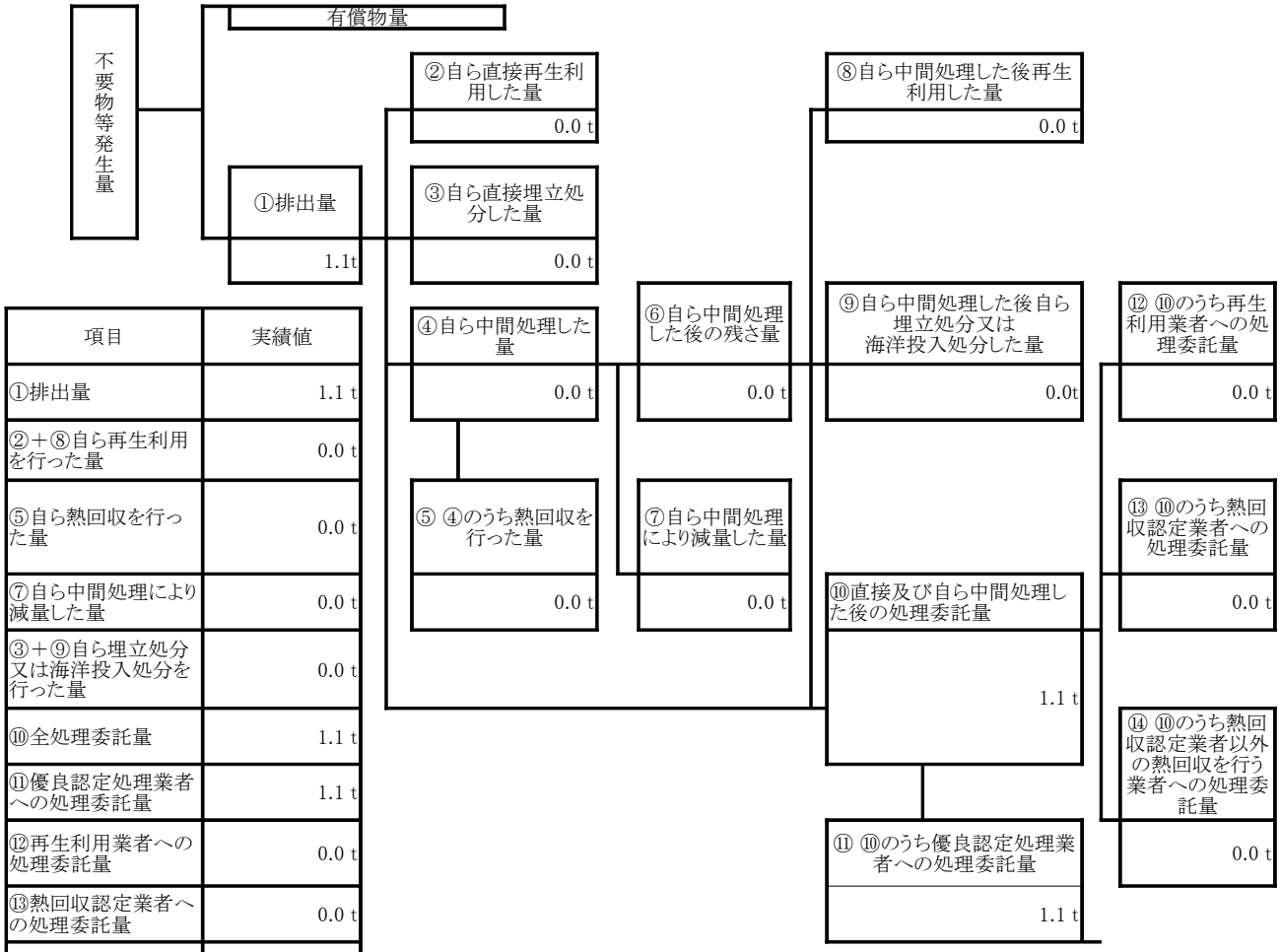
項目	実績値
①排出量	2.2 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	2.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.3

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　廃油(引火性)　）



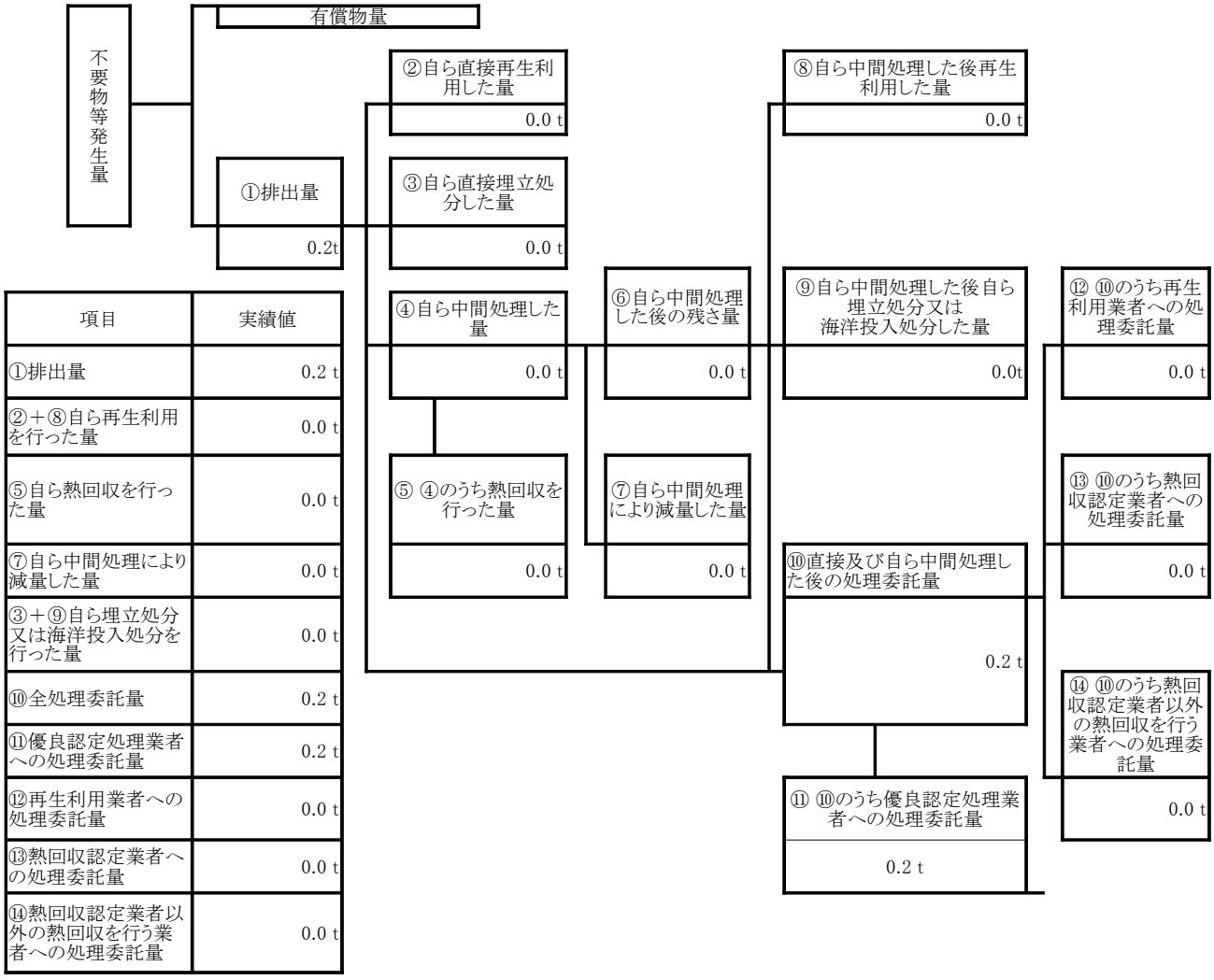
項目	実績値
①排出量	1.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.4

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　廃油(有害)　）



項目	実績値
①排出量	0.2 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月16日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者 〒290-0003

住　所　千葉県市原市辰巳台東２－１６

氏　名　独立行政法人労働者健康安全機構
千葉労災病院　院長　岡本　美孝
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0436-74-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院
事業場の所在地	千葉県市原市辰巳台東２－１６
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

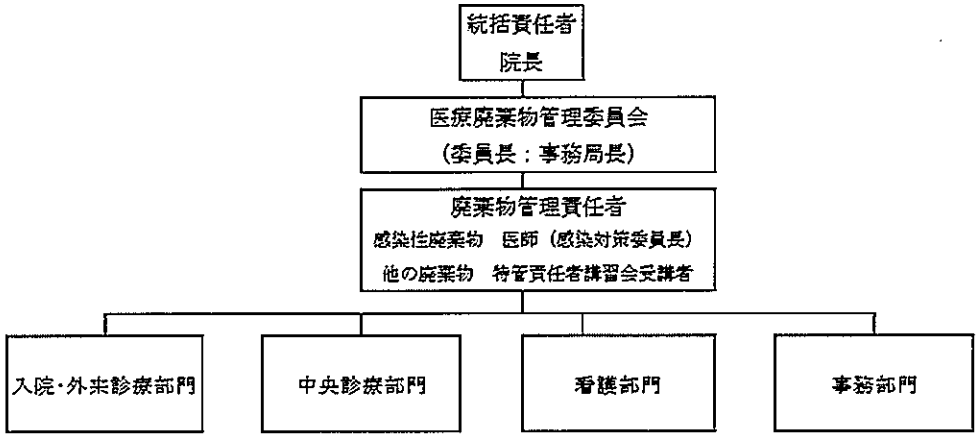
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数４００床
③従業員数	８４４人（医療従事者７２６人、非医療従事者１１８人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	（排出事業所）千葉労災病院 → 感染性産業物：委託処分（収集運搬）⇒（焼却）⇒（最終処分） 廃油（引火性）：委託処分（収集運搬）⇒（蒸留・油水分離）⇒（最終処分）

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
排　出　量	1.987　t	225.344　t

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物の排出量は、分別を徹底させることで抑制を図っている。定期的に医療廃棄物委員が院内ラウンドを行い、分別の監視を続けている。しかし、感染対策の面からディスポザーブル製品の使用が増え、医療施設の高機能化とも関係し、総排出量の削減は厳しい状況にある。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
排　出　量	1.9　t	225　t

（今後実施する予定の取組）

感染性廃棄物の分別の徹底を推し進める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・感染性廃棄物については、『鋭利なもの』、『固形状のもの』、『液状物・汚状』に分別し専用の容器に収納している。
・廃油（引火性廃油）は、専用の保管・回収容器に保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・廃棄物の分別の徹底を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
実施の予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）
実施の予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
実施の予定なし。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
全処理委託量	1.987 t	225.344 t
優良認定処理業者への処理委託量	1.987 t	225.344 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

業務委託仕様を順守できる処理業者を選定し、処理状況及び最終処分状況について、定期的に現地確認を実施している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		引火性廃油		感染性廃棄物	
全処理委託量		1.9	t	225	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.9	t	225	t
	再生利用業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き適正な処理を行う処理業者に処理を委託する。

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	227.331	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェスト導入済である（Ｒ２．４）

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月16日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒290-0003
住 所　千葉県市原市辰巳台東2－16
氏 名　独立行政法人労働者健康安全機構
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
千葉労災病院 院長 岡本 美孝
電話番号 0436-74-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院
事業場の所在地	千葉県市原市辰巳台東2－16
事業の種類	大分類:医療、福祉　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	224.1 t	全処理委託量	224.1 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	224.1 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　224.433 前 年 度　227.331

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

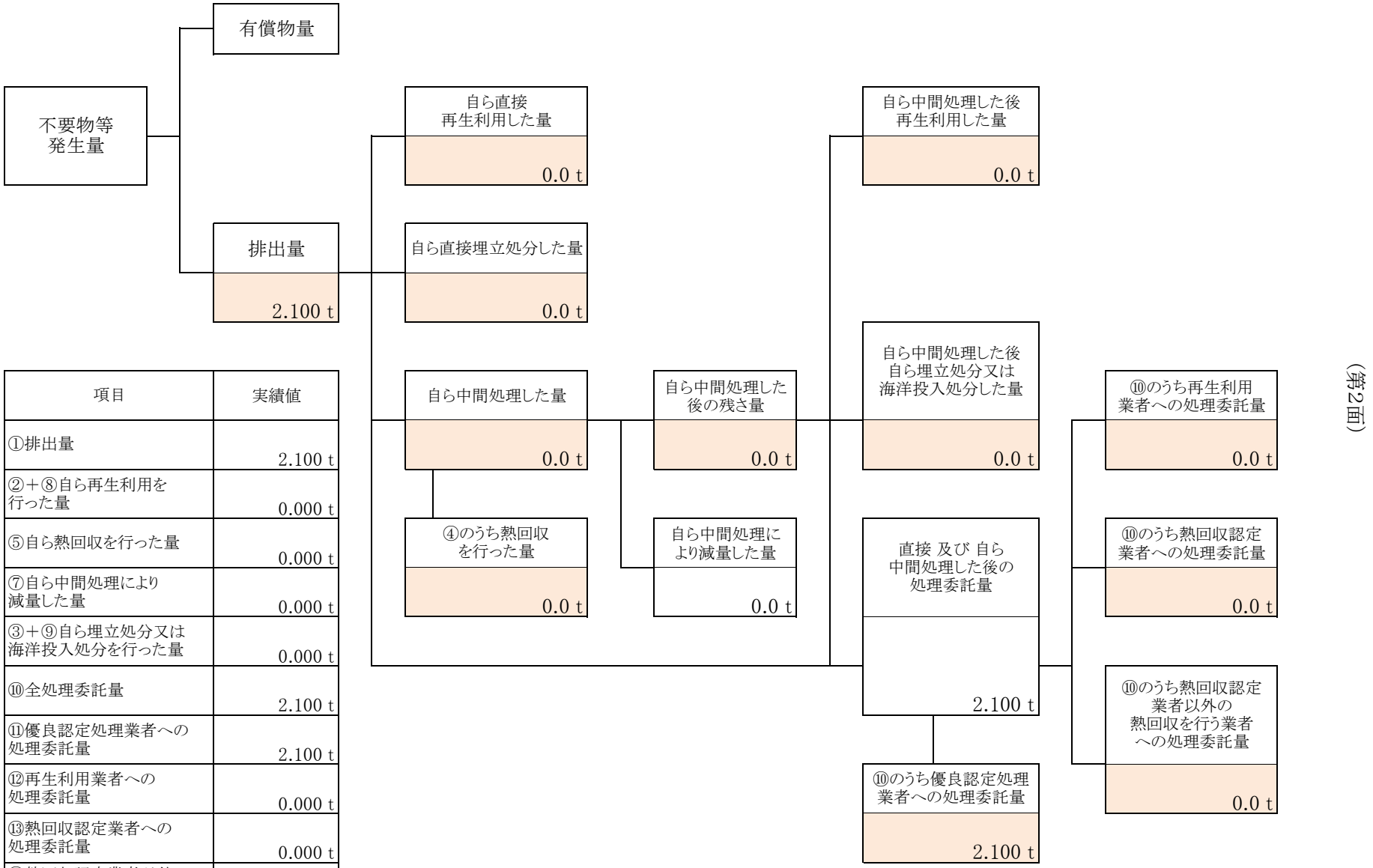
令和2年4月から電子情報処理組織を使用開始しました。

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃油（引火性）**）

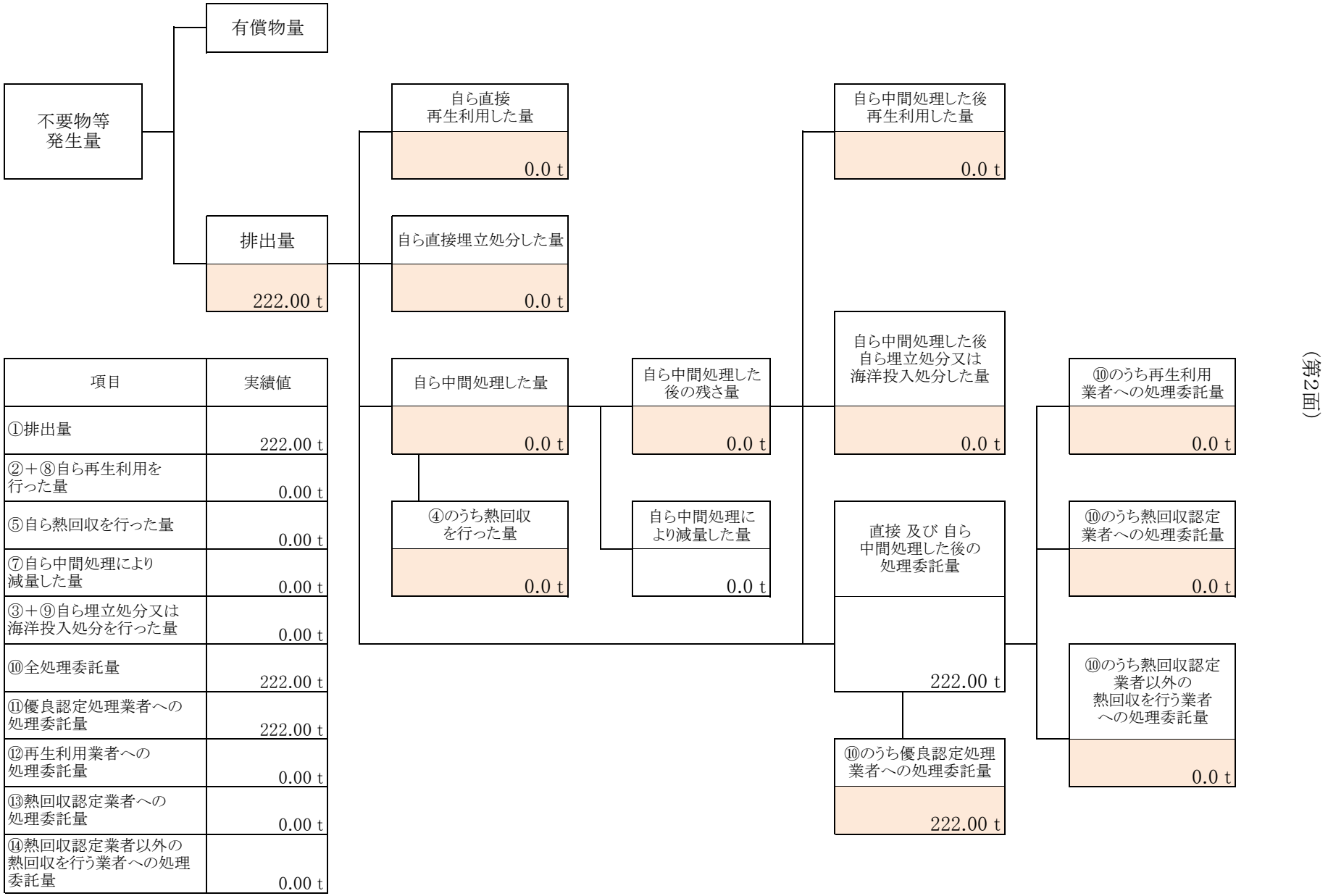


項目	実績値
①排出量	2.100 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
⑩全処理委託量	2.100 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.100 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類: **感染性廃棄物** ）



項目	実績値
①排出量	222.00 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	222.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	222.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年　6月14日

千葉県知事
熊谷　俊人　殿

提出者
住　所　千葉県習志野市谷津1-9-17
氏　名　津田沼中央総合病院
院長　須田　明
電話番号　047(476)5111（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します.

事業場の名称	医療法人　社団愛友会　津田沼中央総合病院
事業場の所在地	千葉県習志野市谷津1-9-17
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療・福祉　中分類：医療業　小分類：病院
②事業の規模	314床
③従業員数	816人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

（日本工業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

廃棄物委員会組織図（別紙2）参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
	排　出　量	92.205ｔ	0.04ｔ
	（これまでに実施した取組） 排出量を毎月、会議にて提出し各部署に実態を把握してもらい、抑制に対しての意識を高めてもらう。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
	排　出　量	92ｔ	0.03ｔ
	（今後実施する予定の取組） ・上記内容を今後も継続 ・分別の徹底 ・巡視を行い分別の指導を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鋭利物と固形物の分別
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入をできるだけ防ぐ。 ・巡視を行い分別の指導を行う ・勉強会を行い分別の知識を養う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
	全処理委託量	92.205 t	0.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	92.205 t	0.04 t
	再生利用業者への処理委託量	20.926 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 排出量を毎月、会議にて提出し各部署に実態を把握してもらい、抑制に対しての意識を高めてもらう。		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
		全処理委託量	92 t	0.03 t
		優良認定処理業者への処理委託量	92 t	0.03 t
		再生利用業者への処理委託量	20 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組）		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（2024年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	93.545 t	
		（今後実施する予定の取組等） 2020年4月1日より運用開始		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

別紙１

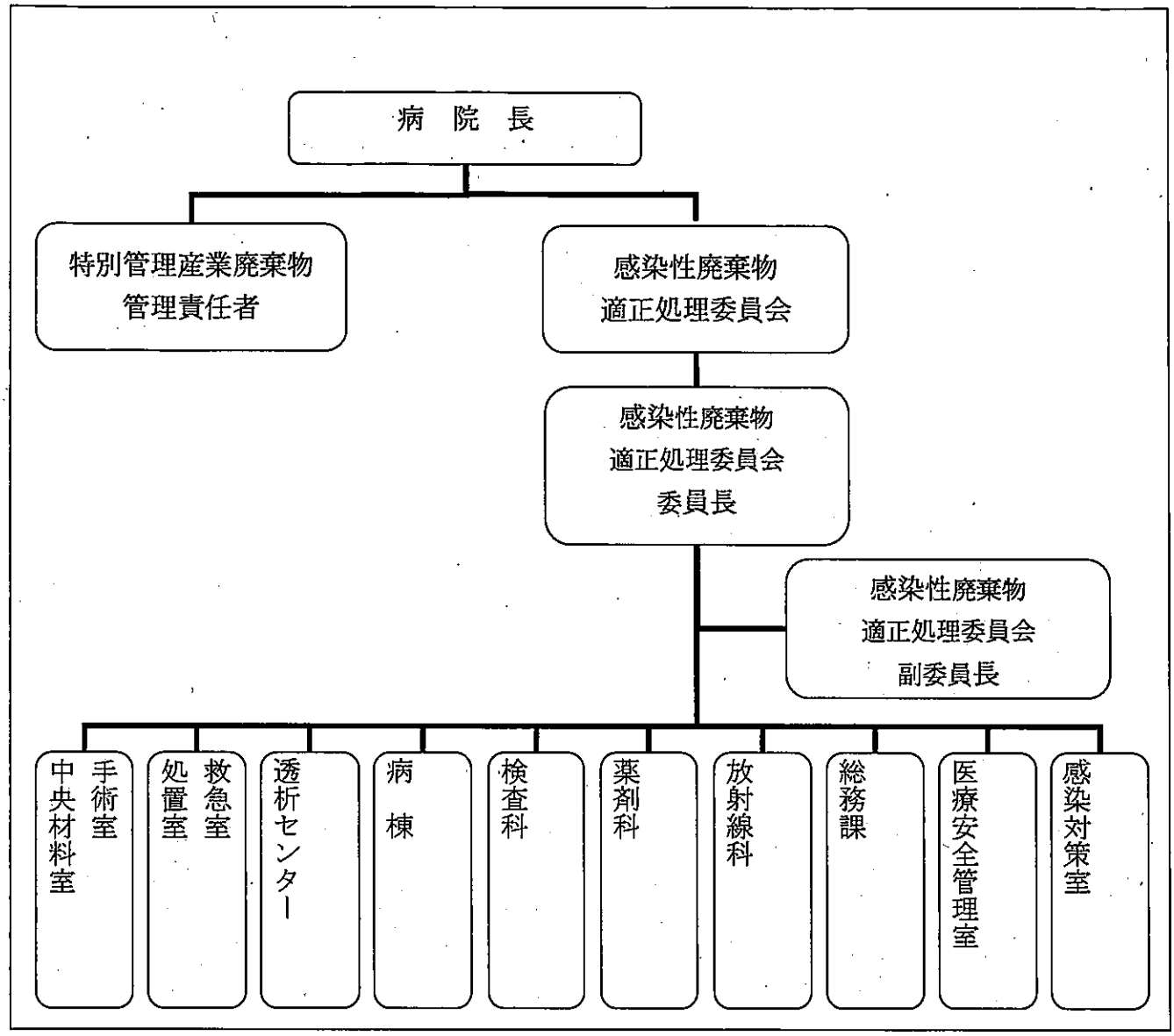
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

〈感染性産業廃棄物〉
排出事業所：津田沼中央総合病院
↓
中間処理場：㈱○○クリーンセンター
↓
最終処分場：○○総合施設㈱○○環境整備センター

〈廃酸〉
排出事業所：津田沼中央総合病院
↓
中間処理場：㈲▲▲商会
↓
最終処分場：㈱△△東京工場

〈廃油・引火性廃油〉
排出事業所：津田沼中央総合病院
↓
中間処理場：㈱□□薬品加工
↓
最終処分場：□□工業㈱船橋○○工場・□□工業㈱△△工場

廃棄物委員会組織図（別紙２）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（別紙３）

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2024年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td></td></tr>
<tr><td>排出量</td><td>1.3ｔ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
排出量を毎月、会議にて提出し各部署に実態を把握してもらい、
抑制に対しての意識を高めてもらう。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td></td></tr>
<tr><td>排出量</td><td>1.0ｔ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記内容を今後も継続。
・分別の徹底。
・巡視を行い分別の指導を行う。</td></tr>
</table>

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（別紙４）

<table>
<tr><td colspan="5">特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①　現状</td><td colspan="4">【前年度（2024年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>1.3ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>1.3ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）
・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。
・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。
・環境負担の少ない製品を積極的に導入。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>1.0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>1.0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td></td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ。
・巡視を行い分別の指導を行う。
・勉強会を行い分別の知識を養う。</td></tr>
</table>

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年　6月　30日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者
住　所　　千葉県習志野市谷津1-9-17
氏　名　　医療法人　社団愛友会
　　津田沼中央総合病院
　　院長　須田　明
電話番号　　047（476）5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第11項の規定に基づき、2024年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人　社団愛友会　津田沼中央総合病院
事業場の所在地	千葉県習志野市谷津1-9-17
事業の種類	大分類：医療・福祉　　中分類：医療業　　小分類：病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日　～　2025年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	99.7ｔ	全処理委託量	99.7ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	99.7ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	再生利用業者への処理委託量	11ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

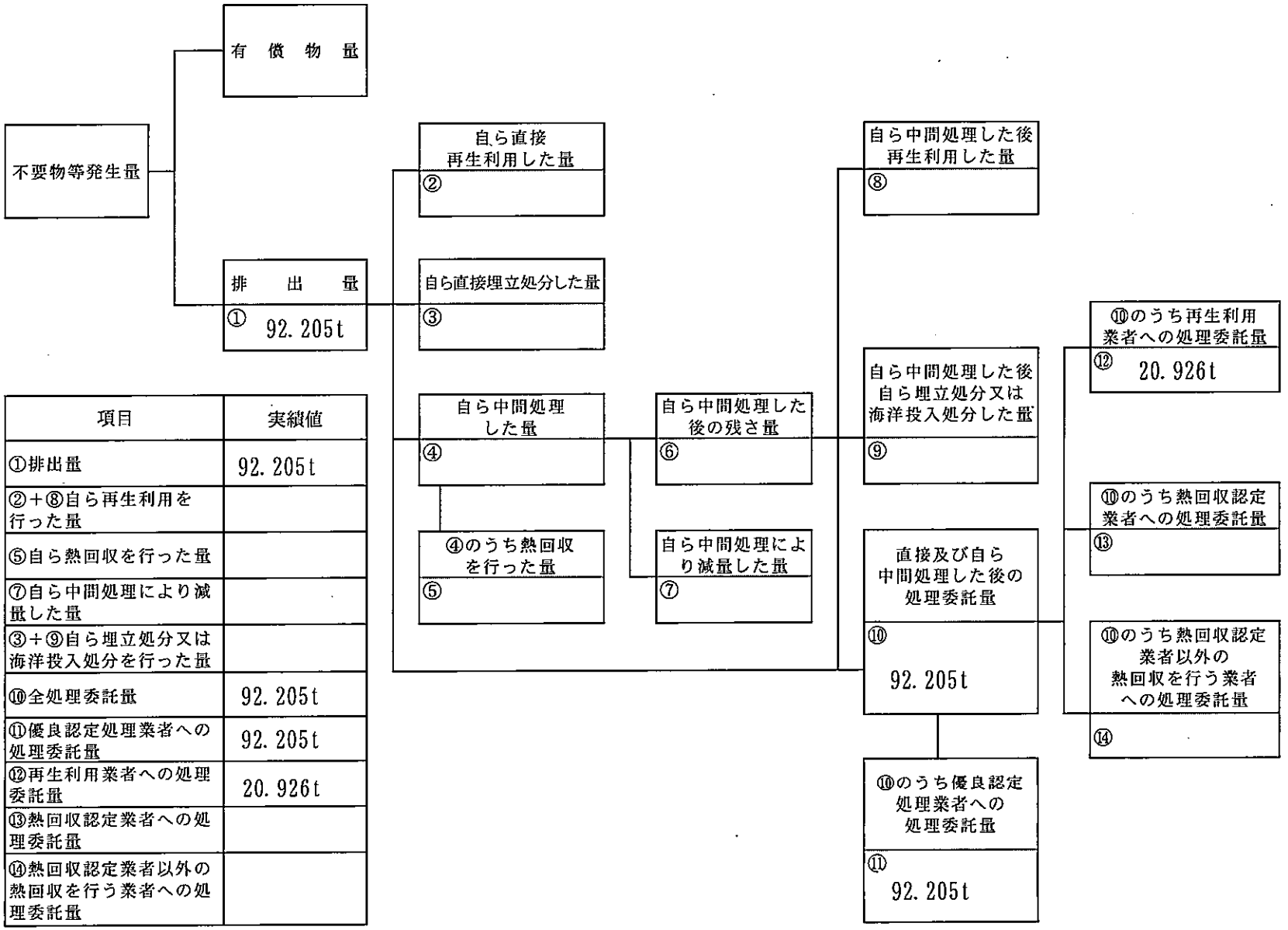
特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	100.155ｔ
	前年度	93.545ｔ

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
2020年４月１日より運用開始

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列４番）

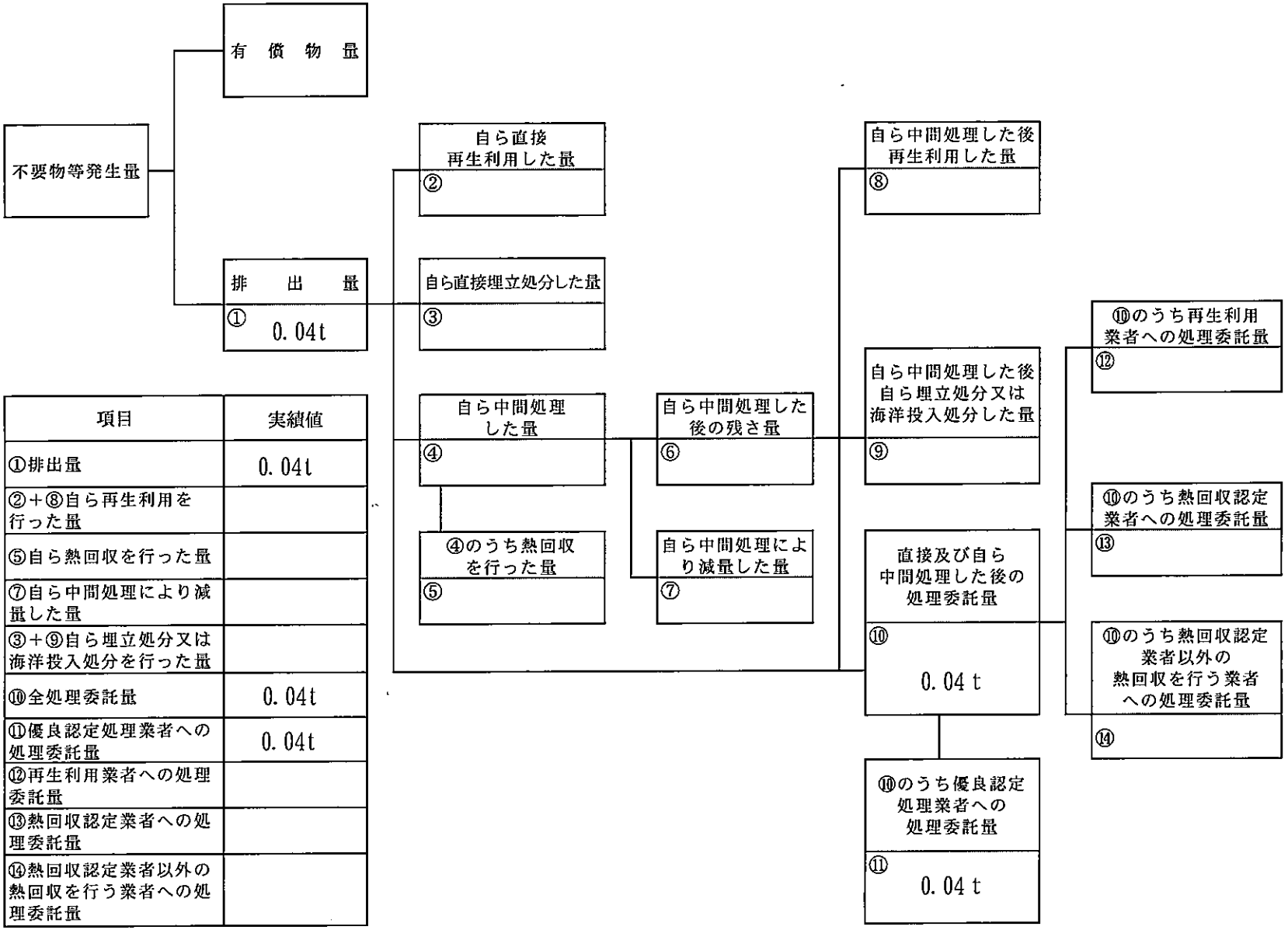
計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　　）



項目	実績値
①排出量	92.205t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	92.205t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	92.205t
⑫再生利用業者への処理委託量	20.926t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

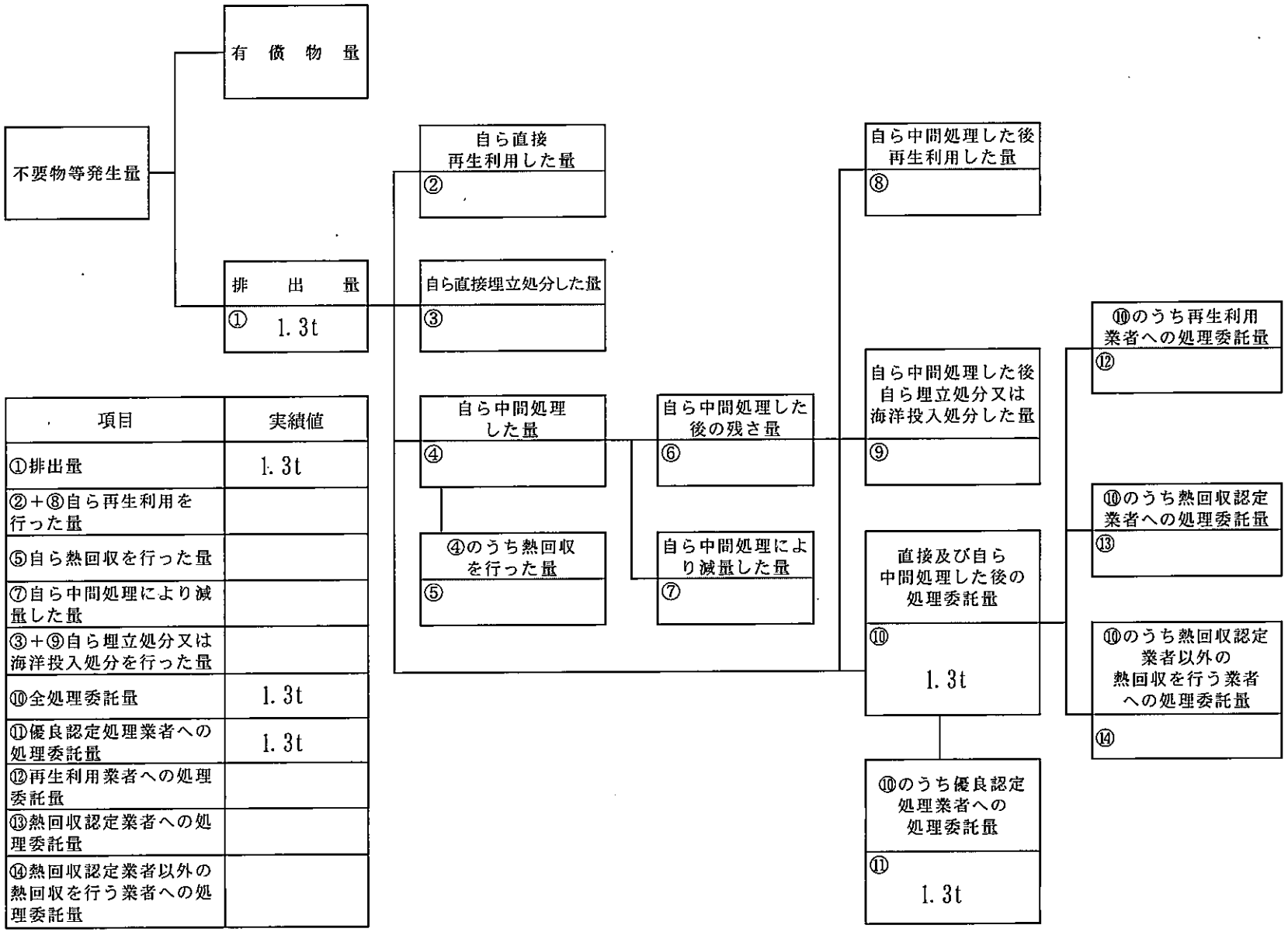
（特別管理産業廃棄物の種類：　　強廃酸　　）



項目	実績値
①排出量	0.04t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.04t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.04t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　廃油（引火性廃油）　　）



項目	実績値
①排出量	1.3t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	1.3t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.3t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2)　②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3)　③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5)　⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6)　⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7)　⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8)　⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9)　⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10)　⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11)　⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12)　⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13)　⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14)　⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年6月30日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒173-0003

住　所　東京都板橋区加賀2丁目11番地1号

氏　名　学校法人帝京大学理事長冲永佳史

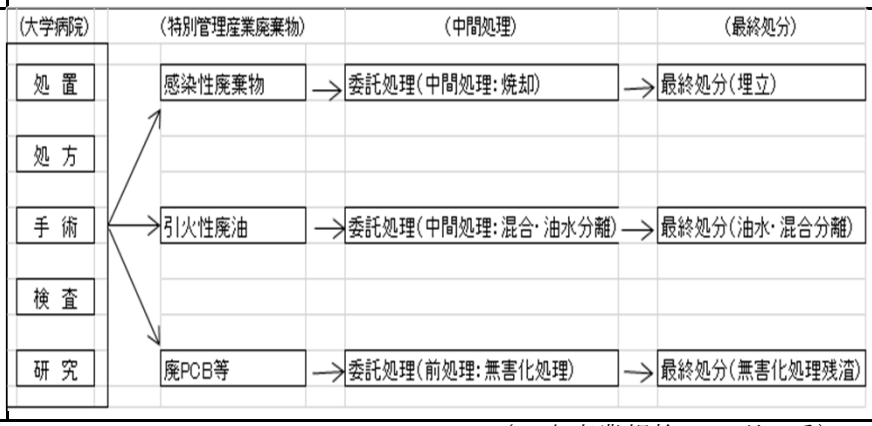
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　03-3964-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	帝京大学ちば総合医療センター
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎3426-3
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	427床
③従業員数	889人（医療従事者：760人、非医療従事者：129人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙「資料1」の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
排　　出　　量	0.3　　t	318.048　　t

（これまでに実施した取組）
感染性廃棄物の排出量は、分別を徹底させることで抑制を図っている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
排　　出　　量	0.2　　t	300　　t

（今後実施する予定の取組）
引き続き感染性廃棄物の分別の徹底を推し進める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染廃棄物を「注射針などの鋭利なもの」「紙おむつ・包帯等のかさばるもの」、「その他の感染性廃棄物」に分別している。廃液は種類別にポリタンクに分別している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
引き続き感染性廃棄物の分別の徹底を推し進める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
実施の予定なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）
実施の予定なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
実施していない

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
実施の予定なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	感染性廃棄物
全処理委託量	0.3 t	318.048 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.3 t	318.048 t
再生利用業者への処理委託量	0.3 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	318.048 t

（これまでに実施した取組）
業務委託仕様を順守できる処理業者を選定し、処理状況及び最終詩文状況について、定期的に現地確認を実施している。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td>感染性廃棄物</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>0.2 t</td><td>300 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>0.2 t</td><td>300 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>0.2 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>300 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
引き続き適正な処理を行う処理業者に処理を委託する。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和６年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>318.048 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
令和2年4月から電子マニュフェスト使用開始</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

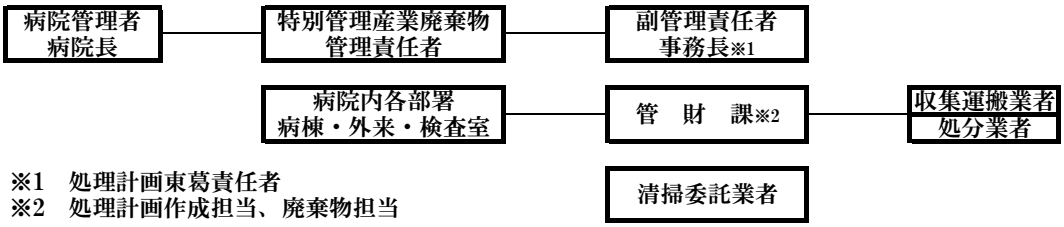
７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙「資料1」

（管理体制図）



※1　処理計画東葛責任者
※2　処理計画作成担当、廃棄物担当

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6 月30 日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒173-0003
住 所　東京都板橋区加賀2丁目11番地1号
氏 名　学校法人帝京大学理事長沖永佳史
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　03-3964-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	帝京大学ちば総合医療センター
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎3426-3
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	300.2 t	全処理委託量	300.2 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	300.2 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	0.2 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	300.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　296.076 前 年 度　318.048

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

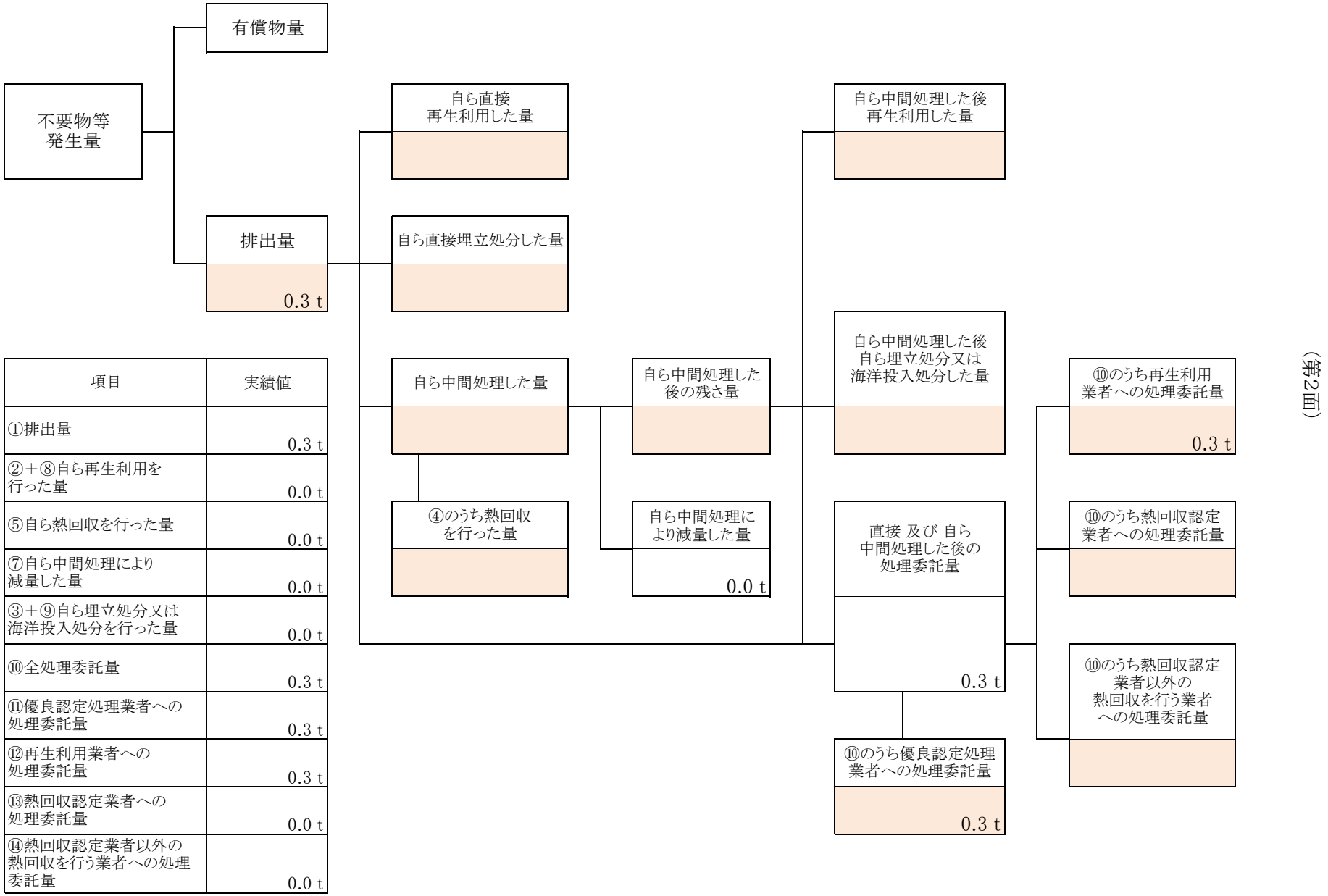
令和2年4月から電子マニュフェスト使用開始

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**引火性廃油**）

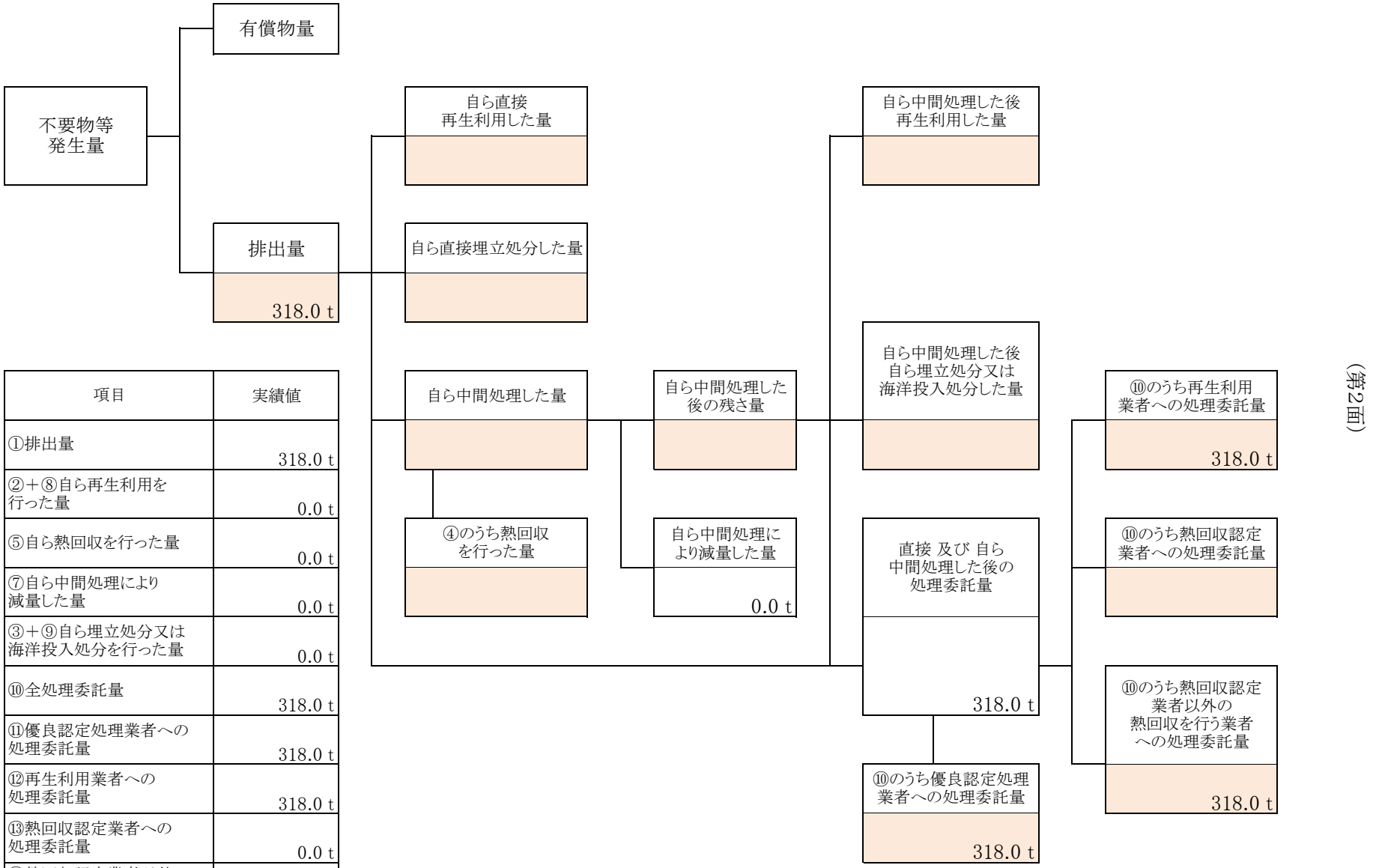


項目	実績値
①排出量	0.3 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）



項目	実績値
①排出量	318.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	318.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	318.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	318.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	318.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　６　年　７　月　５　日

都道府県知事
　熊谷　俊人　　殿

〒270-0153 千葉県流山市中102-1
医療法人財団 東京勤労者医療会
提出者　東葛病院
住所
氏名　理事長 下　正宗
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　電話 04 (7159) 1011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。電話 04 (7159) 1011

事業場の名称	医療法人財団　東京勤労者医療会　東葛病院
事業場の所在地	千葉県流山市中１０２－１
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

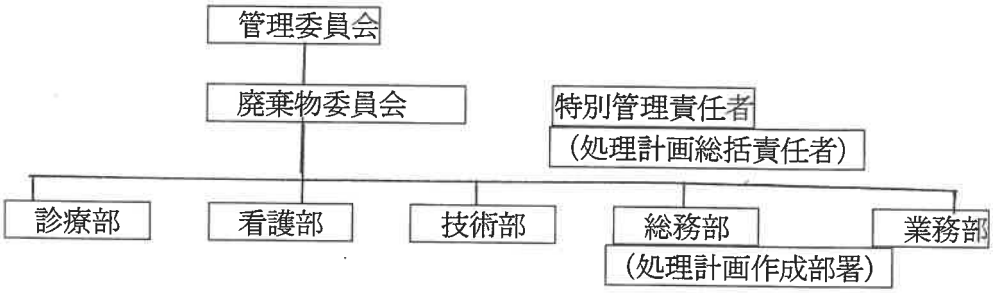
①事業の種類	大分類：医療・福祉　中分類：医療業
②事業の規模	許可病床数３６６床（稼働病床数３２２床）
③従業員数	医療従事者６３１人/全７２１人（非医療従事者９０人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	東葛病院　感染性産業廃棄物保管庫 ↓ 特別管理産業廃棄物収集運搬（処理委託） ↓ 特別管理産業廃棄物中間処理　（焼却）（処理委託） ↓ 特別管理産業廃棄物最終処理（埋め立て）（処理委託）

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.7.-1 収受

（日本工業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和　６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	１８７．４ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）・院内マニュアルに沿った感染性産業廃棄物／非感染性産業廃棄物の廃棄の実施　分別の徹底、強化 ・廃棄物委員会を通じて医療現場の院内ﾗｳﾝﾄﾞを行い現場の現状の把握と改善点と問題点の当該、現場への指示出し/看護部新入職者への廃棄物の学習会開催 コロナウイルスに関する感染防止の徹底、事故（二次災害）を防ぐ徹底管理。新分別表の作成、院内の医療現場に配布を行う。 優良認定処理業者からの分別推奨ｱﾄﾞﾊﾞｲｽを受け医療ｽﾀｯﾌに流す		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	１８０．０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）院内マニュアルの再整備（掲示物新設）再度全職員に向けての感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の分別の強化と正しい廃棄の徹底を行い感染性産業廃棄物の減少を行う。引き続き経営的にも無駄を無くし費用を抑える事と医療現場での安全性の２本柱を構える。 全職員、関係者を対象にした感染性産業廃棄物に関する学習会を開催し削減に向けて意識改革を行う。（継続課題）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・感染性産業廃棄物→鋭利な感染性産業廃棄物、それ以外の感染性産業廃棄物を感染防止の為に足踏み式専用ケースを使用。
② 計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）引き続き分別廃棄の徹底、更なる院内マニュアルの意志統一と強化 鋭利な物は鋭利専門へ。感染性産業廃棄物と非感染性産業廃棄物の分別の徹底。職員、関係者の意識づけ（コストの面なども含めて） 廃棄物における事故ゼロをかかげﾏﾆｭｱﾙに沿った指導と実施

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和　　６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量0	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和　　６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和　　６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和　　６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	１８７．４ｔ	ｔ
	優良認定処理業者への処理委託量	１８７．４ｔ	ｔ
	再生利用業者への処理委託量	０ｔ	ｔ
	認定熱回収業者への処理委託量	０ｔ	ｔ
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） ・引き続き院内マニュアルに沿った感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の廃棄処理の徹底 ・医療現場の感染性産業廃棄物の廃棄の仕方で不備があった場合は会議などで報告を聞き直接口頭で注意を促がした。 ・感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物を分別して廃棄を行う事の医療現場への更なる呼びかけ ・契約書に基づいて適正な処理を行った。		

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>１８０．０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>１８０．０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）引き続き今年度の計画も
・マニュアルの通りに感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物の処理、分別を各医療現場に徹底させ一人、一人にうえつける。
・全職員、関係者に廃棄物に対するコスト面の削減とより安全性を重視した取り組み運営を行って行く。
・医療現場対象にした学習会の実施（継続課題）
（感染対策、危険防止、経営貢献とそれぞれの面で自覚を持たせる）
・会議での感染性産業廃棄物の発生量の告知と周知。（継続して）
・院内ニュースを使用して感染性産業廃棄物削減努力の宣伝の実施
・感染性産業廃棄物の総排出量目標を昨年比の３％減以上に抑える様に分別等の徹底をはかり関係者に意志統一を促す
・特別産業廃棄物責任者を中心に院内で構成された廃棄物委員会で医療現場を中心に感染性産業廃棄物、非感染性産業廃棄物が分別されてマニュアル通りに廃棄されるか現場視察を行い不備がある現場には適切な指示を出して改善をはかる。（年複数開催の
実施を目標）感染性産業廃棄物の分別の徹底を通じ職員教育の強化をはかる。
・コロナ廃棄物取扱いについて指導と学習会を行い強化して行く。
（継続して二次災害や医療事故を絶対に防ぐ。）
・優良認定処理業者への委託を行う。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>
【前年度（令和　　６年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>１８７．４ｔ</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
日本産業廃棄物処理振興センターに引き続き加盟を継続し同センターの主催する学習会等に参加して行く。
今後も契約している優良認定処理業者を通じてより円滑な感染性産業廃棄物の管理、運営を行って行きたい。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　7　年　7　月　5日

都道府県知事
　熊谷　俊人　　殿

〒270-0153 千葉県流山市中102-1
医療法人財団 東京勤労者医療会
提出者
住所　東　葛　病　院
氏名　理事長　下　正宗
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 電話 04（7159）1011㈹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第11項の規定に基づき、令和６年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人財団　東京勤労者医療会　東葛病院
事業場の所在地	千葉県　流山市　中１０２－１
事業の種類	大分類：医療福祉　中分類：医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	１８１．３ｔ	全処理委託量	１８１．３ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	１８１．３ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	再生利用業者への処理委託量	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	０ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	０ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	１８７．０ｔ
	前年度	１８７．４ｔ

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
日本産業廃棄物処理振興センターに加入し優良認定処理業者を通じて円滑な感染性産業廃棄物の管理を行った。

千葉県 東葛飾地域振興事務所 -7.7.-1 収受

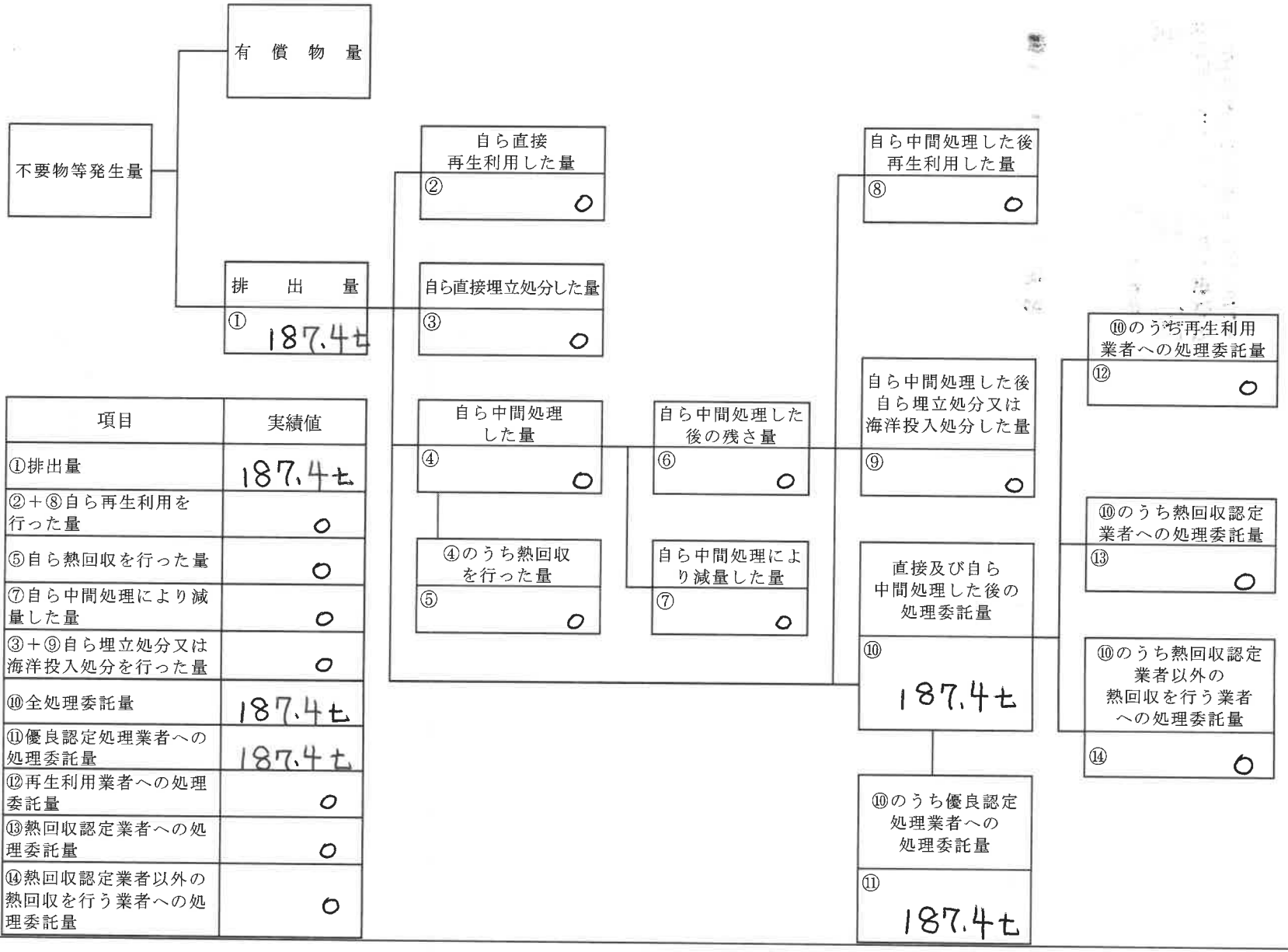
※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	187.4t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	187.4t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	187.4t
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　5月　8日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒276-8524

住　所　千葉県八千代市大和田新田477-96

氏　名　東京女子医科大学附属八千代医療センター

病院長　片桐　聡

電話番号　０４７－４５０－６０００

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京女子医科大学附属八千代医療センター
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田４７７－９６
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

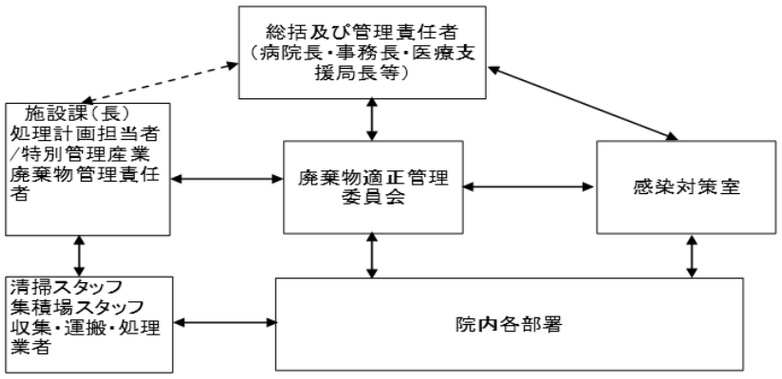
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	５００床
③従業員数	1170人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙】のとおり

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
排　　出　　量	1.9　　t	260.1　　t

（これまでに実施した取組）

平成25年度6月に3種類ある感染性廃棄物容器20Ｌ，40Ｌ，60Ｌのうち60Ｌ容器を50Ｌ容器に変更し更なる適正運用をすすめている。購買課、薬剤部と協力を行い過剰包装を極力控えるよう業者へお願いしている。看護部へは、適切な廃棄物の分別を行い感染性廃棄物を減らすようお願いしている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
排　　出　　量	1.9　　t	260.1　　t

（今後実施する予定の取組）

●感染性廃棄物は、新型コロナウイルス感染症の患者は、減少傾向ではありますが院内でも治療を行っており、今後も感染性廃棄物の増減が予想できない状況のためこれまで通り、適正分別を啓発する

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

●廃油（引火性廃油）　●感染性廃棄物

例年同様、特管廃棄物として扱わなくてもよい廃棄物に関しては極力分別を徹底し、ゴミの減量化に取り組んでおります。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

「①現状」での取り組みを更に推進します。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

これまでに、自ら中間処理を行なった特別管理産業廃棄物はありません。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
全処理委託量	1.9 t	260.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.9 t	260.1 t

（これまでに実施した取組）

感染性廃棄物に関しては、中間処理、最終処分にて排出される焼却灰/処理灰をスラグ化して自前で完全リサイクルし、かつ発生する熱を回収可能な同一業者へ委託しております。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	感染性廃棄物
全処理委託量	1.9 t	260.1 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.9 t	260.1 t

（今後実施する予定の取組）

例年同様、現状の処理システムを堅持し、委託業者と連絡を密にしながら、監視体制を強化して行きます。

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	262 t

（今後実施する予定の取組等）

感染性廃棄物は電子マニフェストを導入しています。廃油に関しても今後、電子マニフェストを導入を行う。

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

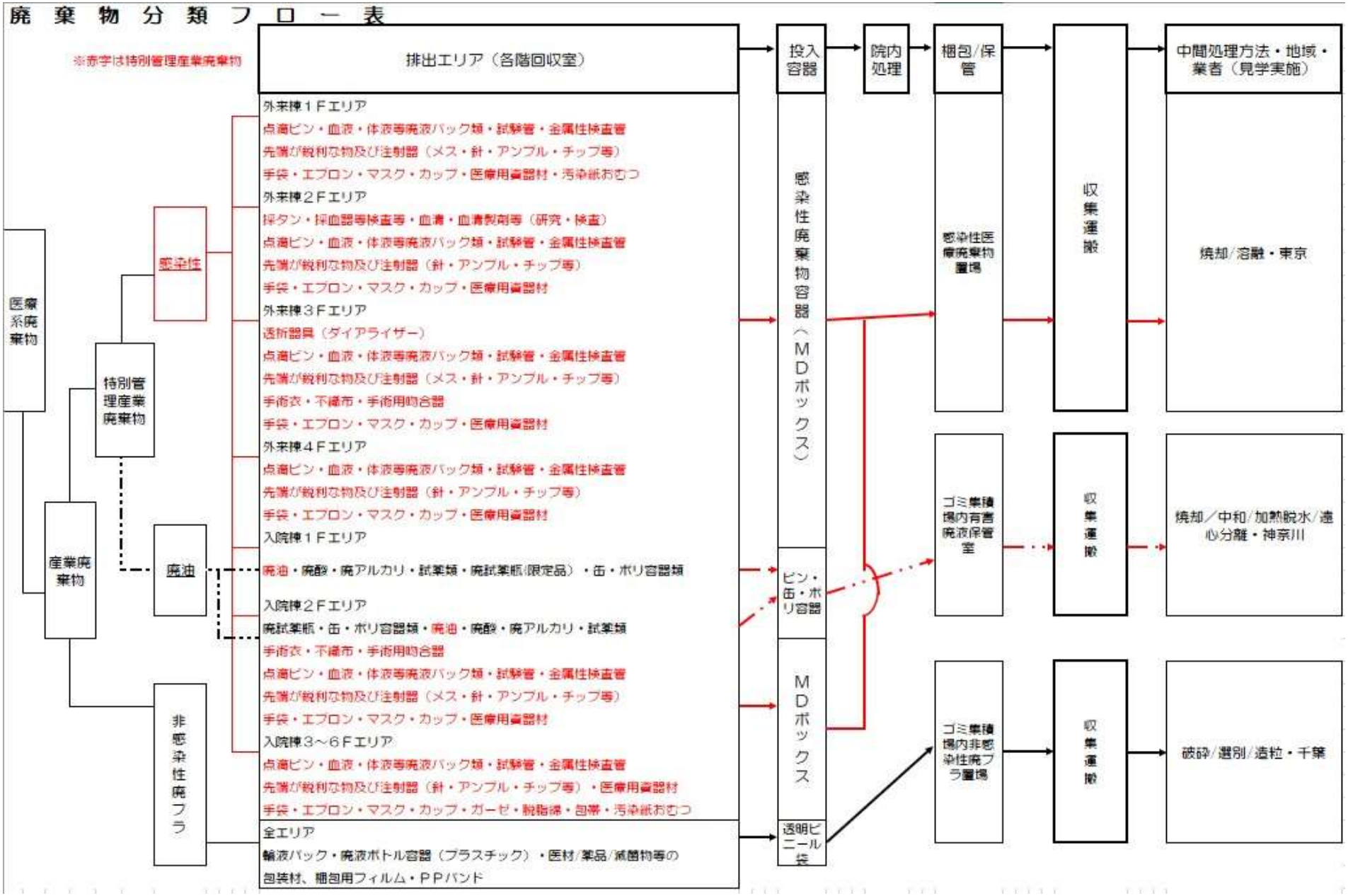
７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

廃　棄　物　分　類　フ　ロ　ー　表

※赤字は特別管理産業廃棄物



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 5 月 7日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒〒276-8524
住 所　千葉県八千代市大和田新田477-96
氏 名　東京女子医科大学附属八千代医療センター
病院長 片桐 聡
電話番号 047-450－6000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東京女子医科大学附属八千代医療センター
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田477－96
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	255.9ｔ	全処理委託量	255.9ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	255.9ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	255.9ｔ
	前年度	262.0ｔ

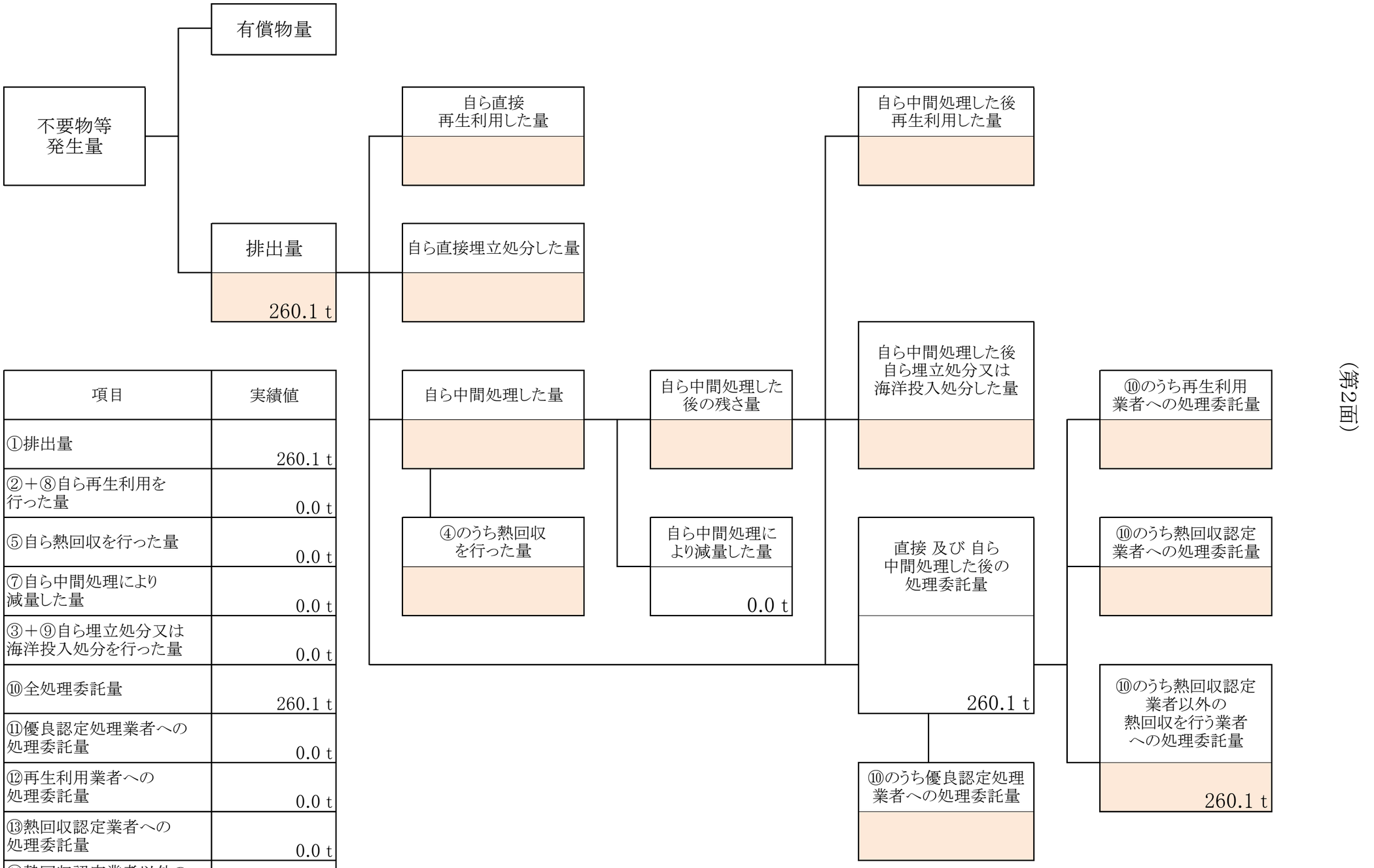
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
電子マニフェストを導入しています

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）

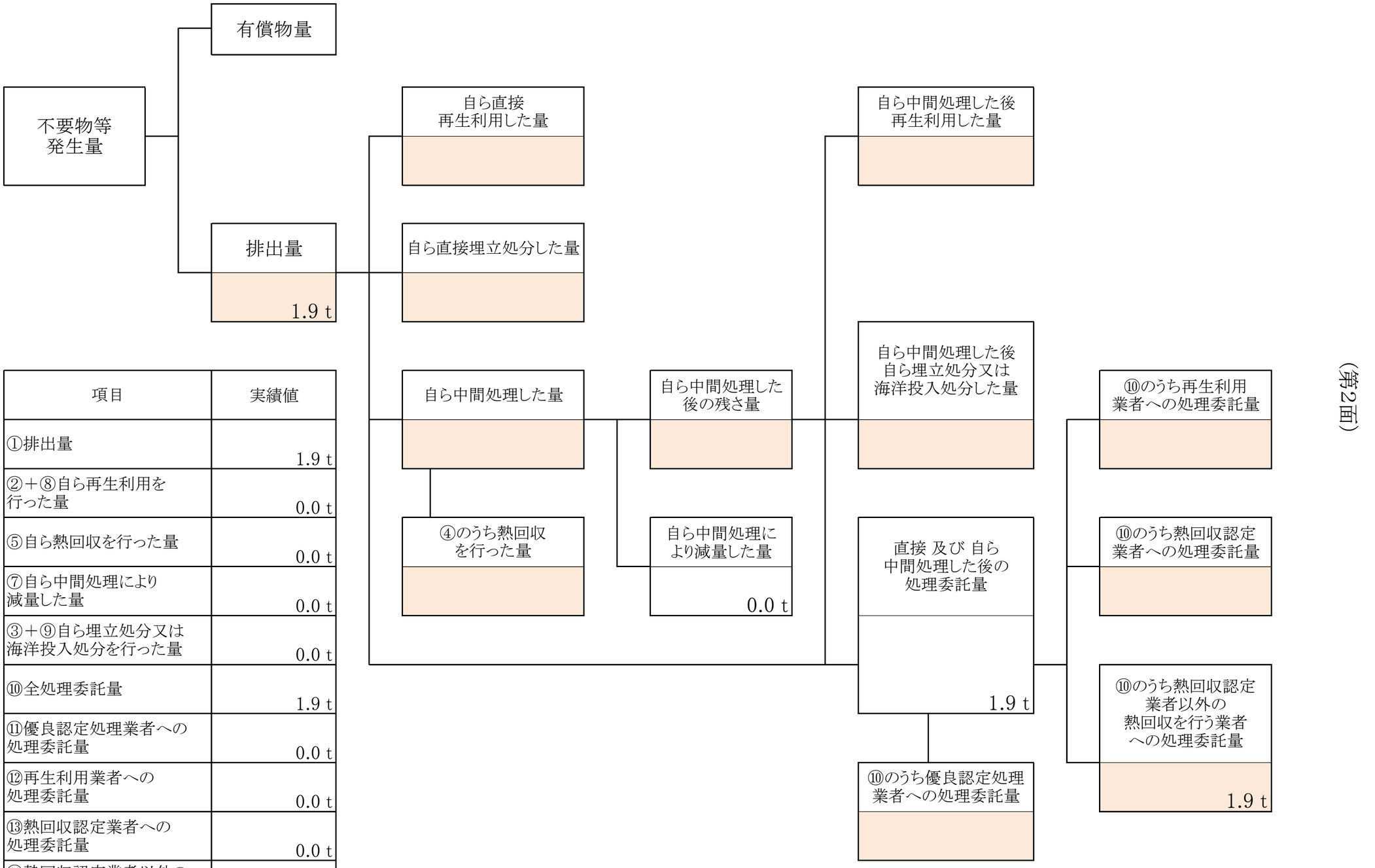


項目	実績値
①排出量	260.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	260.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	260.1 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃油（引火性）**）



項目	実績値
①排出量	1.9 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.9 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　279-0001

住　所　千葉県浦安市当代島3-4-32

法人名　公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター

代表者　大髙 悠

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-351-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター
事業場の所在地	千葉県浦安市当代島3-4-32
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和7年4月1日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：　医療、福祉　　中分類：
②事業の規模	344床
③従業員数	990
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・外来診察→感染性産業廃棄物→中間処理焼却（委託業者）→最終処分再生利用（委託業者） ・病棟治療→感染性産業廃棄物→中間処理焼却（委託業者）→最終処分再生利用（委託業者）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
排出量	330.28 t	0.62 t

（これまでに実施した取組）

・院内全ての感染性廃棄物箱に分別表を取付け、感染性廃棄物の適切な分別を徹底。
・感染対策室による院内ラウンド適切な分別で感染性廃棄物が破棄されているか確認を実施。
・廃棄物適正委員会で、廃棄物削減に向けた話し合いを開催。ごみ箱に貼る分

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
排出量	350 t	0.7 t

（今後実施する予定の取組）

院内スタッフに更なる分別の周知と、院内清掃業者、廃棄物回収業者等の委託業者とも連携を取り合って、回収頻度や使用容器の再選定等、削減に向けた対策をとっていきたい。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・非鋭利物は専用ダンボール箱に梱包。
・注射器、メス、鋭利物等は専用ポリ容器に梱包し専用置場に保管する。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状維持。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

これまでに実績はない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃酸
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃酸
全 処 理 委 託 量		330.28 t	0.62 t
	優良認定処理業者への処理委託量	330.28 t	0.62 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

業者に少しでも再資源化を要望する。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃酸</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>350 t</td><td>0.7 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>350 t</td><td>0.7 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
プロポーザル等で、業者の見直しなど。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）　331.56 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
・電子マニフェスト導入済み。
・現状維持。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

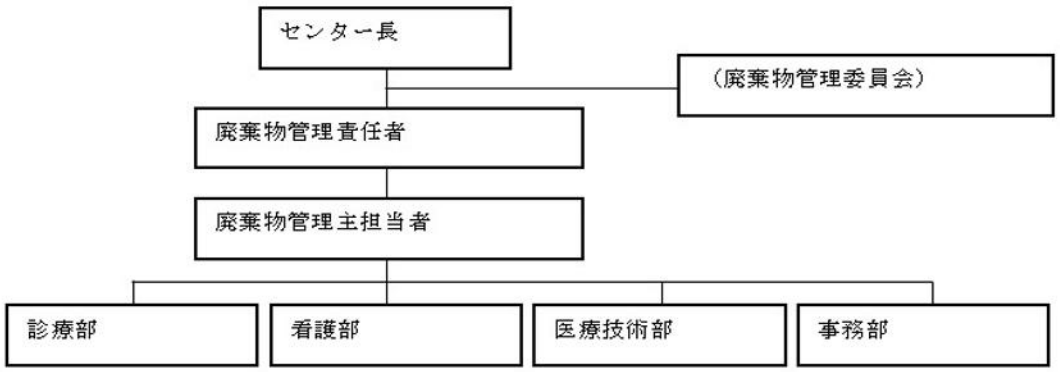
５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		排　出　量	0.66　t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		排　出　量	0.7　t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）							
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0　t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項										
①現状	【前年度（令和６年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
②計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
①現状	【前年度（令和６年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）								
	全処理委託量	0.66 t	t	t	t	t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.66 t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
②計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）								
	全処理委託量	0.7 t	t	t	t	t	t	t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0.7 t	t	t	t	t	t	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t	

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月27日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　279-0001

住所　千葉県浦安市当代島3-4-32

法人名 公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター

代表者 大髙 悠

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-351-3101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター
事業場の所在地	千葉県浦安市当代島3-4-32
事業の種類	大分類　医療、福祉　中分類 医療
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	350 t	全処理委託量	350 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	350 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	348.73 t
	前年度（令和6年度）	331.56 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

既に、電子マニフェスト使用

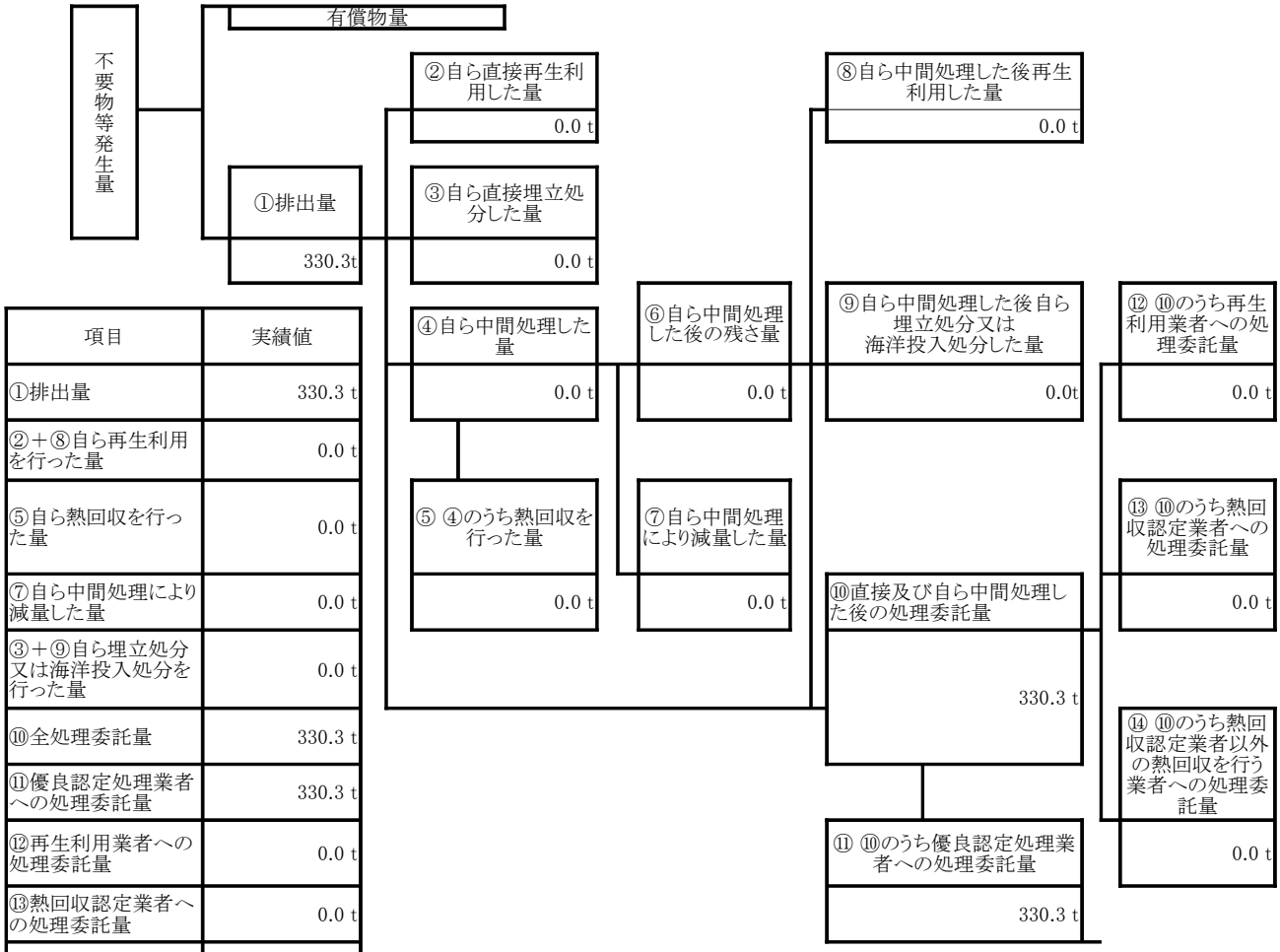
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

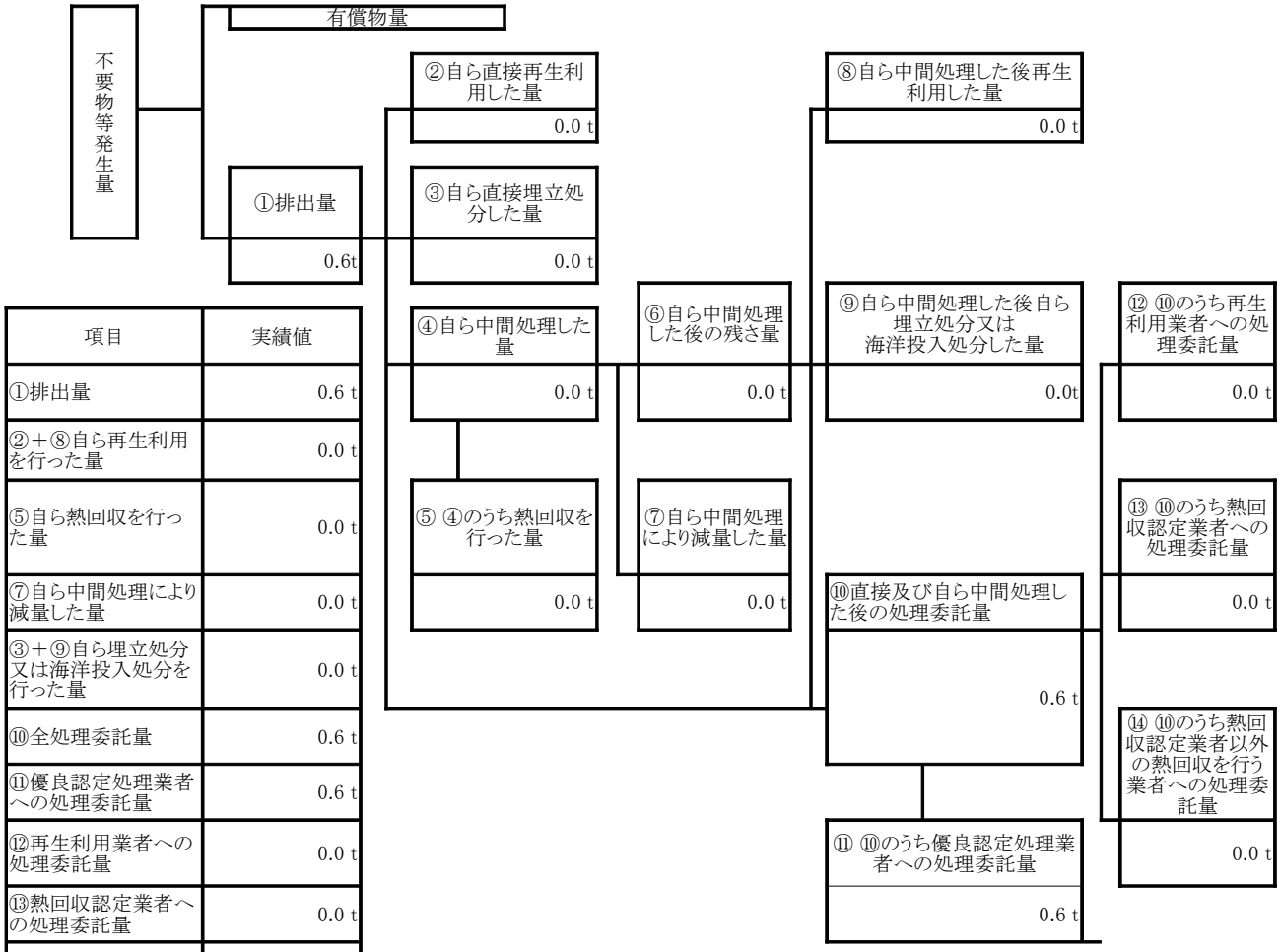
（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	330.3 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	330.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	330.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

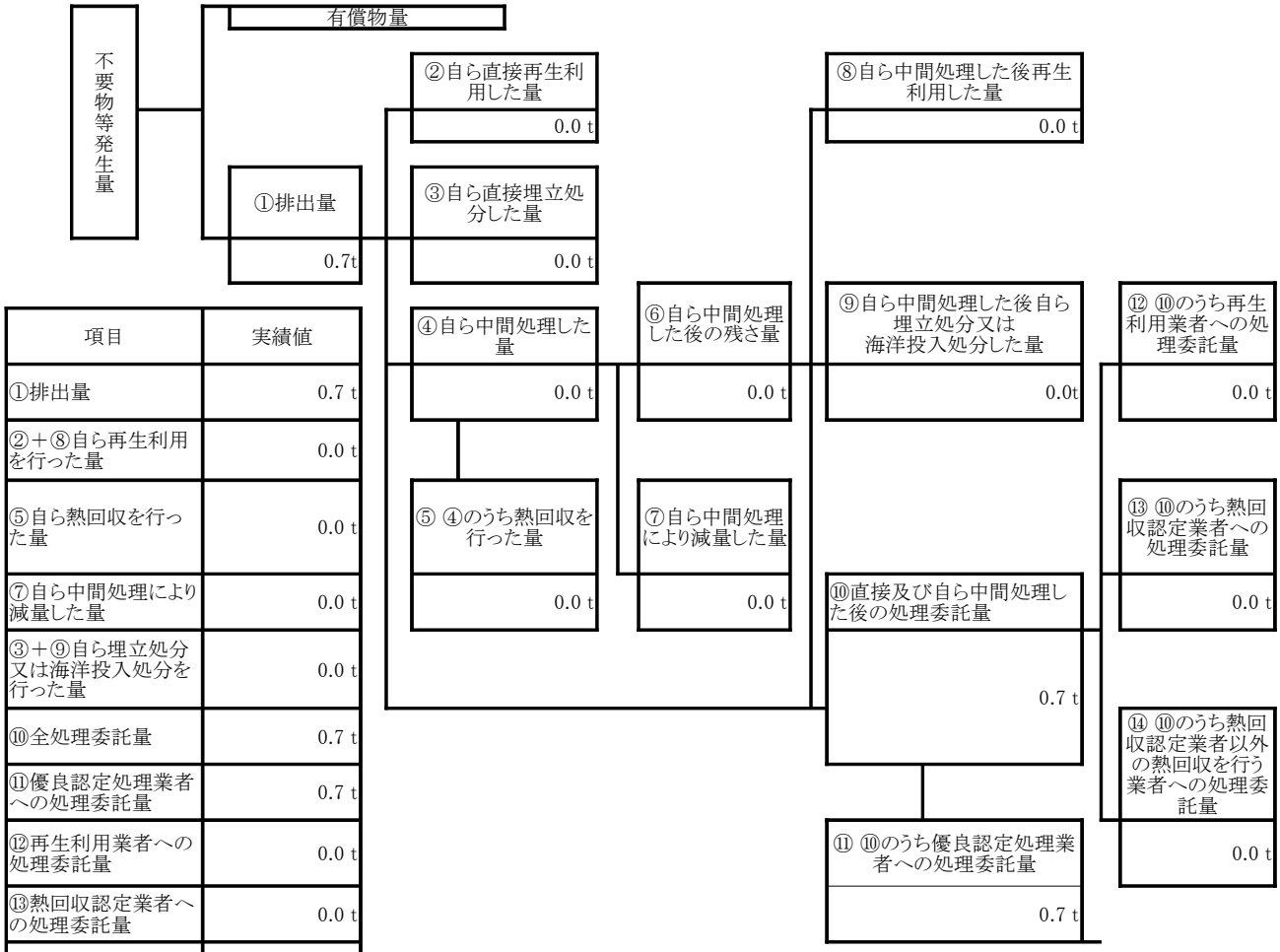
計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　廃酸　）



項目	実績値
①排出量	0.6 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.3

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　**廃油（引火性廃油）**　）



項目	実績値
①排出量	0.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事
殿

提出者

住　所　東京都大田区大森西５－２１－１６

氏　名　学校法人　東邦大学
理事長　　炭山　嘉伸

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０３－３７６２－４１５１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東邦大学医療センター佐倉病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市下志津５６４－１
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療・福祉・病院
②事業の規模	４０５床
③従業員数	１１０５人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙参照

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

※別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和６　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排　出　量	289.647　t	3.31　t

（これまでに実施した取組）
鋭利物、固形物の分別、廃棄物分別一覧表の配布。
院内全体での再利用化の徹底を図り、廃棄物減量化を進めた。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排　出　量	270　t	3　t

（今後実施する予定の取組）
職員への廃棄物分別の徹底を図る。分別一覧表の更新と配布。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
保管状況の管理徹底、鋭利物棟を分別するためのペールの設置。
分別一覧表の配布。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
分別一覧の更新及び職員への分別意識啓発。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　令和６　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（　令和６　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　令和６　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	引火性廃油
全処理委託量		289.647 t	3.31 t
	優良認定処理業者への処理委託量	289.647 t	3.31 t
	再生利用業者への処理委託量	91.69 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	49.942 t	t

（これまでに実施した取組）

処理委託量の全てを優良認定処理業者へ委託している。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>270 t</td><td>3 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>270 t</td><td>3 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>50 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
全処理委託量を優良認定業者へ処理委託を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（　令和６　年度）実績】
特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 292.957 t
（今後実施する予定の取組等）
※令和２年４月より病院から排出される全ての産業廃棄物を、電子マニフェストの運用開始しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

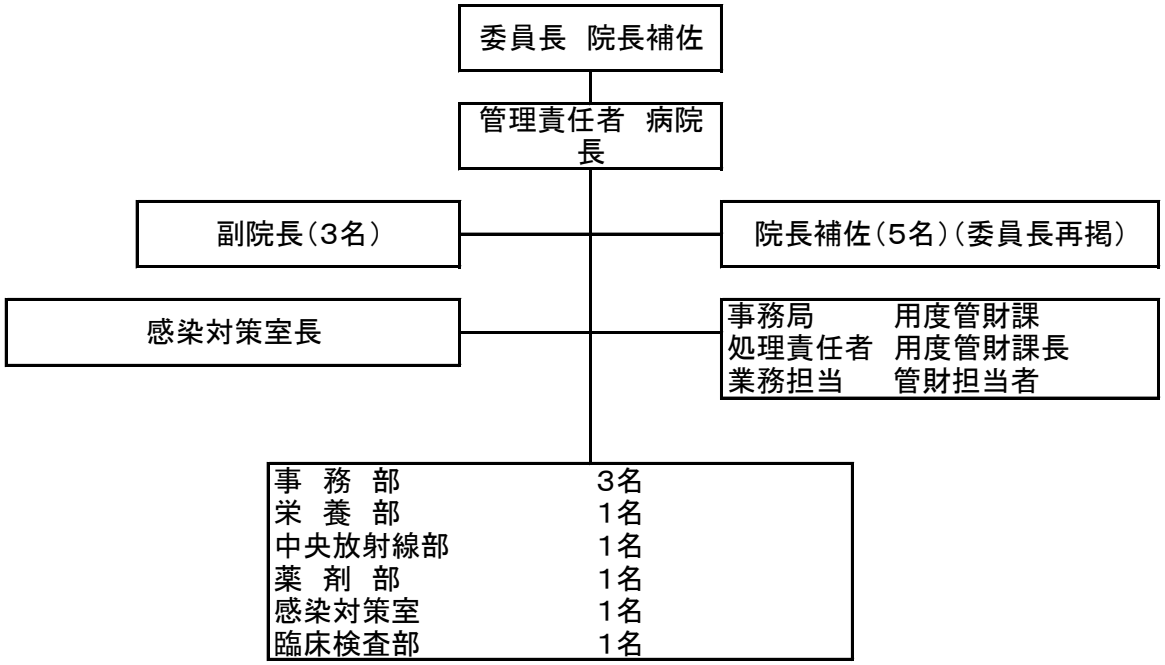
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙　管理体制図


委員長　院長補佐
管理責任者　病院長
副院長（3名）
院長補佐（5名）（委員長再掲）
感染対策室長
事務局　用度管財課
処理責任者　用度管財課長
業務担当　管財担当者
事　務　部　3名
栄　養　部　1名
中央放射線部　1名
薬　剤　部　1名
感染対策室　1名
臨床検査部　1名

別紙

「特別管理産業廃棄物の一連の処理の行程」

感染性産業廃棄物・引火性廃油	
↓（廃棄物）	
[redacted] （焼却）	[redacted] [redacted] （焼却） [redacted]
↓（焼却後残渣）	
[redacted]（管理型埋立）	[redacted]
[redacted]（溶融ﾘｻｲｸﾙ）	（溶融リサイクル）
[redacted]（管理型埋立）	[redacted]
[redacted]（管理型埋立）	（焼成）
[redacted]（管理型埋立）	
[redacted]（焼成）	
[redacted]（管理型埋立）	
[redacted]（管理型埋立）	

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　　殿

提出者
住 所 東京都大田区大森西5－21－16
氏 名 学校法人 東邦大学
理事長 炭山 嘉伸
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 03－3762－4151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東邦大学医療センター佐倉病院
事業場の所在地	千葉県佐倉市下志津564－1
事業の種類	医療・福祉・病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	273.0 t	全処理委託量	273.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	273.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	50.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	280.597 t
	前年度	292.957 t

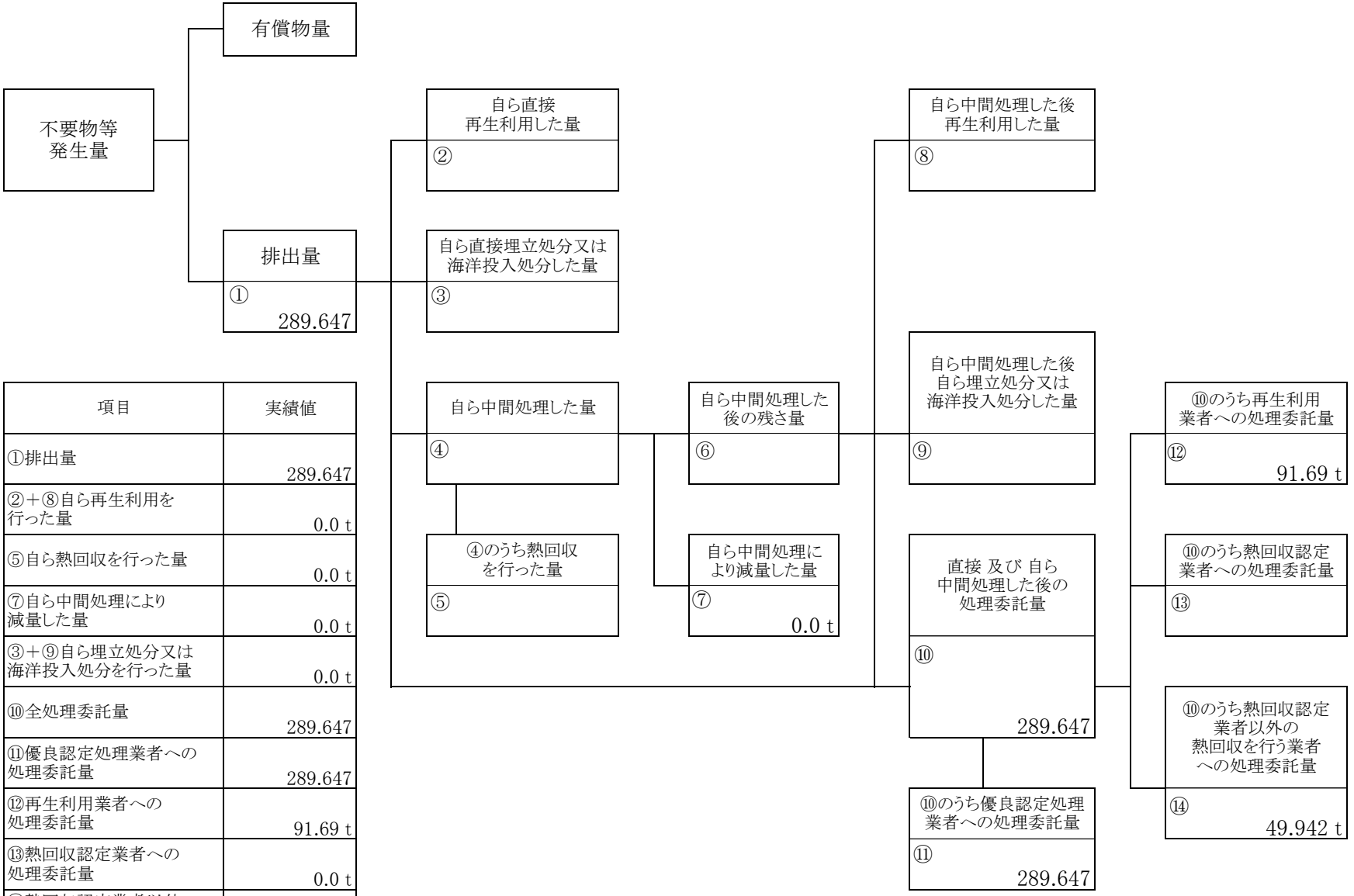
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
・電子マニフェスト導入済です。

※事務処理欄	

（日本工業規格 A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）

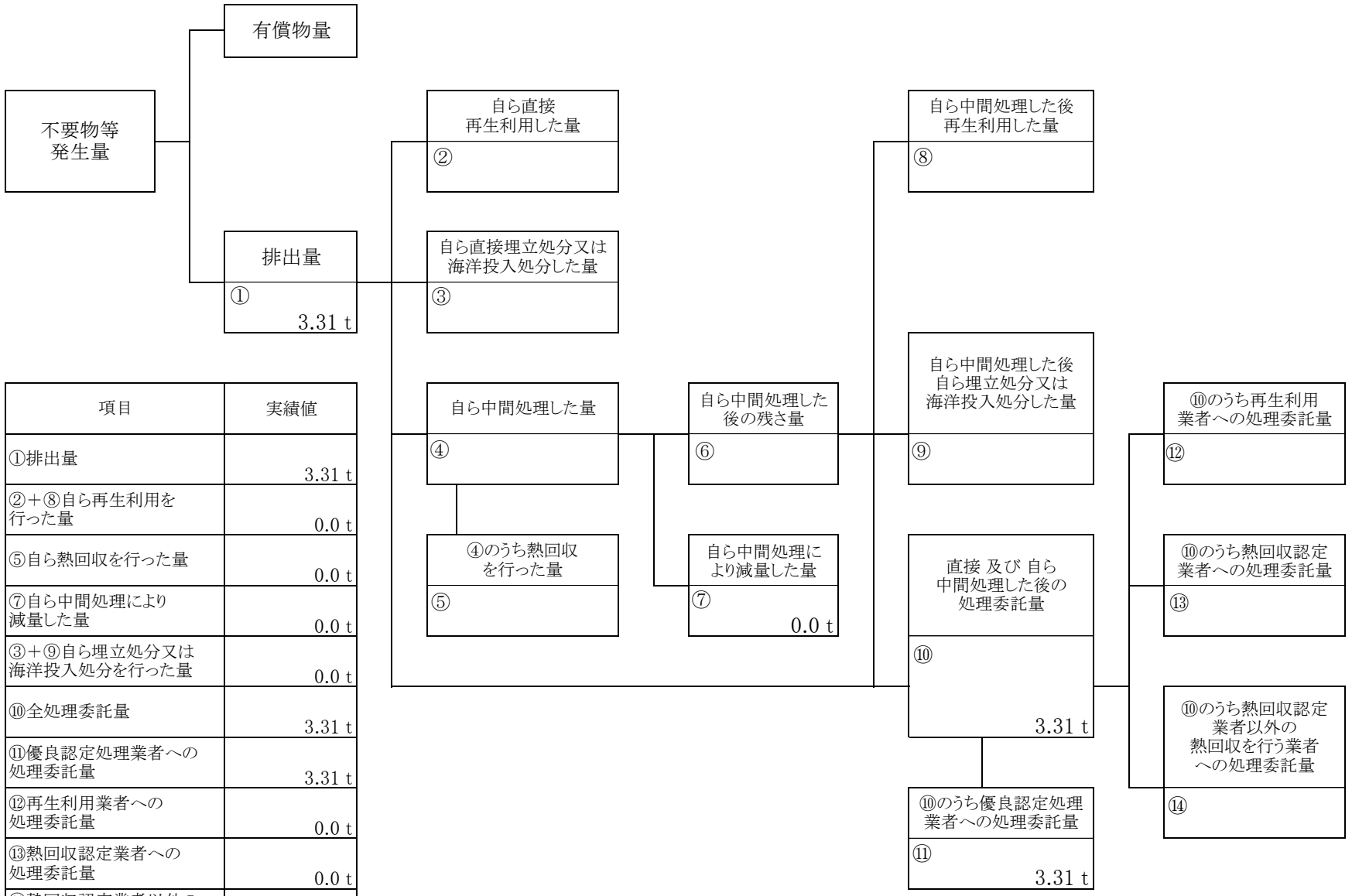


項目	実績値
①排出量	289.647
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	289.647
⑪優良認定処理業者への処理委託量	289.647
⑫再生利用業者への処理委託量	91.69 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**廃油（引火性）**　）



項目	実績値
①排出量	3.31 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	3.31 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.31 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　７年　６月　２５日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒273-0121

住　所　千葉県鎌ケ谷市初富929-6

氏　名　医療法人徳洲会　鎌ケ谷総合病院
　　理事長　東上　震一
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　047-498-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　鎌ケ谷総合病院
事業場の所在地	千葉県鎌ケ谷市初富929-6
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

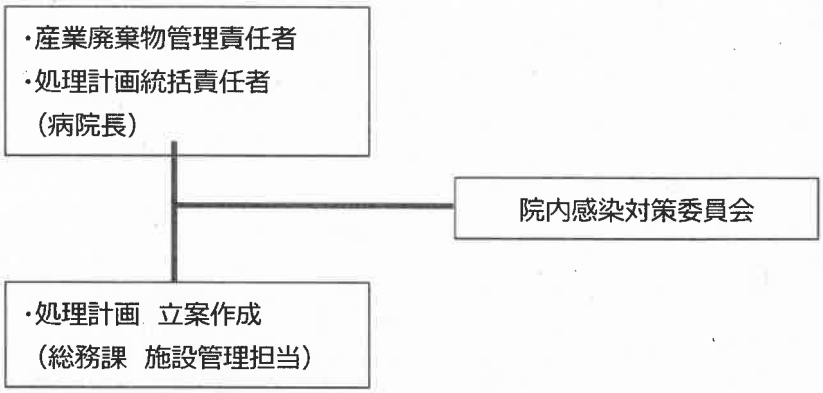
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	全病床数：331床
③従業員数	正社員：752人（医療従事者：678人／非医療従事者：74人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【鎌ケ谷総合病院／保管庫】 感染性産業廃棄物／引火性廃油 ↓ 【委託業者（収集・運搬）】 感染性産業廃棄物／引火性廃油 ↓ 【委託業者（中間処理）＜焼却・熱回収＞】 感染性産業廃棄物／引火性廃油 ↓ 【委託業者（最終処理）＜埋立＞】 感染性産業廃棄物／引火性廃油

（日本産業規格　Ａ列４番）

-7.6.27
収受

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排　出　量	206.72　t	0.92　t

（これまでに実施した取組）
・使い捨て資材の計画的使用（手袋、マスク等）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
排　出　量	206　t	1　t

（今後実施する予定の取組）
・現状の抑制策の継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・感染性産業廃棄物：注射針、マスク、手袋等の廃棄手順の徹底
・引火性廃油：病理検査室にてキシレン、エタノールの分別廃棄を管理

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・感染性産業廃棄物への一般廃棄物の混入防止
・病理検査における引火性廃油の分別廃棄の徹底継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	引火性廃油
全処理委託量		206.72 t	0.92 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	206.72 t	0.92 t

（これまでに実施した取組）

・委託契約書に基づき処理委託を推進
・年１回の現地処理状況の視察を実施

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
全処理委託量	206 t	1 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	206 t	1 t

（今後実施する予定の取組）
・現委託契約業者との処理委託を継続する
・委託契約業者の許可期間・優良認定状況を確認する

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	207.64 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェスト導入済み（令和2年4月～）

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 25日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒273-0121
住 所　千葉県鎌ケ谷市初富929-6
氏 名　医療法人徳洲会 鎌ケ谷総合病院
理事長 東上 震一
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 047-498-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人徳洲会 鎌ケ谷総合病院
事業場の所在地	千葉県鎌ケ谷市初富929-6
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	207.0 t	全処理委託量	207.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	207.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	201.2 t
	前年度	207.6 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

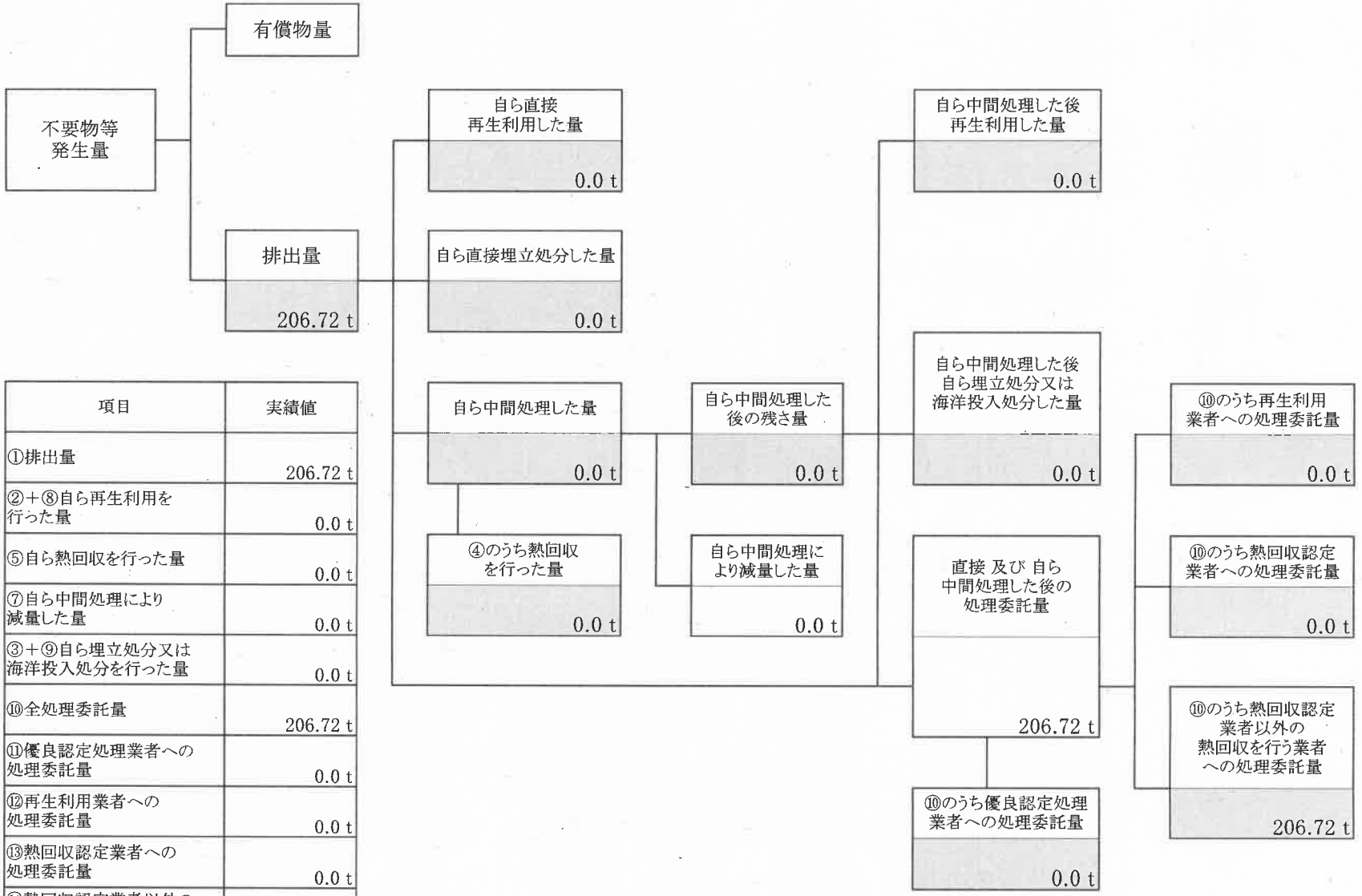
電子マニフェスト導入済み（令和 2年 4月）

※事務処理欄	千葉県 -7.6.25 収受

（日本産業規格 A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性産業廃棄物　）

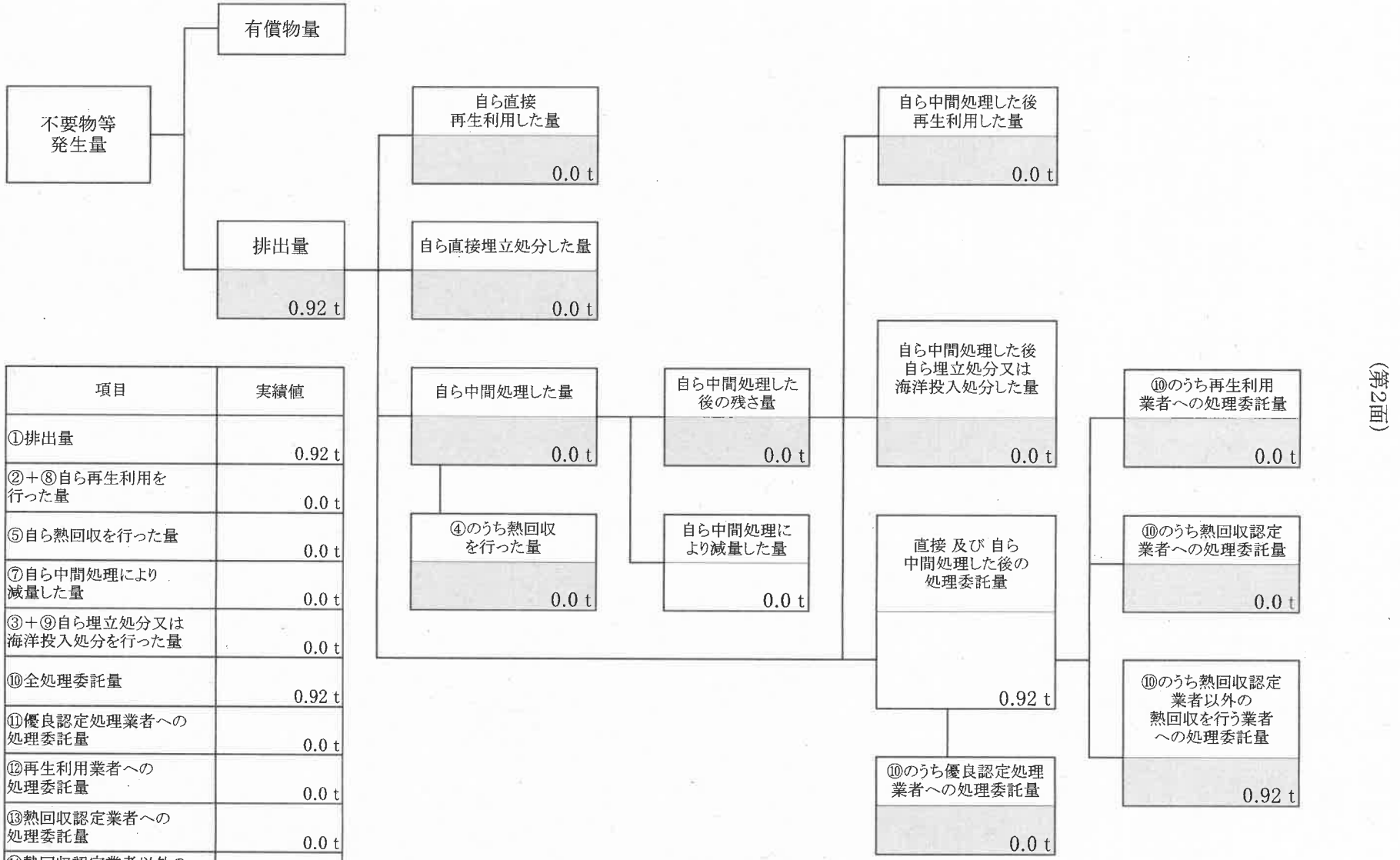


項目	実績値
①排出量	206.72 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	206.72 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	206.72 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油）



項目	実績値
①排出量	0.92 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.92 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.92 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　　年　　月　　日

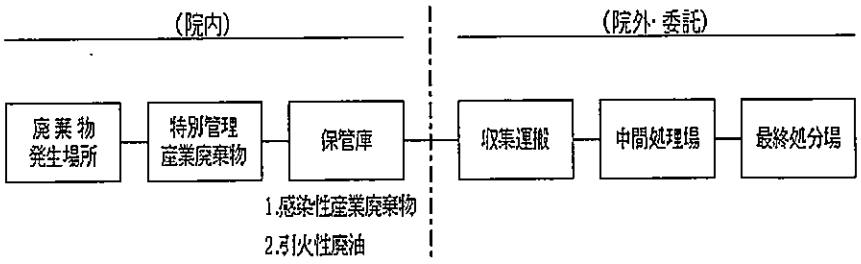
千葉県知事　熊谷　俊人　殿

提出者
住　所　千葉県習志野市泉町一丁目１番１号
氏　名　社会福祉法人恩賜財団済生会
千葉県済生会習志野病院
院長　小　林　智
電話番号　047-473-1281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会　千葉県済生会習志野病院
事業場の所在地	千葉県習志野市泉町一丁目１番１号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

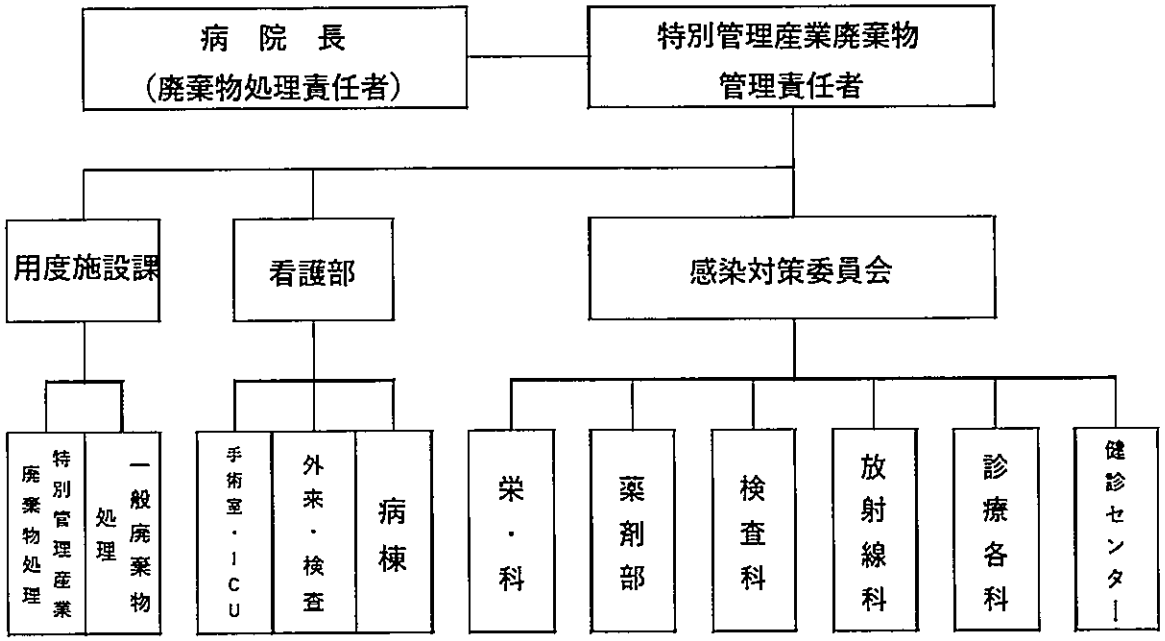
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療，福祉　　中分類：医療業
②事業の規模	病床数　４００床
③従業員数	実人員９１４名（医療従事者数７９０人，非医療従事者数１２４人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

千葉県 葛南地域振興事務所
7.6.18
収受

(日本工業規格　A列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和　６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排　　出　　量	111.853ｔ	2.863ｔ

（これまでに実施した取組）
再利用の徹底はこれまで通り行ってきた事により、本年度は感染性廃棄物の減少となったが、外来含む検査が増えてきたため、廃液の増加となってるのが現状です。

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排　　出　　量	110.735ｔ	2.85ｔ

（今後実施する予定の取組）
医師の増加に伴い手術件数の増加が考えられる。患者さんの理解を得ながらディスポ製品の見直しを含め、リサイクル製品への取組の強化をしていく。また、職員へも排出抑制を呼びかけていく。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性廃棄物はすべてスタンドを利用しバイオハザードマーク入りの指定容器を使用している。

② 計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
廃棄物抑制のため院内への呼びかけや、廃棄物処理施設への見学を行っていく。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）
これまでに当院で再生利用を行ったことはない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②　計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
引き続き、再生利用を行う予定はない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）
これまでに当院で熱回収を行ったことはない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
特別管理産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>０ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
引き続き、熱回収を行う予定はない。</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
これまでに当院で埋立処分または海洋投入処分を行ったことはない。

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
引き続き、自ら埋立処分または海洋投入処分を行う予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
全処理委託量	111.853ｔ	2.863ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	111.853ｔ	2.863ｔ
再生利用業者への処理委託量	23.770ｔ	0ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
ディスポ製品の使用削減のため、患者さんへの理解と職員への廃棄物の知識向上のための指導を実施している。

（第５面）

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>110.735ｔ</td><td>2.85ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>110.735ｔ</td><td>2.85ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>23.770ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0ｔ</td><td>0ｔ</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
感染性廃棄物内分別によるペール容器の色分け
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>
【前年度（令和　６年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物
排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>114.716ｔ</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
特別産業廃棄物全て電子マニフェストとなった。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者
住 所　千葉県習志野市泉町一丁目1番1号
氏 名　社会福祉法人恩賜財団 済生会
千葉県済生会習志野病院
院長 小 林 智
電話番号 047－473－1281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団 済生会　千葉県済生会習志野病院
事業場の所在地	千葉県習志野市泉町一丁目1番1号
事業の種類	大分類:医療，福祉　　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	117.606t	全処理委託量	117.606t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	117.606t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	23.044t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	118.794t
	前年度	114.716t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

令和3年8月1日より、引火性廃油・廃酸・汚泥の使用実施

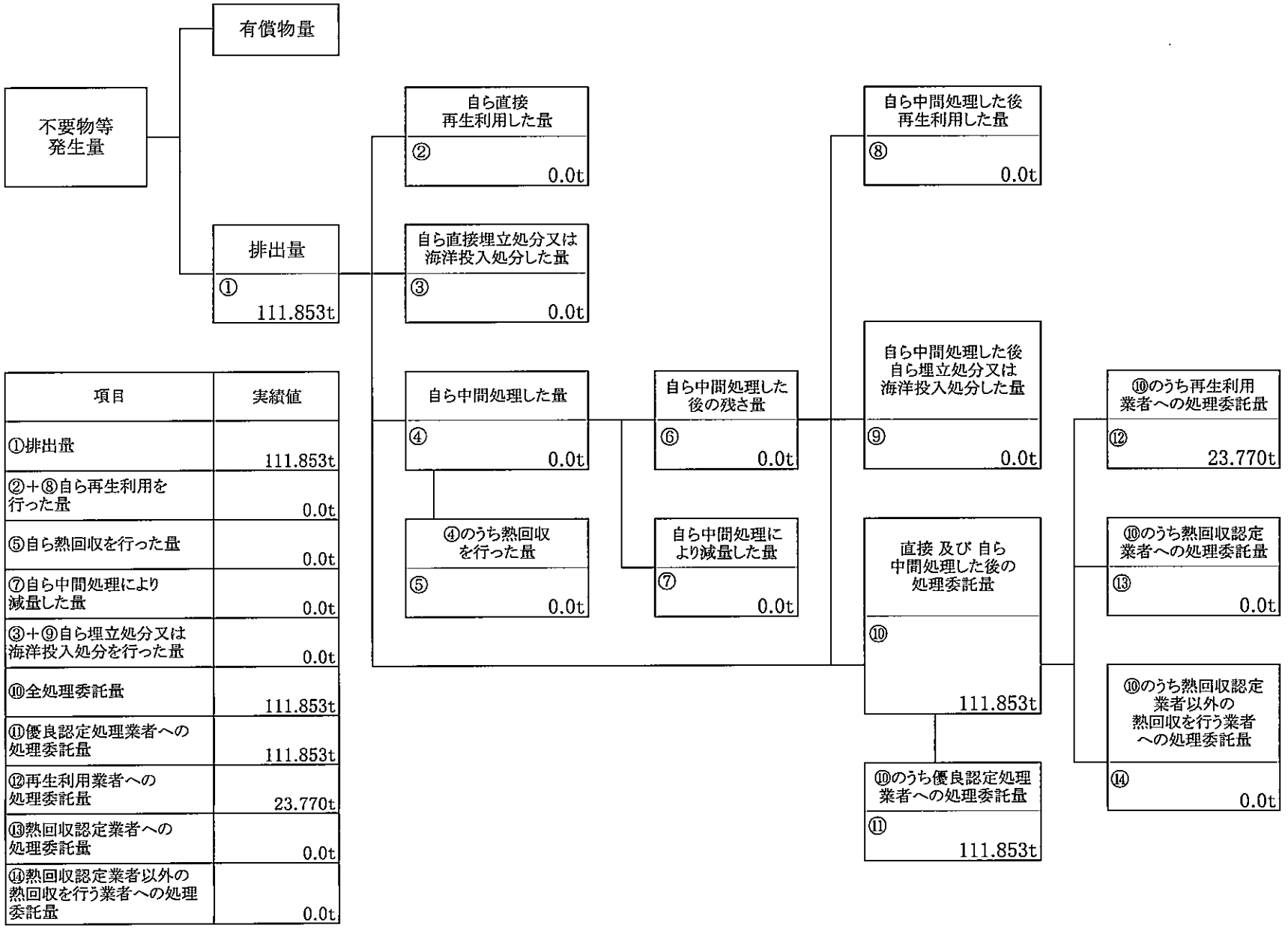
千葉県 葛南地域振興事務所 -7.6.18 収受

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）

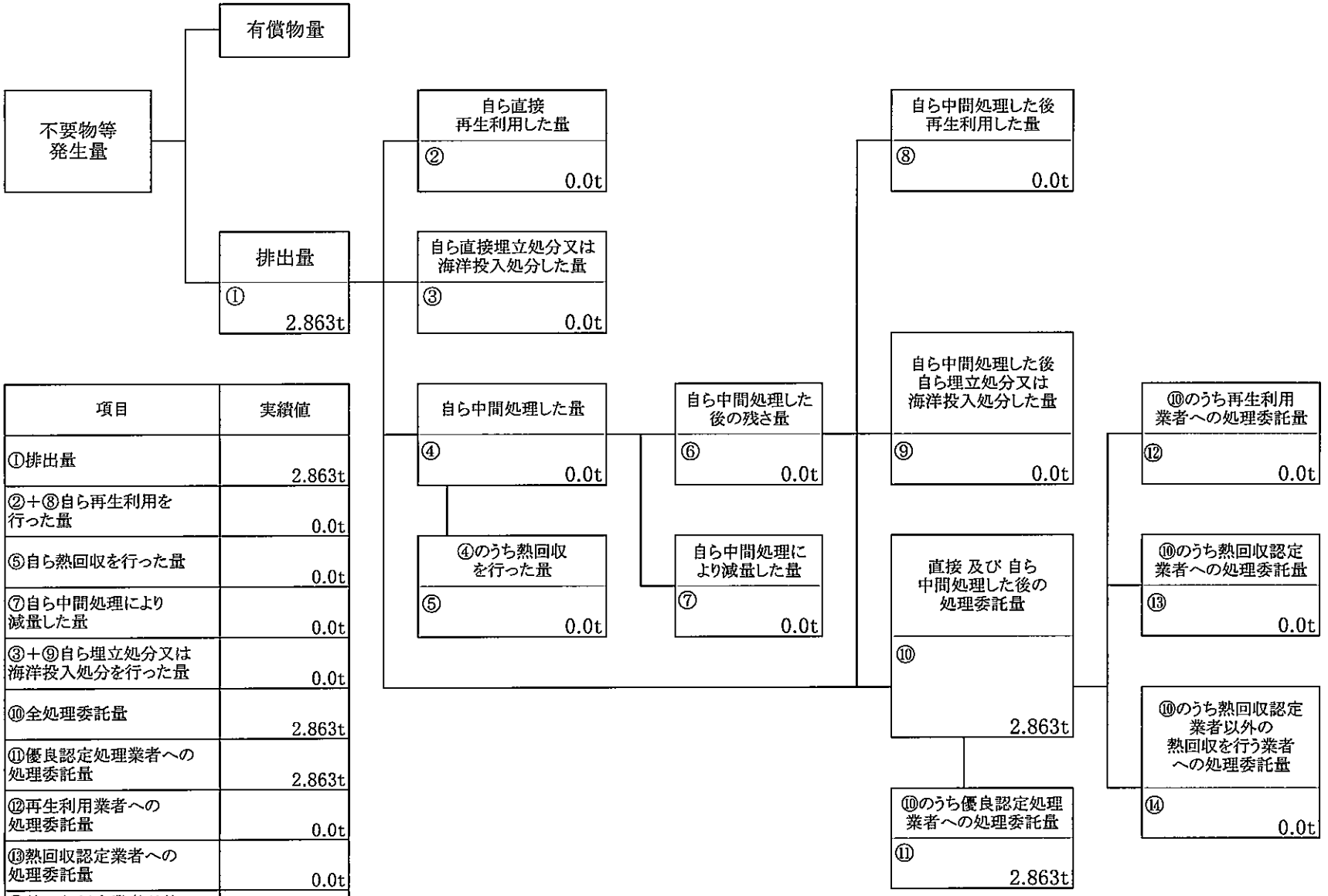


項目	実績値
①排出量	111.853t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	111.853t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	111.853t
⑫再生利用業者への処理委託量	23.770t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　廃油（引火性）　　）



項目	実績値
①排出量	2.863t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	2.863t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.863t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　286-8523

住　所　千葉県成田市飯田町90-1

法人名　成田赤十字病院

代表者　青墳 信之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0476-22-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	成田赤十字病院
事業場の所在地	千葉県成田市飯田町90-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：　医療,福祉　　中分類：
②事業の規模	655床
③従業員数	1471.82名（令和7年4月1日現在）　（医療従事者1,206.59人・非医療従事
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排出量	316.56 t	0.76 t

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、
使用上の安全性重視の観点から器具類のディスポーザブルは外せない。安全性、効率性を考慮し、特別管理産業廃棄物を単純に減らすのが困難なため、特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排出量	308 t	0.72 t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。
患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じて滅菌再使用できる器具を用いる。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

鋭利物と固形物
一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を限りなく防ぐ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、器具類についても安全性重視の観点からディスポーザブルは外せないため、再生利用することは難しい。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

今後も再生利用の予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、安全上、自ら中間処理を行う事は困難である。
また、熱回収を行う処理施設を設置するのも同様で、廃棄物の性質および法律上難しい。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、自ら埋立処分を行うことは法律的に妥当ではない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

今後も実施予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	引火性廃油
全処理委託量		316.56 t	0.76 t
	優良認定処理業者への処理委託量	316.56 t	0.76 t
	再生利用業者への処理委託量	64.77 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣の一部を、リサイクルをしている最終処分場へ依頼する。
・安全上、廃棄物を入れるプラスチック容器のリサイクルは難しいが、リサイクルのプラスチックを使用した容器を一部導入する。
・環境負荷の少ない製品を積極的に導入している。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱いを徹底する。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>308 t</td><td>0.72 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>308 t</td><td>0.72 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>68 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続
・職員の環境意識の向上
・分別を徹底していく</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 317.32 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子情報処理運用当初より電子情報処理組織（ＪＷネット）使用。
今後も継続して使用する。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

（別紙１）

特別管理産業廃棄物の処理行程

1　排出事業所

成田赤十字病院

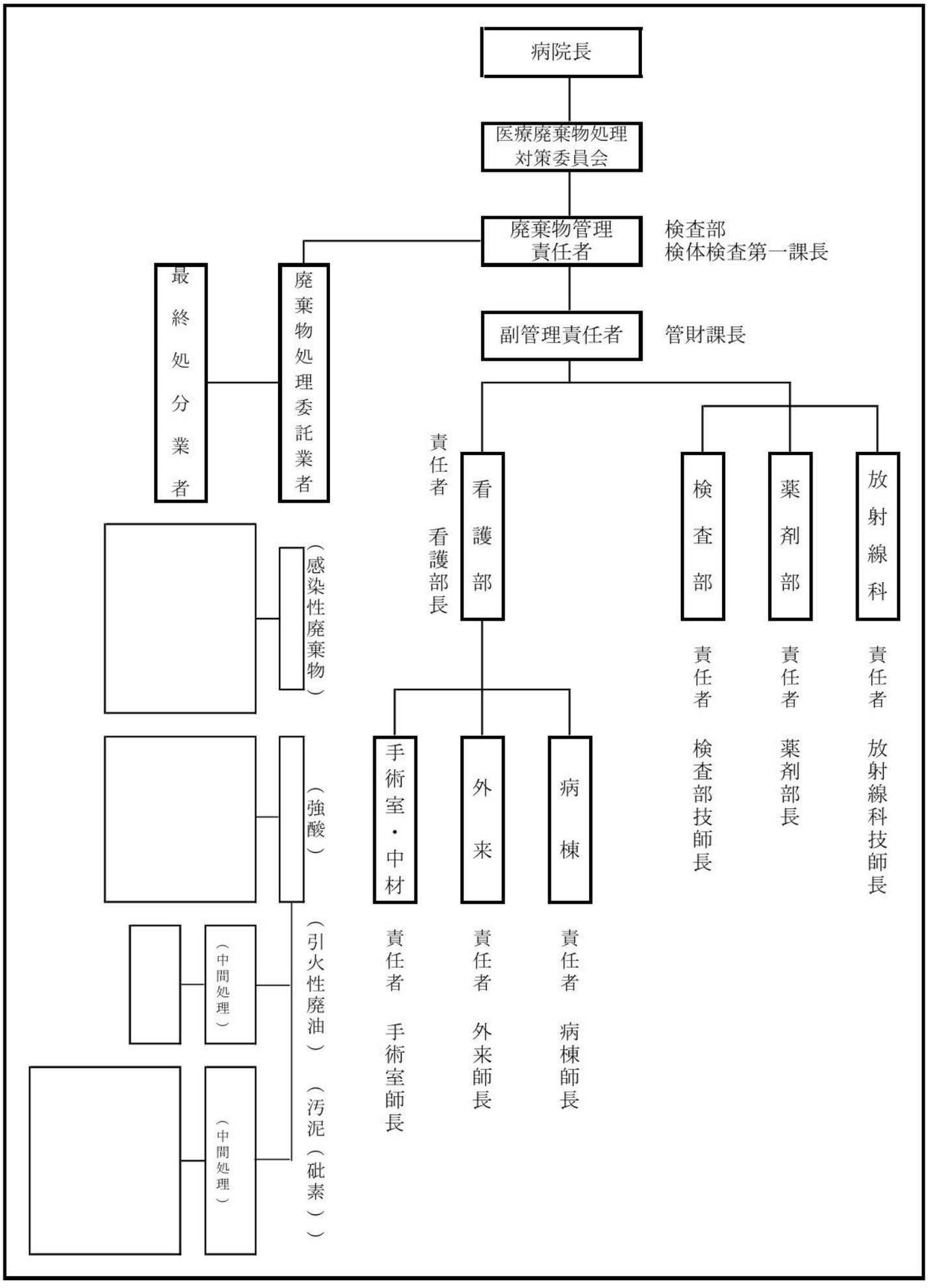
2　中間処理

廃棄物の種類	事業者名	処理方法
感染性産業廃棄物		焼却
強酸（pH2.0 以下）		中和・脱水
引火性廃油		焼却
汚泥（砒素）		還元焙焼・焼却

3　最終処理

廃棄物の種類	事業者名	処分方法
感染性産業廃棄物		埋立
		埋立
		埋立
		埋立
		溶融リサイクル
		焼成
強酸（pH2.0 以下）		焼却
		脱水
		鉱山リサイクル・セメント原料又は燃焼
		セメント原料又は燃焼
引火性廃油		溶融固化
		全量再資源化
汚泥（砒素）		埋立
		埋立
		埋立
		溶融固化
		造粒固化
		埋立

（別紙2）　　医療廃棄物の取扱いに関する院内組織図（特別管理産業廃棄物関連）



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　　年　　月　　日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者
住 所　千葉県習志野市泉町一丁目1番1号
氏 名　社会福祉法人恩賜財団 済生会
千葉県済生会習志野病院
院長 小 林 智
電話番号 047－473－1281

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団 済生会　千葉県済生会習志野病院
事業場の所在地	千葉県習志野市泉町一丁目1番1号
事業の種類	大分類:医療，福祉　　中分類:医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	117.606t	全処理委託量	117.606t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	117.606t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	23.044t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	118.794t
	前年度	114.716t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

令和3年8月1日より、引火性廃油・廃酸・汚泥の使用実施

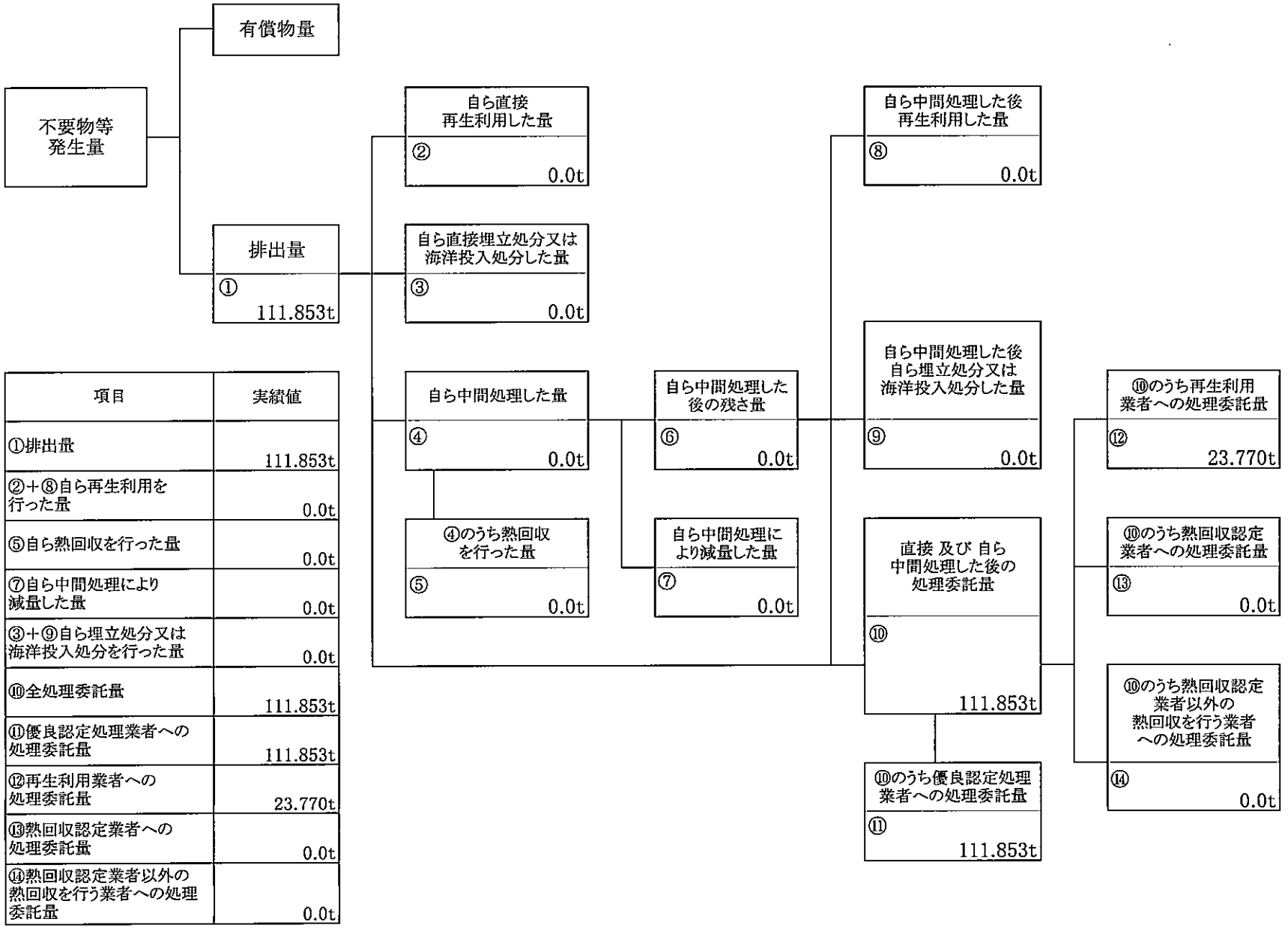
千葉県 葛南地域振興事務所 -7.6.18 収受

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）

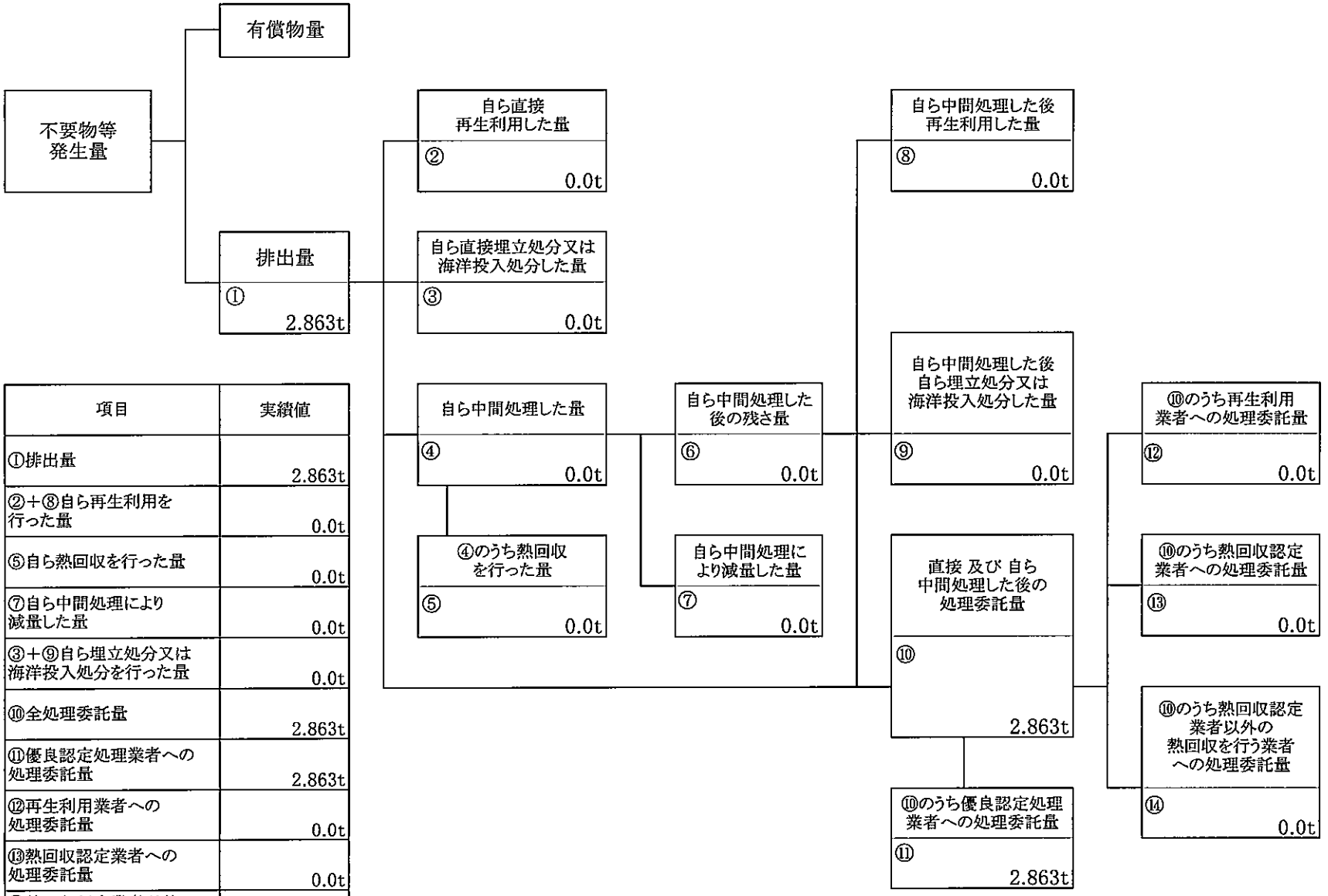


項目	実績値
①排出量	111.853t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	111.853t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	111.853t
⑫再生利用業者への処理委託量	23.770t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　廃油（引火性）　　）



項目	実績値
①排出量	2.863t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	2.863t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.863t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

（第2面）

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　月　日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者〒２８６－８５２３

住　所　千葉県成田市飯田町９０－１

氏　名　成田赤十字病院　院長　青墳　信之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０４７６－２２－２３１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	成田赤十字病院
事業場の所在地	千葉県成田市飯田町９０－１
計画期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	６５５床
③従業員数	１４７１．８２名（令和７年４月１日現在） （医療従事者１，２０６．５９人・非医療従事者２６５．２３人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理フロー図（別紙1）参照

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

医療廃棄物処理対策管理組織表（別紙２）参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
排　出　量	316.555 t	0 t	0.76 t

（これまでに実施した取組）
医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、
使用上の安全性重視の観点から器具類のディスポーザブルは外せない。安全性、効率性を考慮し、特別管理産業廃棄物を単純に減らすのが困難なため、特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
排　出　量	308 t	0 t	0.72 t

（今後実施する予定の取組）
特別管理産業廃棄物と通常廃棄物の分別を徹底して実施する。

患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じて滅菌再使用できる器具を用いる。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
鋭利物と固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
鋭利物と固形物
一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を限りなく防ぐ。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、
器具類についても安全性重視の観点からディスポーザブルは外せないため、再生利用することは難しい。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組）

今後も再生利用の予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ

（これまでに実施した取組）

医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、安全上、自ら中間処理を行う事は困難である。
また、熱回収を行う処理施設を設置するのも同様で、廃棄物の性質および法律上難しい。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0）	引火性廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ

（今後実施する予定の取組 ）

現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
医療施設から排出される性質上、廃棄物としての危険性が高く、
自ら埋立処分を行うことは法律的に妥当ではない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（今後実施する予定の取組）
今後も実施予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
全処理委託量	316.555ｔ	0ｔ	0.760ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	316.555ｔ	0ｔ	0.760ｔ
再生利用業者への処理委託量	64.770ｔ	0ｔ	0ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0ｔ	0ｔ

（これまでに実施した取組）
・中間処理後の残渣の一部を、リサイクルをしている最終処分場へ
　依頼する。
・安全上、廃棄物を入れるプラスチック容器のリサイクルは難しいが、
　リサイクルのプラスチックを使用した容器を一部導入する。
・環境負荷の少ない製品を積極的に導入している。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱いを徹底する。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸（PH2.0以下）	引火性廃油
全処理委託量	308ｔ	0 ｔ	0.72 ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	308ｔ	0 ｔ	0.72 ｔ
再生利用業者への処理委託量	68ｔ	0 ｔ	0 ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	0ｔ	0 ｔ	0 ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0ｔ	0 ｔ	0 ｔ

（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続
・職員の環境意識の向上
・分別を徹底していく

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	317.315 ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）
電子情報処理運用当初より電子情報処理組織（ＪＷネット）使用。
今後も継続して使用する。

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　286-8523

住所 千葉県成田市飯田町90-1

法人名 日本赤十字社 成田赤十字病院

代表者 青墳 信之

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0476-22-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本赤十字社 成田赤十字病院
事業場の所在地	千葉県成田市飯田町90-1
事業の種類	大分類　医療,福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	270.79 t	全処理委託量	270.79 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	270.79 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	50 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	279.12 t
	前年度（令和6年度）	317.32 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

電子情報処理運用当初より電子情報処理組織（JWネット）使用を開始。今後も継続して使用していく。

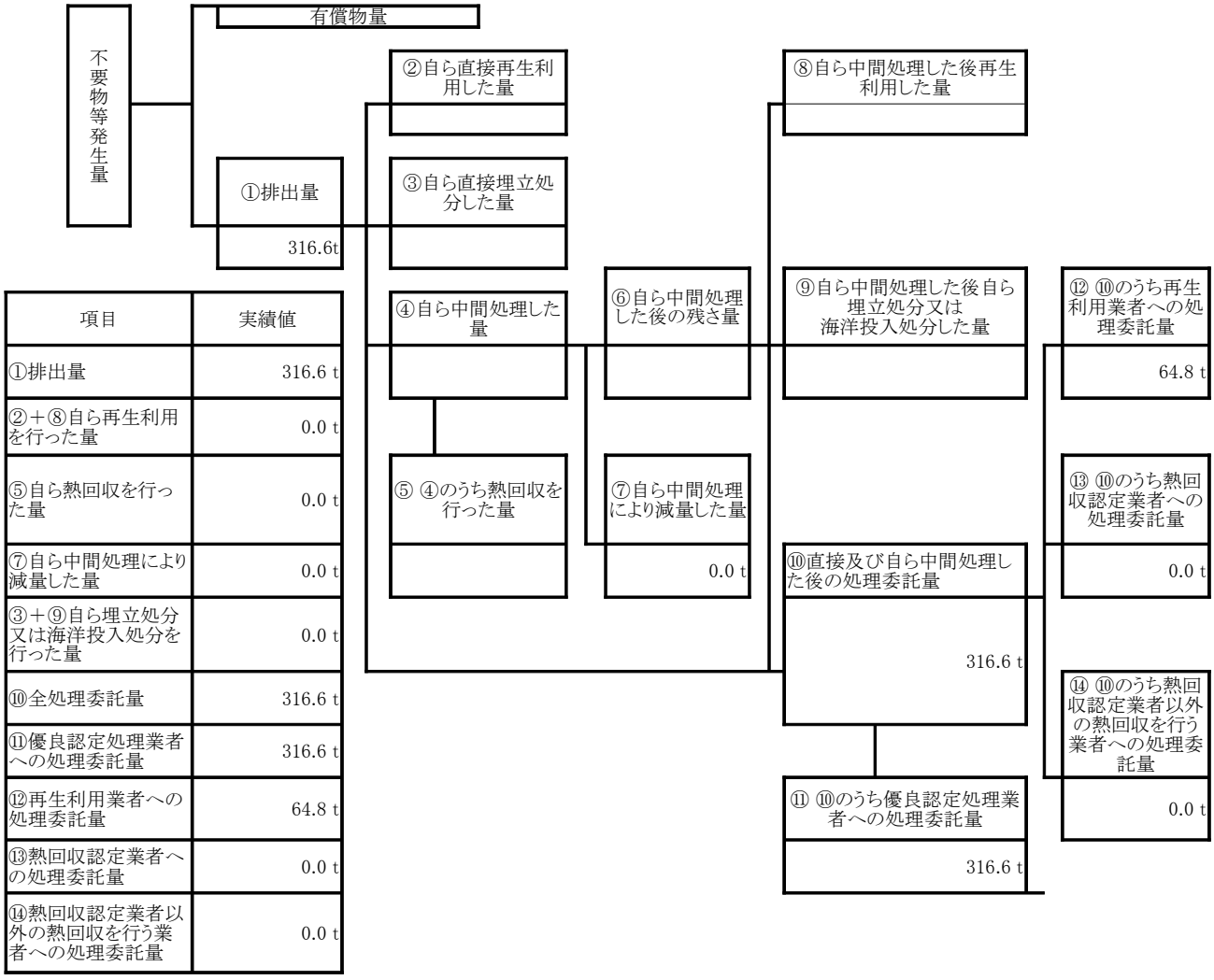
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



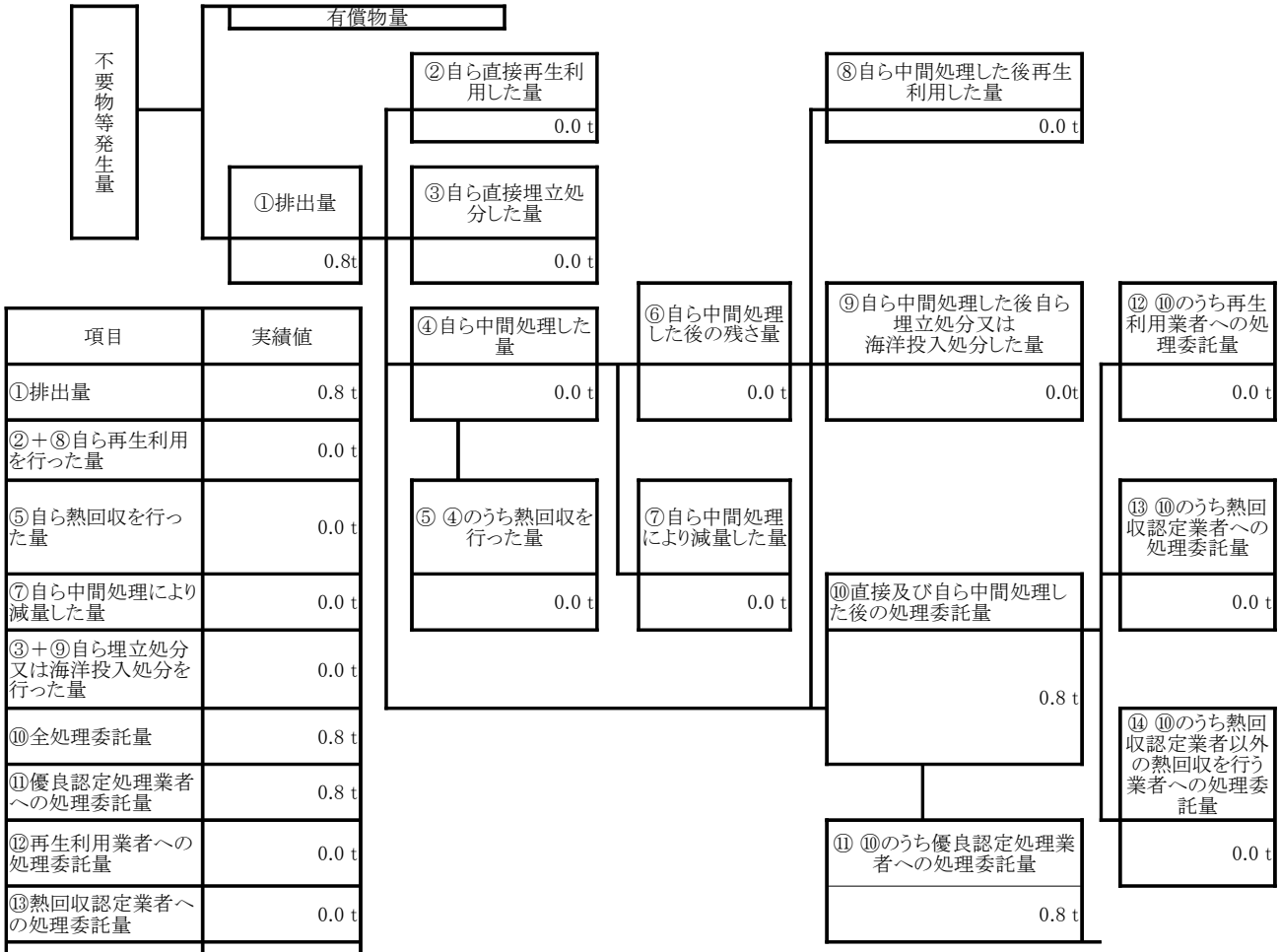
項目	実績値
①排出量	316.6 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	316.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	316.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	64.8 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　引火性廃油　）



項目	実績値
①排出量	0.8 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒113-8602

住　所　東京都文京区千駄木1-1-5

氏　名　学校法人日本医科大学
理事長　汲田　伸一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　03-3822-2131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本医科大学千葉北総病院
事業場の所在地	千葉県印西市鎌苅1715
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数　574床
③従業員数	1,365人（医療従事者　1195人、非医療従事者　170人）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「資料1」のとおり

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙「資料2」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
排　　出　　量	298.7　　t	1.4　　t

（これまでに実施した取組）

感染制御部と連携し感染性廃棄物の運用について日々検討改善に努めている。実施内容として①各部署に感染性廃棄物容器が複数箇所に設置されていたが設置箇所を減らし集約化した。②手袋やディスポガウン等の個人防護具を個々に廃棄物容器に直接入れていたが、小さなビニール袋に入れて圧縮し廃棄する運用へ変更し感染性廃棄物容器の使用数を削減した。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
排　　出　　量	298.7　　t	1.3　　t

（今後実施する予定の取組）

感染制御部と引き続き連携を取り各部署の排出状況を注視し、感染性廃棄物の削減に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

感染性廃棄物、廃油のいずれも専用容器にて分別管理している。
院内での容器の設置箇所を減らす事でその他廃棄物の混在も抑制している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

段ボール容器が各部署に浸透し、使用率が増加してきているが、引き続き分別を徹底して細分化に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	該当なし	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
全処理委託量	298.7 t	1.4 t
優良認定処理業者への処理委託量	298.7 t	1.4 t
再生利用業者への処理委託量	64.6 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	1.4 t

（これまでに実施した取組）

適切なマニフェスト管理を行う。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>廃液</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">全処理委託量</td><td>298.7 t</td><td>1.3 t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>298.7 t</td><td>1.3 t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>64 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
引き続き適切なマニフェスト管理を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和６年度）実績】
特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 300.1 t
（今後実施する予定の取組等）
引き続き電子マニフェスト管理を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

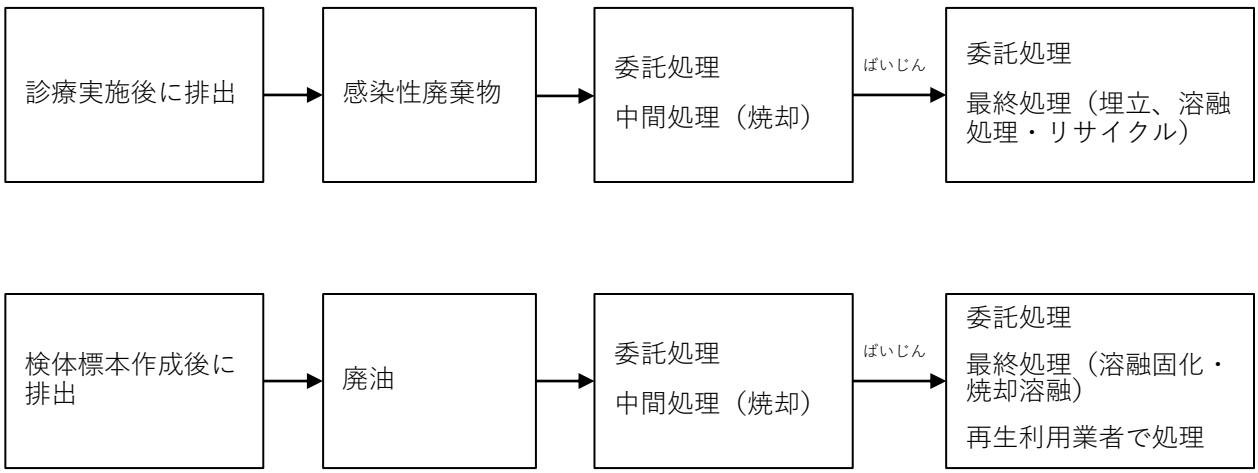
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

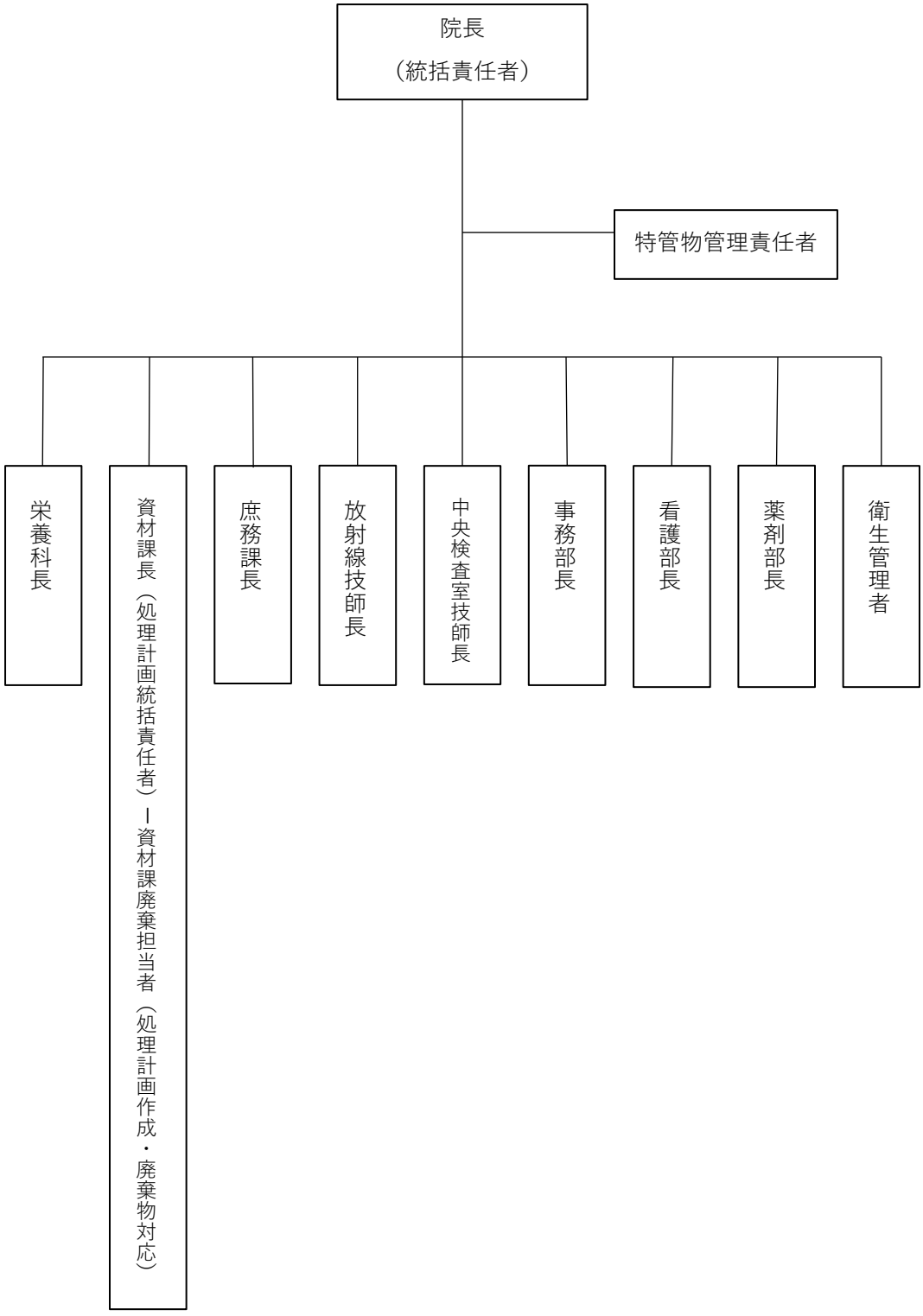
８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

資料１


診療実施後に排出
感染性廃棄物
委託処理
中間処理（焼却）
ばいじん
委託処理
最終処理（埋立、溶融処理・リサイクル）
検体標本作成後に排出
廃油
委託処理
中間処理（焼却）
ばいじん
委託処理
最終処理（溶融固化・焼却溶融）
再生利用業者で処理

資料２


院長
（統括責任者）
特管物管理責任者
栄養科長
資材課長（処理計画統括責任者）－資材課廃棄担当者（処理計画作成・廃棄物対応）
庶務課長
放射線技師長
中央検査室技師長
事務部長
看護部長
薬剤部長
衛生管理者

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒113-8602
住 所　東京都文京区千駄木1-1-5
氏 名　学校法人日本医科大学
理事長 汲田 伸一郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　03-3822-2131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本医科大学千葉北総病院
事業場の所在地	千葉県印西市鎌苅1715
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	340.4 t	全処理委託量	340.4 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	340.4 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	64.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	340.9t
	前 年 度	300.1t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

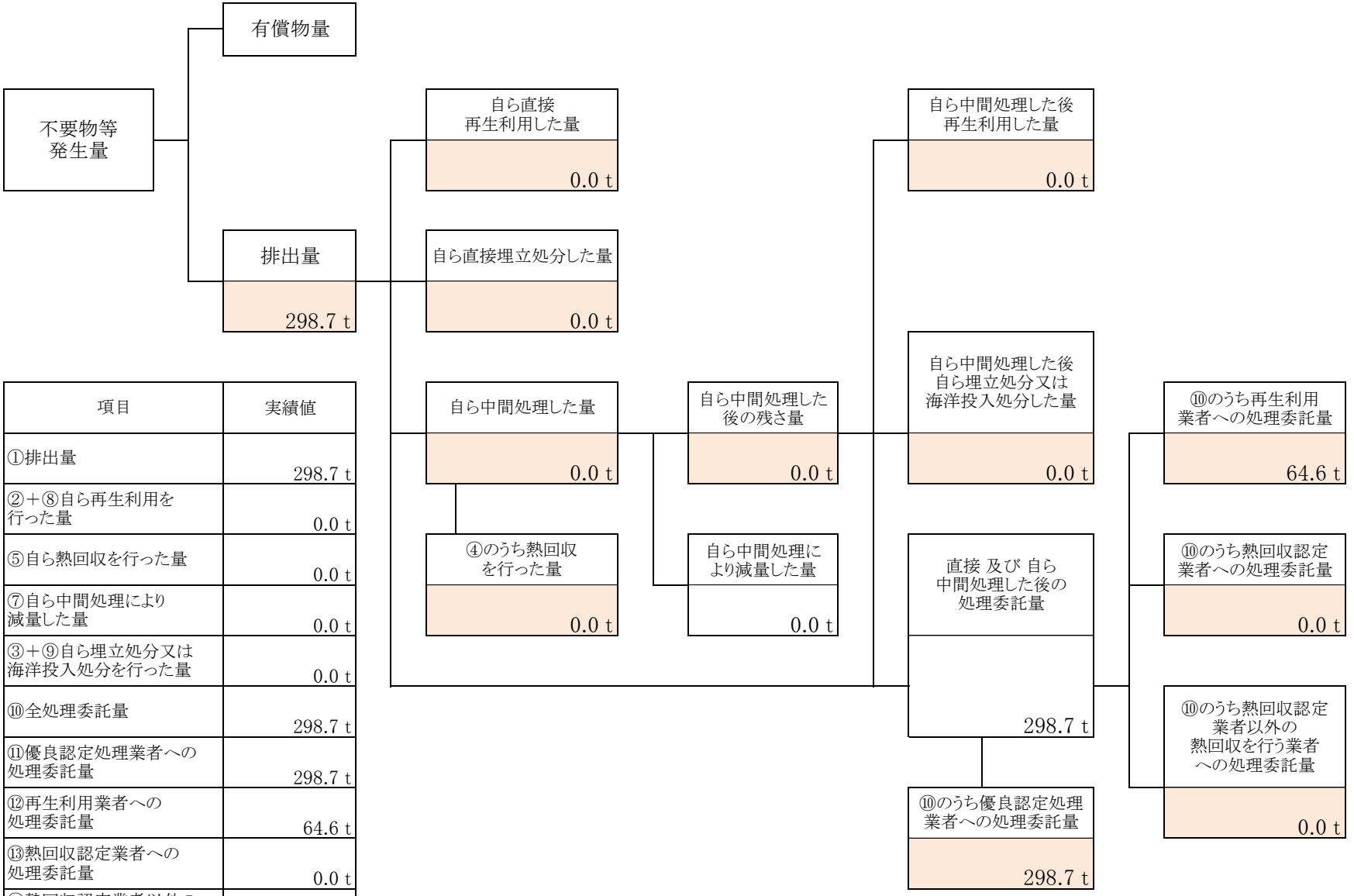
引き続き電子マニフェスト管理を行う。

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）

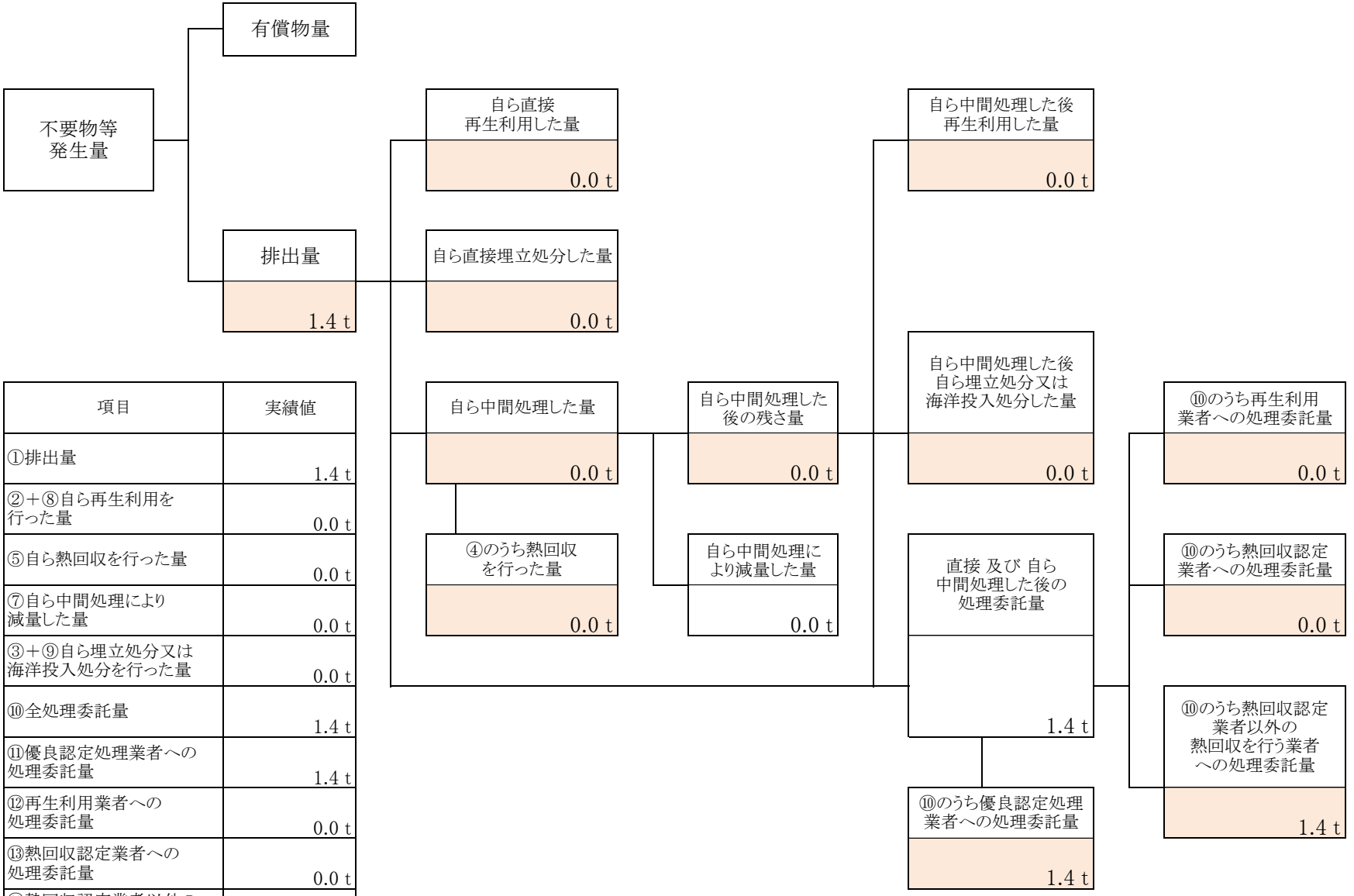


項目	実績値
①排出量	298.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	298.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	298.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	64.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃液**）

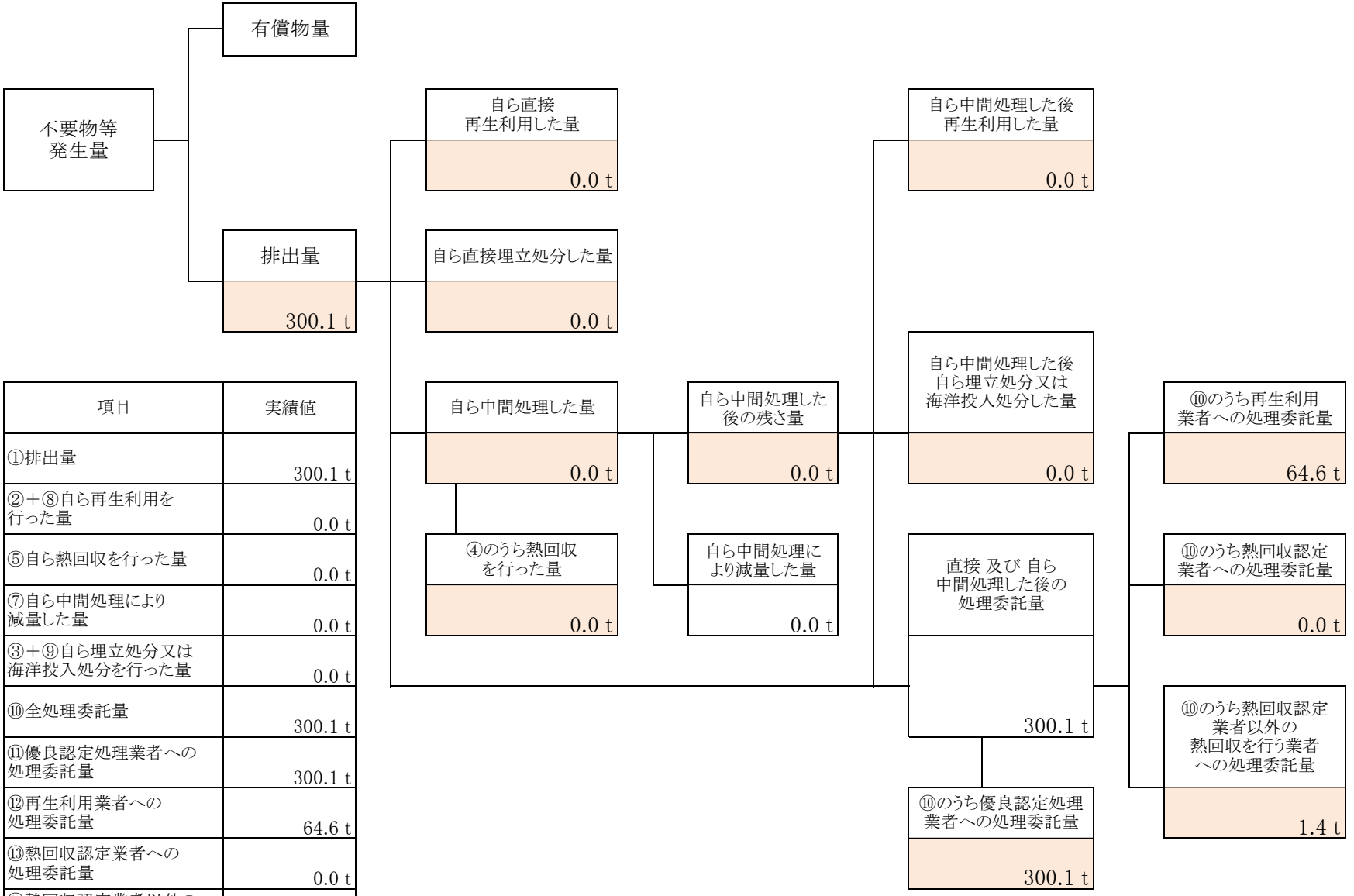


項目	実績値
①排出量	1.4 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.4 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物+廃液**）



項目	実績値
①排出量	300.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	300.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	300.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	64.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.4 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月13日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　278-8501

住　所　千葉県野田市横内29-1

法人名　医療法人徳洲会　野田総合病院

代表者　東上 震一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　04-7124-6666

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　野田総合病院
事業場の所在地	千葉県野田市横内29-1
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療・福祉　　中分類：
②事業の規模	350床
③従業員数	約500名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病院専用保管庫　→　収集運搬　→　委託処理（中間処理・焼却）→委託処理（最終処分・埋立）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	113.73 t	t

（これまでに実施した取組）
非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入対策

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	60 t	t

（今後実施する予定の取組）
非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入対策の継続

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入対策
コロナウィルス及び新型感染症廃棄物の一般廃棄物への混入防止

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入対策の継続
コロナウィルス及び新型感染症廃棄物の一般廃棄物への混入防止の継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	
全 処 理 委 託 量		113.73 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入防止対策
委託契約書に基づく委託業者の管理
コロナウィルスなどの感染症患者関連廃棄物の適正処理

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>60 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
非感染性産業廃棄物や一般不燃ゴミの混入防止対策の継続
委託契約書に基づく委託業者の管理の継続
コロナウィルスなどの感染症患者関連廃棄物の適正処理の継続</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 113.73 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストによる収集運搬・処理の業務委託管理の徹底</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図
医療法人徳洲会　野田総合病院

院　長

事務部長　　**感染委員会**
（処理計画統括責任者）

排出元
病棟など

管理責任者
施設担当
（処理計画作成部署）

収集運搬・処理委託業者

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月13日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　278-8501

住所　千葉県野田市横内29-1

法人名 医療法人徳洲会　野田総合病院

代表者 東上 震一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7124-6666

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　野田総合病院
事業場の所在地	千葉県野田市横内29-1
事業の種類	大分類　医療・福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	60 t	全処理委託量	60 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	130 t
	前年度（令和6年度）	146 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

電子マニフェストによる収集運搬・処理の業務委託管理の徹底

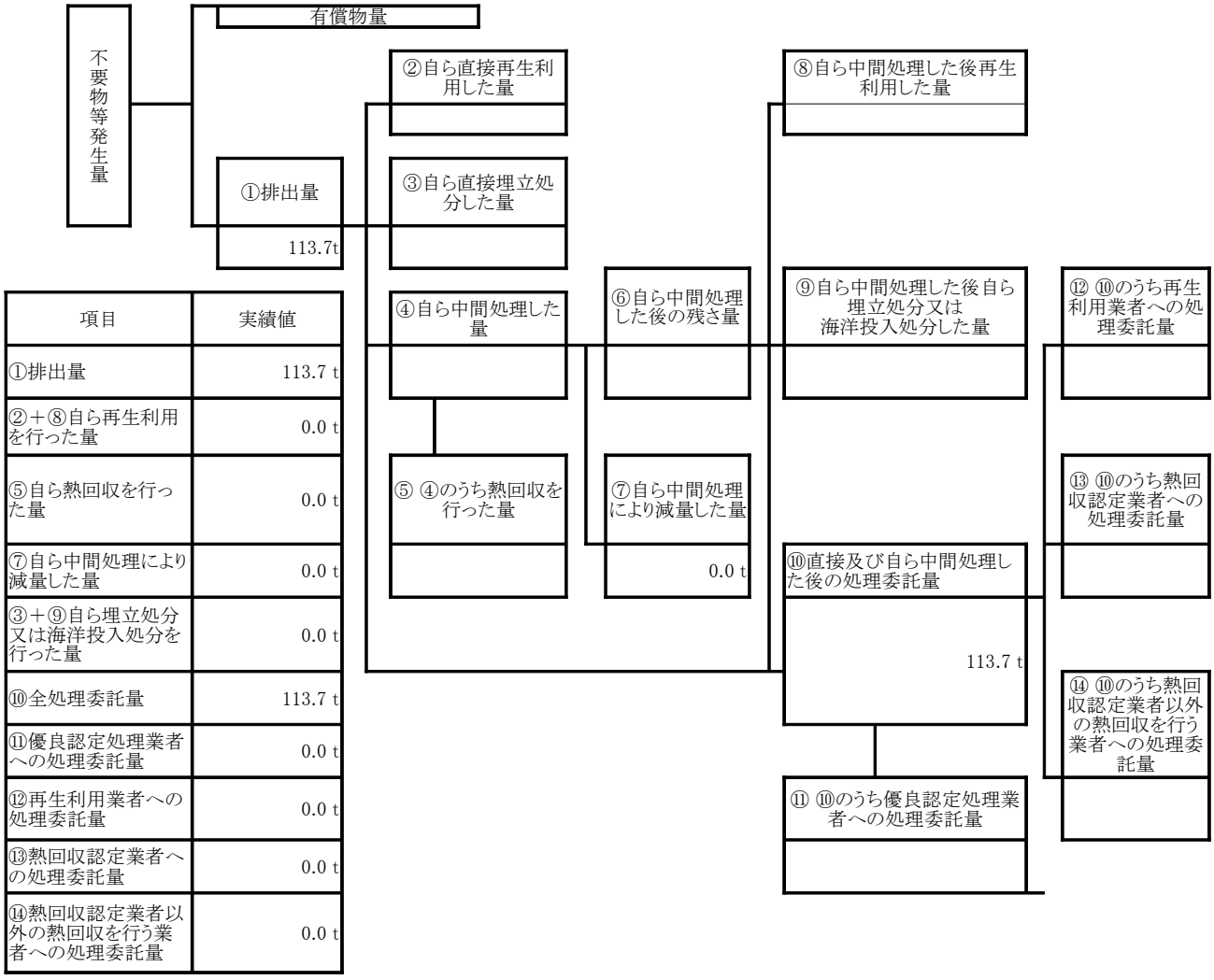
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性廃棄物**　）



項目	実績値
①排出量	113.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	113.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月6日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　273-0121

住　所　千葉県鎌ケ谷市初富114番地

法人名　医療法人社団一心会初富保健病院

代表者　唐澤 秀治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-442-0811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団一心会初富保健病院
事業場の所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富114番地
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　P-医療，福祉　　中分類：
②事業の規模	640床
③従業員数	病院従業員数　　508名（常勤：381名 + 非常勤：127名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
排出量	64.1 t	t

（これまでに実施した取組）
・会議の場での議題とし、減量化を周知する

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
排出量	49.9 t	t

（今後実施する予定の取組）
・排出量を削減させるため、衛生材料等の無駄の無い使用方法の確認

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・各部署の分別のチェックを行う

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・引続き分別のチェック（一般ゴミの混在等）を行う

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	医療廃棄物合計	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		医療廃棄物合計	
全処理委託量		64.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	52.3 t	t
	再生利用業者への処理委託量	7.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・追跡調査実施
・処理センターの現場確認
・許可証の確認

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>医療廃棄物合計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>49.9 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>36.7 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>3.8 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・許可証にて状況確認
・処理場までの追跡調査
・処理センターの現場確認</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）　64.1 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
・令和2年度から導入済み</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

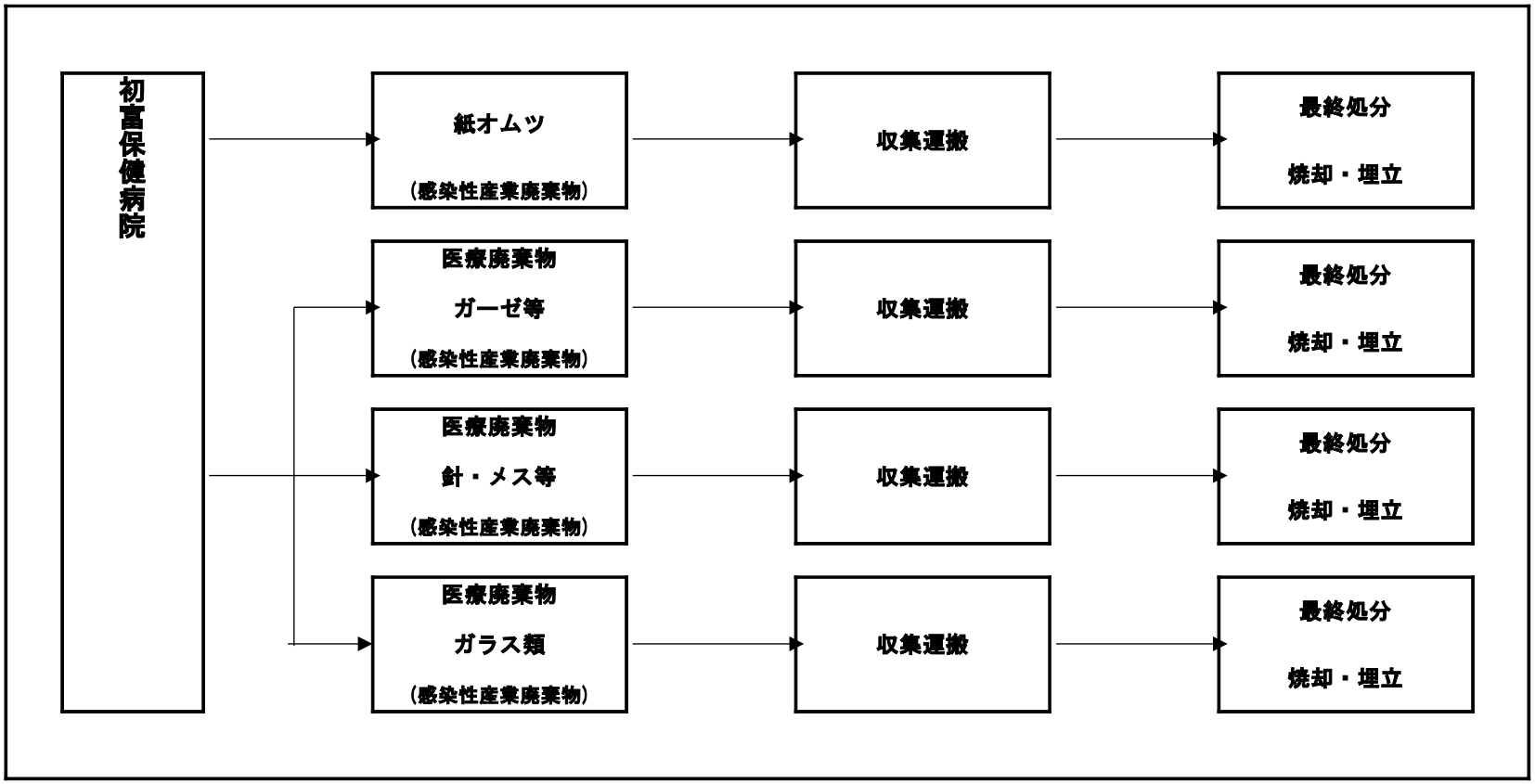
５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

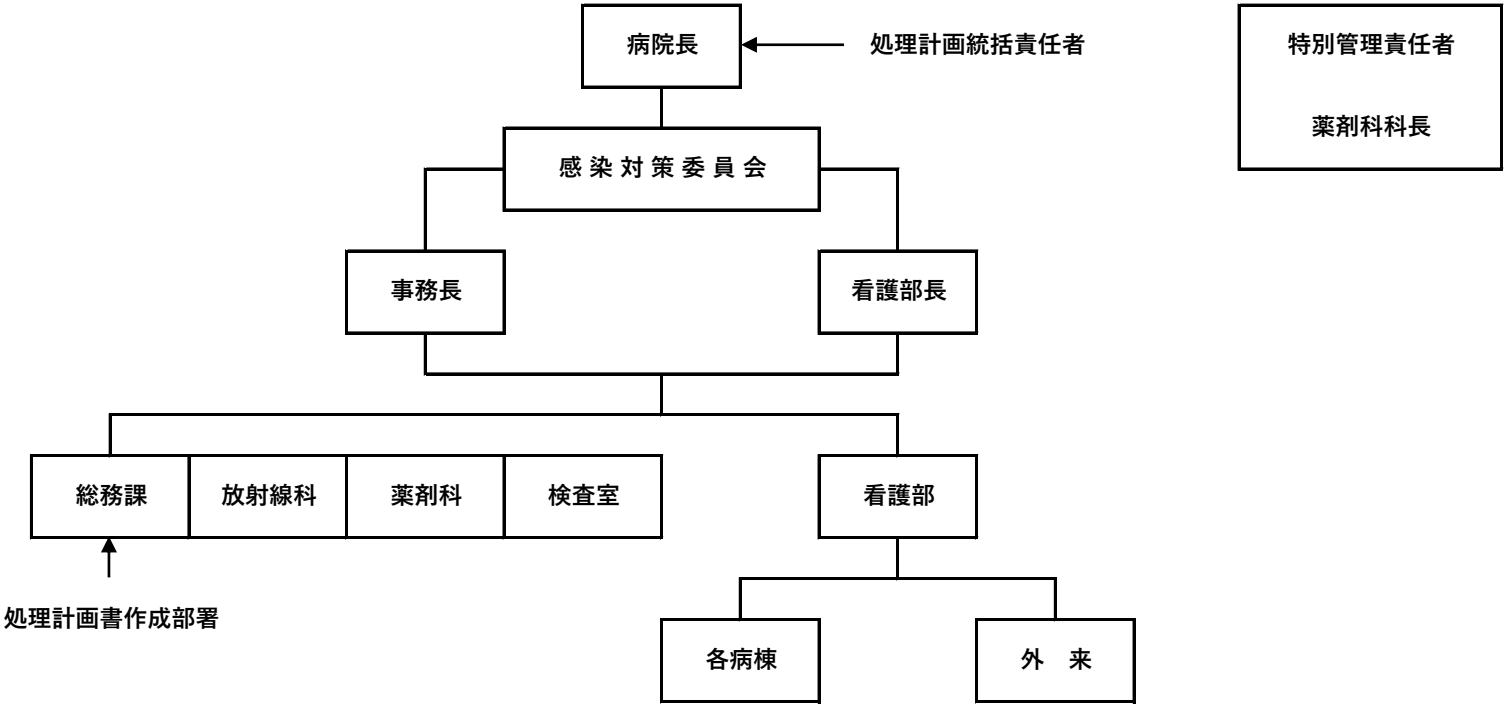
８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

＜特別管理産業廃棄物の一連の処理工程＞



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		排　出　量	11.7 t	51.7 t	0.6 t	0.1 t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		排　出　量	10.5 t	38.9 t	0.4 t	0.1 t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
	全処理委託量	11.7 t	51.7 t	0.6 t	0.1 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	51.7 t	0.6 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	7.6 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物（紙オムツ）	医療廃棄物（混合ゴミ）	医療廃棄物（針・メス等）	医療廃棄物（ガラス等）				
	全処理委託量	10.5 t	38.9 t	0.4 t	0.1 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	38.9 t	0.4 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	3.8 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月6日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　273-0121

住所 千葉県鎌ケ谷市初富114番地

法人名 医療法人社団一心会初富保健病院

代表者 唐澤 秀治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-442-0811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団一心会初富保健病院
事業場の所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富114番地
事業の種類	大分類　P-医療, 福祉　中分類
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49.8 t	全処理委託量	49.8 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	36.6 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3.5 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	76.5 t
	前年度（令和6年度）	64.1 t

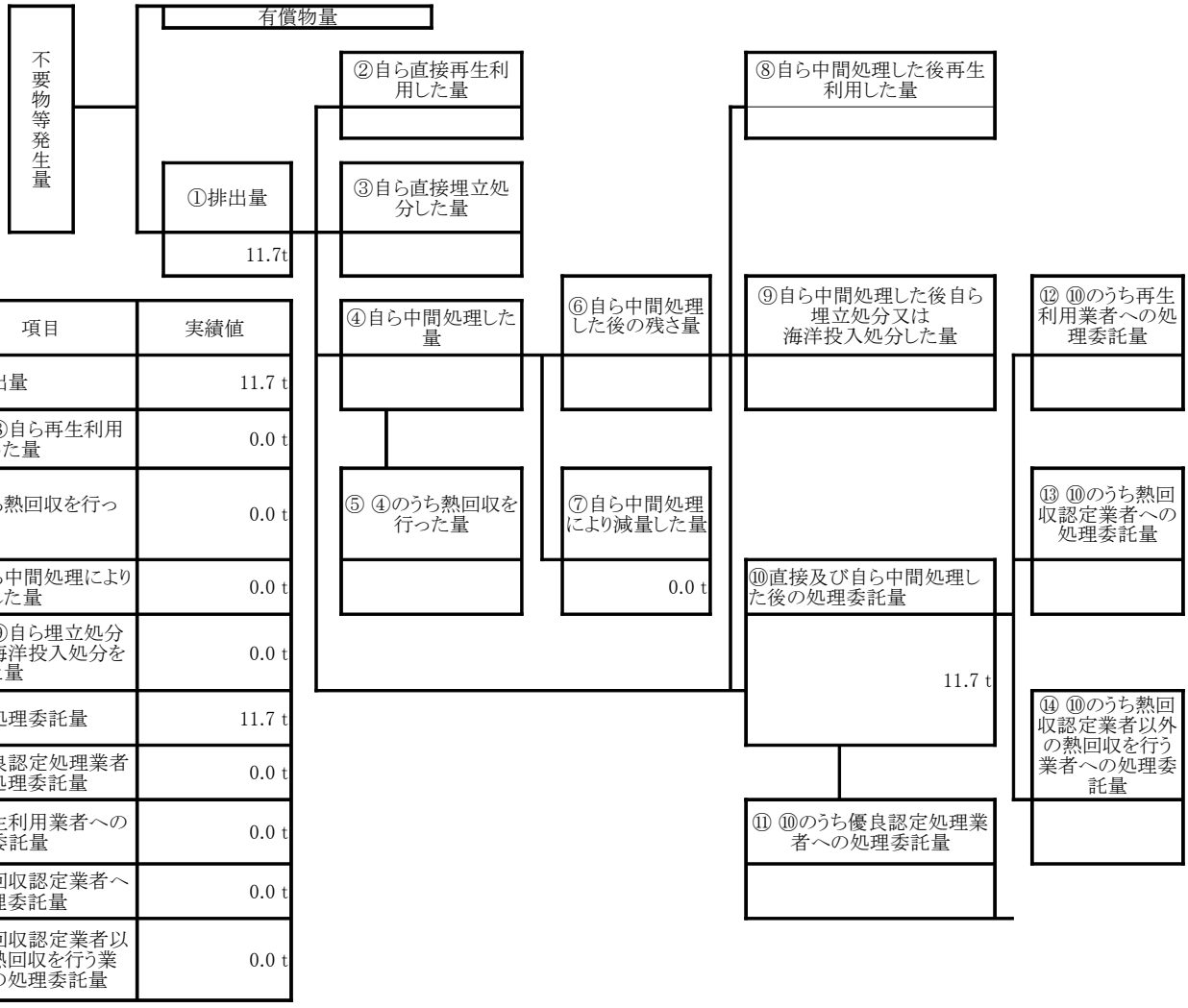
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
令和2年度から導入済

（日本産業規格　A列4番）

N0.1

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類： **感染性産業廃棄物（紙オムツ）**）

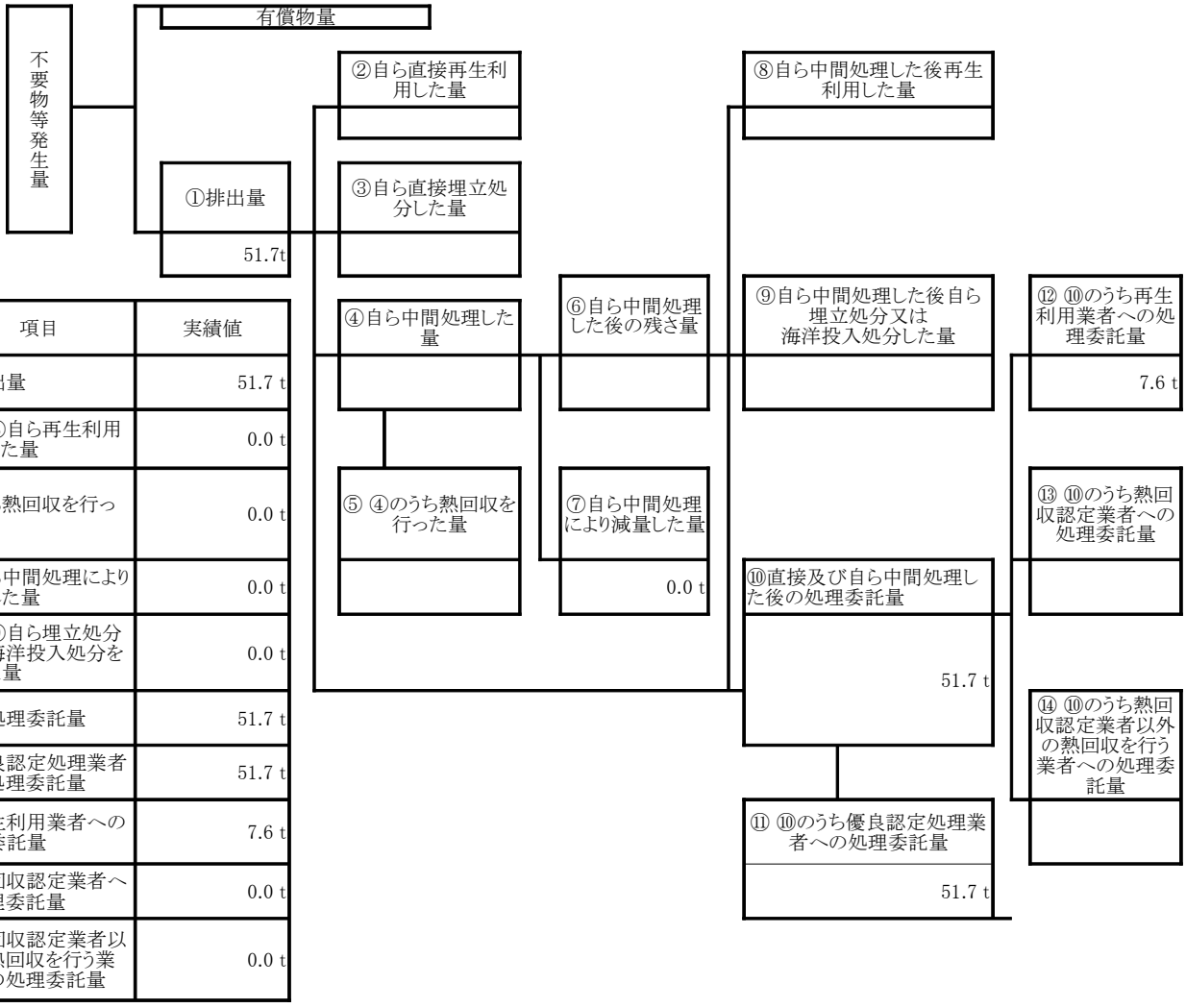


項目	実績値
①排出量	11.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	11.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**産業廃棄物（医療廃棄物（混合）**）



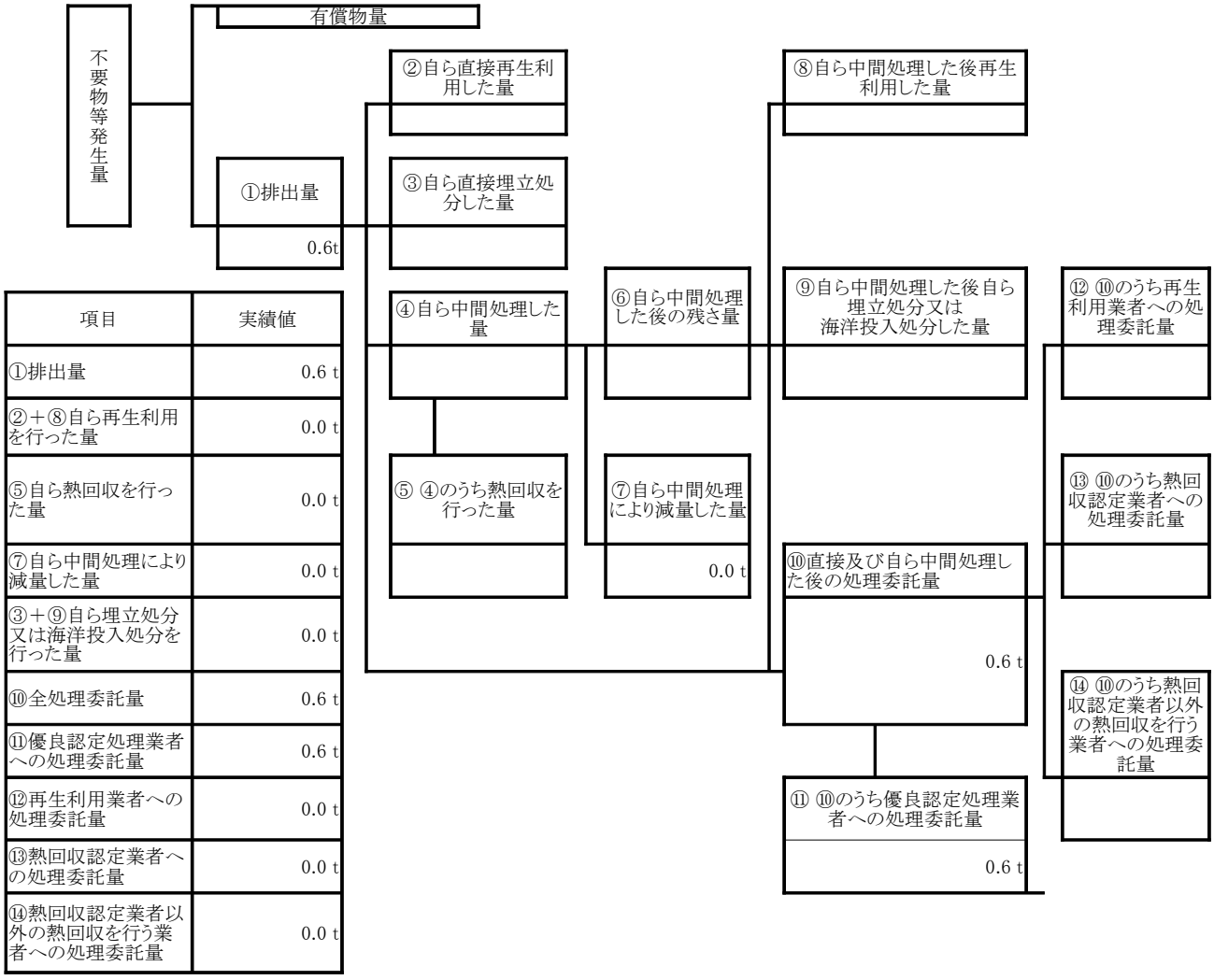
項目	実績値
①排出量	51.7 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	51.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	51.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	7.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.3

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**産業廃棄物（医療廃棄物（針・メ）**



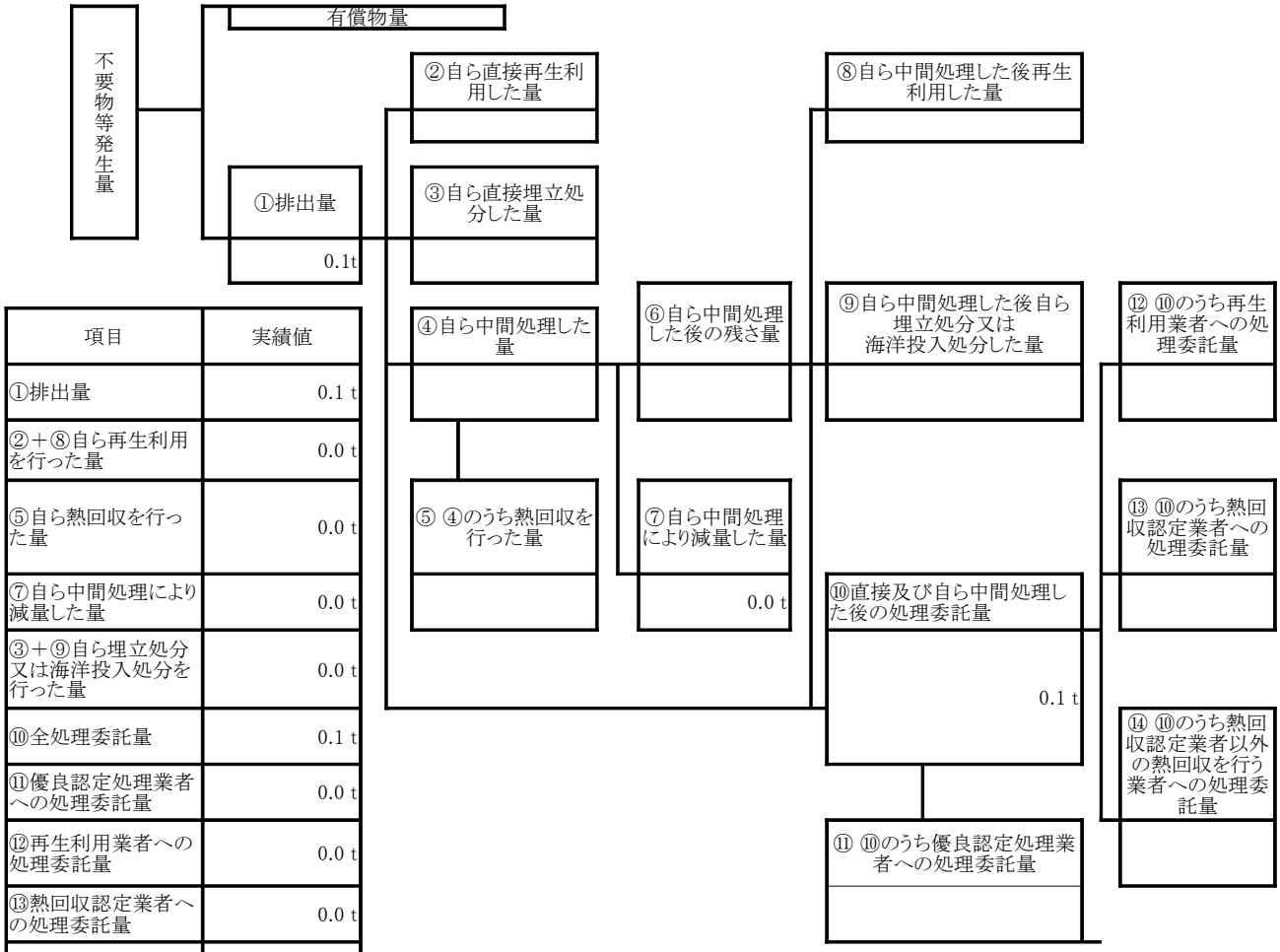
項目	実績値
①排出量	0.6 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.4

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**産業廃棄物（医療廃棄物（ガラ）**）



項目	実績値
①排出量	0.1 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.1 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事
　熊谷　俊人　　殿

提出者 〒270-2296

住　所　松戸市千駄堀993番地の1

氏　名　松戸市
松戸市病院事業管理者　尾形　章

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号　047-712-2511（代表）

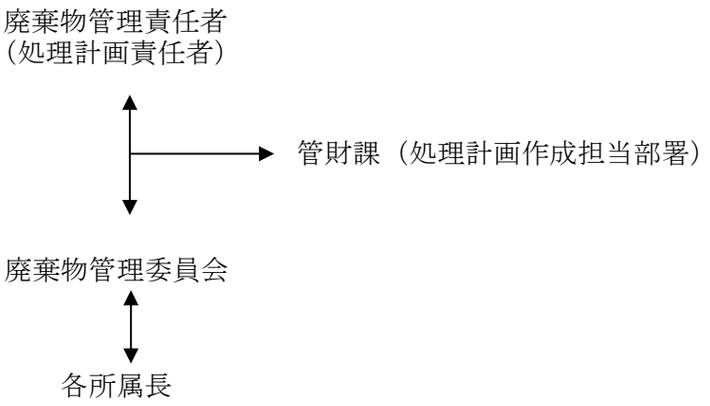
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松戸市立総合医療センター
事業場の所在地	松戸市千駄堀993番地の1
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数　600床
③従業員数	１，５２６名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 松戸市立総合医療センター　→　運搬委託　→　処理委託（中間処理：焼却） 引火性廃油、廃アルカリ(有害)、廃酸(有害) 松戸市立総合医療センター　→　運搬処理委託（中間処理：焼却、中和、無害化）

(日本産業規格　Ａ列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
排　　出　　量	t

（これまでに実施した取組）
廃棄物処理費を周知し廃棄物処理に対する意識を高める。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
排　　出　　量	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き、廃棄物処理費を周知し廃棄物処理に対する意識を高める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性廃棄物：一般廃棄物と混入しないように注意する。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
感染性廃棄物：引き続き、一般廃棄物と混入しないように注意する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組 ）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 適切な契約事務を執行し、電子マニフェストを導入し、適正に管理を行う。		

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
引き続き、適切な契約事務を執行し、電子マニフェストにて適正に管理を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">200,284 t</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
適正に入力および管理を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙

（第2面）
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
①現状【前年度（ 6年度 ）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）	廃アルカリ（有害）	廃酸（有害）
排　　出　　量	199.023t	1.261t	0.000t	0.001t

②計画【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）	廃アルカリ（有害）	廃酸（有害）
排　　出　　量	198.625t	1.258t	0.000t	0.001t

（第4面）
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
①現状【前年度（ 6年度 ）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）	廃アルカリ（有害）	廃酸（有害）
全処理委託量		199.023t	1.261t	0.000t	0.001t
	優良認定処理業者への処理委託量	106.033t	1.261t	0.000t	0.001t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

（第5面）
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項
②計画【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）	廃アルカリ（有害）	廃酸（有害）
全処理委託量		198.625t	1.258t	0.000t	0.001t
	優良認定処理業者への処理委託量	99.319t	1.258t	0.000t	0.001t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　熊谷　俊人　　殿

提出者　〒270-2296
住　所　松戸市千駄堀993番地の1
氏　名　松戸市
松戸市病院事業管理者　尾形　章
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 047-712-2511（代表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	松戸市立総合医療センター
事業場の所在地	松戸市千駄堀993番地の1
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	201.0 t	全処理委託量	201.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	101.5 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	201.4 t
	前年度	200.3 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

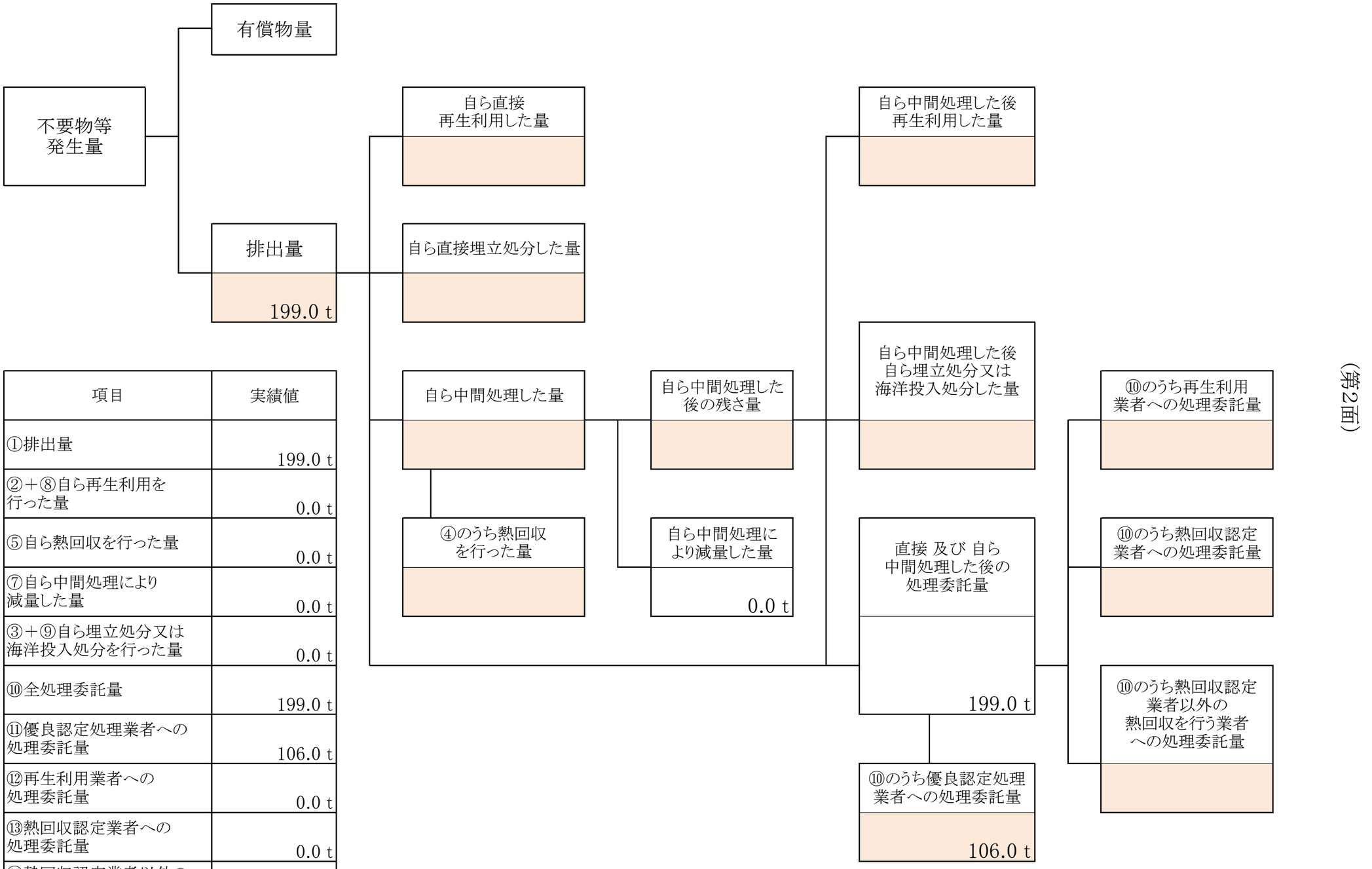
電子マニフェストを活用し、適正に管理を行う。

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**感染性廃棄物**）

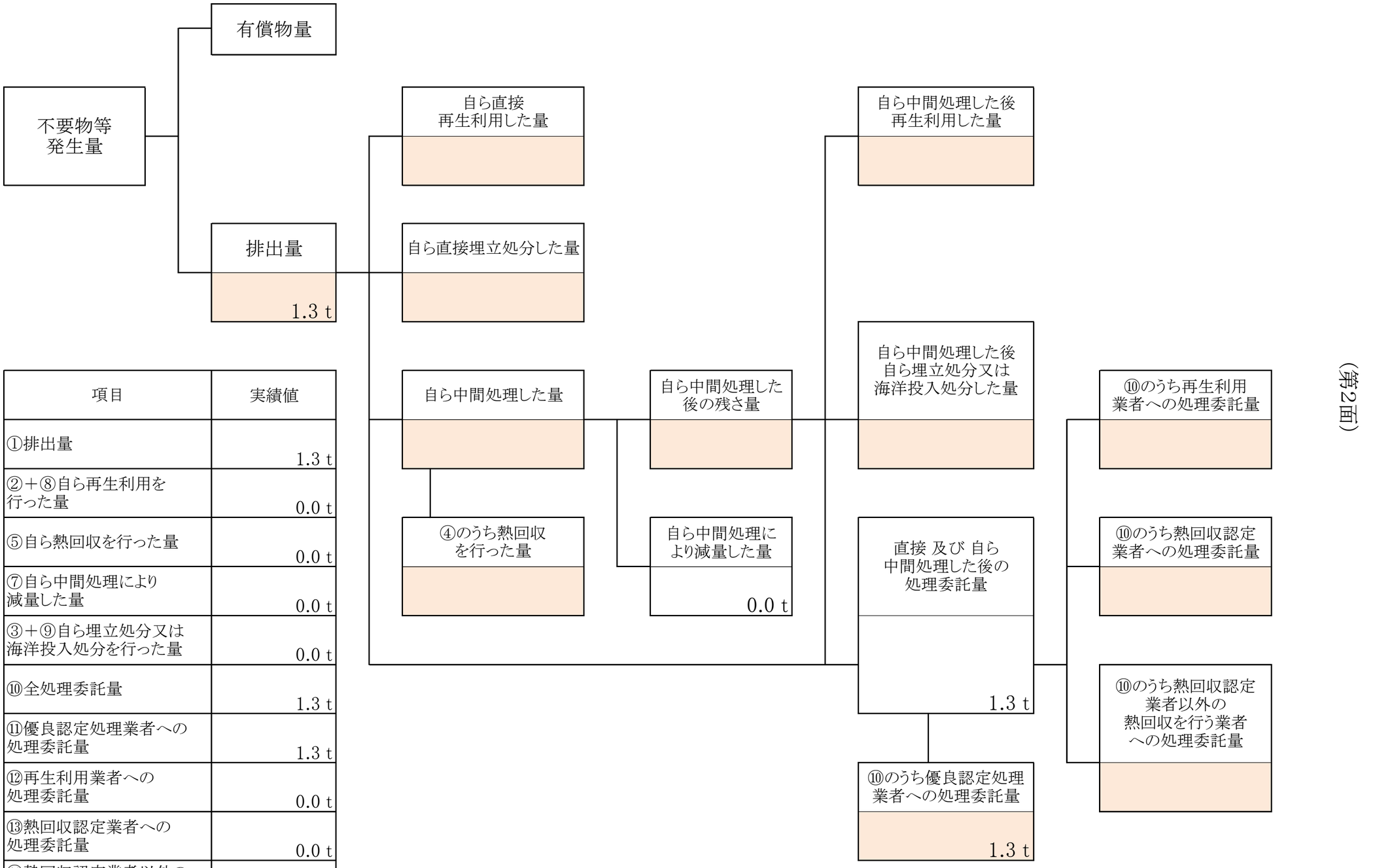


項目	実績値
①排出量	199.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	199.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	106.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃油（引火性）**）

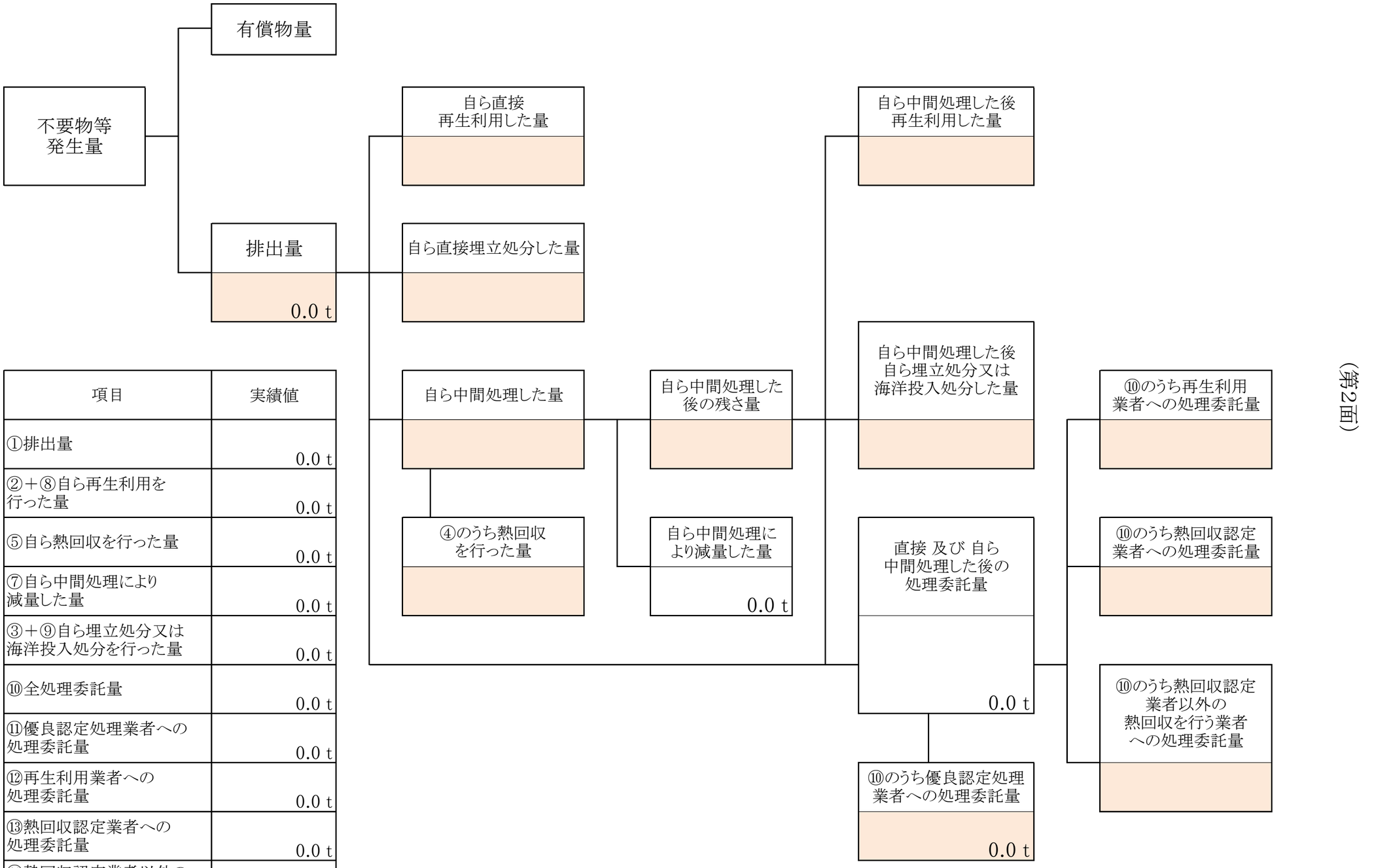


項目	実績値
①排出量	1.3 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃アルカリ（有害）**）

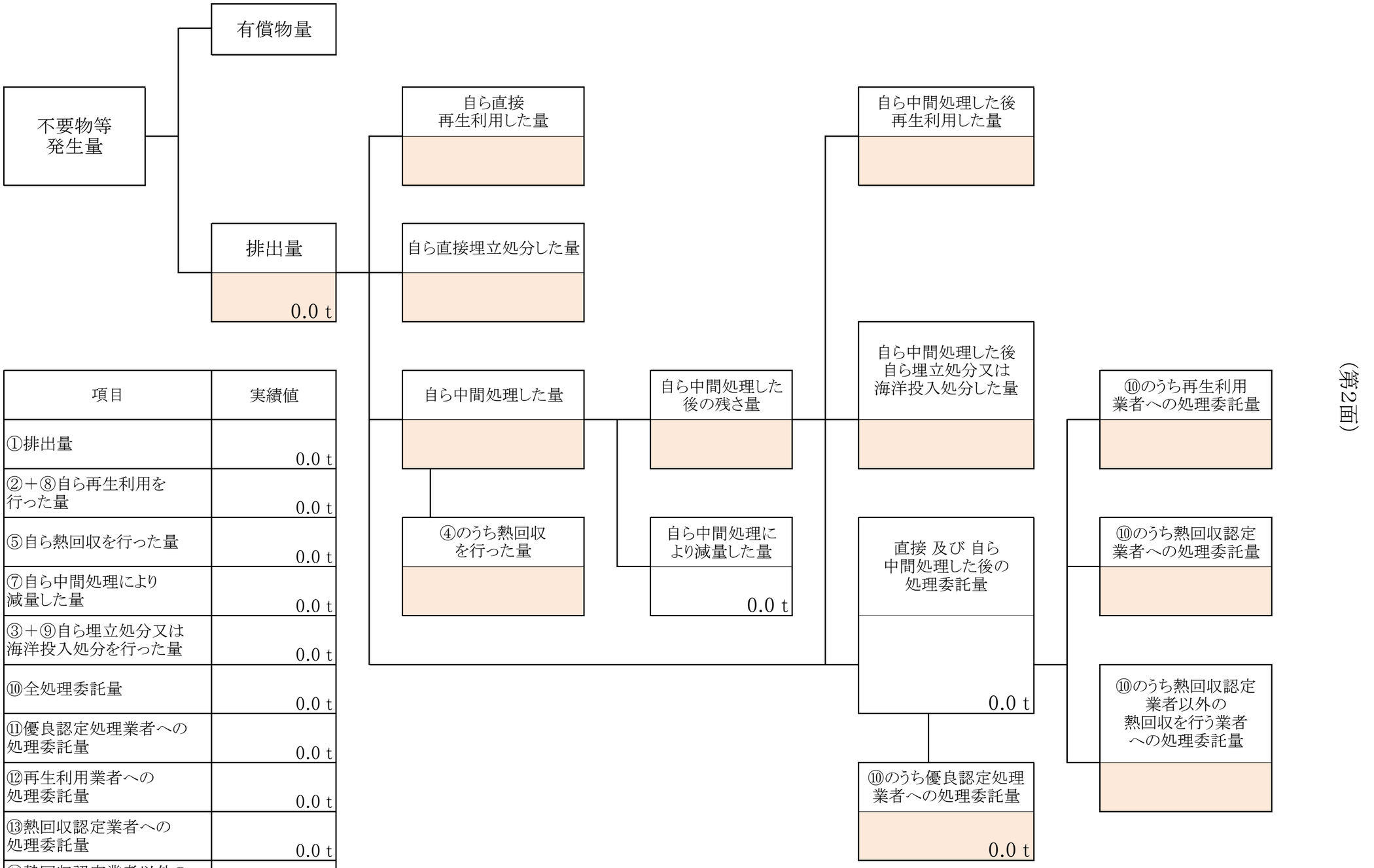


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：**廃酸（有害）**）



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 24 日

千葉県知事　　殿

提出者
住　所　千葉県松戸市和名ケ谷1009-1

氏　名　一般社団法人　巨樹の会
松戸リハビリテーション病院
代表者　岡田　仁
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号　047-703-1555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和　6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	一般社団法人　巨樹の会 松戸リハビリテーション病院
事業場の所在地	千葉県松戸市和名ケ谷1009-1
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6/ 4/ 1 ～ 令和 7/ 3/31

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	125.918 t	全処理委託量	125.918 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	125.918 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	85.156 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.161 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

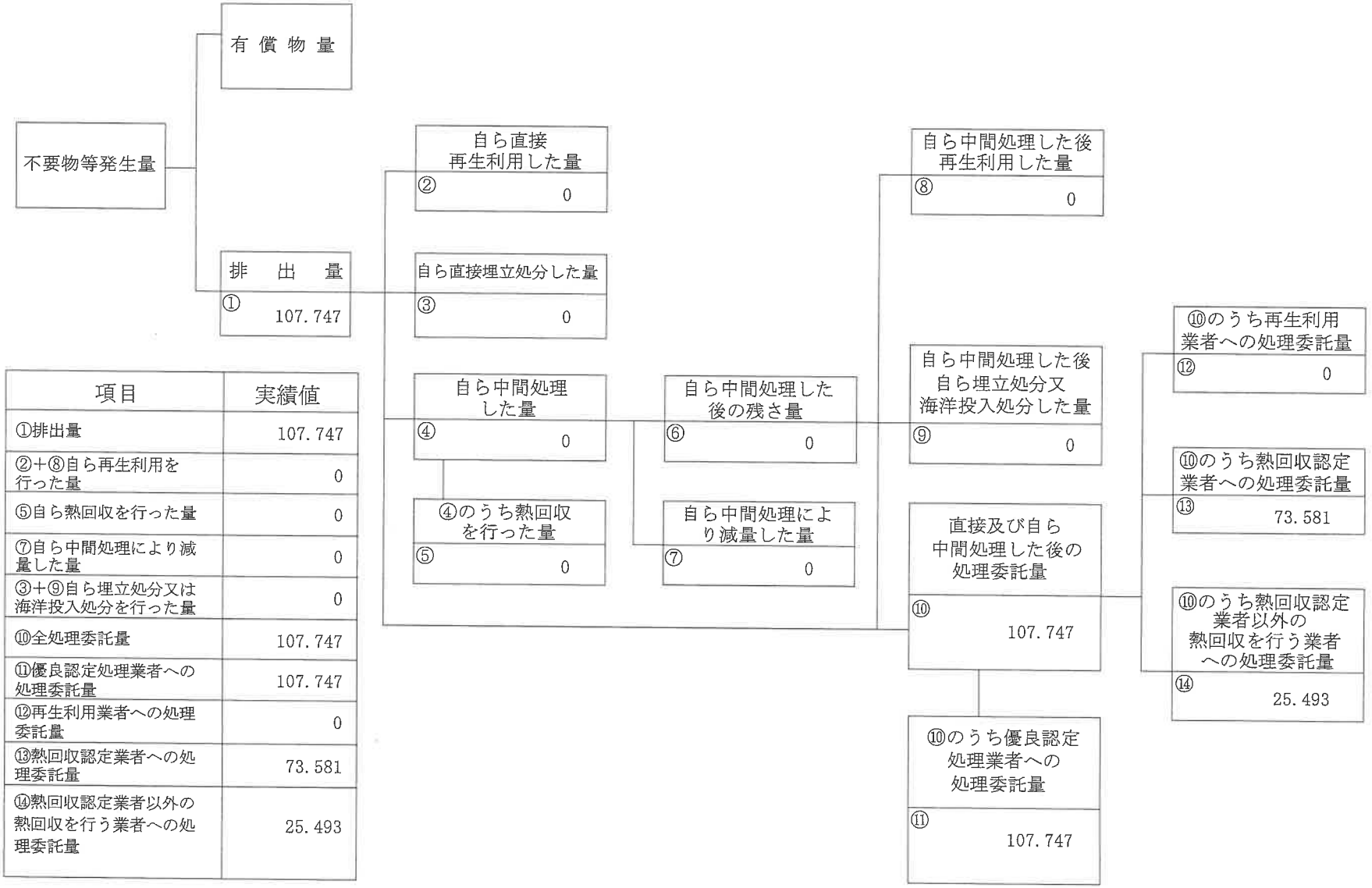
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度　132.546 t 前年度　107.747 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) すでに実施しているため、今後も継続していく。	

※事務処理欄

(日本工業規格　A列４番)

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：感染性　　）



項目	実績値
①排出量	107.747
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	107.747
⑪優良認定処理業者への処理委託量	107.747
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	73.581
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	25.493

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　270-0034

住　所　千葉県松戸市新松戸1-380

法人名　医療法人財団明理会

代表者　松尾　亮太

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　047-345-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人財団明理会　新松戸中央総合病院
事業場の所在地	千葉県松戸市新松戸1-380
計画期間	令和7年4月1日　　から　　令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：　医療・福祉　　中分類：　医療業病院
②事業の規模	342床
③従業員数	1109人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙（処理工程）

（日本産業規格　A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

※別紙（管理体制）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	223 t	t

（これまでに実施した取組）

・種別に応じ滅菌再利用できる器具を用いた。
・ディスポ製品の仕様数削減。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
排出量	200 t	t

（今後実施する予定の取組）

・上記内容の継続
・分別の徹底
・リサイクル可能な器具を購入。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・液状及び泥状の物や鋭利物、固形物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・液状及び泥状の物や鋭利物、固形物
・一般廃棄物の混入をしないように努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用は行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も再生利用を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら中間処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も自ら中間処理を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

・埋め立て処分は行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

・今後も埋め立て処分を行う予定はない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	
全処理委託量		223 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	34 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・中間処理後の残渣について、可能な限り再生利用可を要望。
・専用回収容器について、使用後の再利用不可の為、可能な限りリサイクル容器の使用を推進。
・環境負荷の少ない製品の積極的導入。

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>200 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>200 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>50 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の徹底
・職員の環境意識向上
・分別を徹底していく</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。） 189 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組等）
電子マニフェストを導入いたしました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

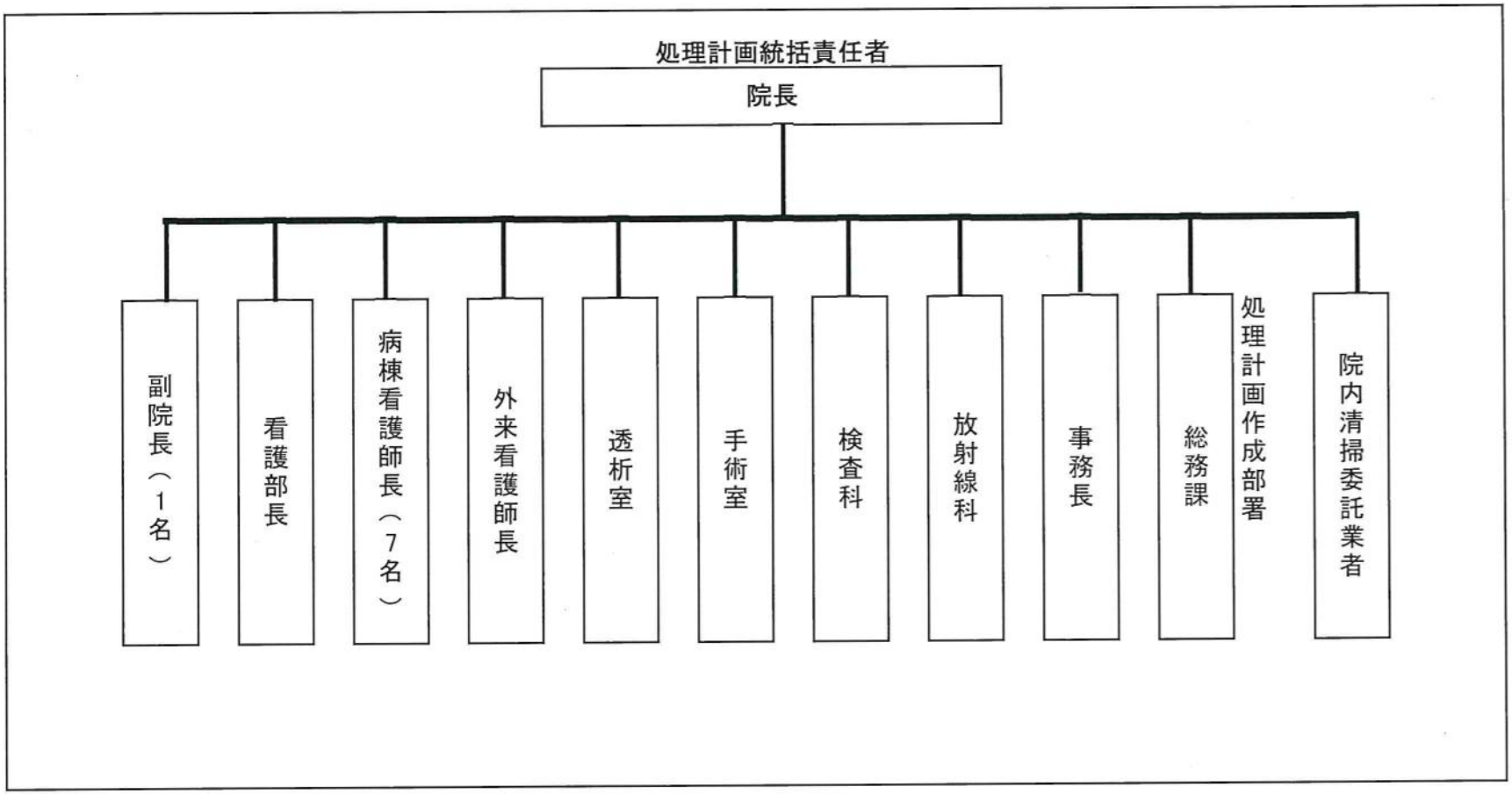
別紙

「特別管理産業廃棄物の一連の処理の行程」

感染性産業廃棄物
↓（廃棄物）
第一処分委託業者
↓（焼却後残渣）
第二処分委託業者

産業廃棄物管理体制図

（別紙）



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事　熊谷 俊人 殿

提出者　270-0034

住所 千葉県松戸市新松戸1-380

法人名 医療法人財団明理会

代表者 松尾 亮太

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-345-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人財団明理会　新松戸中央総合病院
事業場の所在地	千葉県松戸市新松戸1-380
事業の種類	大分類　医療・福祉　中分類 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日　から　令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	260 t	全処理委託量	200 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	200 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	50 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	全前年度（令和5年度）	204.78 t
	前年度（令和6年度）	189 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
前年度11月より電子マニフェストを導入いたしました。

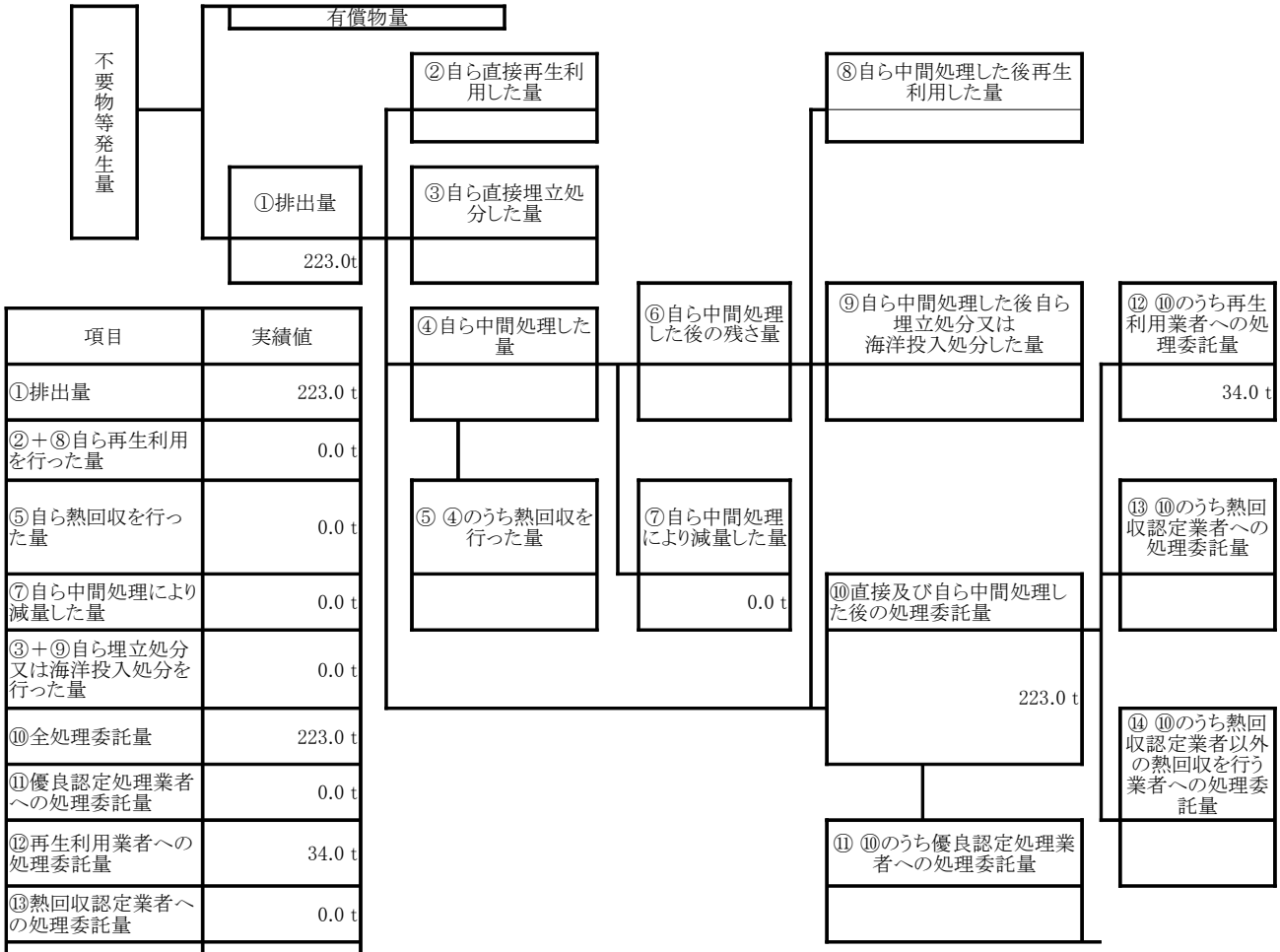
（日本産業規格　A列4番）

N0.1

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　**感染性産業廃棄物**　）

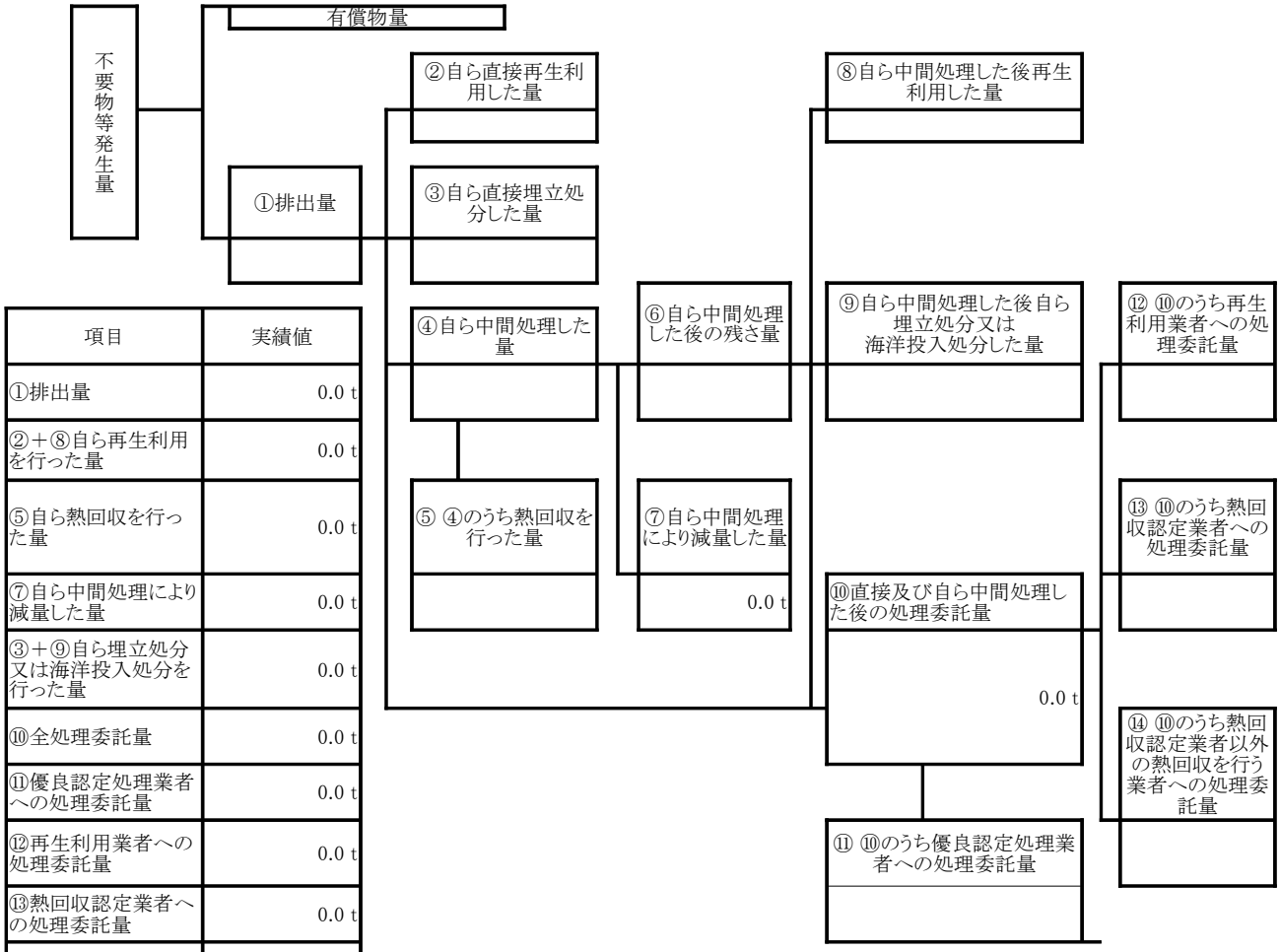


項目	実績値
①排出量	223.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	223.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	34.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.2

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

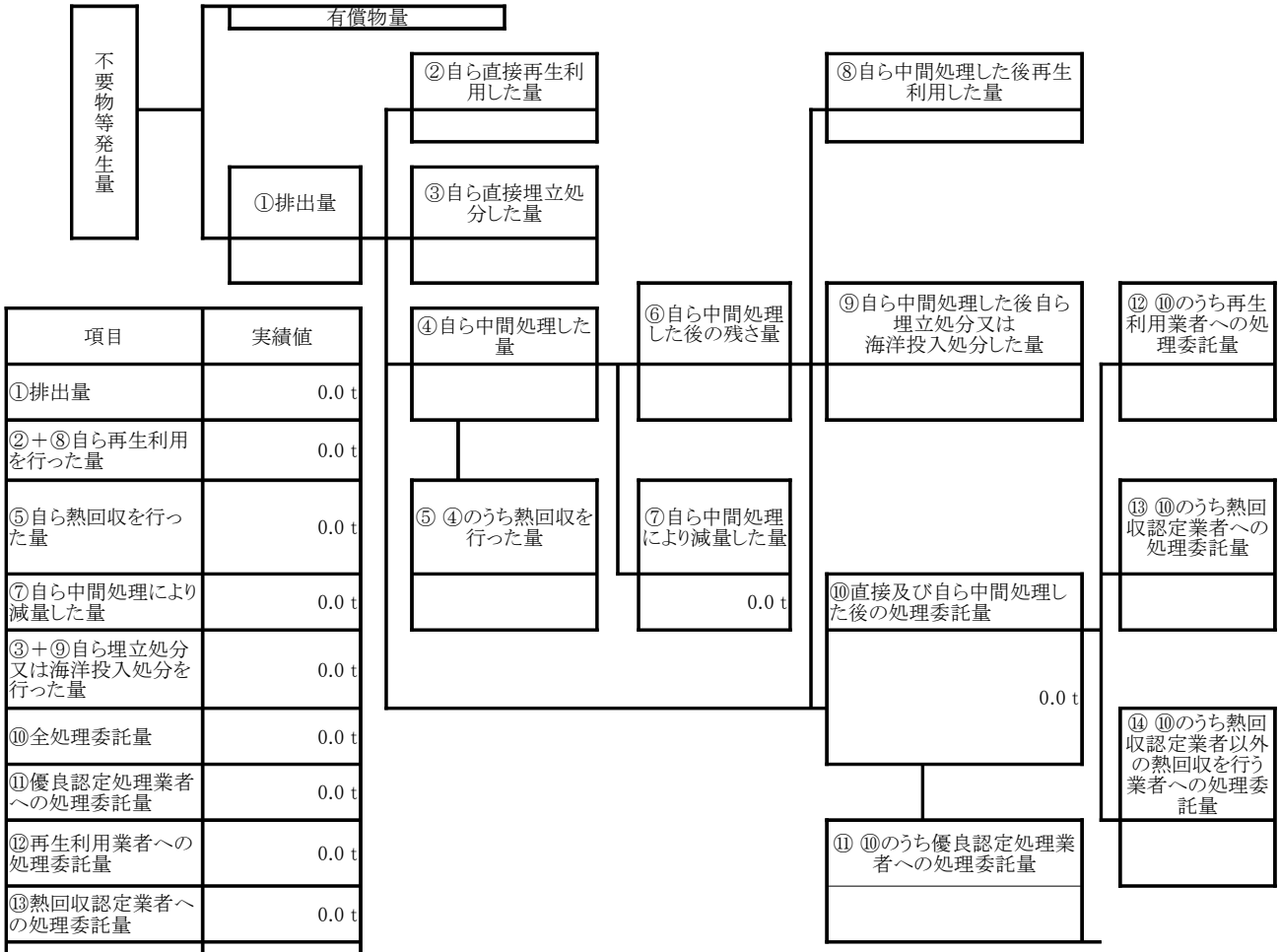


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.3

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



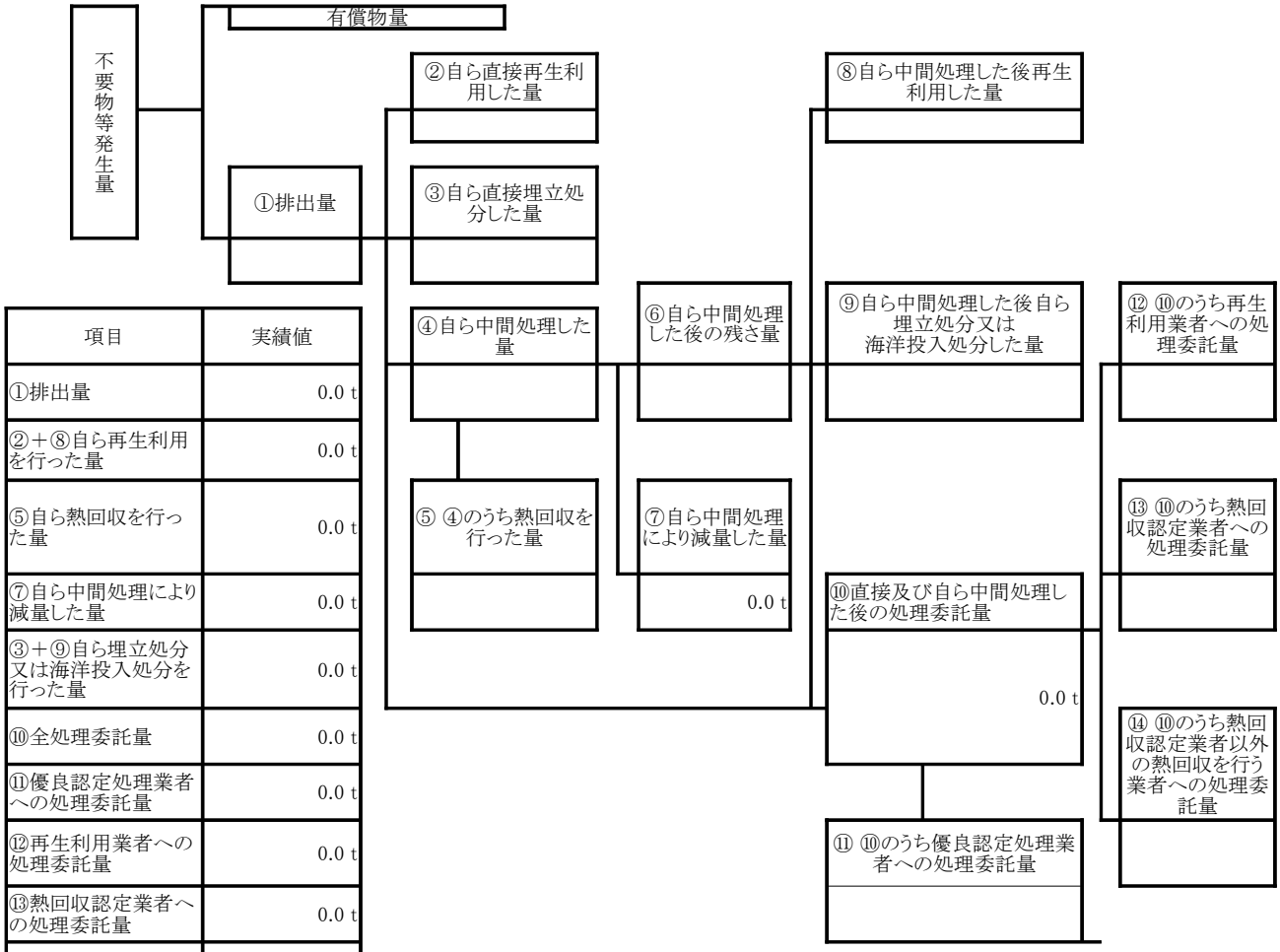
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.4

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



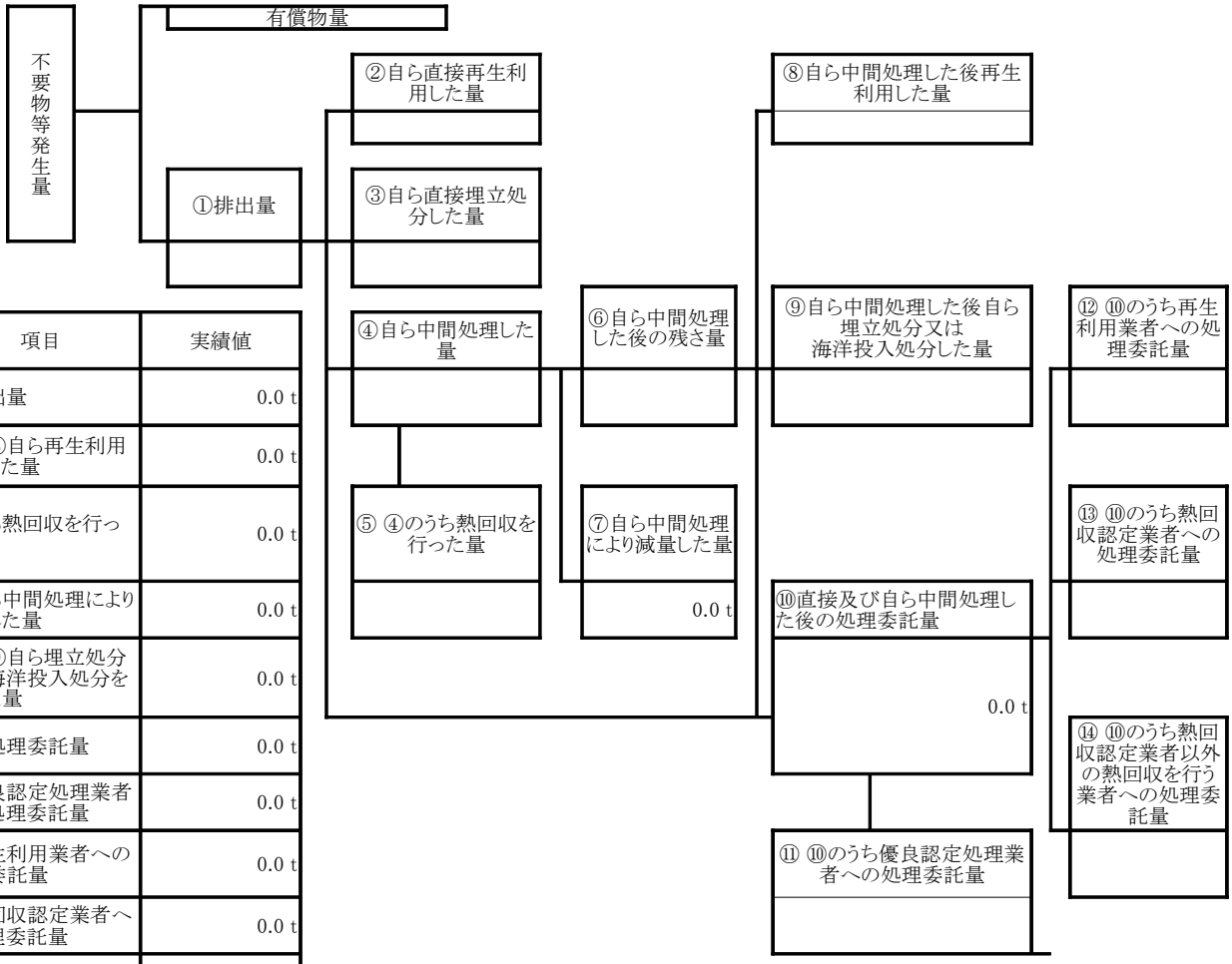
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.5

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



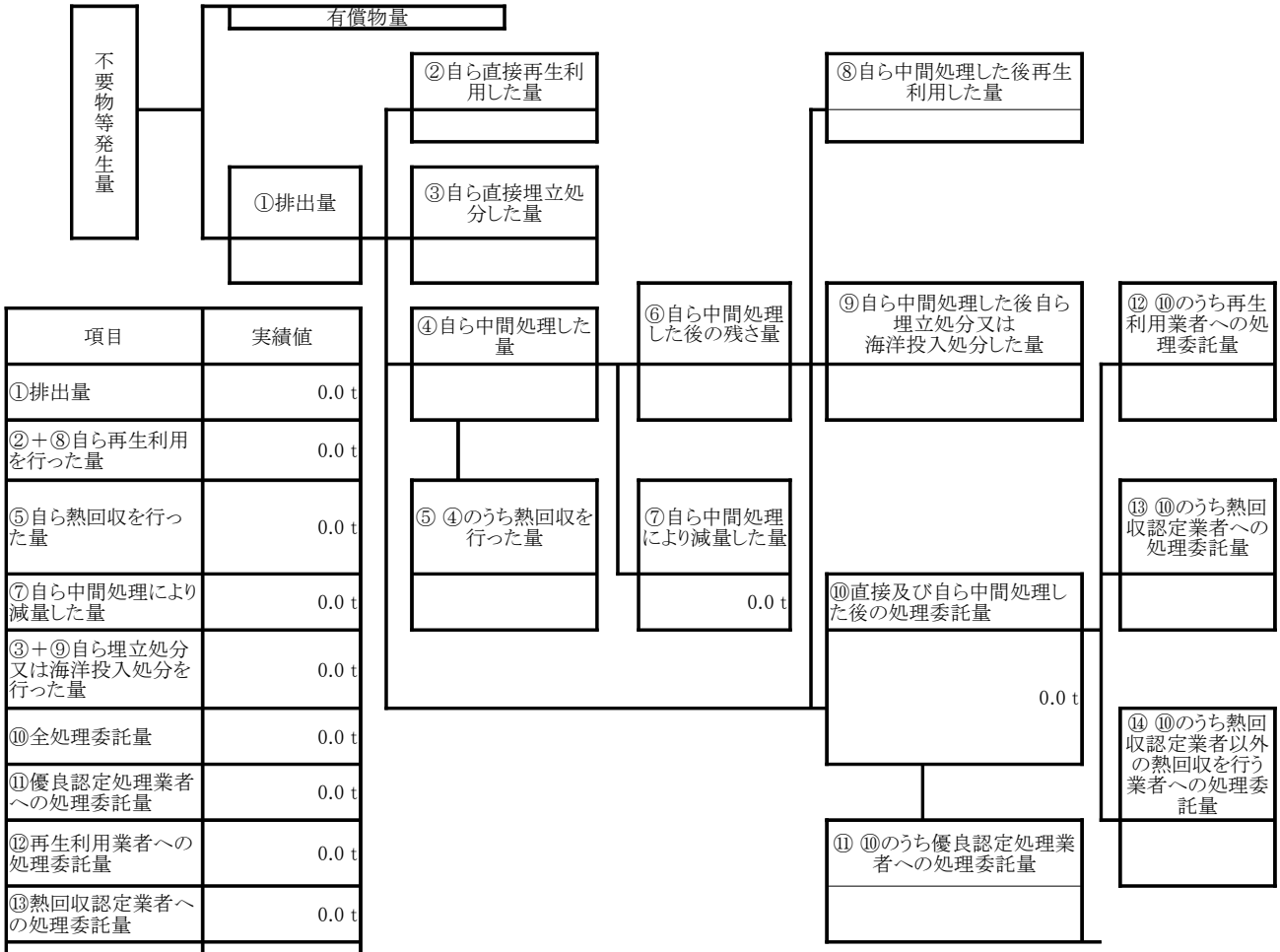
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.6

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

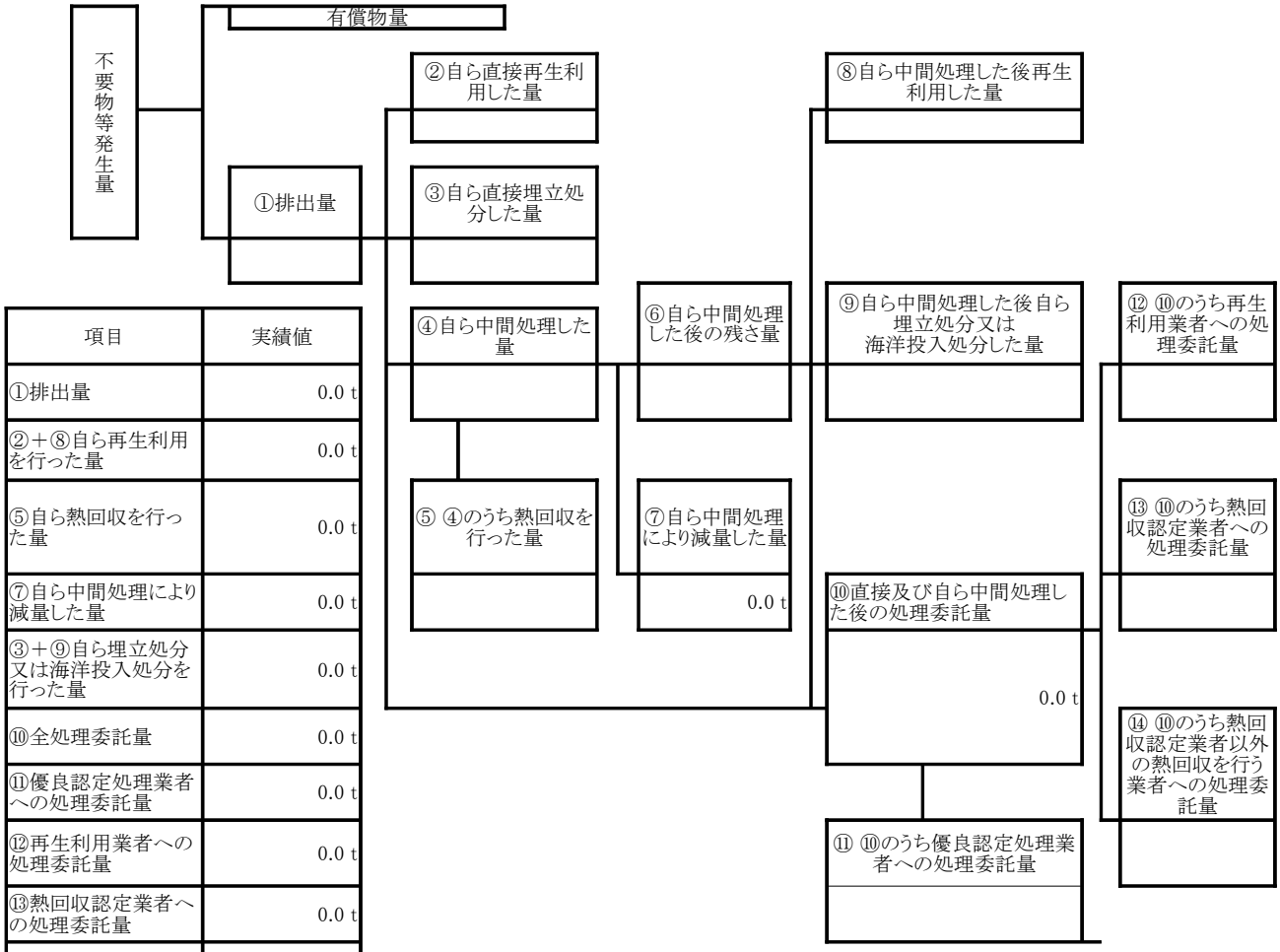


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.7

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

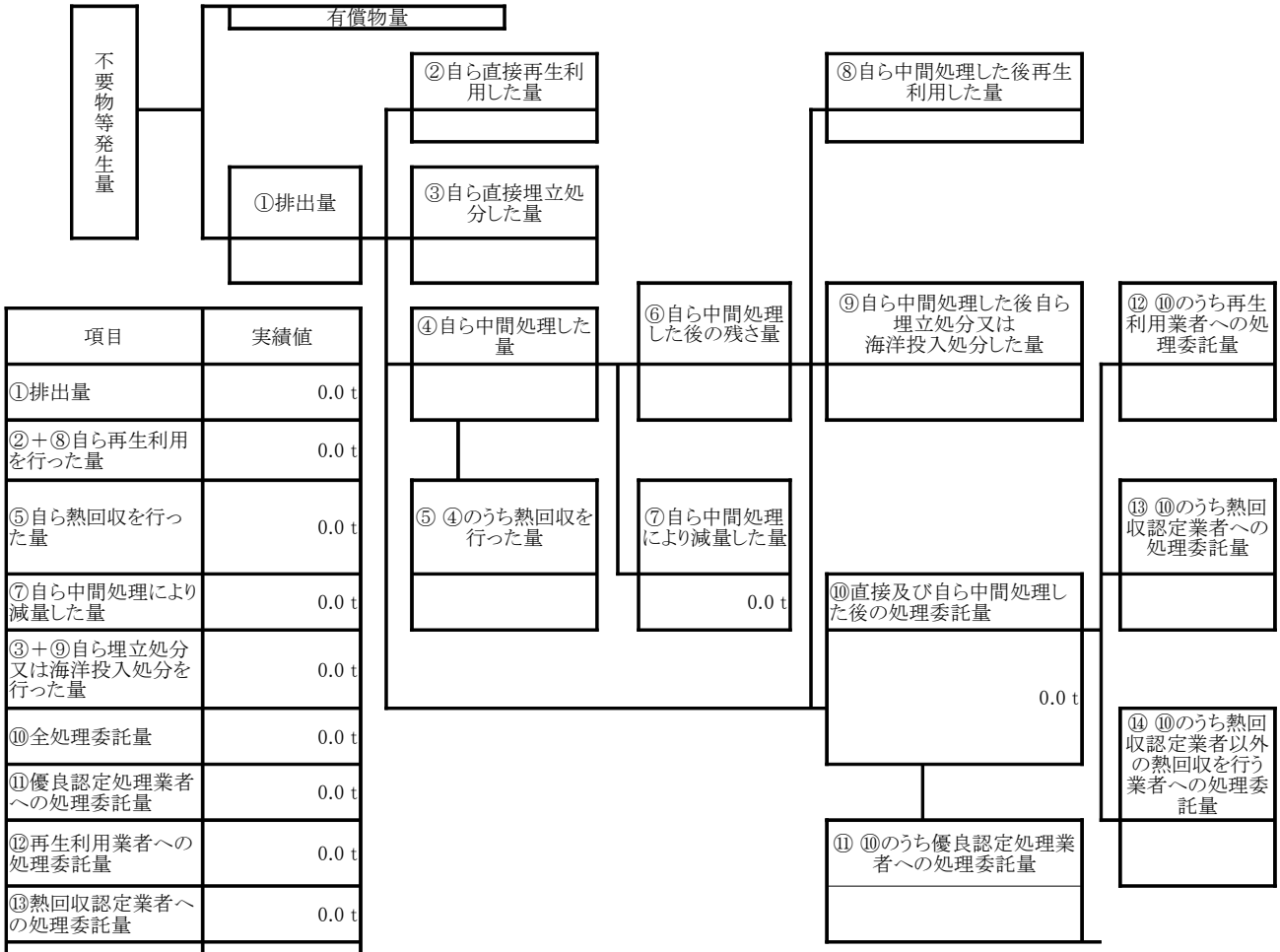


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.8

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

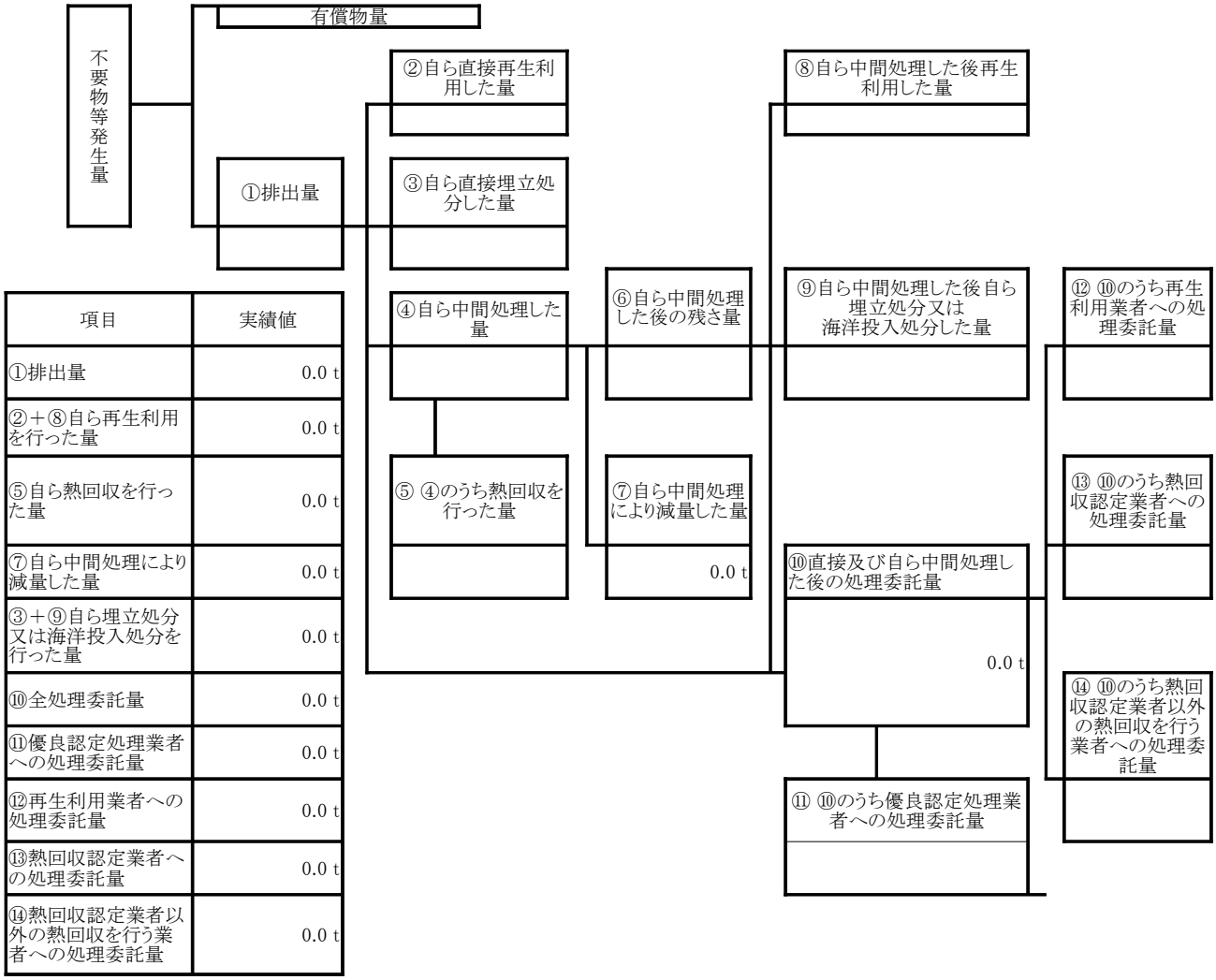


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.9

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

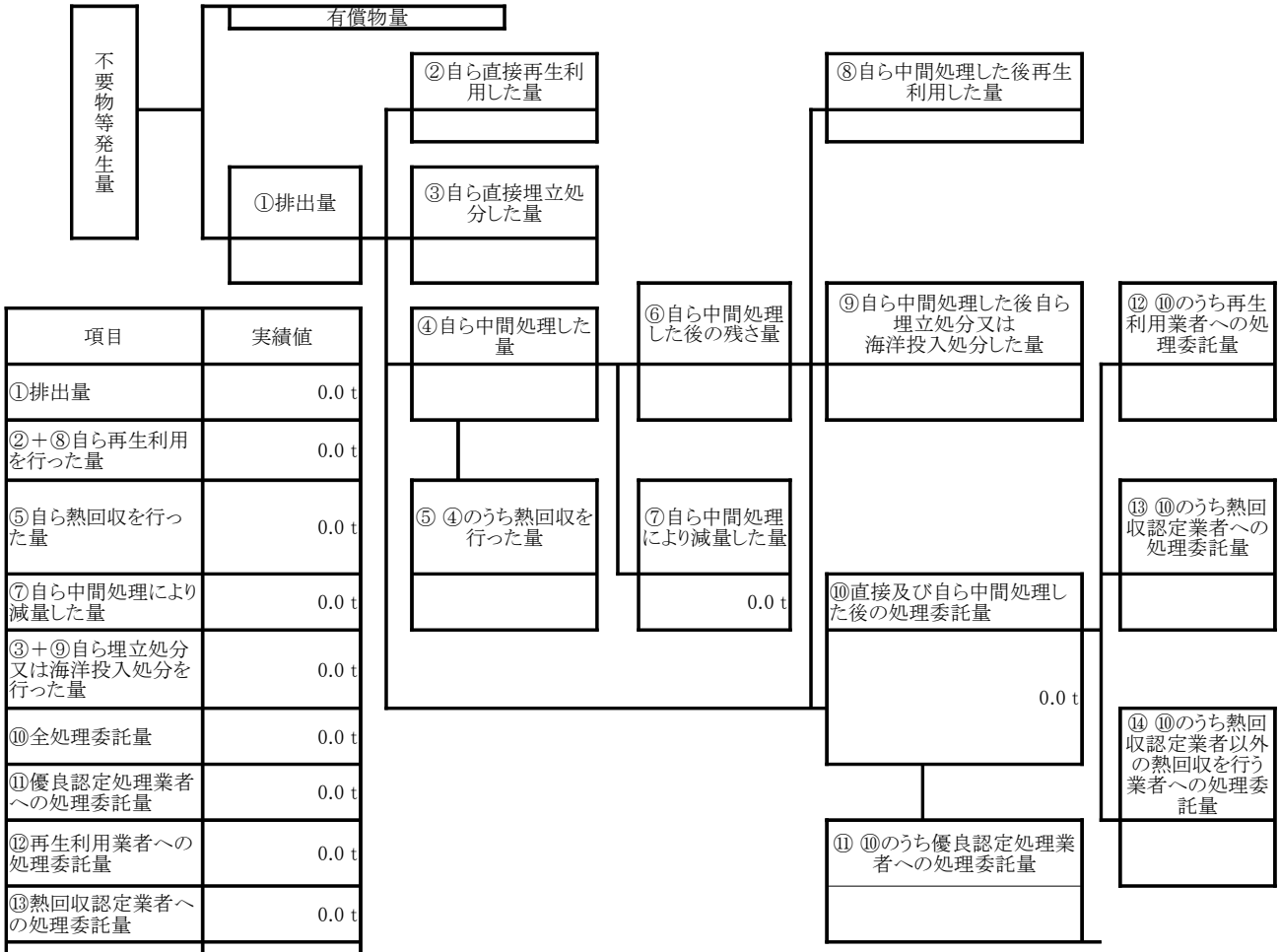


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.10

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

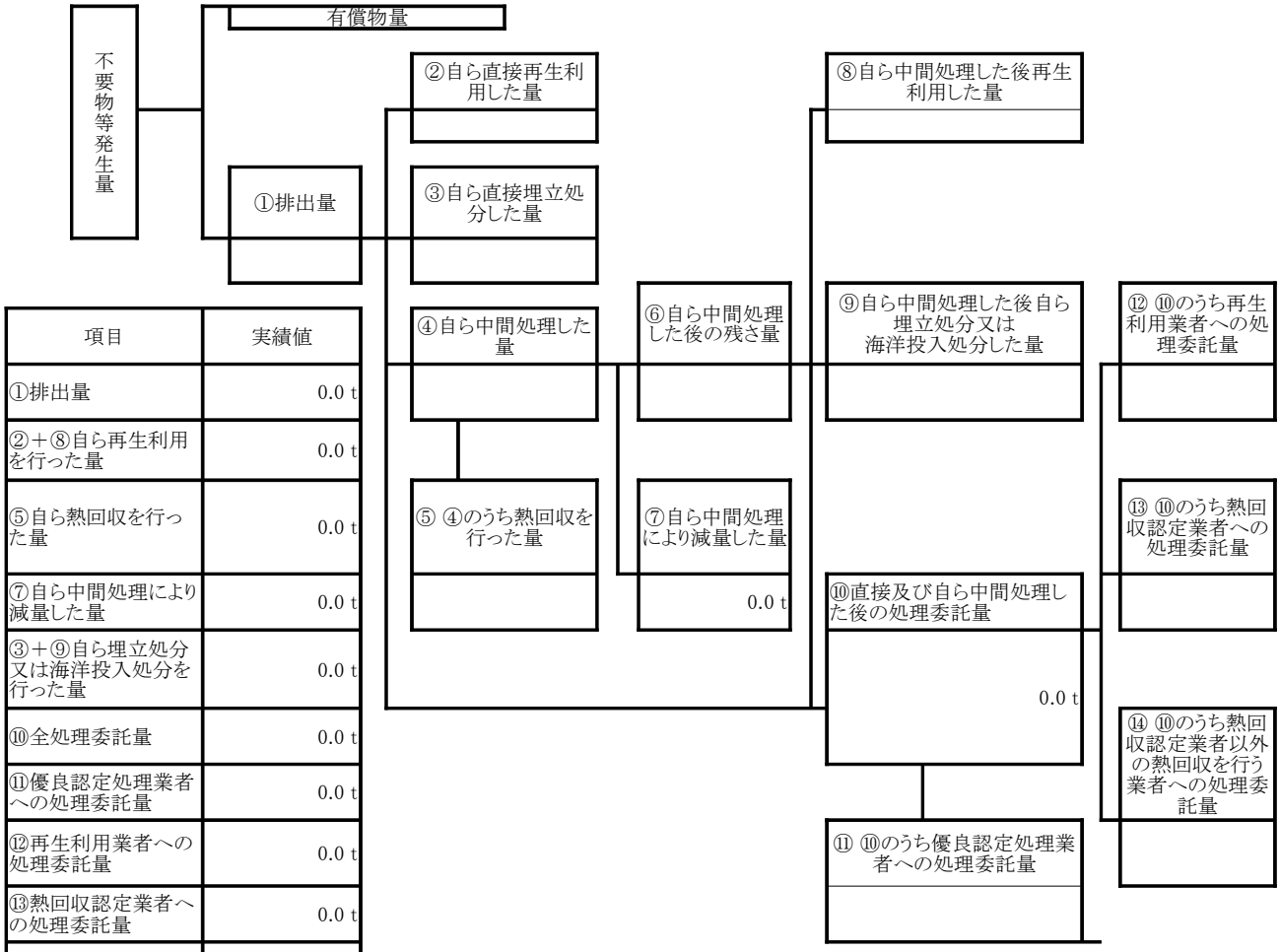


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.11

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

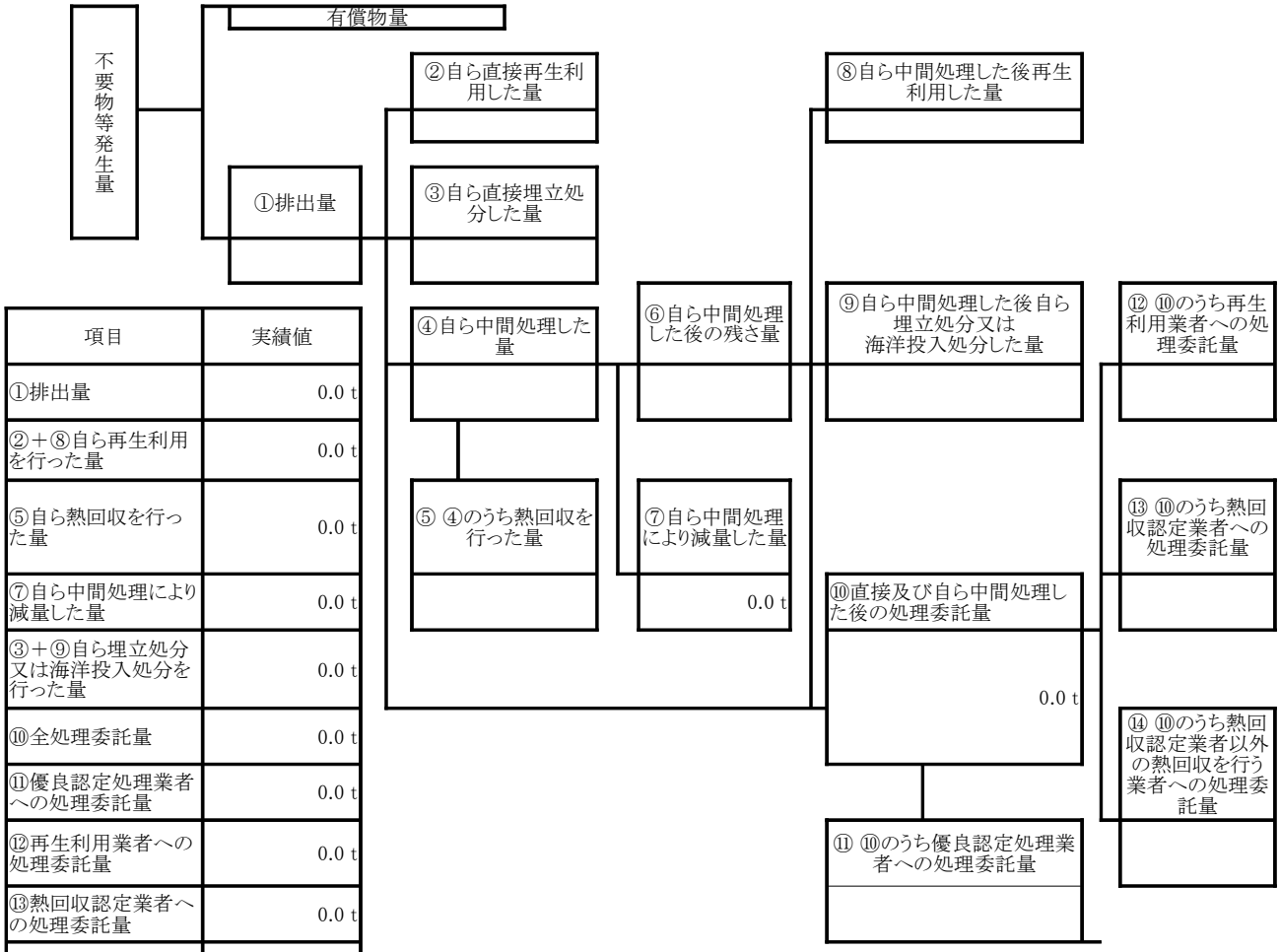


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.12

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

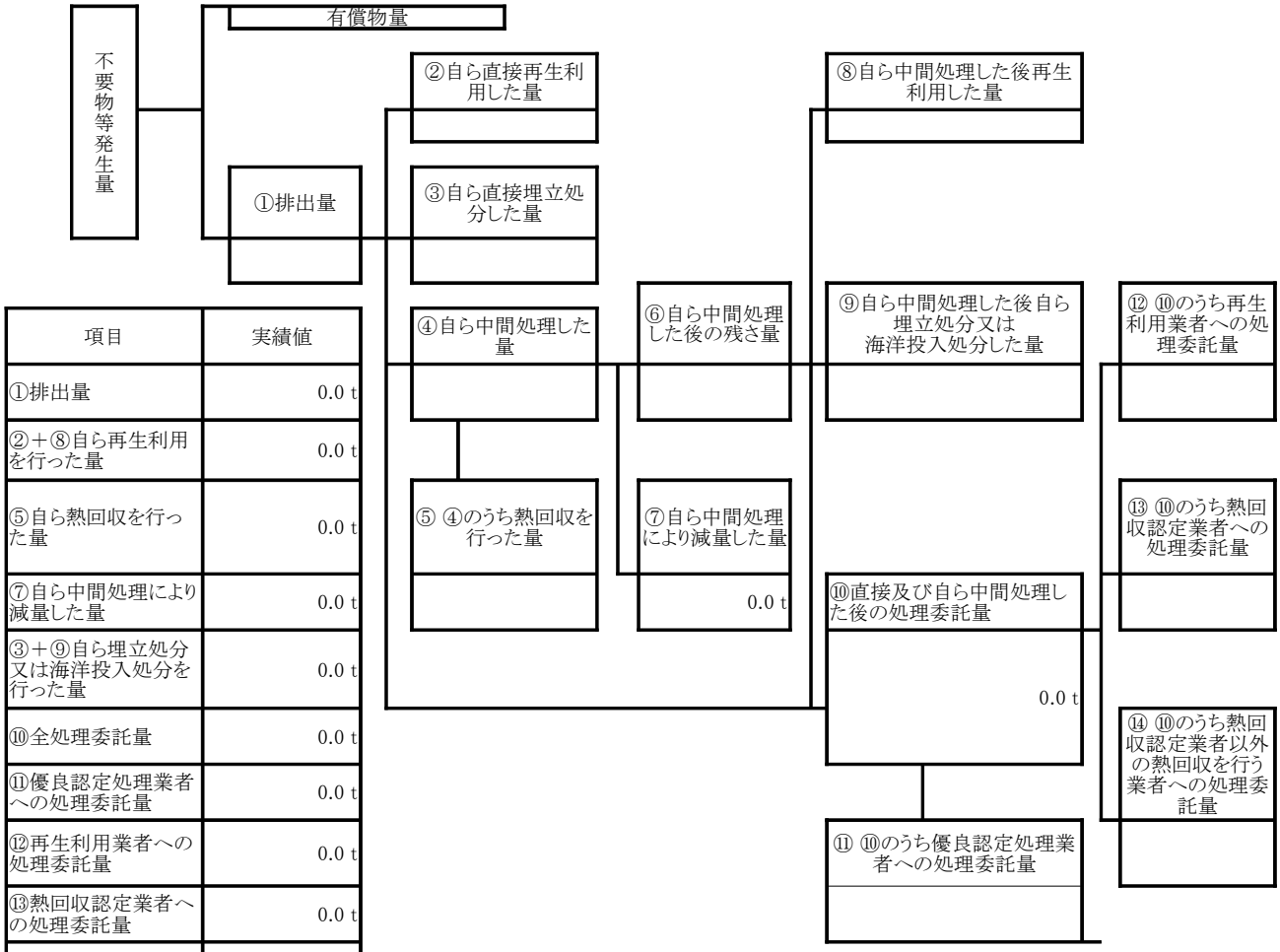


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.13

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



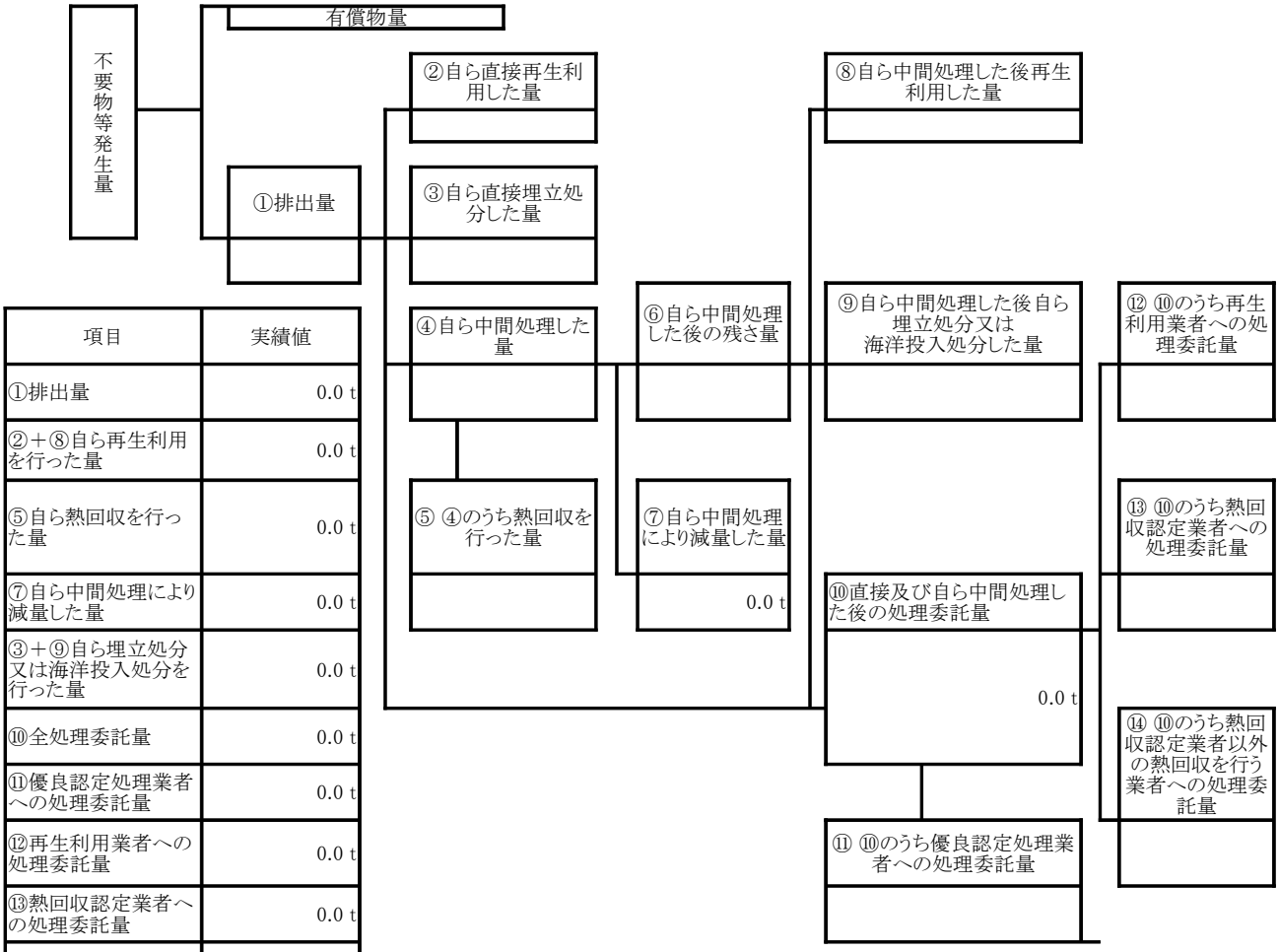
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.14

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

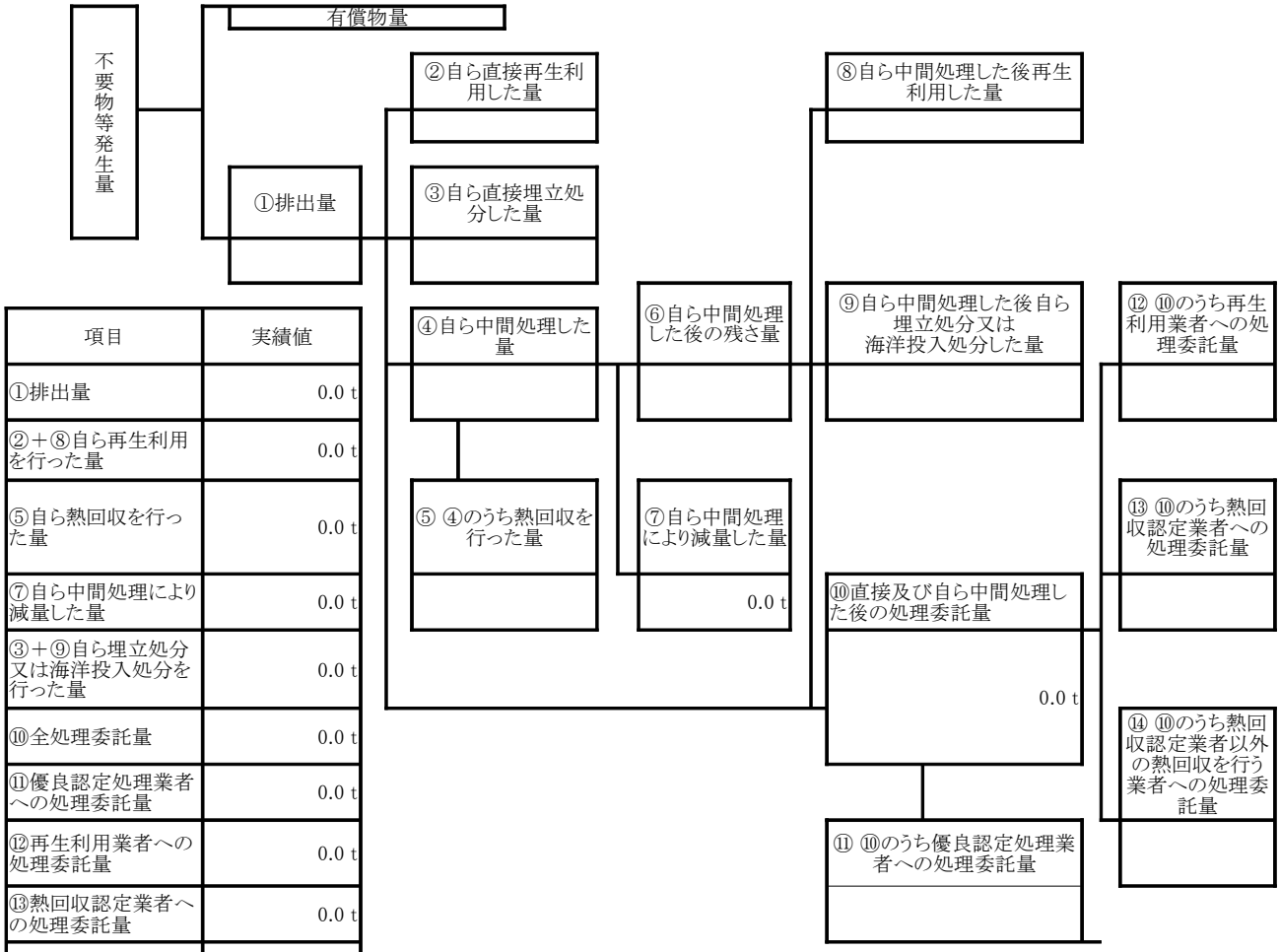


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.15

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



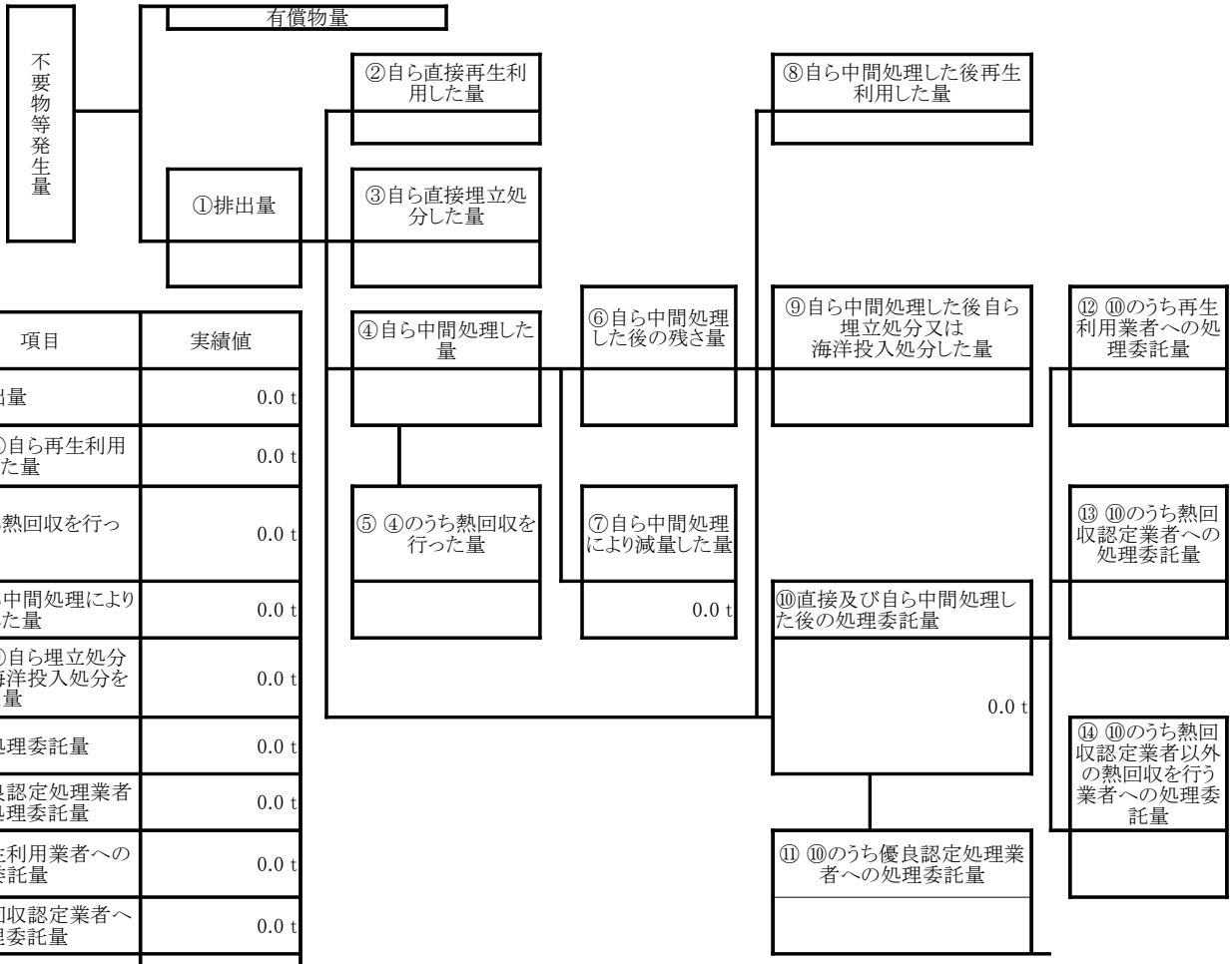
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.16

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）



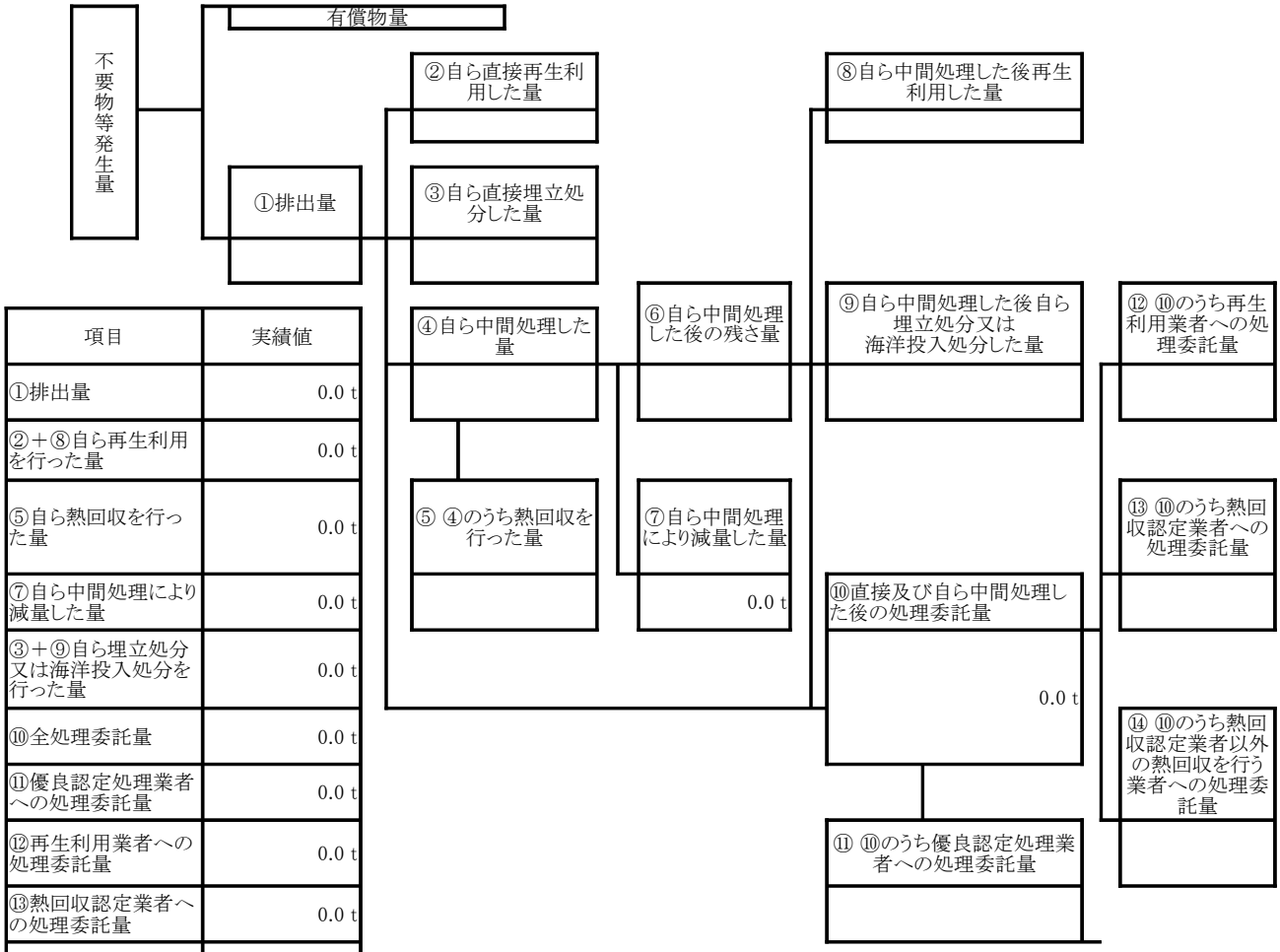
項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.17

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　　）

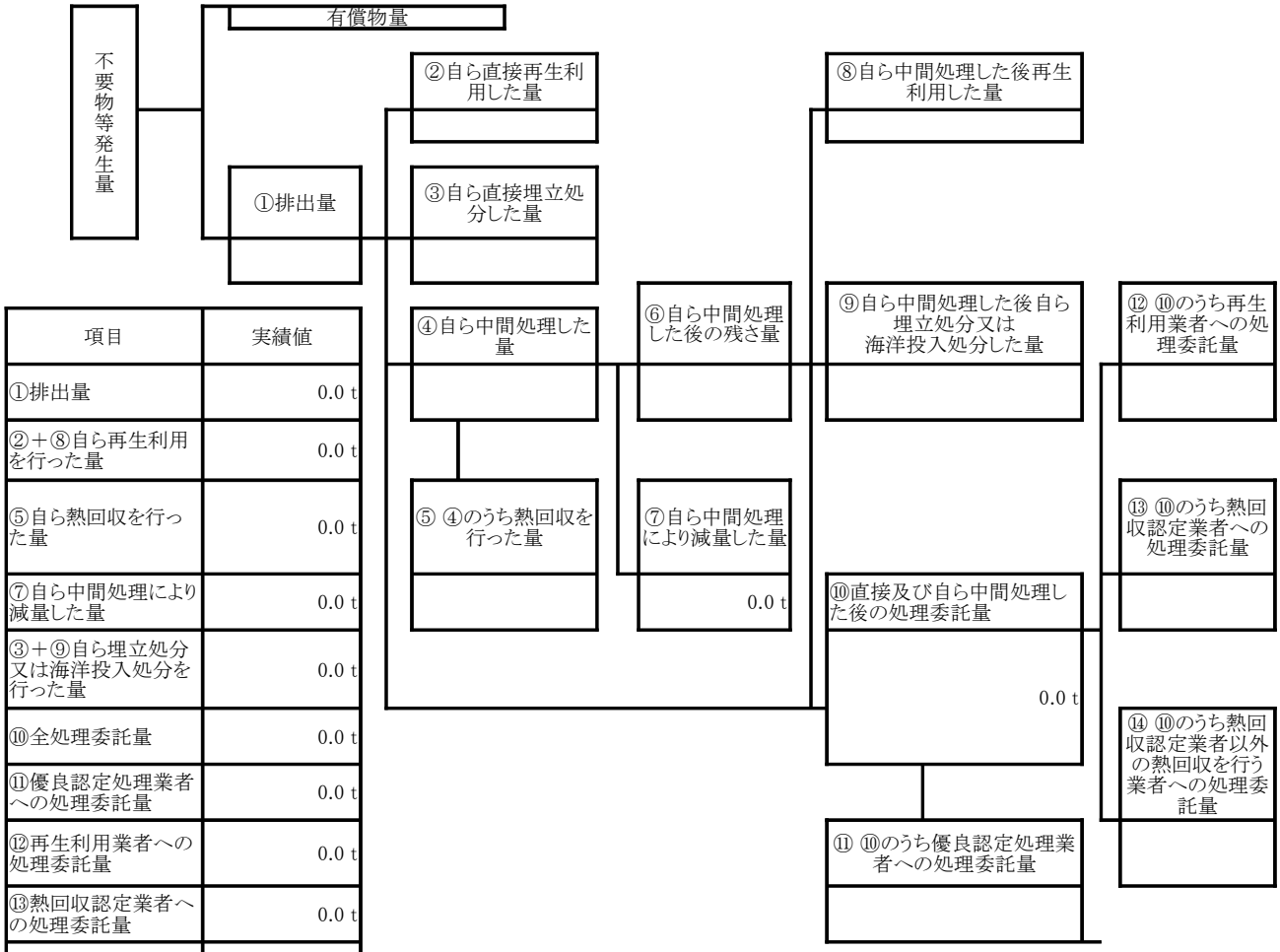


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.18

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

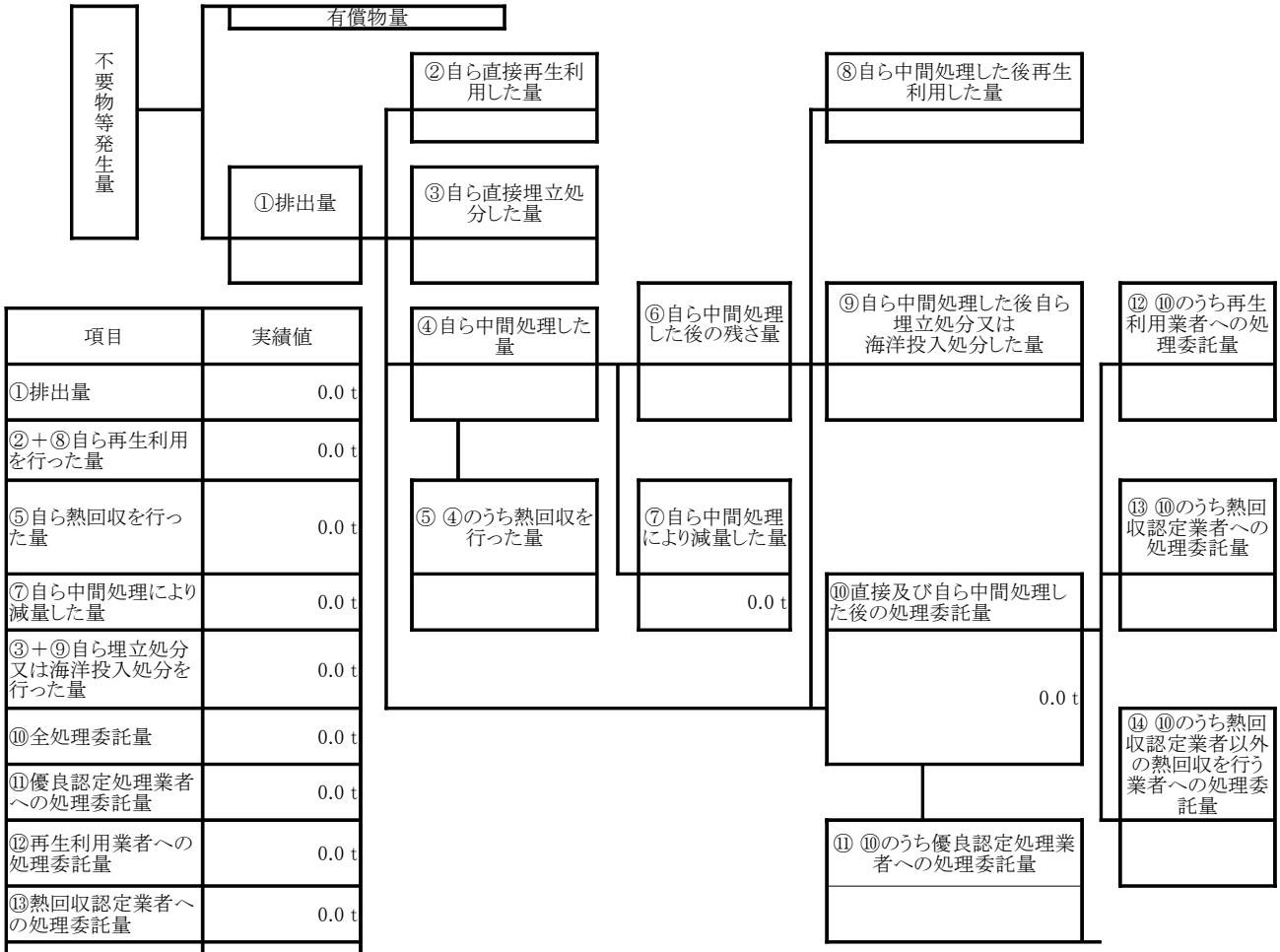


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.19

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）

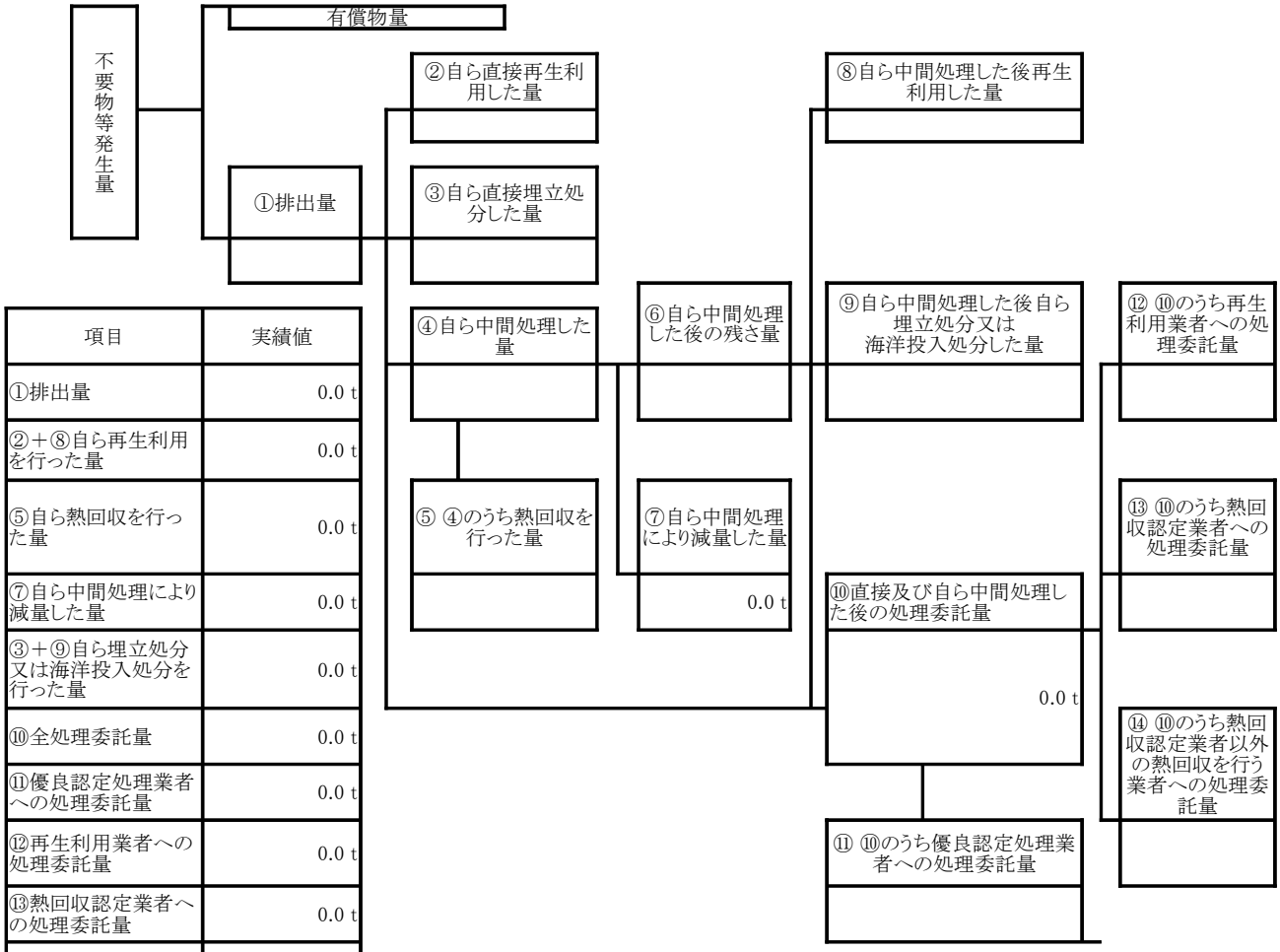


項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

N0.20

（第2面）

計画の実施状況　（特別管理産業廃棄物の種類:　）



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考
1 翌年度の6月30日までに提出すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること

正

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 17 日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒297-0035

住　所　千葉県茂原市下永吉796

氏　名　医療法人社団 東光会 茂原中央病院　理事長　中村　毅

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0475-24-1191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団 東光会 茂原中央病院
事業場の所在地	千葉県茂原市下永吉796
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	165床
③従業員数	297人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

千葉県 長生地域振興事務所 -7.6.17 地域環境保全課 収受

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	58.818　t	t

（これまでに実施した取組）
・医療廃棄物に関しての感染性・非感染性についての分別を職員に対して周知徹底させ、減量化を図る。
・病院作成の感染性廃棄物処理計画書に従い、運用に努めている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	49　t	t

（今後実施する予定の取組）
・注射針等の医療廃棄物使用量削減の目標を掲げて減量化を図る。
・上記、現状の取り組みを引き続き、継続して減量化を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・紙オムツ・ガーゼ類：専用バイオハザードダンボールにて保管。
・注射針・注射器等の医療廃棄物：専用針捨てBOX・容器にて保管。
・感染性廃棄物の保管場所をそれぞれ分別して保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・現状維持。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	（今後実施する予定の取組 ） ・特になし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
・特になし。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）
・特になし。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	58.818 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	58.818 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）
・処理委託を行う特別管理産業廃棄物は、中和・無害化処理を実施している。　　・委託先との連携を強化。

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	49 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	49 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組） ・現状維持。 ・上記、現状の取り組みを引き続き、継続して減量化を図る。		
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和６年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	58.818 t	
		（今後実施する予定の取組等） ・電子マニフェスト移行について、具体的な登録準備を行う様、努める。 ・処理業者について電子マニフェスト対応可能な事業者と連携を図る。		
	※事務処理欄			

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

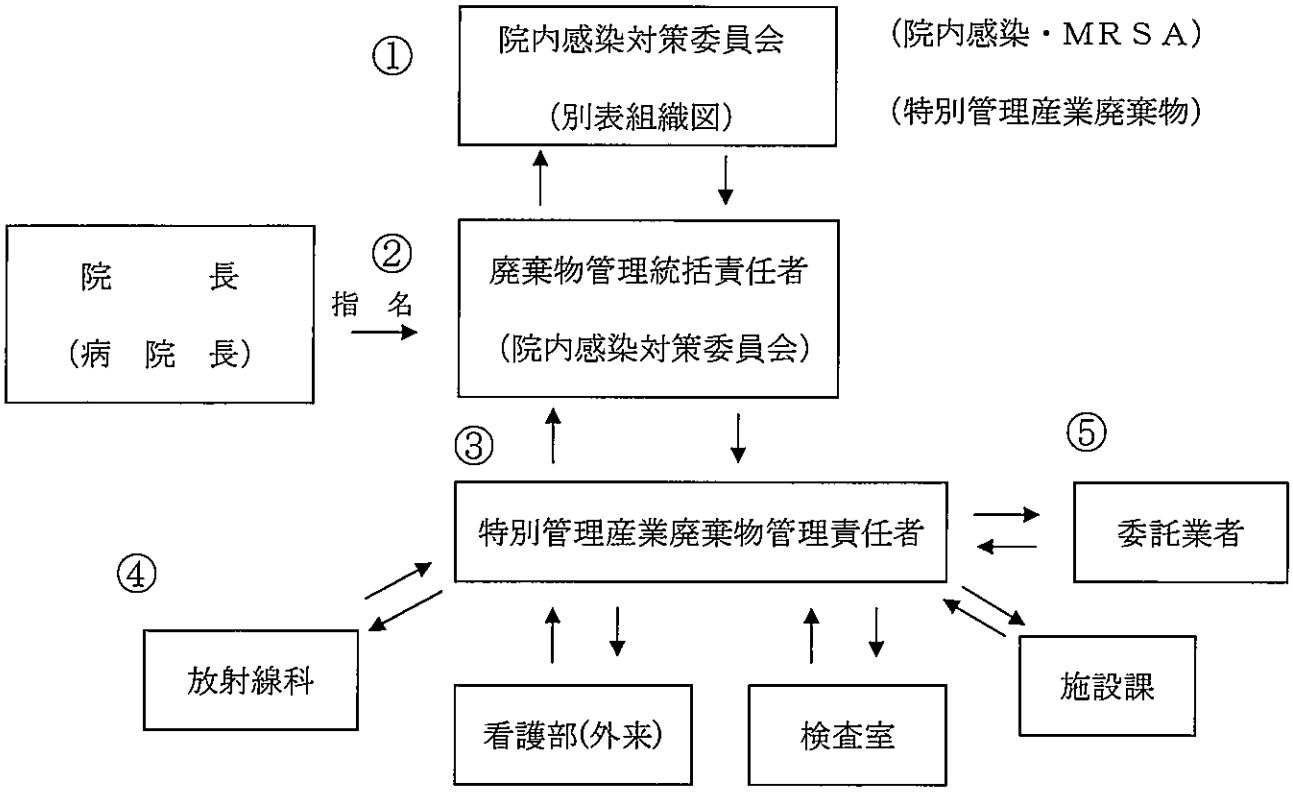
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

２．管理組織



① 院内感染対策委員会の役割
- 中・長期的な処理計画の策定を行う。
- 管理規定の作成（変更）を行う。
- 各部門の懸案事項の調整を図る。
- 廃棄物に関する全般的（減量化・資源化・設備・処理方法・委託等）の決定を行う。

② 廃棄物管理統括責任者の役割
- 院長より指名を受けた管理統括責任者は、廃棄物に関する病院内の最高責任者であり特別管理産業廃棄物管理責任者、各部門、委託業者からの報告を受け定期的に又は必要に応じて院内感染対策委員会を招集する。

③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割
- 各部門からの報告や懸案事項を廃棄物管理統括責任者に報告するとともに、廃棄物に関する実務的な業務の責任者となる。

④ 各部門の役割
- 廃棄物の減量化に努め、針刺し等の事故に注意して適切な取扱いを行う。
  職員からの報告や懸案事項を特別管理産業廃棄物責任者に報告するとともに、廃棄物の現場責任者となる。

⑤ 委託業者の役割
- 当院の医療廃棄物の運搬・処理を法に従い、適正に業務を行う。

〔特別管理産業廃棄物の一連の処理工程フロー〕

感染性廃棄物(58.818t)

発生場所

外来処置室　　看護部病棟　　検査科

種類

1．血液等、血液製剤　2．手術等により排出される病理廃棄物
3．血液が付着した鋭利なもの　4．病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具、培地　5．その他血液が付着したもの
6．廃プラ、チューブ、脱脂綿、ガーゼ等　7．オムツ類

梱包

1．プラスチック容器　(液状又は泥状物)
2．プラスチック容器　(固形状物)
3．プラスチック容器　(鋭利な物、バイヤル・アンプルビン等)
4．黒ゴミ袋　(オムツ類)

表示

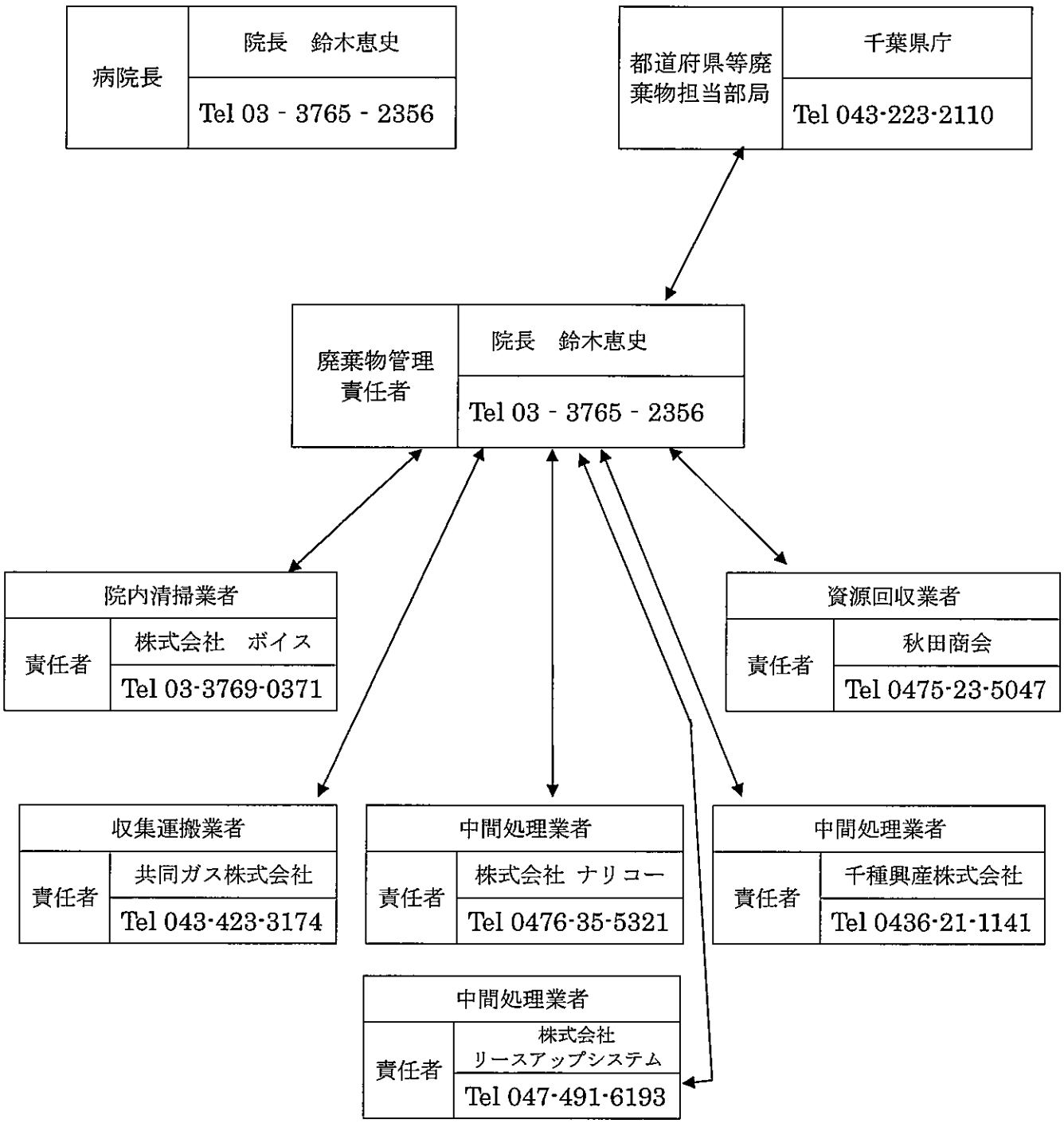
1．プラスチック容器　(液状又は泥状物)(バイオハザードマーク　赤)
2．プラスチック容器　(固形状物)(バイオハザードマーク　橙)
3．プラスチック容器　(鋭利な物)(バイオハザードマーク　黄)
4．ダンボール　(オムツ類)(バイオハザードマーク　橙)

感染性廃棄物の発生した各部署にて指定された保管庫へ責任を持って搬送。

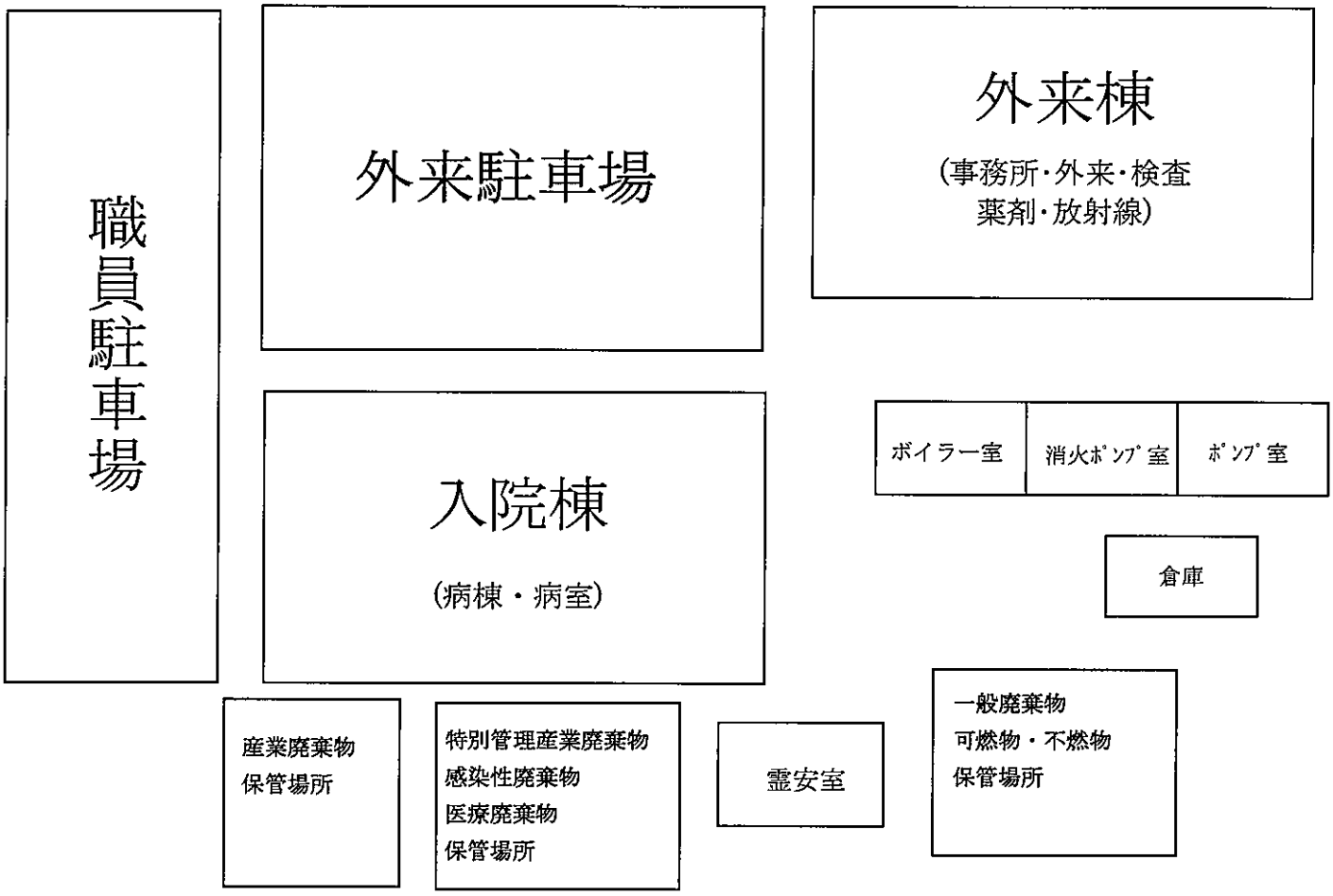
収集運搬業者委託(週 3 回)

処理委託

２．緊急時の連絡体制に関する事項



保管場所略図


職員駐車場
外来駐車場
外来棟
(事務所・外来・検査
薬剤・放射線)
入院棟
(病棟・病室)
ボイラー室
消火ﾎﾟﾝﾌﾟ室
ﾎﾟﾝﾌﾟ室
倉庫
産業廃棄物
保管場所
特別管理産業廃棄物
感染性廃棄物
医療廃棄物
保管場所
霊安室
一般廃棄物
可燃物・不燃物
保管場所
職員駐車場
川

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

正

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 17 日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒297-0035
住 所　千葉県茂原市下永吉796
氏 名　医療法人社団 東光会 茂原中央病院
理事長 中村 毅
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 0475-24-1191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団 東光会 茂原中央病院
事業場の所在地	千葉県茂原市下永吉796
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49t	全処理委託量	49t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	49t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　60.237t 前 年 度　58.818t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

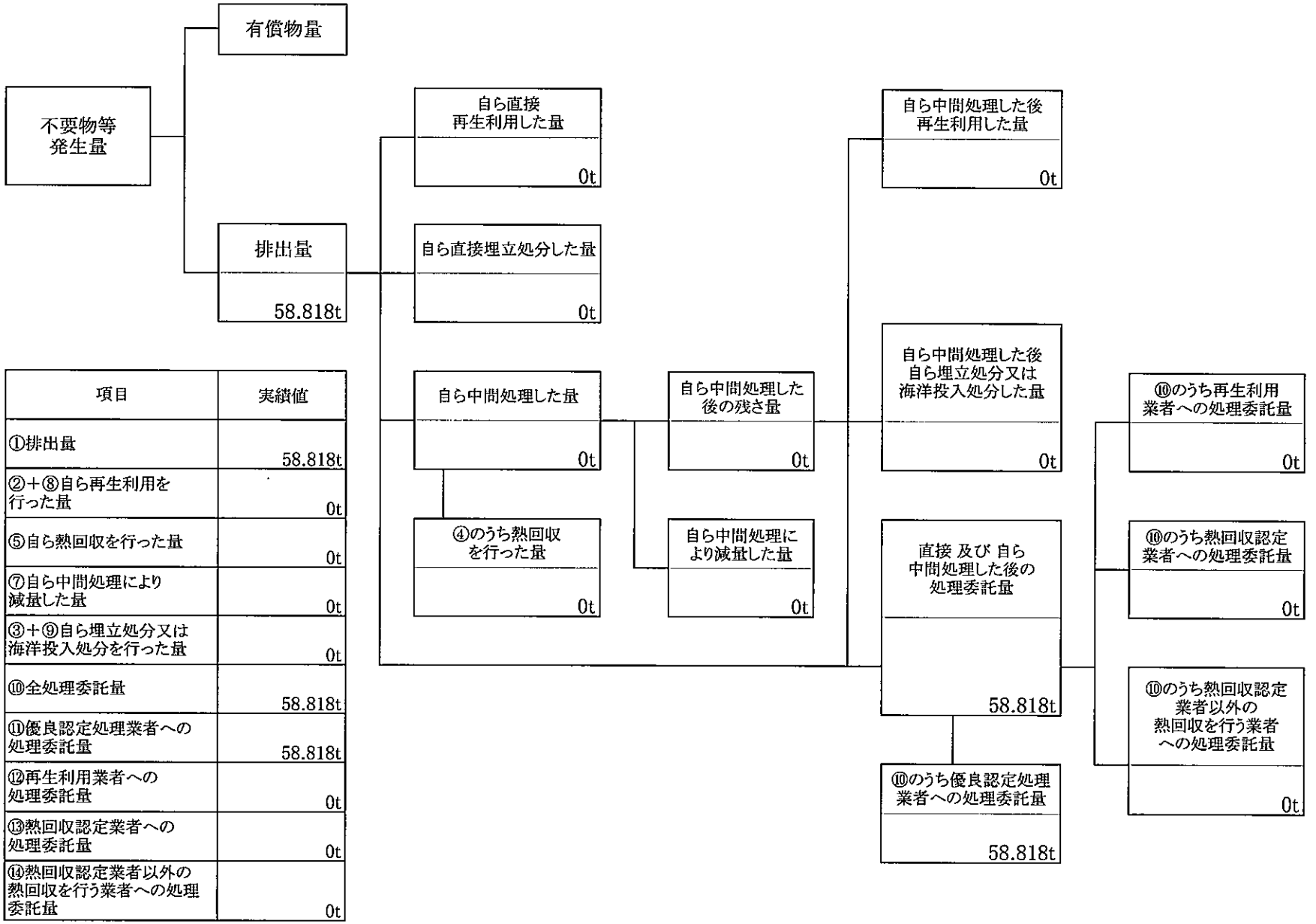
・電子マニフェストのシステムを把握する様、努める。

※事務処理欄	千葉県 長生地域振興事務所 7.6.17 地域環境保全課 収受

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　感染性廃棄物　　）



項目	実績値
①排出量	58.818t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	58.818t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	58.818t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　７年　６月　２７日

千葉県知事　　殿

提出者
住　所　　千葉県習志野市谷津４－６－１６
氏　名　医療法人社団保健会　谷津保健病院
院長　宮﨑　正二郎
電話番号　０４７－４５１－６０００

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団保健会　谷津保健病院
事業場の所在地	千葉県習志野市谷津４－６－１６
計画期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療・福祉　病院
②事業の規模	２７４　　床
③従業員数	４６０　　名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業所：医療法人社団保健会　谷津保険病院 ↓ 収集運搬業者（委託） ↓ 中間処理業者（焼却処理）（委託） ↓ 最終処分

（日本工業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

廃棄物委員会組織図（別紙１）</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>１３２.０８２ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じ滅菌再使用できる器具を用いる。
・ディスポ製品の使用削減。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>１２０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記内容を今後も継続。
・リサイクルできる器具を率先して導入。
・分別の徹底。</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・鋭利物と固形物</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・鋭利物と固形物
・一般廃棄物及び産業廃棄物の混入を出来るだけ防ぐ。</td></tr>
</table>

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

② 現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
・感染性廃棄物の特殊性によりこれら廃棄物の再生利用について行ったことはない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）
・今後についても再生利用の予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

③ 現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
・自ら施設を設置し処理はしていない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）
・今後も施設を設置する予定はない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

④ 現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
・感染性廃棄物の直接埋立は、妥当な処理ではないので、行ってはいない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）
・今後もない。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

⑤ 現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
全処理委託量	１３２.０８２ｔ	ｔ
優良認定処理業者への処理委託量	１３２.０８２ｔ	ｔ
再生利用業者への処理委託量	２１.４７６ｔ	ｔ
認定熱回収業者への処理委託量	０ｔ	ｔ
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	０ｔ	ｔ

（これまでに実施した取組）
・中間処理後の残渣等については、出来る限り再生利用化を要望。
・専用の回収容器については使用後の再利用が不可能なので、出来る限りリサイクル容器の使用を推進している。
・環境負担の少ない製品を積極的に導入。
・病院機能評価に準じた廃棄物の取扱。

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性産業廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全 処 理 委 託 量</td><td>１２０ｔ</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>１２０ｔ</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>２０ｔ</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>０ｔ</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>０ｔ</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・上記実施内容の継続。
・　職員の環境意識向上。
・　分別を徹底していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">１３２．０８２ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

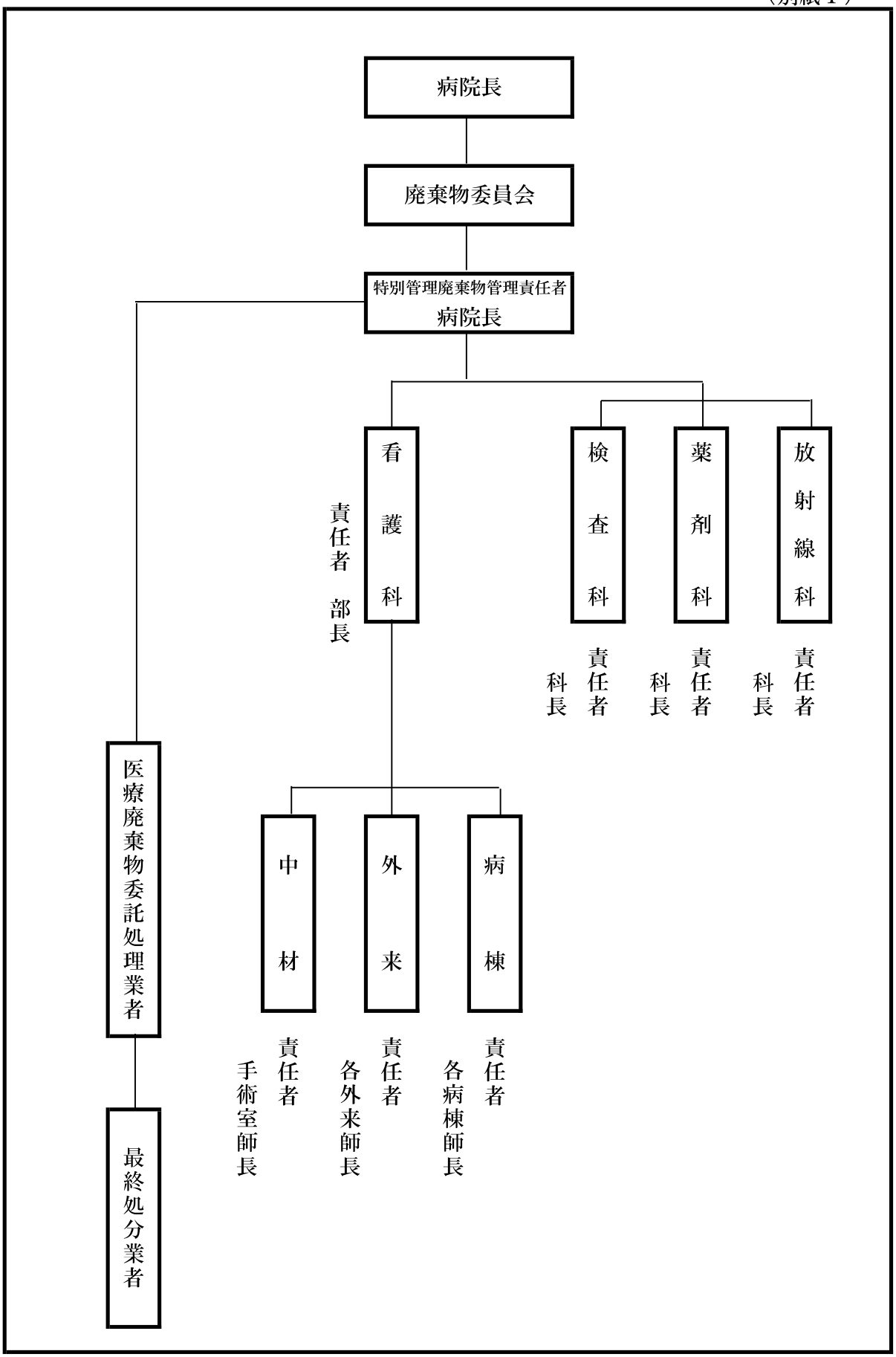
６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

【医療廃棄物の取扱に関する院内組織図】

（別紙１）



様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和　７年　６月　３０日

千葉県知事　殿

提出者
住　所　千葉県習志野市谷津４－６－１６
氏　名　医療法人社団保健会　谷津保健病院
院長　宮﨑　正二郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　０４７－４５１－６０００

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の２第 11 項の規定に基づき、令和６年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団保健会　谷津保健病院
事業場の所在地	千葉県習志野市谷津４－６－１６
事業の種類	医療・福祉 病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	７５ｔ	全処理委託量	７５ｔ
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	優良認定処理業者への処理委託量	７５ｔ
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	再生利用業者への処理委託量	１１ｔ
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者への処理委託量	ｔ
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ｔ	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	129.153ｔ
	前年度	132.082ｔ

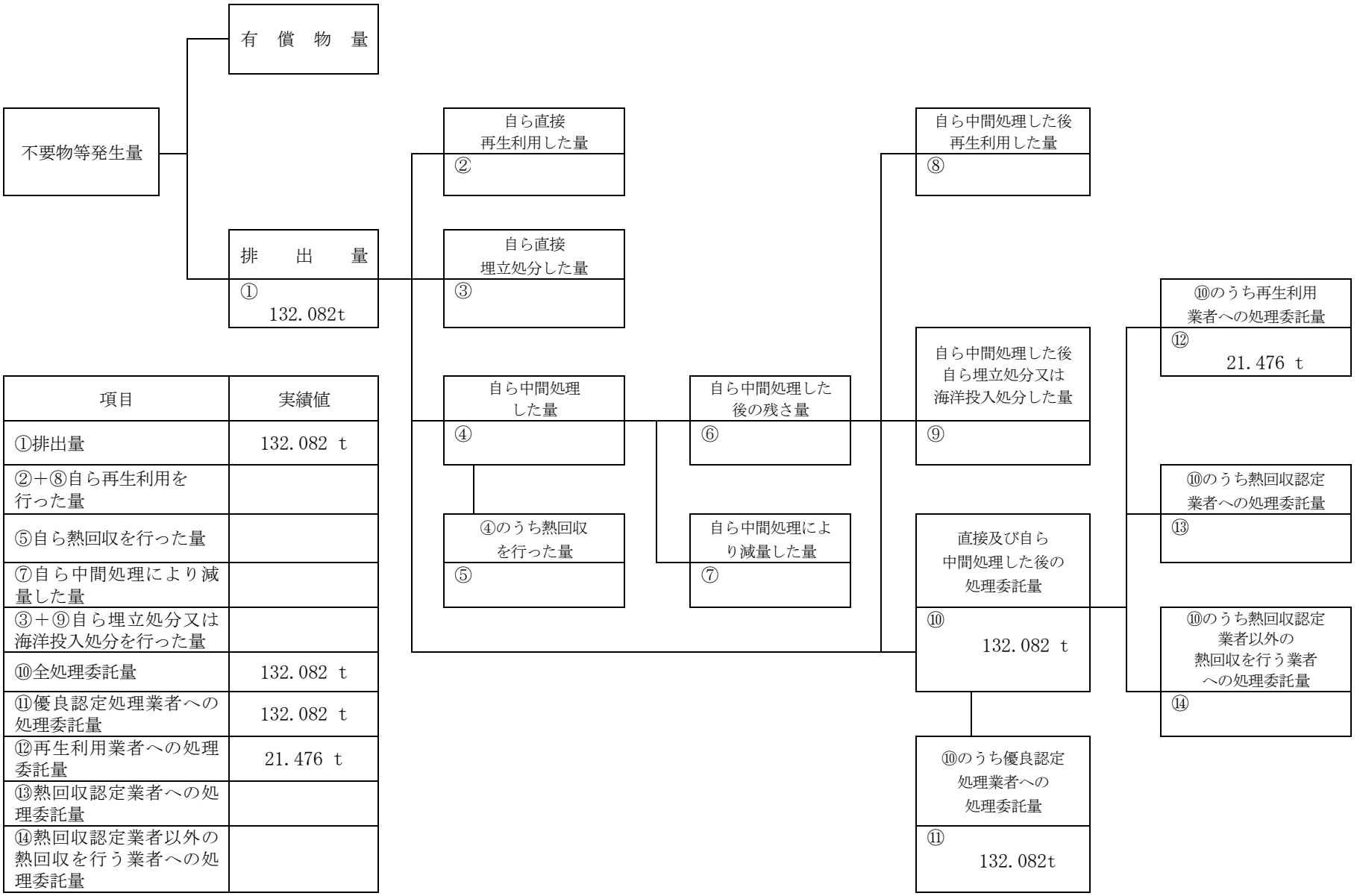
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）
令和元年12月より電子マニフェスト導入

※事務処理欄	

（日本工業規格　A列４番）

計画の実施状況

（ 特別産業廃棄物の種類：感染性廃棄物 ）



項目	実績値
①排出量	132.082 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	132.082 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	132.082 t
⑫再生利用業者への処理委託量	21.476 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

（第２面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 7 月 11 日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者〒297-0022

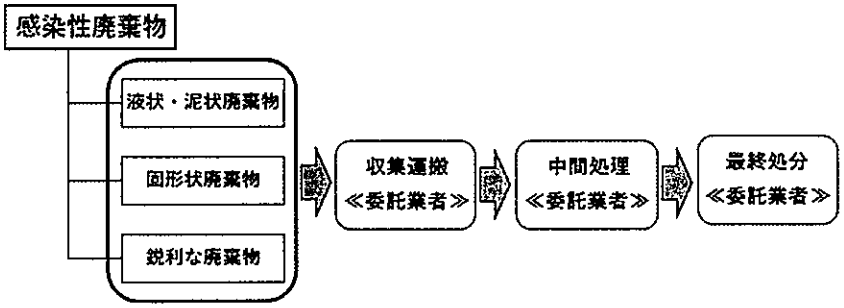
住　所　千葉県茂原市町保３番地

氏　名　医療法人社団上総会　山之内病院

院長　武田　將伸

電話番号　0475-25-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

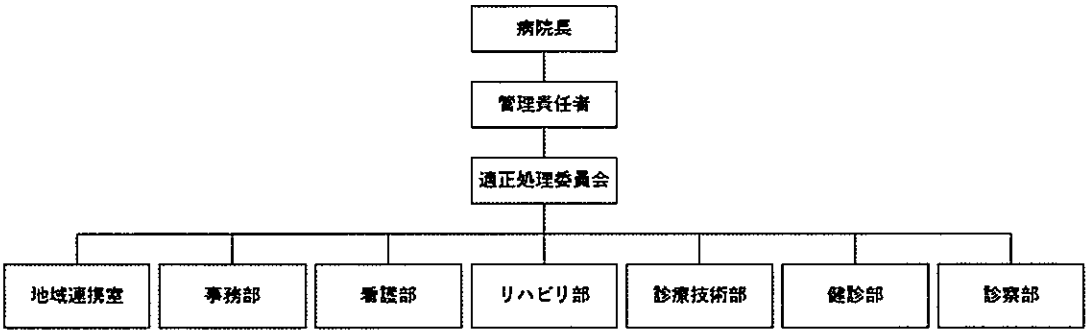
事業場の名称	医療法人社団上総会　山之内病院
事業場の所在地	千葉県茂原市町保3番地
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床　105床
③従業員数	225名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

千葉県
長生地域振興事務所
－7. 7. 11
地域環境保全課
収受

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	63.3　　t	t

（これまでに実施した取組）
1. 可燃ごみと感染性廃棄物の分別　強化
2. 非感染性廃棄物（廃プラ）と感染性廃棄物の分別　強化
※前年度に比べ入院稼働が大幅に上昇しております。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　　出　　量	49　　t	t

（今後実施する予定の取組）
1. 上記取り組みの再強化を図る

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
1. 液状、泥状廃棄物
2. 固形状廃棄物
3. 鋭利な廃棄物

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記による

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組 ）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	63.3 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	63.3 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	63.3 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・感染リスクの観点から再利用はできず、全てを熱回収処理として扱っている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	49 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	49 t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	49 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

・入院稼働がかなり増えたことによる感染性廃棄物が増加しているので、再度職員の分別の意識を向上させる。
・感染性廃棄物と一般可燃ごみの分別強化
・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	63.3 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）

・電子マニフェストの導入を令和7年度中に導入する。

※事務処理欄

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 7 月 11 日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

提出者　〒297-0022
住 所　千葉県茂原市町保3番地
氏 名　医療法人社団上総会 山之内病院
院長 武田 將伸
電話番号 0475-25-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人社団上総会 山之内病院
事業場の所在地	千葉県茂原市町保3番地
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49.0 t	全処理委託量	49.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	49.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	49.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	52.7 t
	前年度	63.3 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

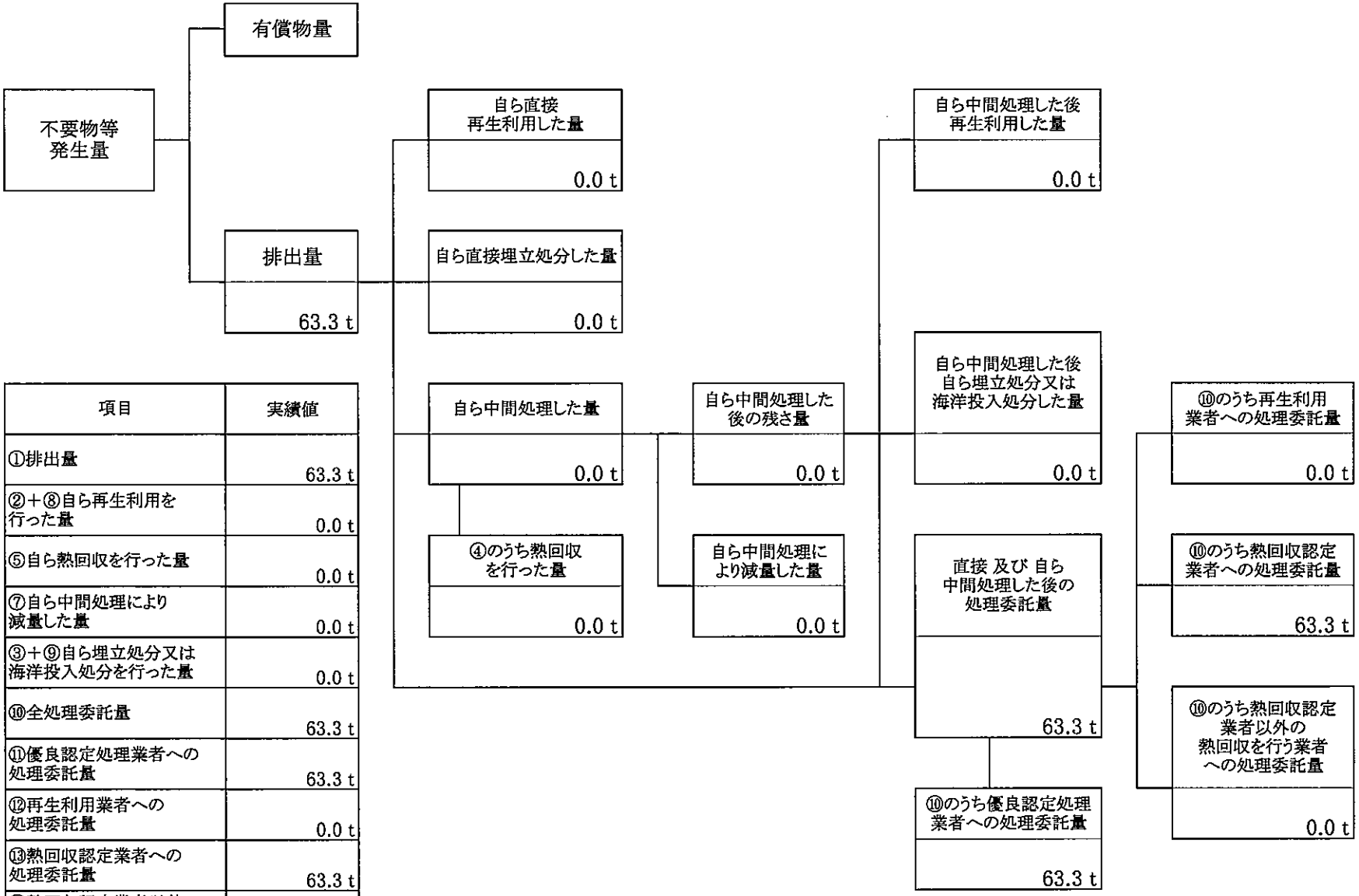
特になし

※事務処理欄	千葉県 長生地域振興事務所 -7.7.11 地域環境保全課 収受

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　感染性廃棄物　）



項目	実績値
①排出量	63.3 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	63.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	63.3 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	63.3 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月19日

千葉県知事
熊谷　俊人　　殿

提出者 〒530-0001

住　所 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200

氏　名 医療法人徳洲会 理事長 東上 震一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

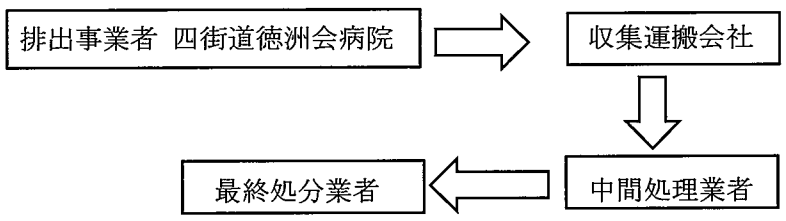
電話番号　06-6346-2888

印 地域振興事務所 7.6.23 収受

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	四街道徳洲会病院
事業場の所在地	四街道市吉岡１８３０－１
計画期間	令和７年4月1日から令和８年3月31日まで

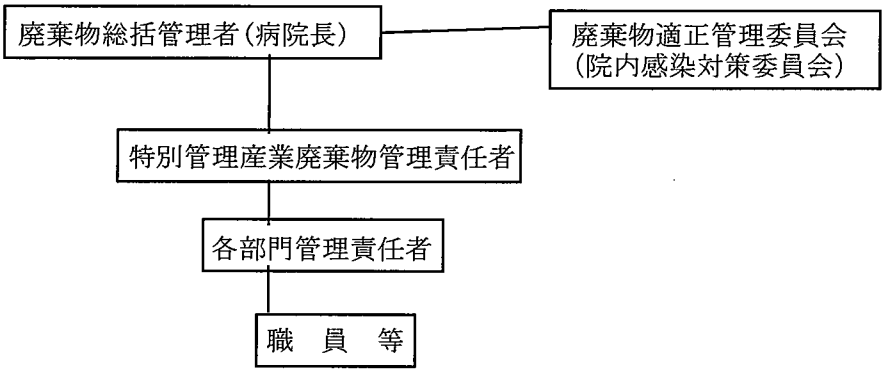
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	P－医療，福祉
②事業の規模	病床数：２００床
③従業員数	４３７名（医療従事者：３５９名　非医療従事者：７８名）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	91.648　t	t

（これまでに実施した取組）
- 委員会で廃棄物の分別方法を周知徹底した。
- 分別方法の案内表示を見直した。
- 全職員対象に廃棄物の取扱い・分別方法の勉強会を開催した。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排　出　量	85　t	t

（今後実施する予定の取組）
- 院内ラウンド時、感染性廃棄物の中に一般ゴミが捨てられていないか確認し、分別方法を徹底する。
- 感染対策として使用している「マスク」等を無駄に使用しないよう周知する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
- 感染性廃棄物：鋭利な物とその他で分別。
- 廃棄物分別表の配布・掲示。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
- 感染性廃棄物以外のゴミを捨てないよう、委員会で定期的に分別方法の説明をする。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実績なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組 ） ・予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
・実績なし。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
・予定なし。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	91.648 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	91.648 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	91.648 t	t

（これまでに実施した取組）
・中間処理施設で処理が適正に行われているか施設見学を実施。

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	85 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	85 t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	85 t	t
		（今後実施する予定の取組） ・引き続き契約通りに適正に処理が行われているか管理する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和６年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	91.648 t	
		（今後実施する予定の取組等） ・電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄				

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月19 日

千葉県知事　熊谷 俊人　　殿

印 地域振興事務所 7.6.23 収受

提出者　〒530-0001
住 所　大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200
氏 名　医療法人徳洲会 理事長 東上 震一
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 06-6346-2888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	四街道徳洲会病院
事業場の所在地	四街道市吉岡1830-1
事業の種類	P－医療，福祉
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	75.0 t	全処理委託量	75.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	75.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	75.0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度	77.663 t
	前年度	91.648 t

（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）

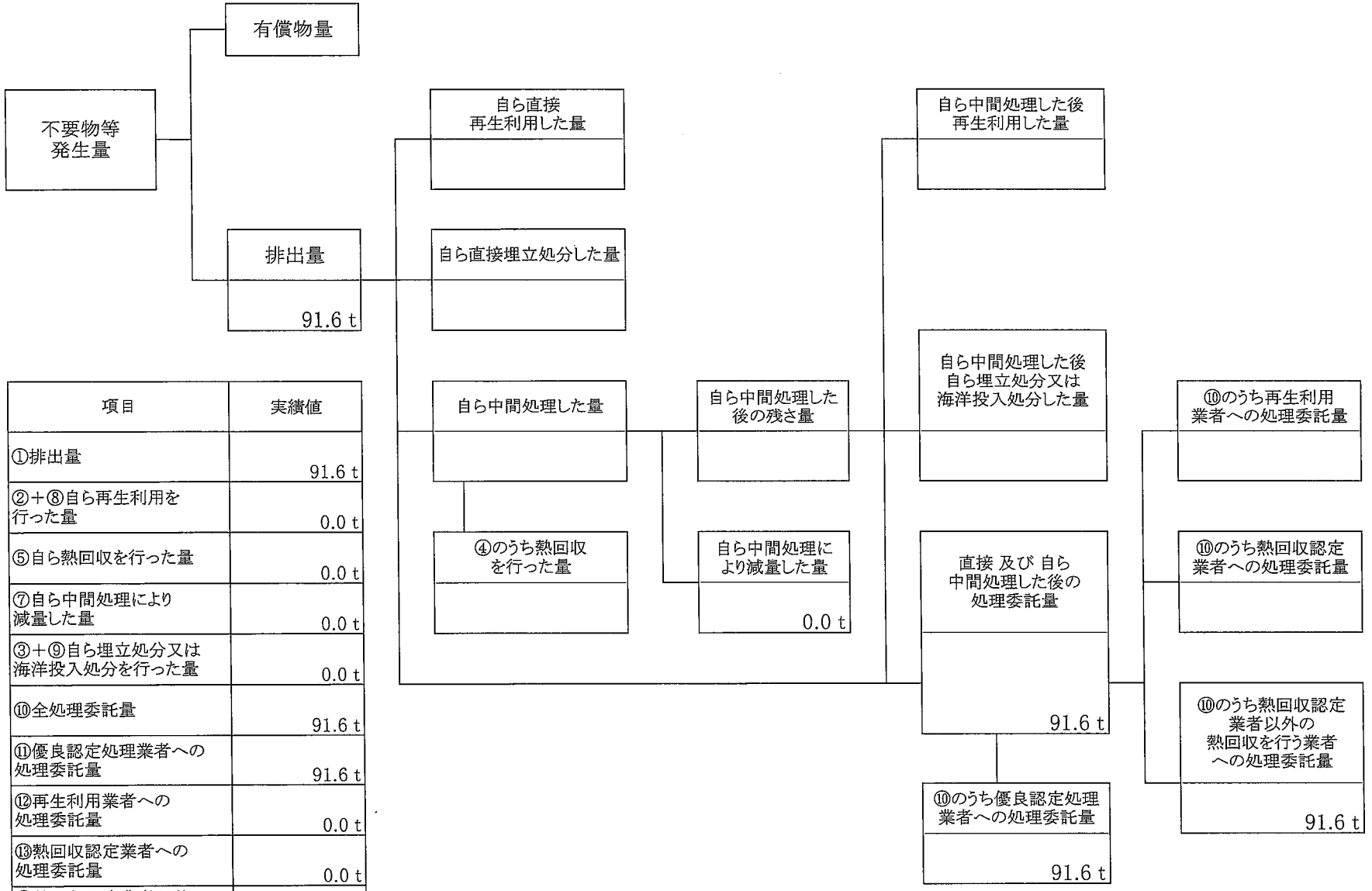
令和2年4月から電子マニフェスト使用開始。

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　　感染性廃棄物　　）



項目	実績値
①排出量	91.6 t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	91.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	91.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	91.6 t

（第2面）

備考

１　翌年度の６月30日までに提出すること。

２　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

３　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

４　第２面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12) ⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

５　第２面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

６　特別管理産業廃棄物の種類が２以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第２面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　※欄は記入しないこと。